

大和郡山市建設工事仕様書

1 工 事 名	DMGMORIやまと郡山城ホールトイレ改修工事
2 工 事 場 所	大和郡山市北郡山町地内
3 工 事 期 間	着手日から令和7年12月15日まで
4 工 事 概 要	建築改修工事 一式
5 事業担当課	事業担当課：生涯学習課 業務担当課：入札検査課(施設整備室)
6 契 約 日	落札の日の通知を受けた日を含み5日以内（市役所の業務の休みの日を除く。）
7 契 約 保 証	請負金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、設計金額が5,000万円未満で大和郡山市契約規則第22条第3号に該当する場合は免除する。
8 支 払 事 項	前 払 金 請負金額が300万円以上の場合は請求が可能である。 ただし、前払金として請負金額の40%、中間前払金として請負金額の20%を限度とする。 部分出来高払 なし 完了払 金 工事完成検査合格後、請求のあった日から40日以内に支払うものとする。
9 質 問 事 項	質問書提出日時 令和7年7月29日午前9時から正午まで 質 問 方 法 指定の質問書【ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→入札関係書類（工事）からダウンロードできます。】により事業担当課へ持参すること。 提 出 先 生涯学習課 質 問 回 答 日 令和7年7月31日午後1時から開札前日まで 質 問 回 答 場 所 ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→<u>建設工事・建設工事等に係る業務委託等入札のお知らせ（質問・回答を掲載しました）</u>にて閲覧できます。 そ の 他 質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。 また、質問・回答がない場合は、ホームページへの掲載はありません。

特記仕様書（建築編）

第1条 DMGMORI やまと郡山城ホールトイレ改修工事の施工にあたっては、設計図書及び**国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各仕様書〔最新版〕**（ホームページ「官庁営繕の技術基準」参照）によるものとする。

第2条 各仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第3条 請負者は工事の施工に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図るものとする。

第1章 総 則

1. 設計図書の照査

本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、照査の事実を施工計画書、または工事打合せ簿等より報告すること。

2. 工事の着手

本工事については、契約後速やかに着手すること。

3. 総合施工計画書の提出

総合施工計画書については、設計図書の内容及び現場条件を反映させ、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員に提出しなければならない。

4. 施工体制について（建設業法・入札契約適正化法）

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。

また、施工体系図を作成し、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げるとともにその写しを発注者に提出しなければならない。

尚、工事の進行によって下請業者の変更があった場合は、すみやかに施工体制図等を変更し、その写しを発注者に提出しなければならない。

5. 建設副産物

（1）本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所（施設）については、別紙のとおりとする。

（2）本工事の積算上の条件明示は下記のとおりであるが、受入場所（施設）を指定するものではない。

なお、設計変更については請負者の責によるものでないやむを得ない理由による場合を対象とし、監督職員と協議し変更するものとする。

請負者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の①～⑤である。

① 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合。

② 受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回

経路の運搬距離が著しく延びる場合。

- ③ 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合。
- ④ 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合。
- ⑤ 受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合。

なお、請負者の都合による受入場所（施設）の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設又は奈良県県土マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設とし、産業廃棄物処分については各関係法令を遵守した奈良県内外の処分許可を持つ受入施設とする。また、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

○積算上の条件明示（不要なものは枠ごと削除すること）

建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他 受入条件
コンクリート塊	(有) 日出産業	19.9km	8:00～17:00 夜間・休日不可 休止（日曜・祝日）	中間
木クズ・石膏ボード	(株) I・T・O	3.3km	8:00～17:30 夜間・休日不可 休止（日曜・祝日）	中間
陶磁器クズ・ ガラス	(有) 大志	18.9km	8:00～17:00 夜間・休日不可 休止（日曜・祝日）	中間

（３）建設工事請負契約書「６ 解体工事に要する費用等（３）再資源化等をする施設の名称及び所在地」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、積算上の条件明示と別の方法であった場合でも、上記（２）①～⑤によらない場合は設計変更の対象としない。

（４）産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員又は検査職員に提示しなければならない。また、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、監督職員又は検査職員より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。

なお、特別管理産業廃棄物（アスベスト等）については、受入時の計量伝票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（D・E票）を提出すること。

（５）建設発生土及び産業廃棄物の処分について、工事請負契約締結後にあつては再生資源利用〔促進〕（計画・~~実施~~）書を、工事竣工後は再生資源利用〔促進〕（~~計画~~・実施）書を所定の様式に基づいて作成し、提出するものとする。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により対象工事の請負者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した旨を、発注者に書面にて報告すること。

（６）工事用残土・殻捨場は、民間の指定処分地（別紙 建設発生土受入業者一覧・産業廃棄物処分業者一覧 内での指定）であるが、運搬距離並びに経路については、事前に監督職員と協議し運搬計画を作成し施工計画書に含め提出しなければならない。

（７）本工事の施工により産業廃棄物税の対象となる発生材を処分する場合は、搬出時に産業廃棄物

税相当額を**最終処分場業者**に支払うこと。

- (8) 再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書の提出様式については、奈良県技術管理課ホームページ又は国土交通省ホームページからダウンロードし使用すること。なお、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用した場合も、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を紙媒体で提出すること。また、請負者は、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6. 事故報告について

請負業者は、工事施工中に工事事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、市指定の事故報告書を作成し、提出しなければならない。

7. 交通安全管理

(1) 交通誘導警備員の配置について

- ① 交通誘導警備員は「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。
- ② 交通誘導警備員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は、設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。
- ③ 工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編 成	昼夜別	交代要員の有無	備 考
図示	1名／日	交通誘導警備員B	昼間	無	延べ60日

交通誘導警備員B：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員以外の交通の誘導に従事するもの

- (2) 「ダンプトラック等による過積載等の防止について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

10. 官公庁等への手続き等

- (1) 本工事は、有資格者等による石綿事前調査を実施し、石綿事前調査結果報告システムにより申請を行うこと。

また、工事打合せ簿等にて監督職員へ申請（登録）完了の報告を行い、監督職員又は検査職員より請求があった場合には登録内容を提示しなければならない。

工程および施工方法について、あらかじめ監督職員と打ち合わせの上、関係官公署および企業と協議を行い事故の発生を防止すること。

11. 施工時間及び施工時間の変更

施工時間は、午前9時から午後5時とするが、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

12. 各種保険及び退職金制度について

- (1) 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

なお、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」（シール）を現場に掲示し、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図ること。

第2章 材 料

1. 資材等の県産品利用促進

請負者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めること。

奈良県産品とは次の①から②に示すものとする。

- ① 県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品
- ② 奈良県リサイクル認定製品

2. 材料に関する指示事項

(1) 再生材の使用について

イ. 本工事の施工において使用する再生材（再生CR、再生砂、再生粒度調整碎石、再生アスファルト）については、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、工事施工箇所から20kmの範囲内で、奈良県内に再資源化施設がある場合は、県内の再資源化施設で製造された再生材を使用すること。

ただし、当該工事の工期、施工条件等により、必要とする量が確保できない場合は、監督職員と協議すること。

ロ. 上記イ.に記載しない再生材の使用にあたっては、奈良県産品の使用をより一層努めること。

ハ. 再生材の使用にあたっては、「再生材の使用に関する取り扱いについて」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

ニ. 再生材の使用にあたっては、使用前に、監督職員に再資源化施設が発行する試験成績書を提出すること。また、不純物の混入が無いこと等、現場にて搬入時にその品質確認を行うこと。

現場に搬入された再生材が、品質等その使用が不適当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査（または確認）を受けること。

- (2) 地盤改良工について、セメント系固化材の使用については、六価クロム溶出試験（環境庁告示46号溶出試験）を1検体行い、安全性を確認した上で使用すること。

- (3) レディーミクストコンクリートについては、「レディーミクストコンクリートの調達について」および「適正なコンクリート工事実施に関わる請負業者の遵守事項」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

第3章 施 工

1. 施工一般事項

- (1) コンクリートの養生期間については、監督職員と協議の上、全体工程を決定すること。

第4章 補足事項

1. 現場代理人等について

「建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務含）に係る現場代理人等について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

なお、当該工事は昼夜間連続で行い1日の所定労働時間を超えるため、交替のための現場代理人の配置を必要とする。

2. その他技術者等について

(1) 配管技術者

耐震継手管を使用する工事については配水管工技能者(大口径配水管であれば大口径配水管工技能者)の従事を義務付けるものとする。

また、給水装置工事については、大和郡山市指定給水装置工事事業者にて作業を行い、給水装置工事配管技能者の従事を義務付けるものとする。

ただし、従事とは直接工事に携わる若しくは工事に携わるものを監督することをいう。

3. 下請人の市内建設業者の優先選定

請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を大和郡山市内に本店を有するものの中から選定するよう努めること。

4. コリンズ(CORINS) への登録

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各仕様書〔最新版〕のとおり。

第5章 そ の 他

1. 工事用電力施設に関する指示事項

2. 工事用地等の使用

3. 一般事項

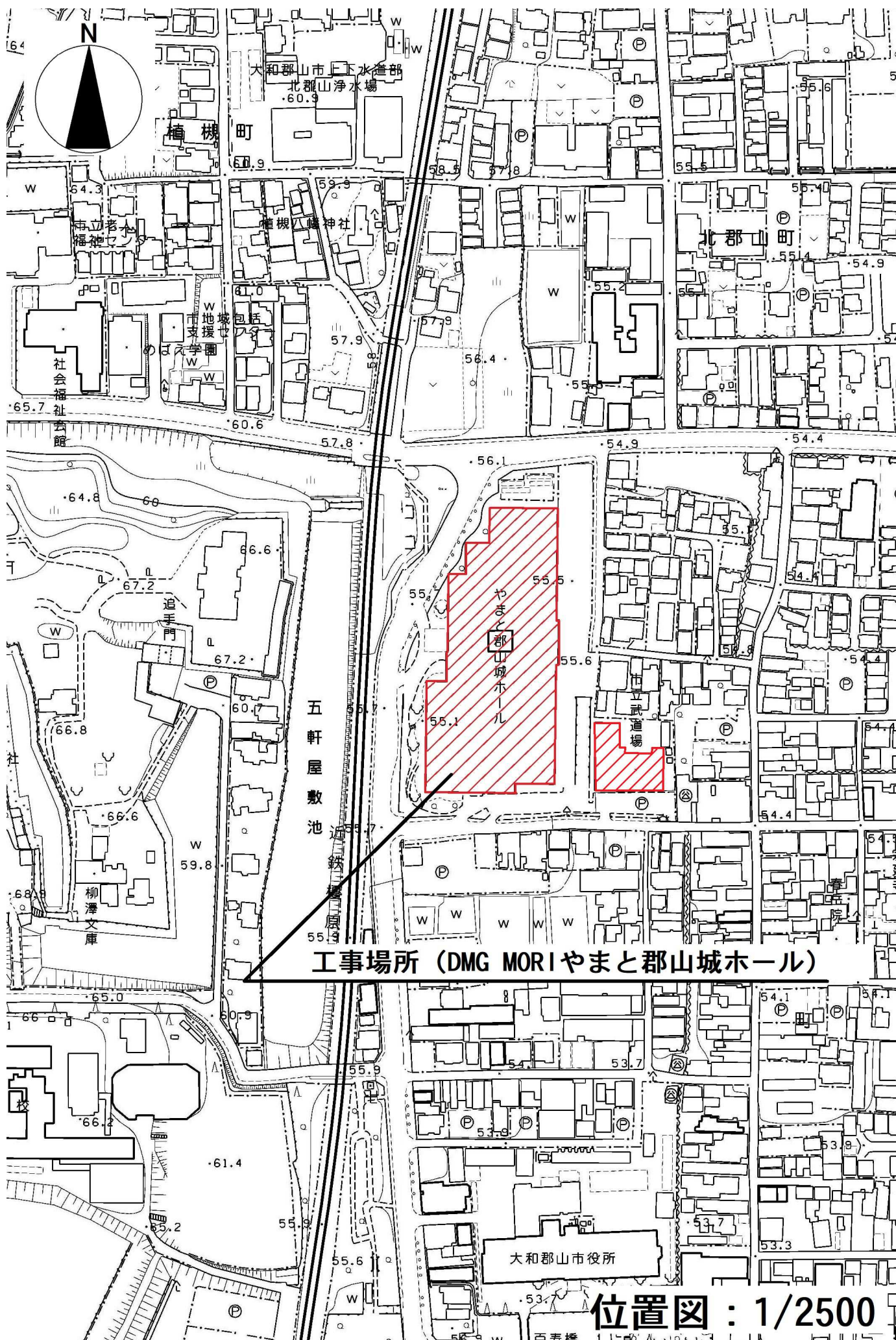
(1) 住民対策

- イ. 公共事業とはいえ通行者や沿道の住民に、迷惑をかけながら施工（営利活動）をしているという意識を請負人は、代表者以下、作業員に至るまで十分に徹底すること。
- ロ. 地元との意志の疎通をはかり、苦情、トラブル等の解消に努め問題が起これば、請負人が責任を持って対処すること。
- ハ. 第三者に理解できるよう予告、工事、交通規制等の看板・標識を設置すること。
- ニ. 現場代理人・主任技術者は、ネーム入り制服・ヘルメット・腕章等作業員と区別できるものを着用し、工事内容を十分理解して住民からの質問には、的確に説明すること。
- ホ. 作業の内容・時期・時間等は、監督職員と打ち合わせどおりとし、変更のある場合は、監督員との了解だけでなく地元とも協議をすること。
- ヘ. トラブルや苦情には誠実に対応し、明らかに因果関係のない場合を除き迅速に対処すること。
- ト. 工事区間内や運搬経路の路面は、良好に保つために巡回し、転倒・泥はね・ほこり等の苦情のないようにすること。特に雨天時は注意すること。
- チ. 道路横断管・家庭排水管等の露出があった場合は、注意して施工すること。またその排水管に損傷を与えた場合は、部分的な補修ではなく全面的に入れ替えること。
- リ. 舗装復旧については、路面工作物とのなじみに留意し、縦横断勾配を確保して水のたまらないように平滑に仕上げること。
- ヌ. 個人の水道・電気・土地等の無断使用は絶対しないこと。
- ル. 交通誘導員についても前述の主旨をわきまえ、通行者を優しく丁寧に誘導・指示させること。
- ヲ. 苦情・事故・要望・対処等の事実は、監督職員にその都度詳細に報告書にして提出し協議すること。

- (2) 工事による地元営業店の支障、地元行事、し尿、ゴミ収集、緊急時の対策は十分検討し考慮しておかねばならない。

4. その他留意事項

- (1) 工事期間中、施設利用者等に十分注意して安全に施工を行うこと。
- (2) 添付図面の想定工程表を基に、施設利用を優先し、施設管理者や監督職員と十分協議の上、施工を行うこと。
- (3) 工事で生じた破損は補修または交換を行い、請負者の負担で現状復旧を行うこと。
(工事場所以外を含む。)
- (4) 熱中症対策に十分努めること。



(別紙)

令和7年6月1日 以降 産業廃棄物処分業者一覧

会 社 名 等	処 分 場 施 設 所 在 地	がれき類 (工作物 除去に 伴って生 じた不要 物)	廃プラ	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスく ず・コンク リートくず 及び陶磁 器くず	汚泥
中間処理施設									
(株) I・T・O	天理市田町418番1、419番3、420番1の各一部 奈良市南庄町129番地、136番、143番地の各一部、182 番地、191番地1、143 番地	○	○	○	○	○	○	○	
(有) アサヒ開発	御所市大字元町315番地	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 井戸本	御所市大字室221番の一部、225番7、225番8、225番9、 226番の一部、227番、228番の一部		○				○	○	
(株) 今西組	吉野郡十津川村大字小川200番30外3筆			○	○				
(株) 今西商店	橿原市飯高町157番1	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 上田建設	御所市大字柏原1485番4の一部	○						○	
内村興産 (株)	生駒市北田原町1207番8	○						○	
(有) 馬本賢商店	平群町大字若井589番1外6筆	○	○			○	○	○	
栄和建设 (株)	葛城市中戸39番地、35番3			○					
(株) 岡野土木建材	宇陀市榛原内牧1264番地1の一部			○					
(株) ガイアート	大和郡山市今国府町6番9、20番、椎木町384番4	○						○	
(株) 梶本建材	川西町大字下永960番1、961番1	○						○	
(株) 川勝興産	御所市大字古瀬1287番3の一部		○	○	○	○			○
川上村森林組合	川上村大字西河字坂呑18番2外2筆			○					
関西化学工業 (株)	上牧町中筋出作158番6		○						
関西メタルワーク (株)	生駒市小平尾町1490-1、1491-1						○	○	
(有) 北大和開発	上牧町大字上牧4666番地	○	○	○	○	○	○	○	
(株) クボクリンサービス	香芝市尼寺一丁目8番、9番		○	○	○	○	○	○	
(有) グローバル開発	葛城市中戸321-2、322-1		○	○	○	○			
(株) 小倉開発	香芝市尼寺333-1、333-3		○	○	○	○			
(株) 坂本興業	御所市大字室字西口15番2	○	○	○	○	○	○	○	
(株) サクラモト	御所市大字三室610番1	○	○	○	○	○	○	○	
三建工業 (株)	橿原市曲川町7丁目627番、628番の一部	○							
三洋商事 (株)	奈良市蘭生町432番1	○	○	○		○	○	○	
(株) 四季園	生駒市小倉寺町277番2の一部	○	○	○	○	○	○	○	
(株) JUNコーポレーション	橿原市東竹田町169番地2、169番地3		○	○	○	○	○	○	
(株) 章南	御所市大字元町137番地の21		○	○	○		○	○	
(株) セイケ商事	香芝市大字尼寺580番4		○	○	○	○			
(株) 正光	御所市大字樋野461番地の一部、戸毛1116番地外1筆、 1082番1	○	○	○	○			○	○
積水化成成品工業 (株)	天理市森本町670番地1外32筆		○						
(有) 宗大	葛城市南花内252番地1の一部	○						○	
(株) ダイケン	奈良市北之庄西町二丁目11番地1、11番地6、11番地 10	○	○	○	○	○	○	○	
(有) 大志	橿原市新堂町281番の8外3筆	○	○	○	○	○	○	○	
大泉運輸 (株)	五條市二見5丁目1145番、1146番、1147番1、1148番1、 1166番1、1167番、1168番2、1474番各々の一部			○					
太洋エンジニアリング (株)	十津川村大字七色157番の一部			○					
(株) 大和化銀	宇陀市室生向洲2249番137		○	○	○	○	○		
(有) 大和環境サービス	河合町大字穴闇130番6		○	○	○	○			
(有) 大和産業環境社	上牧町大字中筋出作240番3		○	○	○	○	○	○	
(有) 拓栄興産	葛城市梅室138番12、138番13 汚泥は発生現場で固化 処理すること(車両搭載型攪拌固化機)		○	○	○	○			○
(株) 中和営繕	桜井市大字浅古1079、1080、1086-1、1087-1、1088-1、 1097-1、今井谷507外1、720	○	○	○	○	○	○	○	○
(株) 鶴田商店	田原本町味間317-1、317-7、317-8	○	○	○	○	○	○	○	
(株) ディ・シー	葛城市新村123番1、127番1	○	○	○	○	○	○	○	
徳本砕石工業 (株)	大淀町芦原531番地の1	○							
(株) トロワピリエ	大和郡山市小泉町2512番1		○※1			○※1			

令和7年6月1日 以降 産業廃棄物処分業者一覧

会 社 名 等	処 分 場 施 設 所 在 地	がれき類 (工作物 除去に 伴って生 じた不要 物)	廃プラ	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスく ず・コンク リートくず 及び陶磁 器くず	汚泥
(株) 中家建設	下市町大字原谷245外12筆			○					
(株) 中作	宇陀市菟田野宇賀志667番1、678番、679番		○	○	○	○			
(株) 中吉野開発	下市町大字栃原2353番1の一部、2353番4、2353番5	○		○				○	
奈良県アスコン協同組合	大和郡山市額田部北町1137番地1外5筆	○							
奈良県合同砕石 (株)	吉野町津風呂184番の一部	○	○	○	○	○	○	○	
奈良総合リサイクルセンター (株)	御所市大字多田572番1外5筆	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良マテリアル (株)	御所市大字城山台90番地の20、166番地4、166番地5	○	○				○	○	○
(株) 奈良リサイクル	御所市大字池之内528番地の1の一部、528番地の2		○※1			○※1			
(株) NANBU	大和郡山市長安寺町276-2 産業廃棄物の発生現場での処理に限る(車両搭載型溶融施設)	○	○	○	○	○	○	○	
	奈良市蘭生町416番1、416番2、418番1、418番4	○	○	○	○	○	○	○	
南部環境開発 (株)	田原本町大字千代580番地の4外2筆	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 西岡組	宇陀市大字陀野依254番2、256番2、256番1の一部	○						○	
日章金属興業 (有)	葛城市兵家171-1、171-7、152-7、152-12、166-3、1566		○				○	○	
日本資環 (株)	五條市西吉野町奥谷1249番地、1251番地の各一部	○	○			○	○	○	
野村興産 (株)	宇陀市菟田野大澤76番2		○※2				○※2	○※2	
(株) ヒカリワールド	五條市住川町1309番地		○			○			
(株) 正田建設	葛城市大字加守1500番外2筆、香芝市穴虫2624番1、2624番2の一部	○		○			○	○	○
一林産 (株)	奈良市蘭生町445番、446番1			○※3					
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目6番地の6	○	○	○			○	○	
福源商事 (株)	五條市出屋敷町186番56の一部、近内町1104番51の一部		○	○	○	○	○	○	
北和商事 (株)	大和郡山市小泉町2506番1	○	○	○	○	○	○	○	
(有) 丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目5番2、5番3	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 丸山土木	御所市大字小林756番外7筆			○					
(株) 丸山土木	御所市大字小林580-1の一部、581-1の一部、櫛羅2536-1の一部	○	○					○	○
(株) みやこ建材	大和郡山市九条町29-3の一部、29-5の一部、31-1の一部		○	○	○	○			
村本道路 (株)	橿原市曲川町708番1外3筆	○							
(株) 山田土木	御杖村大字土屋原3226番、3227番	○	○	○	○		○	○	
大和環境リサイクル (株)	宇陀市菟田野宇賀志4番3		○	○					
(株) ヤマト興産	五條市二見5丁目1183番地1の一部、1184番地1、1184番地4、1184番地5の一部	○							
(株) ヤマト産業サービスセンター	香芝市尼寺605番外2筆		○	○	○	○			
(株) 山本工業	天理市庵治町92番外8筆、嘉幡町304番1外2筆	○						○	○
(有) ヨシモトゴム商会	御所市東松本243番、244番、246番、247番		○			○			
(株) 米澤開発	奈良市柴屋町66番1、67番5の一部及び67番6の一部		○		○		○		
最終処分場									
(有) 馬本賢商店	生駒郡平群町大字福貴711番1外6筆 (安定型)	○※4							
(株) 正光	御所市戸毛1082番1外3筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
奈良県合同砕石 (株)	吉野町津風呂183番1及び184番 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
(株) 南都興産	御所市大字重阪329番地他12筆 (管理型)	○※4	○※4	○	○	○	○	○※4	○
日本資環 (株)	五條市西吉野町奥谷1255番地ほか13筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
(株) 丸山土木	御所市大字小林561番外17筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	

- ・ 一覧の中間処理施設及び最終処分場は、奈良県又は奈良市の許可を受け、令和7年6月1日現在、各ホームページ及び産業廃棄物処理業許可行政情報検索システムにて公開している産業廃棄物処理業許可業者である。

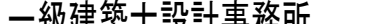
許可の有無や処分地・受入品目等について変動している場合があるため、処分場選定時には確認を行うこと。

※1廃タイヤに限る ※2廃蛍光管又は廃水銀灯に限る ※3建設系伐採木に限る ※4廃石棉を含む

DMGMORI やまと郡山城ホールトイレ改修工事

設計図

[illegible]

摘 要		 有限会社 大和郡山市城北町5番47号	 一級建築士設計事務所 総合建築設備事務所 TEL (0743) 55-6608	一級建築士事務所 登録 2023 (イ) 第2615号 管理建築士 中辻 常泰 一級建築士	DATE	PROJECT NAME	PROJECT CODE	No A-00
						DMGMORIやまと郡山城ホールトイレ改修工事		
						TITLE NAME	SCALE	
						表紙・図面リスト	A1:S=NON	

DMGMORI やまと郡山城ホールト イレ 改修工事

I. 工事概要

- | | |
|---------|---|
| 1. 工事場所 | 大和郡山市北郡山町地内 |
| 2. 建物概要 | 施設名称 DMGMOR やまと郡山城ホール
施設用途 劇場・図書館等
SRC造地下2階地上4階建て |
| 3. 工事種目 | 仮設工事・解体工事・内装改修工事・塗装改修工事 |

Ⅱ. 建築改修工事仕様

- [illegible]

章

1

改修工事一般事項

項目

特記事項

①適用基準等

建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(最新版)
建築改修工事監理指針上・下 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(最新版)
建築工事監理指針上・下 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(最新版)
建築物解体工事共通仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(最新版)
県土マネジメント部建築工事監督及び検査必携 奈良県県土マネジメント部
建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集 奈良県県土マネジメント部

②官公署その他への届出手続等

(1) 工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要の届出手続等を直ちに行う。なお、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。
(2) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供する。

③工事実績情報の登録

※適用する

④実施工程表

工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。

⑤施工計画書

(1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督職員に提出する。
(2) 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書（工種別施工計画書）を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。

⑥発生材の処理等

また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。
(3) (1)、(2)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。
県内処分場にて処理する。（安定5品目）半径(50)km. 以内
(安定5品目：がれき類、がらす及び陶磁器等、廃プラスチック類、金属くず類、ゴムくず)・引渡しを要するもの（ ）
特別管理産業廃棄物 改修特記仕様書 10章による
・現場において再利用を図るもの（ ）
・再資源化を図るもの（県内処理）
・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材
・再資源化を図るもの
・金属類 ・小型二次電池
・蛍光ランプ、HIDランプ ・硬質ポリ塩化ビニル管、継手 ・ガラス
※再生资源利用【促進】計画(実施)書を提出する。
※産業廃棄物の処理
関係法令に従い構外排出適切処理とし、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出する。
なお、県内の最終処分場に入搬することとなる場合は、奈良県産業廃棄物税相当額を支払うこと。
処理に注意を要する建設廃棄物
・COA処理木材
・ひ素、カドミウム含有石膏ボード

7電気保安技術者

※適用する

⑧施工条件

※現場説明書による

⑨建築材料等

本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合には、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとす。但し、同等のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。
なお、本特記仕様書に後述する建築材料表において特記されたものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（最新版）」による。

14中間技術検査

・行う検査の時期
・県土マネジメント部建築工事の監督及び検査の実施に関する取り扱い要領による。
・行わない

⑮完成時の提出図書

完成図（施工図、施工計画書を除く）
完成図CADデータ（CDE-R等）
施工図、施工計画書
保全に関する資料（提出部数 1部 部）
工事写真、各種承諾図、保証書等

⑯完成図

完成図の作成方法
※受注者に於いて設計図に基づき全ての図面を完成図として作成（設計図第2原図訂正可）、糊製製本図面（2）部提出する。
なお、製本図面サイズは監督員の指示とする。
※完成図は、原則として黒文字製本とし、表紙の書き方は監督員の指示とする。
・改修標準仕様書表1.8.1による

⑰工事写真・完成写真

※工事写真 奈良県県土マネジメント部監修 工事写真の撮影マニュアルによる。
区分 分類・規格 撮影枚数 部数 備考
※着工前 ・作業基準による ・作成基準による 1
※工事中 同上 同上 1
・カラーサービспル ・0・6・9
※完成時 ・カラーキャビネ判 監督員指示による 1
・カラーパナヘル半切 ・0・1・2
(ただし、上記写真は、アルバム製本とする。)
・完成写真として、全紙パナヘルを（ ）部提出する。
・完成写真撮影業者（完成写真撮影場所は監督員の指示による）
・監督員の承諾する撮影業者。

⑱設備工事との取合い

施工範囲
・図示した貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強
・図示した壁、天井仕上材、下地材の切り込み及び下地材の補強
・駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ
・自動閉鎖装置取付の箇所の切り込み及び補強

19設計G/L

・図示

20六価クロム溶出試験等

※六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)
本工事は「六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)」の対象工事であり、下記に示す工種についての六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)を実施し、試験結果(計量証明書)を提出する。
なお、試験方法は、セメント及びセメント系固着剤を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領による。
六価クロム溶出試験対象工法名及び検体数
工法： 配合設計段階 1検体、施工後段階 1検体
工法： 配合設計段階 検体、施工後段階 検体
合計 2検体
タンクリーチング試験対象工法名及び検体数
工法： 検体
工法： 検体
合計 検体

3防水改修工事

②既存部分の養生
養生方法
既存ブラインド、カーテン等の養生方法及び保管場所等
固定された備品、机、ロッカ等の移動
・行う(図示)
既存部分における既存家具等の養生
※ビニルシート等による
仮設間仕切りの種別
種別 材質 片面への塗装
※C種 シート張り
※B種 ・合板張り(厚さ ※9.0 ・)
・A種 ・せっこうボード張り(厚さ ※9.5 ・)
仮設厚の種別
※鋼製扉、合板張り程度
・設ける
・設ける
位置 ・既存建物内の一部を使用する
・構内に新設する
規模 ・10㎡程度 ・20㎡程度 ・30㎡程度 ・㎡程度
仕上の程度
部 位 仕 様
床 ※合板張り又はビニル床シート張り
内壁・天井 ※合板張り又は石膏ボード張り+塗装
屋根 ※塗装溶融重鉛メッキ鋼板張り又は鉄板張り+塗装
監督員事務所の備品等の種類及び数量は以下の表による
設備の種類 机・椅子 書棚 黒板又はホワイトボード 掛時計
数 量 組 台 個 個
備品の種類 ゴム長靴 雨がっぱ 安全帯 ヘルメット
数 量 足 着 個 個
備品の種類 懐中電灯 衣類ロッカー 冷暖房機器 加入電話機
数 量 個 人用 台 台
備品の種類 湯沸器 掃除機 パソコン 周辺機器
数 量 台 個 台
その他事務所として通常必要な備品を揃えること
H=1,800(基礎ブロック共)一部厚付
60人
構内既存の施設
・利用できる(・有償 ・無償) ※利用できない
構内既存の施設
・利用できる(・有償 ・無償) ※利用できない(仮設引込みを行うこと)
1棟(抜取式)
⑤ガードフェンス
⑥警備員
⑦工事用水
⑧工事用電力
⑨仮設便所
1 降雨等に対する養生方法(とい共)
2 改修用ドレン
3 脱気装置
※改修標準仕様書3.1.3(5)による
・設ける(POAS、POASI、POD、PODI、POS、POSI、POX工法の場合)
・設ける(M3D、POD、PODI、M3DI、M4DI、M3AS、POAS、M3ASI、M4ASI、POASI、POS、POSI、S4S、S4SI、S3S、S3SI、M4S、M4SI、POX、L4X工法の場合)
種類及び設置数量 ※ルーフィング類製造所の指定するもの

5改質アスファルトシート防水

防水改修工法の種類
屋根露出防水 ・M4AS工法 ・AS-T1 ・AS-J2
密着工法 ・AS-T2
屋根露出防水 ・M3AS工法 ・AS-T3 ・AS-J1
絶縁工法 ・POAS工法 ・AS-T4 ・AS-J3
屋根露出防水 ・M3ASI工法 ・ASI-T1
絶縁断熱工法 ・M4ASI工法 ・ASI-J1
改質アスファルトシート(JIS A 6013)
種類 ※改修標準仕様書3.4.2(1)による
厚さ(mm)
断熱材(屋根露出防水絶縁断熱工法)
種類 ・JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材
・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号(透湿係数を除くJIS A 9521の規格に準ずるもの)
厚さ(mm)
防湿層(屋根露出防水絶縁断熱工法) ・設置する
AS-T3工法、AS-T4工法、AS-J1工法、AS-J3工法、ASI-T1工法、ASI-J1工法の仕上り塗料塗りの仕上り塗料塗りの
・有り 種類(使用量(※製造所の仕様による)
押え金物の材質、形状及び寸法
※アルミニウム製 L=30×15×2.0(mm)程度

一級建築士設計事務所
総合建築設備事務所
CHECK 有限会社
大和郡山手町5番47号 TEL (0743) 55-6608

一級建築士事務所
登録 2023(イ)第2615号
管理建築士
一級建築士 中辻 常泰

プロジェクト番号
プロジェクト名
DMGCR やまと郡山城ホール イレ改修工事
作成日付
2024.03.07
図面番号
A-01

図名
建築改修工事特記仕様書(1)

[illegible]

章

6

内装改修工事

項目

特記事項

・「合板の農林規格」による天然木化粧合板

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ(mm)	接着の程度	防虫処理の適用
			・1類 ・2類	・適用 ()

・「合板の農林規格」による特殊加工化粧合板

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理の適用
		・1類 ・2類			・適用 ()

・パーティクルボード

施工箇所	表表面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)
		※13タイプ	※P又はM		※15
		・	・		・
		・	・		・

・構造用パネル

施工箇所	等級	厚さ(mm)
	・1級 ・2級 ・3級 ・4級	
	・1級 ・2級 ・3級 ・4級	

・MDF

施工箇所	厚さ(mm)	表表面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

造作材化粧面の釘打ち

※隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つづし頭釘打ち ・釘頭現し

防腐・防蟻処理

・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

[6.5.5]

適用部位	保存処理性能区分
	・K2 ・K3 ・K4
	・K2 ・K3 ・K4
	・K2 ・K3 ・K4

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部位	処理の方法	薬剤の種類
	※標準仕様書12.3.1(f)(b)①～④による	※JIS K 1571に適合又は同等品
	・	
	・	

・薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理

()

9

軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類

[6.6.2][表6.6.1]

屋外 ・19型 ※25型

屋内 ※19型 ・25型

屋外の野縁受、吊りボルト及びギンサートの間隔

[6.6.3]

・図示（図面番号）

・900以下

屋外の野縁の間隔

・図示（図面番号）

・

あと施工アンカーの確認試験

[6.6.4]

・行う（試験箇所 ・ 箇所 ※屋内の場合、当該階において3箇所）

（確認強度 ・ N

※吊りボルト受け等の間隔が900mm程度以下かつ天井面構成部材等の単位面積当たりの質量が20kg/㎡以内の天井の場合は400N程度）

・行わない

・天井ふところが3.0mを超える場合

補強方法 ※図示

10

軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナーの種類

[6.7.3][表6.7.1]

※改修標準仕様書表6.7.1による

スタッドの高さが5mを超える場合

[6.7.3][表6.7.1]

※図示（図面番号）

11

ビニル床シート

[6.8.2][6.8.3]

種類の記号	厚さ(mm)	色柄	目地処理する場合の工法
※FS	※2.0	・無地	
・FS	○2.5	・	※熱溶接

12

ビニル床タイル

[6.8.2]

種類の記号	厚さ(mm)	色柄	寸法
※KT	※2.0	・	・
・			

13

帯電防止床シート、床タイル、防滑性床シート、床タイル

[6.8.2]

種類	性能	厚さ(mm)
・帯電防止床シート	・体積抵抗値< >Ω以下	・2.0
・帯電防止床タイル	・	・

・防滑性床シート 種類（ ） 厚さ（ ）mm

・防滑性床タイル 種類（ ） 厚さ（ × mm）

14

視覚障害者用床タイル

[6.8.2]

種類	形状
・	・
・	・

15

ビニル幅木

[6.8.2]

材種	高さ(mm)	厚さ(mm)
・軟質 ・硬質	※60 ○100	※1.5以上

16

ゴム床タイル

[6.8.2]

種類	厚さ(mm)	色柄	寸法(mm)

施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種類・

織りゅうたん

[6.9.3][6.9.4][表6.9.1]

織り方	バイル形状	帯電性	品質の程度
・ウィルトン	・カットバイル	・適用する	
・ダブレス	・ループバイル		
・7タニスター	・カット、ループ併用		

（品質の程度は参考商品である）

色柄（※模様のない無地 ・ ）

バイル系の種類等 ※無地の織りゅうたん（・A種 ・B種 ・C種）

織りゅうたんの接合方法 ※ヒートボンド工法 ・

[6.9.2][6.9.3][表6.9.1]

タフデットカーペット

バイル形状

バイル体長(mm)

帯電性

工法

品質の程度

・カットバイル

・ループバイル

・カット、ループ併用

・レベルバイル

（品質の程度は参考商品である）

グリッパ－工法に使用する下敷き材

[6.9.2]

品質	厚さ(mm)
※JIS L 3204の2種2号	※8
	・

取付用付属品

[6.9.2]

見切り（材質< > 種類< > 形状< > ）

押さえ金物（材質< > 種類< > 形状< > ）

ニードルパンチカーペット

厚さ(mm)

帯電性

品質の程度

・

・適用する

（品質の程度は参考商品である）

タイルカーペット

[6.9.2][表6.9.2]

種類	バイル形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	品質の程度
※第一種	・カットバイル	※500×500	※6.5	・防炎品
・第二種	※ループバイル			・静電気防止品
	・カット、ループ併用			・トリップレス加工品

（品質の程度は参考商品である）

タイルカーペットの敷き方

[6.9.3]

平場	※市松敷き	・模様流し	・
階段部分	・市松模様	※模様流し	・

18

合成樹脂塗床

[6.10.3][表6.10.4～7]

種類	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材		※平滑仕上げ
弾性ウレタン樹脂系塗床		・防滑仕上げ
		・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材	・薄膜流し展べ工法	※平滑仕上げ
エポキシ樹脂系塗床	・厚膜流し展べ工法	・防滑仕上げ
	・樹脂モルタル工法	
・薄膜型塗床材		

19

フローリング張り

[6.11.2][6.11.1～6][表6.11.1][表6.11.3]

フローリングの種類	樹種	厚さ(mm)	大きさ(mm)	塗装
単層フローリング				
・フローリングボード1等	※なら	・15	板幅 75	・ウレタン樹脂ワニス塗り
	・	・	板長さ500以上	・ウレタン塗りの上ワックス
・フローリングブロック1等	※なら	※15	※303×303	・生地のままワックス塗り
	・	・	・	

複合フローリング

樹種

種別

防湿処理

塗装

※なら

・A種

※ウレタン樹脂ワニス塗り

・

・B種

・ウレタン塗りの上ワックス

・

・C種

・行う

・生地のままワックス塗り

工法

・モルタル埋込み工法

・接着工法

[6.11.3]

・釘留め工法（・根太張り工法 ・直張り工法）

接着工法の場合のフローリング裏面の緩衝材 ※合成樹脂発泡シート

[6.11.5]

種別

[6.12.2][表6.12.1]

・A種 ・B種 ・C種 ・D種（・KT-I ・KT-II ・KT-III ・KT-K ・KT-N）

20

敷き

[6.12.2][表6.12.1]

※

21

せつこうボード、その他のボード及び合板張り

[6.13.2][表6.13.1]

名称	厚さ(mm)
種類	
・せつこうボード(GB-R)	○9.5・12.5
・シージングせつこうボード(GB-S)	※9.5・12.5
・強化せつこうボード(GB-F)	
・化粧せつこうボード(GB-D)	※9.5 ※12.5
・せつこうラスボード(GB-L)	
・不燃積層せつこうボード(GB-NC)	・9.5

22

壁紙張り

[6.14.2]

名称	種類	表板の樹種名	板面の品質	処理	厚さ(mm)	接着の程度
合板	・普通合板	・ツグ程度	・	・防虫	・	・1種
	・しな程度			・難燃		・2種
板	種類	化粧板の樹種名	処理	厚さ(mm)		
	・天然木化粧合板	・なら	・防虫	・		
	種類	化粧加工の方法	表面性能	処理	厚さ(mm)	
	・特殊加工化粧合板	・オパール	・	・防虫	・	
		・プリント		・難燃		
		・塗装				

遮音シール材

[6.13.2]

・アクリル系シーリング材

・ウレタン系シーリング

・ジョイントコンパウンド

下地

・軽量鉄骨下地

・木造下地

[6.13.3]

合板類の張付け

種類

・A種 ※B種

せつこうボードの目地工法の種類

[6.13.3][表6.13.5]

・目透し工法

・突付け工法

○難目処理工法

[6.14.2]

施工箇所	品質の程度	防火性能の等級
図面記載箇所		※不燃 ・準不燃
		・不燃 ・準不燃
		・不燃 ・準不燃

（品質の程度は参考商品名である）

[6.14.3][表7.2.4][表7.2.5][表7.2.7]

モルタル、プaster面

・A種 ※B種 ・C種

コンクリート面

・A種 ※B種 ・C種

せつこうボード面

・A種 ※B種 ・C種

23

モルタル塗り

[6.15.3][6.15.6]

モルタル

・現場調合材料（セメントは改修特記仕様書8－4コンクリート工事による）

・既調合材料（ ）

既製目地材

・設ける 施工箇所（ ） 形状（※図示 ・ ）

・設けない

床目地

種類

※押し目地

・

目地割り

※2㎡程度

・

最大目地間隔

※3m程度

・

24

タイル張り

[6.16.3]

タイルの種類						
施工箇所	形状・寸法(mm)	用途	上乗設物	色	耐湿・耐薬品・耐汚損・耐塩化	品質の程度
校舎様男女洗面	磁器質200角	床・壁	・	・	・	・
屋内運動場	磁器質150角	床	・	・	・	・
プール棟	磁器質200角	床	・	・	・	・
倉庫棟	磁器質200角	床・壁	・	・	・	・

（品質の程度は参考商品名である）

試験張り ・行う

[6.16.3]

見本焼き ・行う

既調合モルタル ・適用する（ ）

下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理

・目荒し工法（改修標準仕様書6.15.5(3)による）

・

壁タイル張りの工法

[6.16.5][表6.16.4～6]

工法

・改良積上げ張り

・壁タイル接着剤張り

品質

・せつこう系

・セメント系

[6.17.2]

・

・

[6.17.3]

25

セルフレベリング材塗り

[6.17.2]

品質

・せつこう系

・セメント系

[6.17.3]

・

・

塗装改修工事

7

26

清掃

27

接着剤

改修後の床の清掃範囲

※解体範囲以外の建物の清掃は全て行うこととする。

接着材に含まれる可塑剤は難揮発性のものとする

[6.5.3][6.8.2]

壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤

[6.9.3][6.11.4]

のほろびの放散料

[6.11.5][6.13.2]

※規制対象外 ・第三種

[6.14.2][6.16.4]

3

錆止め塗料塗り

[7.3.2][7.3.3]

錆止め塗料塗りの種類

[7.3.2][7.3.3]

塗装面	塗料の種類	工程の種類			
鉄鋼面	E P－G以外	塗替え	A種	※C種	・
		新規見え掛り	A種	※A種	・
		新規見え隠れ	A種	※B種	・
	E P－G	塗替え	※B種 ・A種	※C種	・
		新規見え掛り	※B種 ・A種	※A種	・
		新規見え隠れ	※B種 ・A種	※B種	・
亜鉛めっき鋼面	E P－G以外	塗替え	※A種 ・B種	※C種	・
		新規鋼製建具等	※A種 ・B種	※A種	・
	E P－G	塗替え	C種	※C種	・
		新規鋼製建具等	C種	※A種	・

4

合成樹脂調合ペイント(SOP)

[7.4.2]

塗料の種類

※1種 ・2種

[7.4.3][表7.4.1]

木部の合成樹脂調合ペイント塗り

[7.4.3][表7.4.1]

新規の場合	屋外	※A種 ・B種 ・C種
（多孔質広葉樹を除く）	屋内	・A種 ※B種 ・C種
塗替えの場合		・A種 ※B種

鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗りの種類

[7.4.4][表7.4.2]

・A種 ※B種 ・C種

亜鉛めっき鋼面合成樹脂調合ペイント塗りの種類

[7.4.5][表7.4.3]

鋼製建具の塗替えの場合

※A種 ・B種 ・C種

上記以外

・A種 ※B種 ・C種

5

ｸﾘｯｶｰ塗り (OL)

[7.5.2][表7.5.1]

種別

・A種 ※B種

6

ｱｸﾘﾙ樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD)

[7.7.2][表7.7.1]

種別

・A種 ※B種

7

耐候性塗料塗り (DP)

[7.8.2][表7.8.1]

鉄鋼面耐候性塗料塗りの種類（新規を除く）

[7.8.2][表7.8.1]

・A種 ・B種 ・C種

上塗り塗料の等級（2・）級

亜鉛めっき鋼面耐候性塗料塗りの種類（新規を除く）

[7.8.3][表7.8.2]

・A種 ・B種 ・C種

上塗り塗料の等級 ※1・）級

コンクリート面及び押出成形セメント板面耐候性塗料塗りの種類

・A種 ・B種 ・C種

[7.8.4][表7.8.3]

上塗り塗料等級

・）級（コンクリート、押出成形セメント板面を除く）

8

つや有合成樹脂エマルジョン塗 (EP-G)

[7.9.2][表7.9.1]

コンクリート、モルタル、プaster、せつこうボード、その他ボード面のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種類

・A種 ※B種 ・C種

[7.9.2][表7.9.1]

しみ止め（塗替えの場合）

[7.9.2]

※改修標準仕様書7.9.2.(2)による

屋内の木部つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種類

[7.9.3][表7.9.2]

新規（多孔質広葉樹を除く）

※A種 ・B種 ・C種

塗替え

・A種 ※B種 ・C種

9

合成樹脂エマルジョン塗 (EP)

[7.9.4][表7.9.3]

屋内の鉄鋼面のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種類

・A種 ※B種 ・C種

[7.9.4][表7.9.3]

屋内の亜鉛めっき鋼面のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種類

・A種 ※B種 ・C種

[7.9.5][表7.9.4]

種別

・A種 ※B種 ・C種

[7.10.2][表7.10.1]

しみ止め（塗替えの場合）

[7.10.2]

※改修標準仕様書7.10.2.(2)による

・

10

合成樹脂エマルジョン模様の塗料塗り (EP-T)

[7.11.2][表7.11.1]

種別

・A種 ※B種 ・C種（塗替えで下地調整B種、C種を除く）

11

ウレタン樹脂ワニス塗り (U C)

[7.12.2][表7.12.1]

種別

・A種 ※B種

12

ウレタン塗り (O S)

[7.13.2][表7.13.1]

塗料

（・油性 ・水性）

13

木材保護塗料塗り (W P)

[7.14.2][表7.14.1]

種別

・A種 ※B種

プロジェクト番号

プロジェクト名

DMGRCR やまと郡山城ホールト イレ改修工事

作成日付

2024.03.07

図面番号

A-04

図名

尺渡

—

建築改修工事特記仕様書(4)

一級建築士設計事務所

総合建築設備事務所

CHECK 有限会社 チェック

登録 2023(リ) 第2615号

管理建築士

一級建築士 中辻 常泰

大和郡山市城北町5番47号 TEL (0743) 55-6608

9

環境配慮改修工事
石綿処理

項目

特記事項

① 施工調査等

施工調査（石綿含有建材の有無）
※行う ・行わない
目視及び設計図書等により製品名、製造所名、製造年等を確認し、調査結果を取りまとめ監督職員に提出する。
既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与
○行う （・設計時の調査報告書 ○分析結果報告書 ・ ）
石綿含有建材の分析調査
・行う（適用範囲） ○行わない
分析方法
・JIS A1481-1 ・JIS A1481-2 ・JIS A1481-3 ・JIS A1481-4
※「建材中の石綿含有率の分析法」（平成18年8月21日基発第0821002号、最終改正 平成28年4月13日 基発0413第3号）による。

2 石綿粉じん濃度測定

・行う 測定対象工事（ ）
・行わない

測定時期 測定場所 測定点 計
処理作業前 ・処理作業室内 点 室 点
・施工区画周辺又は敷地境界 点 室 点
処理作業中 ・処理作業室内 点 室 点
※セキュリティゾーン入口 点 室 点
※集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合） 点 室 点
※施工区画周辺又は敷地境界 点 室 点
処理作業後 ※処理作業室内 点 室 点
（隔離シート撤去前） ・施工区画周辺又は敷地境界 点 室 点
合 計 点

3 石綿含有吹付け材の除去及び処分

除去工法 [9.1.1][9.1.3]
・除去工法（BCJ（財）日本建築センターの審査証明（写）添付）
・封じ込み処理（ ）
・囲い込み処理（ ）
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置
※湿潤化 ・固形化
保管場所
・（ ）
除去した石綿含有吹付け材の処分
・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（熔融施設又は無害化処理施設）

4 石綿含有仕上塗材の除去

試験施工
・行う 図示（ ） ・行わない
※試験施工に先立ち、関係官庁への届出・許可を得ること。
除去工法
・集塵機付ディスクグラインダーケレン工法及び集塵装置併用手工具ケレン工法
除去した石綿含有仕上塗材の固形化
・行う ・行わない
除去した石綿含有仕上塗材の処分
・埋立処分 ・中間処理

5 石綿含有保温材等の除去及び処分

除去工法 [9.1.1][9.1.4]
・手ばらし ・破砕して除去
除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置
※湿潤化 ・固形化
保管場所
・（ ）
除去した石綿含有保温材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（熔融施設又は無害化処理施設）

6 石綿含有成形板の除去及び処分

除去工法 [9.1.5]
※湿潤化の上手ばらし ・（ ）
保管場所
・（監督職員の指示場所）
除去した石綿含有成形板の処分（石綿含有せっこうボードを除く）
・埋立処分 ・中間処理

7 手続き等

※労働基準監督署及び奈良県景観環境総合センター（奈良市内においては、奈良市保険・環境検査課）に必要な書類の届出を行うこと、またその内容を周辺住民の見やすい場所に掲示すること [9.1.2]

8 除去後の仕上げ

・（ケイ酸カルシウム板（有孔板も含む）） [9.1.1]

9 石綿作業主任者

※適用する [9.1.2]

⑩ 石綿含有材の箇所

※内壁塗装：▲アスベスト含有塗材
※仕上表及び図面の建材表示の前に▲を付したもの
※石綿含有の有無は、目視及び設計図書等によるものである。

13 屋根及びとい工事

1 長尺金属板葺

屋根葺形式
板及びコイルの種類 ・
塗膜の耐久性の種類 ・
めっき付着量 ・
厚さ(mm) ・ 0.4
下葦材料 (13.2.2)(表13.2.2)
・アスファルトルーフィング940
・改質アスファルトルーフィング下葦材
（・一般タイプ ・複層基材タイプ ・粘着層付タイプ）
雪止め ・設置する ※図示（図面番号） (13.2.3)
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法 (13.2.3)
・適用する ※図示（図面番号）

2 折板葺

折板の区分 (13.3.2)(表13.2.1)
形式による区分 ※重ね形又ははぜ締め形 ・かん合形
山高(mm) ・
山ピッチ(mm) ・
耐力(種) ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
材料による区分 ※鋼板製（・ ）
・アルミニウム合金板製（・ ）
厚さ(mm) ・
軒先戸板 ・適用する (13.3.2)
タイトフレームにJIS G 3302以外の鋼材を直接外気の影響を受けない屋内で使用する場合は表面処理
（標準仕様書表14.2.2による種別 ・ ）
断熱材張り (13.3.2)
・適用する（種別）（厚さ）（防火性能）
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法 (13.3.3)
・適用する ※図示（図面番号）

3 粘土瓦葺

粘土瓦 (13.4.2)
種類 大きさ 産地 役物瓦の種類 雪止め瓦
・使用する
・使用する
瓦棧木 (13.4.2)
材質 寸法（幅mm×高さmm）
・杉 ・ひのき ・ ※21×15 ・
棟補強用心材 (13.4.2)
材質 寸法（幅mm×高さmm）
・杉 ・ひのき ・ ※40×30 ・
JIS A 5208に基づく凍害試験等 (13.4.2)
・行う
・行わない
下葦材料 (13.4.2)(表13.2.2)
・アスファルトルーフィング940
・改質アスファルトルーフィング下葦材
（・一般タイプ ・複層基材タイプ ・粘着層付タイプ）
棟補強等に使用する金物等 材質、形状、寸法及び留付け方法 ※図示（ ） ・
棟の工法 ・図示（図面番号） (13.4.3)
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法 (13.3.3)
・適用する ※図示（図面番号）
といの材種等 (13.5.2)(表13.5.1)
材種 規格番号 材質その他
硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 カラーVP 縦樋50φ
硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 カラーVP 軒樋 前高120
とい受金物
材種 ・ ※溶接垂鉛めっきを行ったもの
形状 ・ ※表13.5.2による
取付け間隔 ・ ※表13.5.2による
銅管製といの防露巻き ※標準仕様書表13.5.4による (13.5.3)(表13.5.4)

4 とい

* 建築材料表（以下のものは、評価名簿による）

種 類	標準仕様書
・床型枠用鋼製デッキプレート(フラットデッキ)	(6.8)
・鉄骨柱下無収縮モルタル	(7.2)
・無収縮グラウト材（・プレミックス形／・現場調合形）	[8.2]
・押出成形セメント板	(8.5)
・成形伸縮目地材	(9.2)
・乾式保護材(防水立上部)	(9.2)
・陶磁器質タイル （・AⅡ(押出成形Ⅱ類)、・BⅠ(プレス成形Ⅰ類)、・BⅡ(プレス成形Ⅱ類)、・BⅢ(プレス成形Ⅲ類)）	(11.2・3・4)
・既製適合モルタル(タイ尔工使用)	(11.2)
・既製適合目地材	(11.2)
・ルーフトレン	(13.5)
・吸水調整材(モルタル用)	(15.2)
・防水材料	(15.2)
・アルミニウム製建具（・A種、・B種、・C種）	(16.2)
・樹脂製建具（B種）	(16.3)
・鋼製建具	(16.4)
・鋼製軽量建具	(16.5)
・ステンレス製建具	(16.6)
・錠前類 （シンリンダ－箱錠(・シンリンダ－箱錠／・レバーハンドル）、・シンリンダ－本締り錠）	(16.8)
・クローザー類 （ドアクローザー（・Grade1／・Grade2）、・ヒンジクローザー、フロアヒンジ(・Grade1／・Grade2)）	(16.9)
・自動扉機構（・制御装置 駆動装置、・検出装置）	(16.10)
・自閉式上吊り引戸機構(手動開き式)	(16.11)
・重量シャッター	(16.12)
・軽量シャッター	(16.13)
・オーバ－ヘッドドア	(16.14)
・ガラス （・フロート板ガラス、・型板ガラス、・網入り板ガラス及び線入り板ガラス、・熱線吸収板ガラス、 ・倍強度ガラス、・熱線反射ガラス）	(19.9)
・現場発泡断熱材	(20.2)
・フリーアクセスフロア（・3000N／・5000N）	(20.2)
・可動間仕切	(20.2)
・移動間仕切（スライディングドア）	(20.2)
・トイレブース	(20.2)
・煙突用成形ランニング材	(20.2)
・天井点検口	
・床点検口	
・グレーチング	(21.2)
・屋上緑化システム（・屋上緑化システム(板状成形品タイプ)、・屋上緑化軽量システム）	(23.5)[9.6]
・トップライト	
・エポキシ樹脂(・パテ状エポキシ樹脂／・可とう性エポキシ樹脂／・エポキシ樹脂モルタル)	[4.2]
・ポリマーセメントモルタル	[4.2]
・錆鉄製ふた(マンホールふた 弁掛ふた)	
・	
・	
・	

（ ）は公共建築工事標準仕様書、[]は公共建築改修工事標準仕様書の章節番号を示す

* 建築材料等参考表（材料評価名簿材料を除く）

建築材料考	製造者名、型名

一級建築士設計事務所
総合建築設備事務所
CHECK有限会社 チェック
大和郡山市城北町5番47号 TEL (0743) 55-6608

一級建築士事務所
登録 2023(イ)第2615号
管理建築士
一級建築士 中辻 常泰

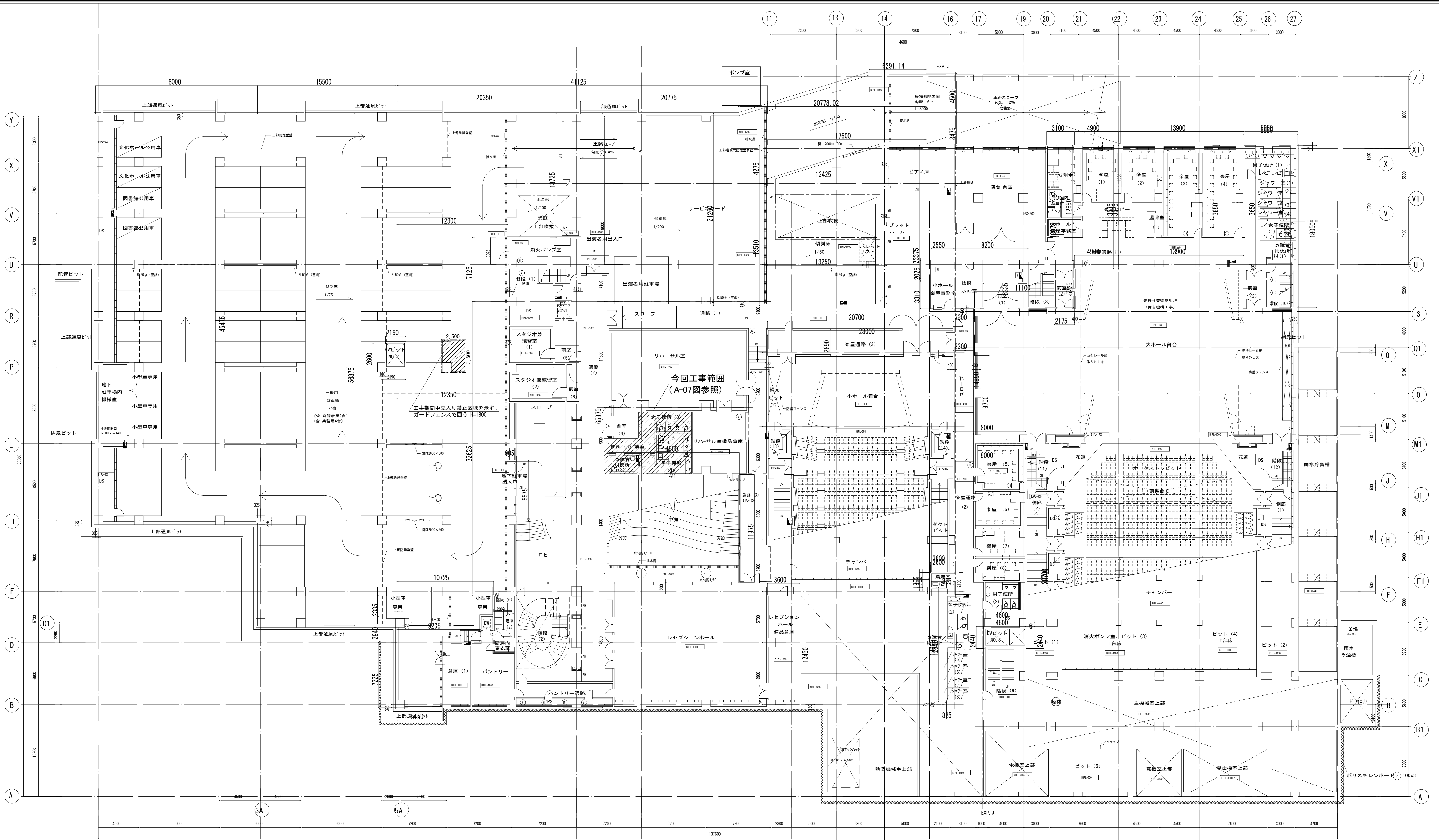
プロジェクト番号
DMGMQI やまと郡山城ホル－ルト イレ 改修工事

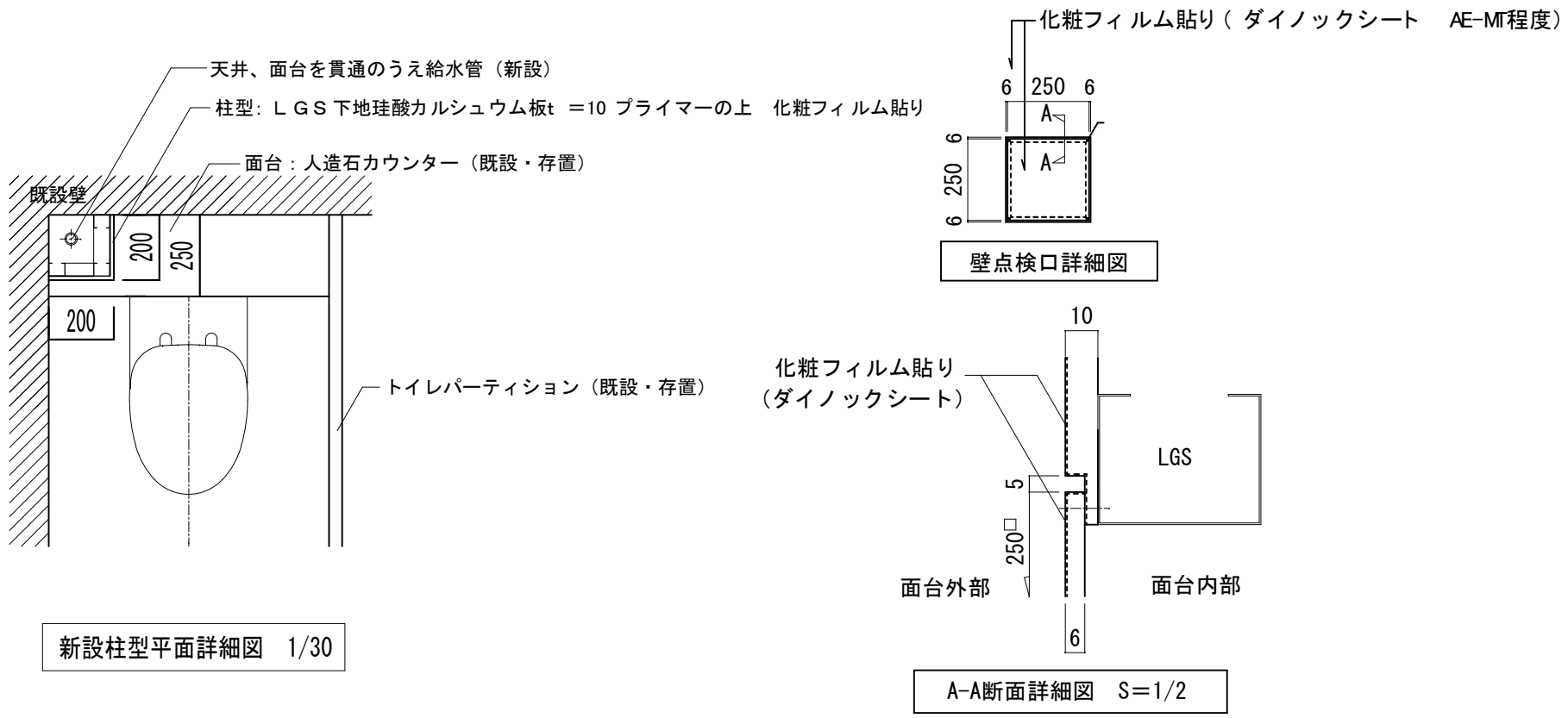
作成日付
2024.03.07

図面番号
A-05

図名
建築改修工事特記仕様書(5)

尺度
—

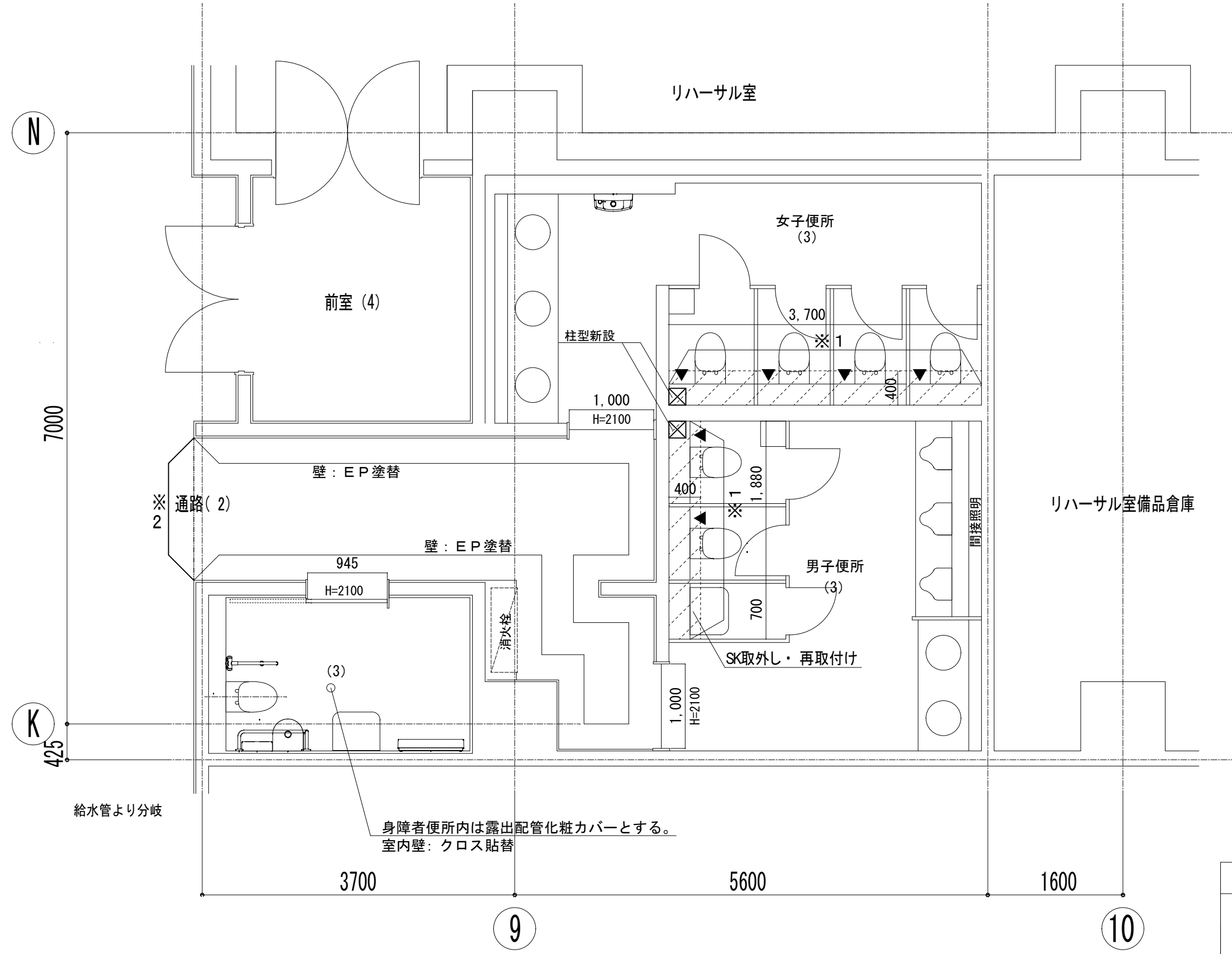
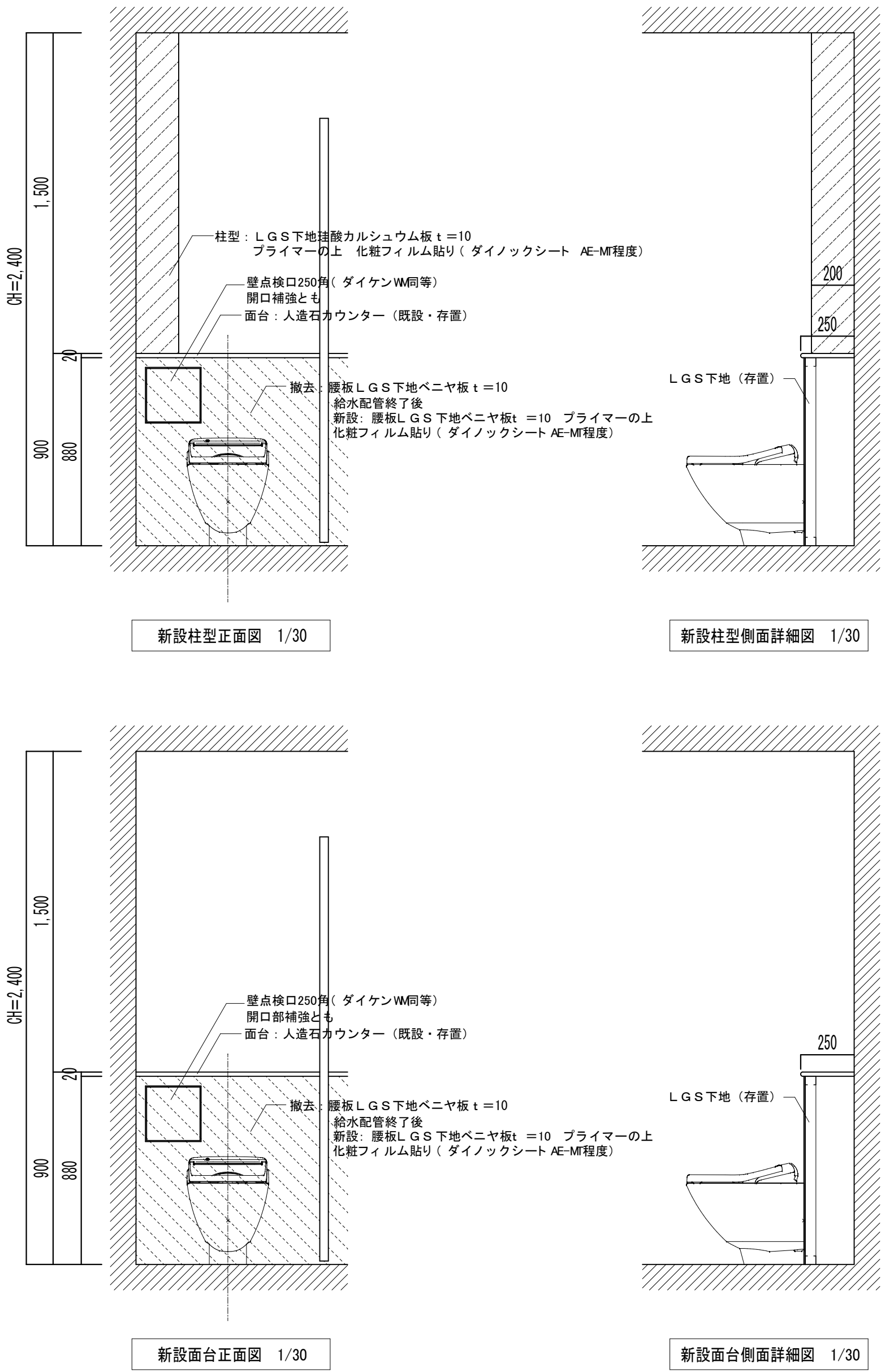




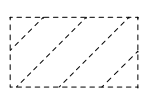
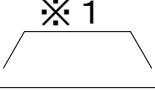
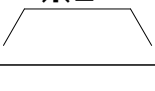
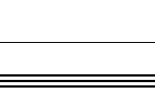
身障者用便所仕上表（共通）CH=2,400	
床	長尺塩ビシート張
巾木	ソフト巾木 H=60
壁	RC下地・化粧クロス（貼替）
天井	岩綿吸音板 厚9張（塩ビ製見切り縁）

通路仕上表（共通）CH=2,400	
床	長尺塩ビシート張
巾木	ソフト巾木 H=60
壁	ケイ酸カルシウム板下地EP塗
天井	岩綿吸音板 厚9張（塩ビ製見切り縁）

男子・女子便所仕上表（共通）CH=2,400	
床	長尺塩ビシート張
巾木	ソフト巾木 H=60
壁	ケイ酸カルシウム板下地塩ビシート貼り
天井	岩綿吸音板 厚9張（塩ビ製見切り縁） 一部カッター切のうえ撤去・新設



共通事項
トイレブース7カ所：全箇所確認の上、建具調整を行うこと
床：コンパネ(t=9)等で養生を行うこと （参考 監督員及び施設管理者と協議を行うこと）
トイレ及び通路部分は引渡し前に入念に清掃を行うこと。

凡例
 天井：給水管新設に伴う撤去・新設部分を示す。 （PB厚9.5下地 岩綿吸音板厚9.0張仕上）
※1  面台壁部分を撤去・新設する範囲を示す。 建築工事標準図参照）
※2  仮設間仕切りを設置する範囲を示す。 単管下地コンパネ(t=9)張り 鋼製扉付き（参考）
 面台壁部分の点検口設置位置を示す。 （建築工事標準図参照）

建築工事 標準図

摘要	



有限会社



一級建築士設計事務所
総合建築設備事務所

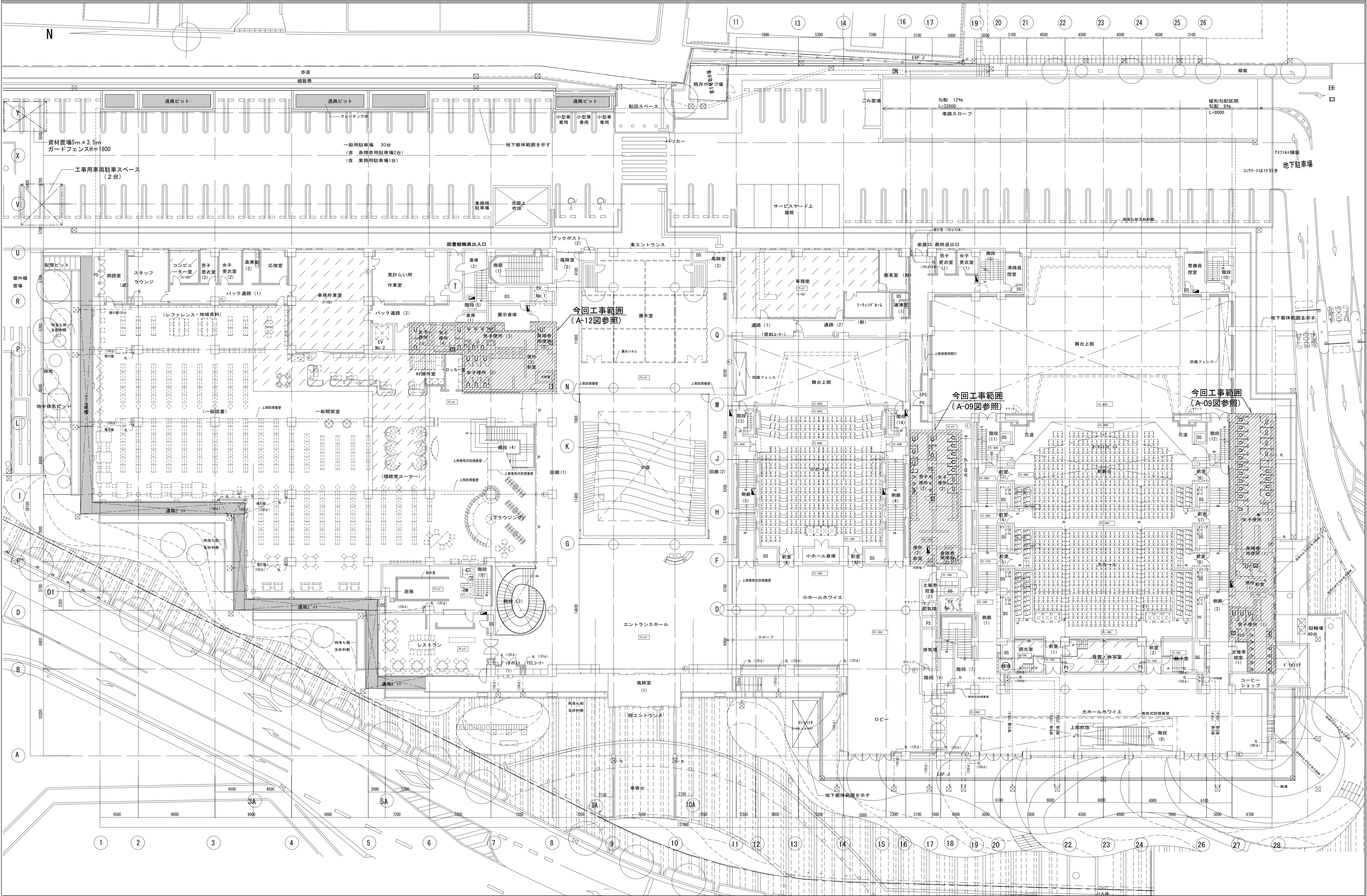
一級建築士事務所 登録 2023 (イ) 第2615号	管理建築士 一級建築士
中辻 常泰	

DATE	

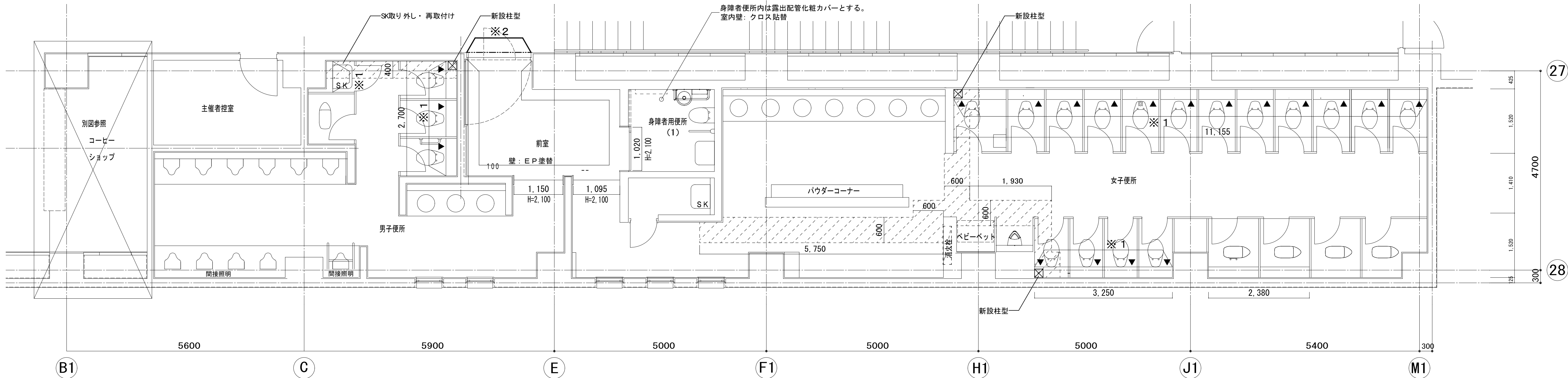
PROJECT NAME	DMGMORIやまと郡山城ホールトイレ改修工事
TITLE NAME	B 1階便所廻り詳細図・建築詳細図（改修図）

PROJECT CODE	
SCALE	A1:S=1/50・1/30

No	
A-07	



摘 要	※ 共通仮設工事		CHECK 有限会社 ビルチェック 大和郡山市城北町 5 番 4 7 号 T E L (0 7 4 3) 5 5 - 6 6 0 8 一級建築士設計事務所 総合建築設備事務所 登録 2023 (い) 第2615号 管理建築士 一級建築士 中辻 常泰 DATE PROJECT NAME DMGMOR I やまと郡山城ホールトイレ改修工事 TITLE NAME 1 階平面図 PROJECT CODE No SCALE 1/200 A-08				
	1. 交通誘導員 (1人/日) を配置すること。	5. 地下駐車場車路の一部に通行止めを行う 期間があります。					
	2. 工事の着工前に市担当者・ホール責任者と協議のうえ行うこと。	(和風便器撤去・スラブ打設・配管工事の時期)					
	3. 資材搬入、工事に際し床、壁の養生を行うこと。	引渡前に工事範囲の トイレ及び通路を全て清掃すること。					
	4. 資材搬入、工事作業に十分注意を払い行うこと。						



大ホール1階便所詳細図 1 / 50

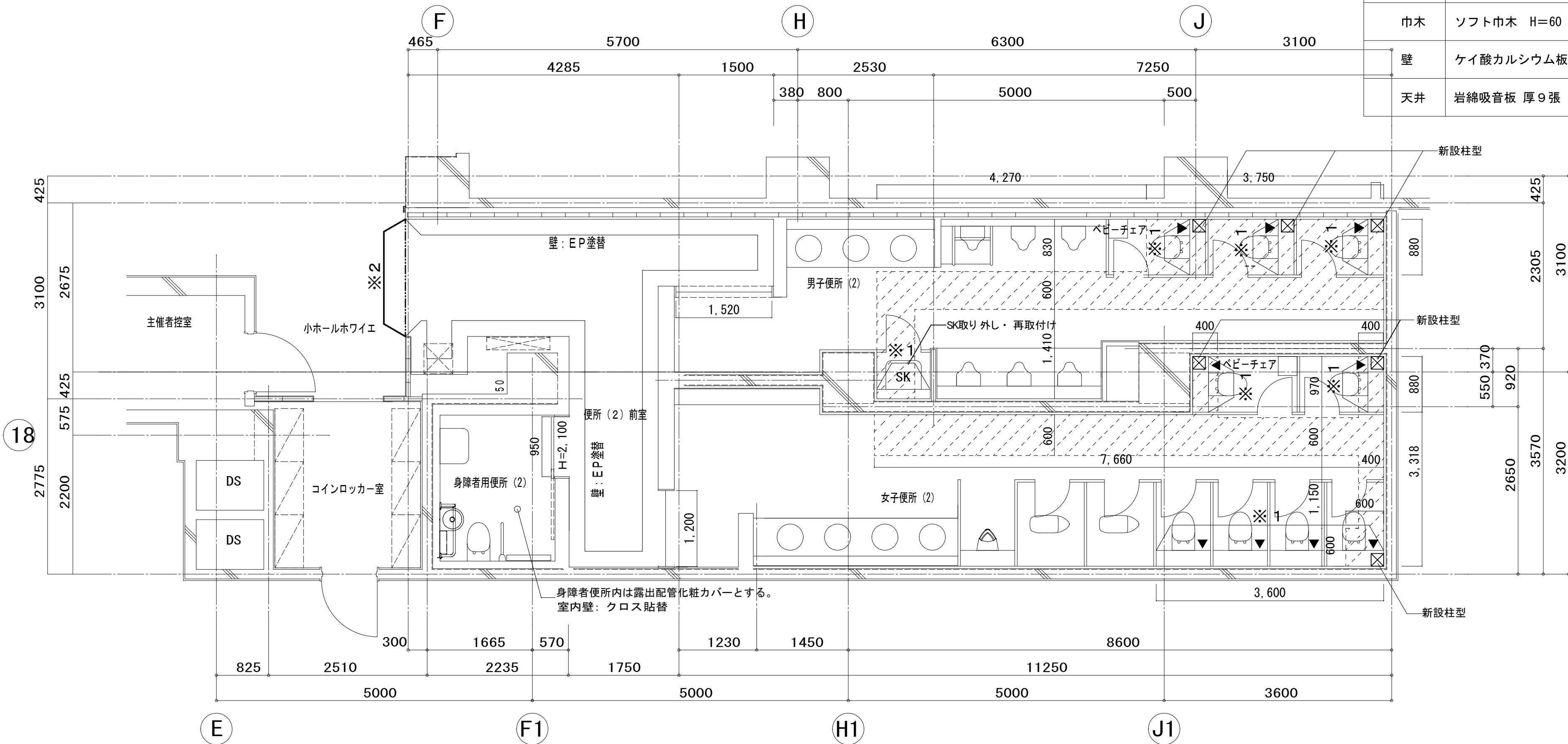
身障者用便所仕上表（共通）CH=2,400	
床	長尺塩ビシート張（存置）（一部改修部分は新設とする。）
巾木	ソフト巾木 H=60
壁	ケイ酸カルシウム板下地・モルタル鍍押えEP塗（塗替）
天井	岩綿吸音板 厚9張（塩ビ製見切り縁）

男子・女子便所仕上表（共通）CH=2,400	
床	長尺塩ビシート張
巾木	SUS複合巾木 H=65（存置）
壁	ケイ酸カルシウム板下地塩ビシート貼り
天井	岩綿吸音板 厚9張（塩ビ製見切り縁） 一部カッター切のうえ撤去・新設

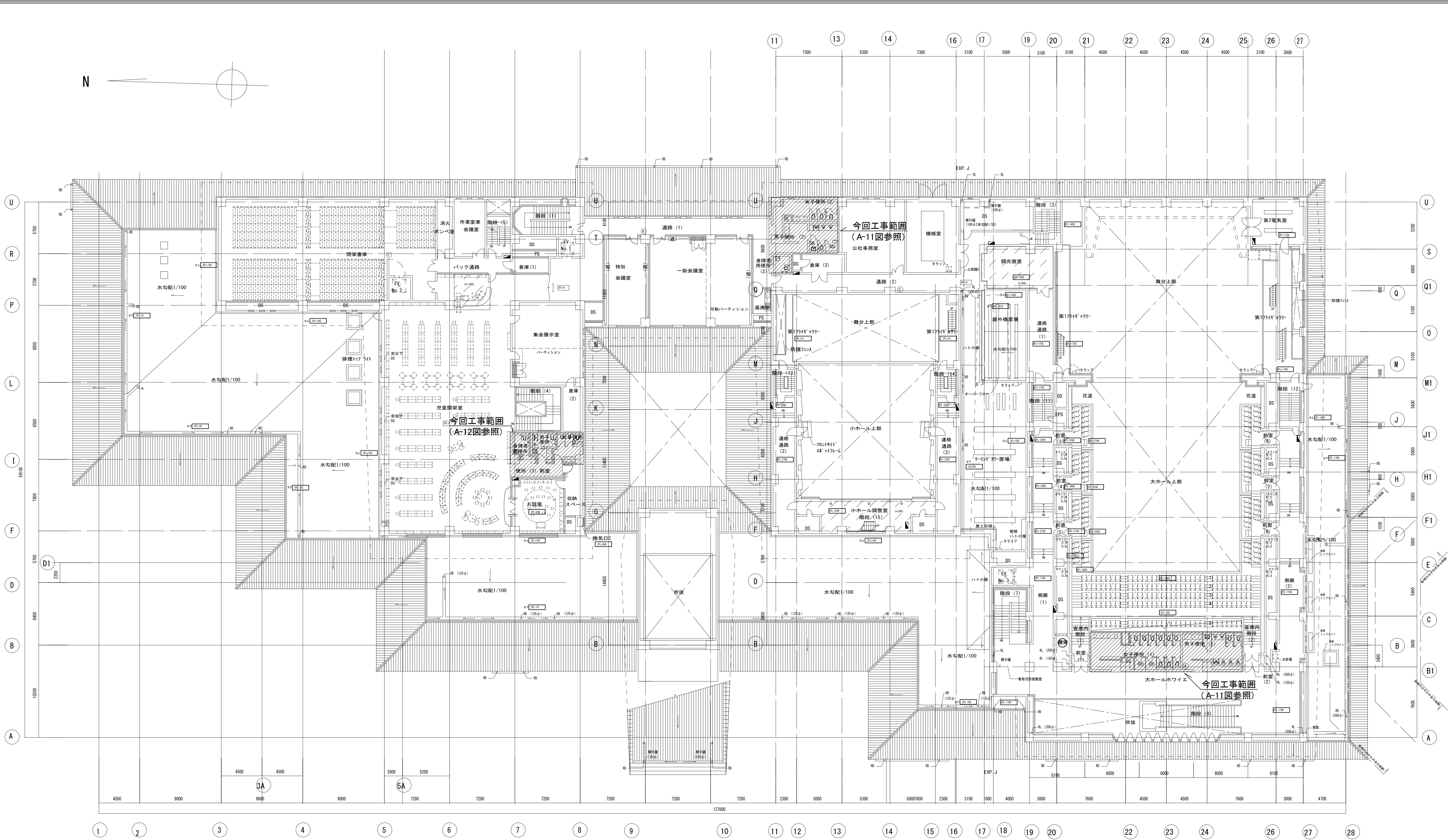
通路仕上表（共通）CH=2,400	
床	長尺塩ビシート張
巾木	ソフト巾木 H=60
壁	ケイ酸カルシウム板下地EP塗
天井	岩綿吸音板 厚9張（塩ビ製見切り縁）

共通事項	
トイレブース36カ所：全箇所確認の上、建具調整を行うこと	
床：コンパネ(t=9)等で養生を行うこと （参考 監督員及び施設管理者と協議を行うこと）	
トイレ及び通路部分は引渡し前に入念に清掃を行うこと。	

凡例	
	天井：給水管新設に伴う撤去・新設部分を示す。 （PB厚9.5下地 岩綿吸音板厚9.0張仕上）
※1	面台壁部分を撤去・新設する範囲を示す。 （建築工事標準図参照）
※2	仮設間仕切りを設置する範囲を示す。 単管下地コンパネ(t=9)張り 鋼製扉付き（参考）
▲	面台壁部分の点検口設置位置を示す。 （建築工事標準図参照）



小ホール1階便所詳細図 1 / 50

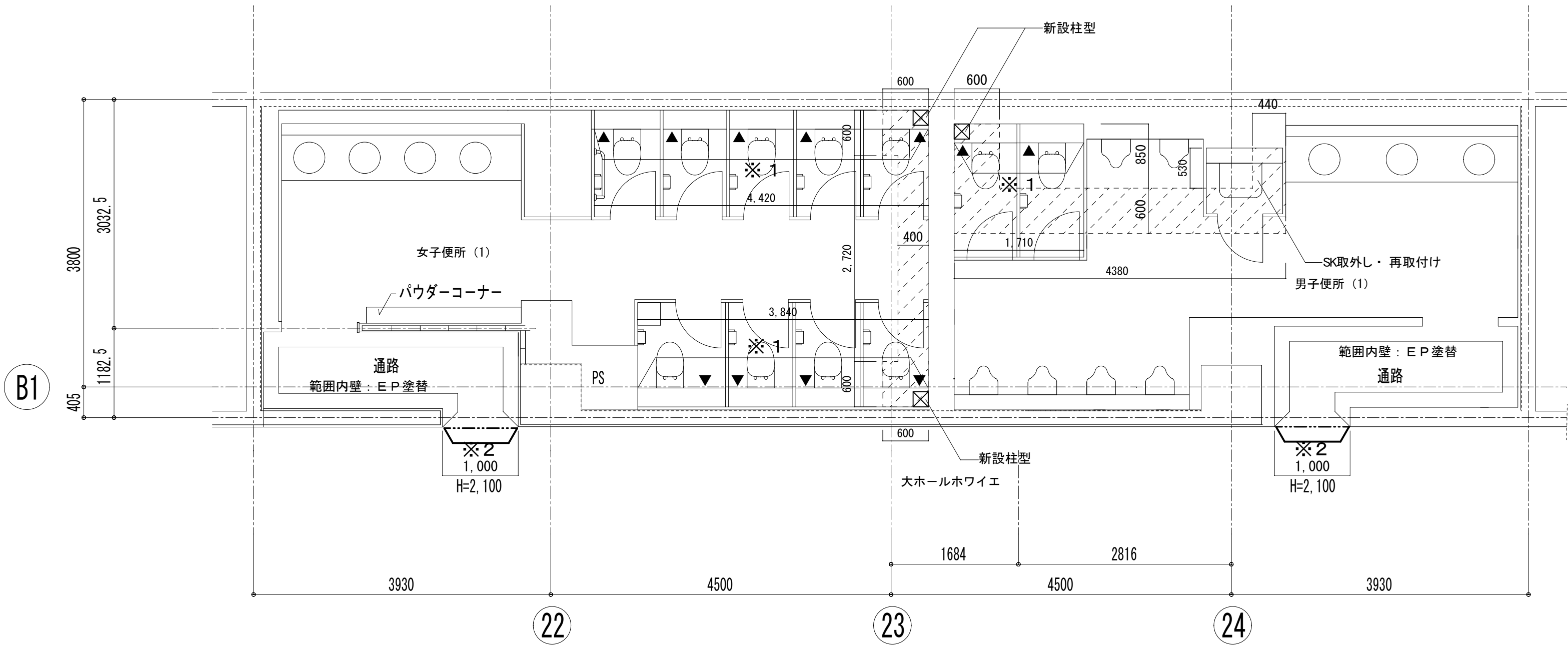


摘 要			CHECK 有限会社 大和郡山市城北町5番47号 一級建築士設計事務所 総合建築設備事務所 ビルチェック TEL (0743) 55-6608 一級建築士事務所 登録 2023 (イ) 第2615号 管理建築士 一級建築士 中辻 常泰 DATE	PROJECT NAME DMGMOR I やまと郡山城ホールトイレ改修工事 TITLE NAME 2階平面図		PROJECT CODE SCALE 1/200	No A-10

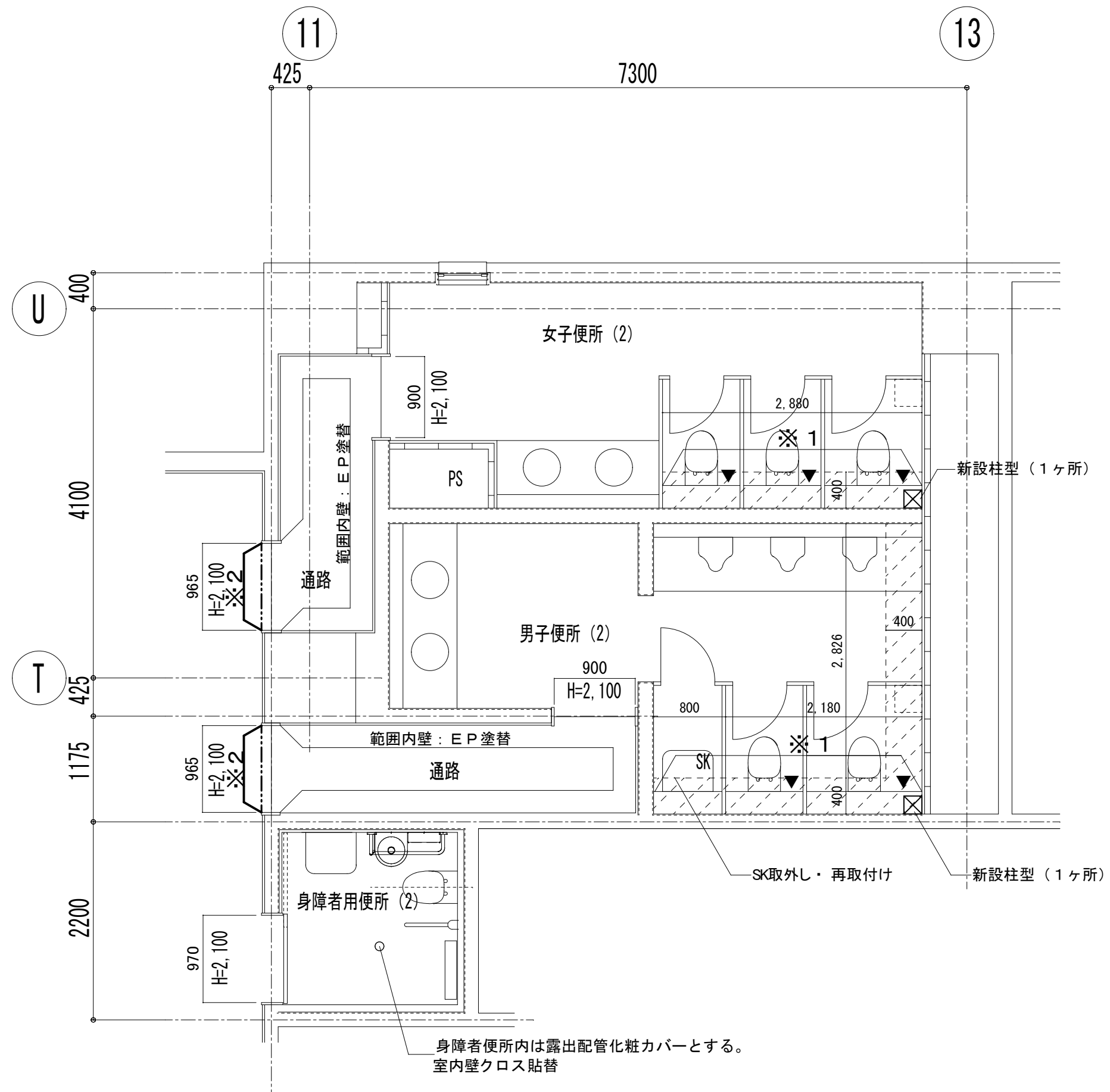
身障者用便所仕上表（共通）CH=2,400	
床	長尺塩ビシート張
巾木	ソフト巾木 H=60
壁	ケイ酸カルシウム板下地・モルタル鍍押えE P 塗（塗替）
天井	岩綿吸音板 厚9張 （塩ビ製見切り縁）

通路仕上表（共通）CH=2,400	
床	長尺塩ビシート張 （存置）
巾木	ソフト巾木 H=60 （存置）
壁	ケイ酸カルシウム板下地E P 塗替
天井	岩綿吸音板 厚9張 （塩ビ製見切り縁）

男子・女子便所仕上表（共通）CH=2,400	
床	長尺塩ビシート張 （存置）
巾木	SUS複合巾木 H=65 （存置）
壁	ケイ酸カルシウム板下地塩ビシート貼り・E P 塗（存置）
天井	岩綿吸音板 厚9張 （塩ビ製見切り縁） 一部カッター切のうえ撤去・新設

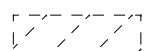
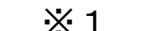
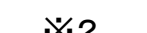


2階大ホール便所詳細図 1 / 50



2階会議室横便所詳細図 1 / 50

共通事項
トイレブース17カ所：全箇所確認の上、建具調整を行うこと
床：コンパネ(t=9)等で養生を行うこと (参考 監督員及び施設管理者と協議を行うこと)
トイレ及び通路部分は引渡し前に入念に清掃を行うこと。

凡 例	
	天井：給水管新設に伴う撤去・新設部分を示す。 (P B 厚9.5下地 岩綿吸音板厚9.0張仕上)
※ 1 	面台壁部分を撤去・新設する範囲を示す。 建築工事標準図参照)
※2 	仮設間仕切りを設置する範囲を示す。 単管下地コンパネ(t=9)張り 鋼製扉付き(参考)
▲	面台壁部分の点検口設置位置を示す。 (建築工事標準図参照)

摘 要		CHECK 大和郡山市城北町5番47号 一級建築士設計事務所 総合建築設備事務所 ビルチェック 有限会社 TEL (0743) 55-6608 一級建築士事務所 登録 2023 (イ) 第2615号 管理建築士 一級建築士 中辻 常泰	DATE			PROJECT NAME			PROJECT CODE			No	
						DMGMORIやまと郡山城ホールトイレ改修工事							A-11
						TITLE NAME			SCALE				
						大ホール2階便所、2階会議室横便所詳細図（改修図）			A1:S=1/50				

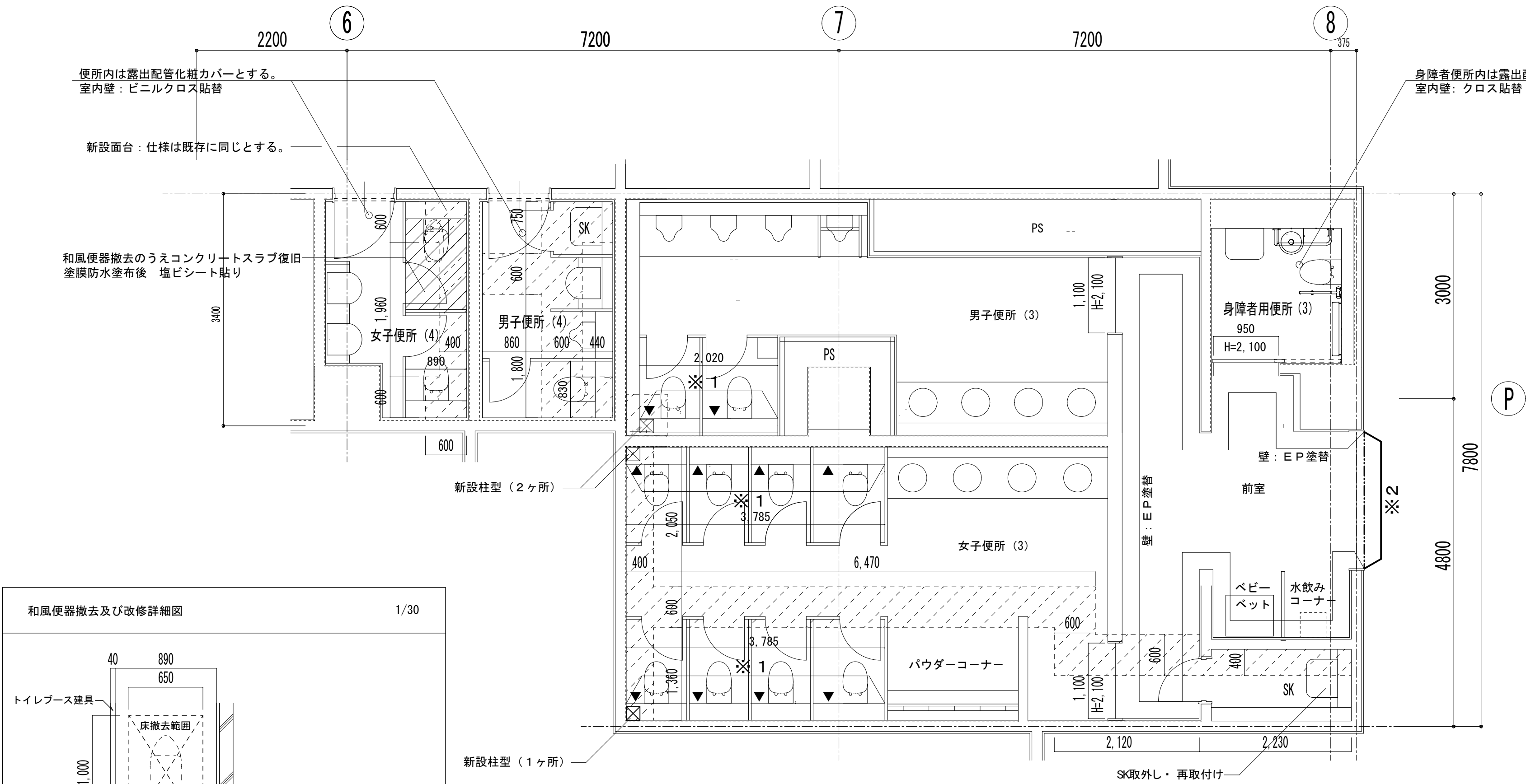
2階児童開架便所仕上表（共通）CH=2,400	
床	長尺塩ビシート張（存置）
巾木	ソフト巾木 H=60（存置）
壁	ビニルクロス貼替え
天井	岩綿吸音板 厚9張（塩ビ製見切り縁） 一部カッター切のうえ撤去・新設

身障者用便所仕上表（共通）CH=2,400	
床	長尺塩ビシート張（存置）
巾木	ソフト巾木 H=60（存置）
壁	ケイ酸カルシウム板下地・モルタル鍍押えEP塗（塗替）
天井	岩綿吸音板 厚9張（塩ビ製見切り縁）

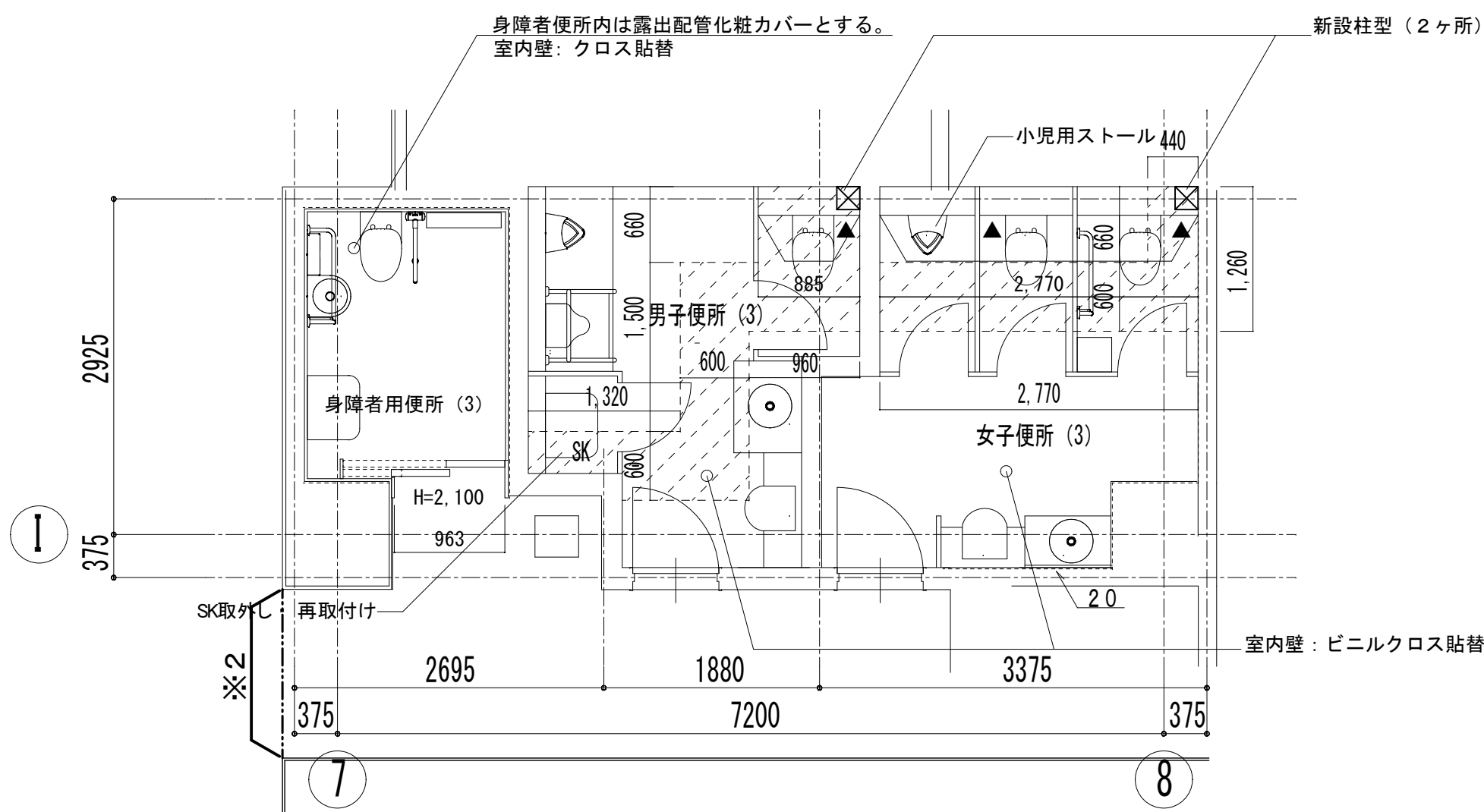
通路(前室)仕上表（共通）CH=2,400	
床	長尺塩ビシート張（存置）
巾木	ソフト巾木 H=60（存置）
壁	ケイ酸カルシウム板下地EP塗（塗替）
天井	岩綿吸音板 厚9張（塩ビ製見切り縁） 一部カッター切のうえ撤去・新設

身障者用便所仕上表（共通）CH=2,400	
床	長尺塩ビシート張（存置）
巾木	ソフト巾木 H=60（存置）
壁	ケイ酸カルシウム板下地・モルタル鍍押えEP塗（塗替）
天井	岩綿吸音板 厚9張（塩ビ製見切り縁）

2階児童開架便所仕上表（共通）CH=2,400	
床	長尺塩ビシート張（存置）
巾木	ソフト巾木 H=60（存置）
壁	ビニルクロス貼替え
天井	岩綿吸音板 厚9張（塩ビ製見切り縁） 一部カッター切のうえ撤去・新設



1階エントランスホール横便所詳細図 1／50



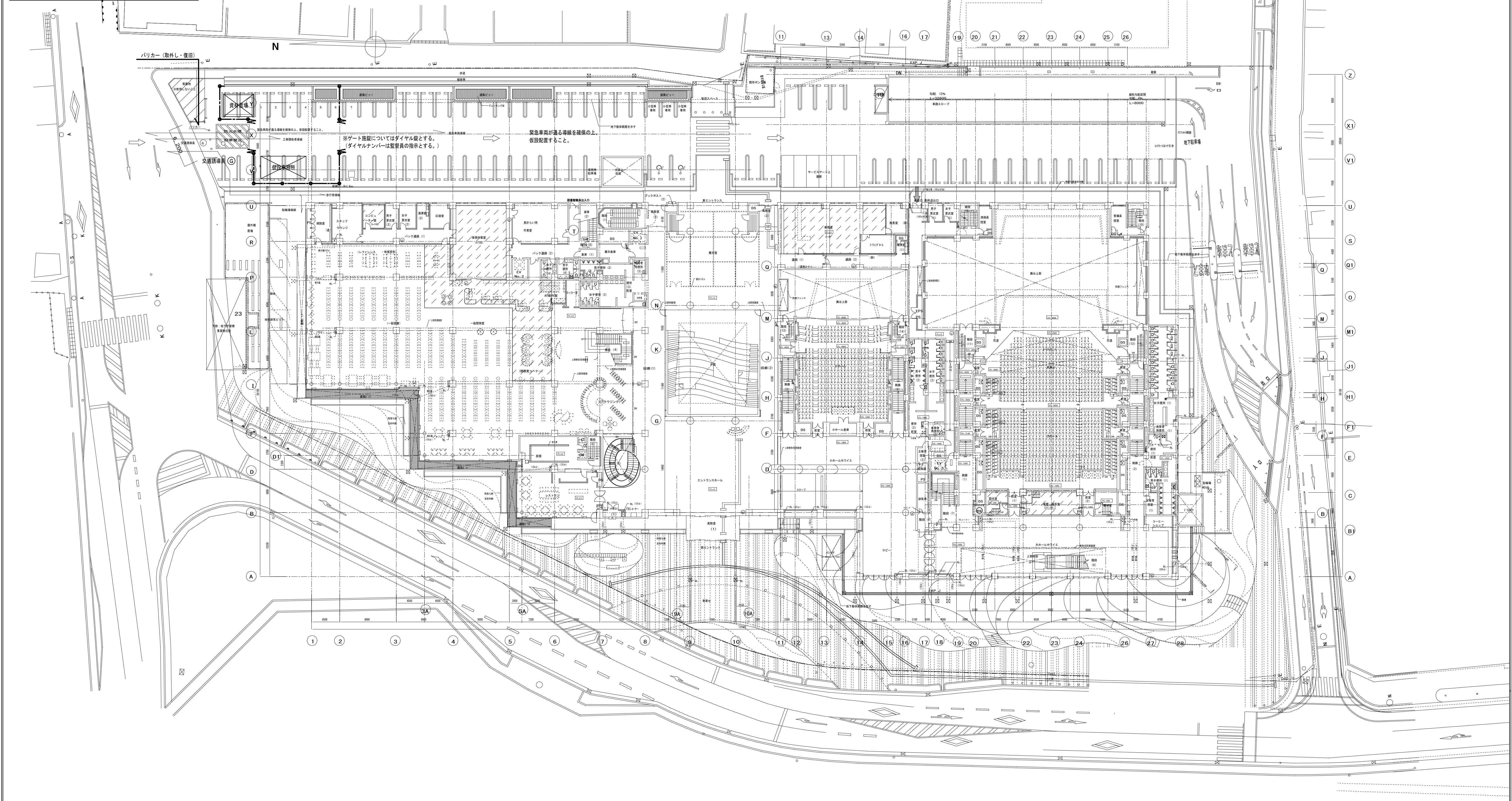
2階児童開架便所詳細図 1／50

共通事項
トイレブース19カ所：全箇所確認の上、建具調整を行うこと
床：コンパネ(t=9)等で養生を行うこと （参考 監督員及び施設管理者と協議を行うこと）
トイレ及び通路部分は引渡し前に入念に清掃を行うこと。

凡例	
	天井：給水管新設に伴う撤去・新設部分を示す。 （PB厚9.5下地 岩綿吸音板厚9.0張仕上）
※1	面台壁部分を撤去・新設する範囲を示す。 （建築工事標準図参照）
※2	仮設間仕切りを設置する範囲を示す。 単管下地コンパネ(t=9)張り 鋼製扉付き（参考）
▲	面台壁部分の点検口設置位置を示す。 （建築工事標準図参照）

摘 要		CHECK 大和郡山市城北町5番47号 一級建築士設計事務所 総合建築設備事務所 有限会社 ビルチェック TEL (0743) 55-6608	一級建築士事務所 登録 2023 (イ) 第2615号 管理建築士 一級建築士 中辻 常泰	DATE			PROJECT NAME		PROJECT CODE	No
						DMGMORIやまと郡山城ホールトイレ改修工事				
						TITLE NAME		SCALE		
						図書館 1・2 階便所詳細図（改修図）		A1:S=1/50・1/30	A-12	

凡 例	名 称	規格・仕様	備 考
	フェンス/バリアード	H=1,800	市販標準品とし、倒れないよう 基礎等で補強のこと
	工事車両経路		
	作業員経路		
	交通誘導員		
注 記			
・資材置場等の仮設建物の設置、各足場の仮設及び工事車両の進入経路に關しては、 監督職員・管理者と十分協議すること。			
・工事現場より発生する騒音、振動及び粉塵等に対しては、十分に注意すること。 工事車両の通行により敷地内・周辺道路を汚染した場合は、速やかに清掃すること。			
・敷地内、外を問わず工事範囲外の施設に損傷を与えた場合は、速やかに監督職員に 報告し、受注者の負担において復旧を行うこと。			



摘 要				CHECK 有限会社 大和郡山市城北町5番47号 一級建築士設計事務所 総合建築設備事務所 ビルチェック TEL (0743) 55-6608	一級建築士事務所 登録 2023(い)第2615号			DATE		PROJECT NAME		PROJECT CODE		No
								DMGMRI やまと郡山城ホールト イレ 改修工事						
										TITLE NAME		SCALE		
								配置図(仮設参考図)		A1: S=1/300				
										A-13				

有限会社

大和郡山市城北町5番47号

一級建築士設計事務所
総合建築設備事務所

TEL (0743) 55-6608

一級建築士事務所

登録 2023(い) 第2615号

管理建築士

一級建築士

中辻 常泰

想定工程表

工事名称

DMGMORIやまと郡山城ホールトイレ改修工事

工期

令和7年8月7日～令和7年12月15日

項目		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
----	--	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----

摘 要				CHECK 有限会社 一級建築士設計事務所 総合建築設備事務所 ビルチェック 大和郡山市城北町5番47号 TEL (0743) 55-6608 一級建築士事務所 登録 2023 (い) 第2615号 管理建築士 中辻 常泰 一級建築士 <td colspan="3"> DATE </td> <td colspan="3"> PROJECT NAME DMGMORIやまと郡山城ホールトイレ改修工事 TITLE NAME 想定工程表 </td> <td colspan="3"> PROJECT CODE SCALE A1:S=NON </td> <td colspan="3"> No A-14 </td>			DATE			PROJECT NAME DMGMORIやまと郡山城ホールトイレ改修工事 TITLE NAME 想定工程表			PROJECT CODE SCALE A1:S=NON			No A-14		

DMGMORIやまと郡山城ホールトイレ改修工事

電気設備工事特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所

2. 建物概要

3. 工事種目

●印をつけたものを適用し、各一式とする。

工事項目／棟別及び屋外	庁舎体育館棟					屋外
電 灯 設 備	●	○	○	○	○	○
動 力 設 備	○	○	○	○	○	○
電 熱 設 備	○	○	○	○	○	○
雷 保 護 設 備	○	○	○	○	○	○
受 変 電 設 備	○	○	○	○	○	○
電 力 貯 蔵 設 備	○	○	○	○	○	○
発 電 設 備	○	○	○	○	○	○
構内情報通信網設備	○	○	○	○	○	○
構内交換設備	○	○	○	○	○	○
情報表示設備	○	○	○	○	○	○
映像・音響設備	○	○	○	○	○	○
拡声設備	○	○	○	○	○	○
誘導支援設備	○	○	○	○	○	○
テレビ共同受信設備	○	○	○	○	○	○
監視カメラ設備	○	○	○	○	○	○
駐車場管制設備	○	○	○	○	○	○
防犯・入退室管理設備	○	○	○	○	○	○
火災報知設備	○	○	○	○	○	○
中央監視制御設備	○	○	○	○	○	○
医療関係設備	○	○	○	○	○	○
構内配電線路	○	○	○	○	○	○
構内通信線路	○	○	○	○	○	○
テレビ電波障害防除設備	○	○	○	○	○	○
撤去工事	●	○	○	○	○	○
環境配慮改修工事	○	○	○	○	○	○
建築工事	○	○	○	○	○	○
機械設備工事	○	○	○	○	○	○

II. 電気設備工事仕様

1. 共通仕様

2. 特記仕様

3. 電気工作物の種類

章	項 目	特 記 事 項
一	●設計図書 優先順位	(1) 質問回答書(以下(2)から(5)に対するもの) (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 標準仕様書・改修標準仕様書 以上(1)から(5)の順番のとおりとする。 ただし、明示なき材料、仕上げ等については、監督職員の指示による。
	●官公署その他への 届出手続等	工事関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等は全て受注者が行うこと。
	●工事実績情報の登録	※行う(適用する) ○行わない
	●情報通信の技術の利用	書面により行う(補完的に電子メール等を活用できる)。
二	○他工事との取合い	別記工事区分表による。
	●疑義に対する 協議等	設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり取り合い等の関係で設計図書によることが困難若しくは不都合な場合が生じた時は、監督職員と協議する。
	○概成工期	現場説明書による。
	●実施工程表	工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。 実施工程表を変更する必要がある場合は、施工に支障が無いよう実施工程表を直ちに 変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。

●施工計画書

●電気保安技術者

●工事用電力設備
の保安責任者

●電気工事士

●施工条件

●施工中の安全確保

●交通安全管理

●災害等発生時の
安全確保

●施工中の
環境保全等

●図面照査

●施工調査

○地中埋設物等

○発生材の処理等

○機材の品質等

(1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書(総合施工計画書)を作成し、監督職員に提出する。

(2) 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書(工種別施工計画書)を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。

(3) (1)、(2)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。

標準仕様書又は改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。
電気保安技術者は、(事業用電気工作物に係る工事の場合、電気事業法に基づく電気主任技術者の業務を補佐すると共に)、監督職員の指示に従い、当該現場における電気工作物の保安業務を行うものとする。

工事用電力設備の保安責任者として、法令に基づく有資格者を定め監督職員に報告する。
保安責任者は適切な保安業務を行うものとする。

契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。

現場説明時の現場説明事項による。

工事現場周辺の状況を調査判断し、本工事施工によって生じる騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。工事に關して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、受注者の責任において直ちに誠意をもって対応する。

工事期間中道路面には、一切車両を駐車しないようにすると共に、工事関係車両の出入りについては、必ず誘導員又は交通整理員を立て、交通渋滞、住民等の安全に留意すること。また、工事着手前に警察、その他関係機関、地元自治会、監督職員などと十分打ち合わせのうえ、安全管理を行う。

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。

関係法令に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。塗料、その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造者が作成したJIS Z 7253による安全データシートを常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。

設計図書の照査及び現場調査を行い、報告すること。

(1) 工事の着手に先立ち、施工調査を行い、報告書を提出すること。施工調査の内容は次による。
調査項目：改修対象建物及び同建物内設備配管・配線等・屋外埋設配管等埋設物
調査範囲：本工事と取り合いのある範囲及び本工事の施工により影響が及ぶ範囲
調査方法：スケール・レベル・目視による他、監督職員との協議による

(2) 次の関係者と当該工事に必要な事前打合せを行う。
○施設管理者 ○当該施設の電気主任技術者 ○関係官公署(建築主事、消防署等)
○電気事業者 ○通信事業者 ○()

標準仕様書又は改修標準仕様書によるほか、下記による。
施工前に、当該工事にかかわる地中埋設物等(建物内又は既設コンクリート内の既設配管・配線を含む)について事前調査を行い、報告書を提出すること。既設構造物の位置及び既設埋設配管の経路等が不明な場合は、探査方法及び試験堀方法を監督職員と協議する。

○再資源化を図るもの
○コンクリート塊 ○アスファルトコンクリート塊 ○コンクリート二次製品
○建設発生木材 ○蛍光ランプ ○H Iドランプ ○小型二次電池 ○()
○再生資源利用【促進】計画(実施)書を提出する。
(建設副産物対策近畿地方連絡協議会編)
○産業廃棄物の処理
関係法令に従い、構外搬出適切処理とし搬出書類等提出する。なお、県内の最終処分場に搬入することとなる場合は、奈良県産業廃棄物税条例相当額を支払うこと。
○産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを提出する。
○引き渡しを要するもの ()
○現場において再利用を図るもの ()

以下(設備機材)に掲げる設備機材は、(一社)公共建築協会発行「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されたもの(ただし、評価の有効期限内のものに限る)を使用する。この場合、評価書の写しをもって、標準仕様書第1編1.4.2(2)の品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書等は除く)に替える。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

設備機材

＝LED照明器具(一般屋内用に限る。)、照明制御装置

＝サージ防護デバイス(低圧用SPD)

＝可変速運転用インバータ装置

＝盤類(分電盤(OA盤及び実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、

＝高圧スイッチギヤ(CW形)、高圧スイッチギヤ(PW形)

＝高圧機器(高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、

＝高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器)

＝絶縁監視装置(高圧回路の絶縁監視装置、低圧回路の絶縁監視装置)

＝蓄電池(ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、

＝据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池、

＝シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池)

＝交流無停電電源装置、太陽光発電装置(パワーコンディショナ及び系統連系保護装置)

＝監視カメラ装置、中央監視制御装置

○再使用機材

○県産材木材の利用

○建築物省エネ法
対象機器

○機材の検査に伴う
試験

○色彩による表示、
標識その他

○見本施工の実施

○化学物質の濃度
測定

○化学物質を放散
させる建築材料等
の使用制限

○中間技術検査の
実施

○完成時の提出図書

○工事写真・完成
写真

取外し後再使用する機材は別図による。(図面番号)
取外した上再使用する電灯・動力設備機器は清掃し、絶縁抵抗測定のうち取付ける。
なお照明器具等の見えがかり部分は、洗剤を使用するなどして、十分に清掃を行うこと。
機材の分解・整備等による特別な清掃 ※行わない ○行う(図面番号)

県産材木材(奈良県内において伐採・生産された原木を製材加工した製品)の利用に努めること。

本工事は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53条)第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の通知を行っている。
通知の詳細は監督員に確認すること。
対象設備 ○照明設備 ○太陽光発電設備
機器の消費電力、燃料消費量は、原則として表示された数値以下とする。

機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち試験計画書を作成のうえ、監督職員に提出し、原則として監督職員の立ち会いを受けて行う。

ただし、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

監督職員の指示による。

図示による。(図面番号)

実施する(※施工完了後 ○着工前・施工完了後)
測定対象化学物質 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スレン
測定対象室及び測定箇所数
室 名
箇所数
測定方法は監督職員の指示による。

本工事の建築内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。
(1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、M D F、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗装、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
(2)接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
(3)接着剤は、可塑剤(フタル酸ジエー n-ブチル及びフタル酸ジエー 2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。
(4)(1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする。
規制対象外
①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料
第三種
①建築基準法第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料

県士マネジメント部の監督及び検査の実施に関する取り扱い要領により中間技術検査を行う。

次の図書を提出する(機器製作図含む)。
○完成図
(1)設計図に基づき全ての図面を完成図として作成する。
その場合は施工図を完成図に添付するものとする。
製本サイズ(○A1 ○A2 ○A3) 提出部数()部
(2)原則として黒文字製本とし、表紙の書き方は監督職員の指示とする。
(3)完成図C A Dデータを提出する。参考C A Dデータの貸与 ○あり ○なし
○保全に関する資料等(※1部 ○「」部)
建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要機器一覧表、総合調整測定表、連絡先、保証書、資格一覧表)を提出する。
○その他の引き渡し書類
保証書、施工図(制御システム図・機器配管固定の施工図等)、施工計画書、各種承諾図、工事写真、その他各種検査書類等を整理し、監督職員の指示する部数を提出する。
○既存完成図の修正(多年度継続工事の場合)
既存完成図を今回工事の内容を含んだものに修正し、全体完成図として提出する。

○工事写真 「工事写真の撮影要領(建築工事・設備工事)(奈良県県士マネジメント部)」による。
○完成写真 ※工事写真に準じて作成する。 ○下表による。
分類・規格 撮影枚数 部数 原板の大きさ(mm)
○カラーサービス版 ○0 ○3 ○6
○カラーキャビネ版 監督職員指示箇所
(ただし、上記写真は、アルバム製本とする。)
○完成写真として、全紙パネルを 部提出する。

摘 要

一級建築士設計事務所
総合建築設備事務所

一級建築士事務所
登録 2023 (イ) 第2615号

管理建築士
一級建築士

中辻 常泰

DATE

PROJECT NAME

DMGMORIやまと郡山城ホールトイレ改修工事

TITLE NAME

電気設備工事 特記仕様書(1)

PROJECT CODE

SCALE

NON

No

E-01

CH_{EC}K

有限会社

ビルチェック

大和郡山市城北町5番47号

TEL (0743) 55-6608

[illegible]

構内通信設備	工事範囲	配管　配線　機器取り付け　機器移設　取り外し再取り付け												
	工事範囲	配管　配線　機器取り付け　機器移設　取り外し再取り付け												
	工事範囲	配管　配線　機器取り付け　機器移設・改設　取り外し再取り付け												
	マルチサイン	別図による（図面番号　）												
	出退表示設備	別図による（図面番号　）												
	時刻表示装置	親時計は、時刻補正機能を有するものとし、時刻補正の方式は、別図による（図面番号　）												
	時刻同期装置	時刻補正機能を有するものとし、時刻補正の方式は、別図による（図面番号　）												
	太陽光電池式 ポール形屋外時計	点灯時間及び不日照時の点灯保証日数は、別図による（図面番号　） 時刻補正の方式は、別図による（図面番号　）												
	工事範囲	配管　配線　機器取り付け　機器移設・改設　取り外し再取り付け												
	機器仕様	別図による（図面番号　）												
拡声設備	工事範囲	配管　配線　機器取り付け　機器移設・改設　取り外し再取り付け　●機器撤去												
	機器仕様	別図による（図面番号　）												
	工事種類	○非常放送設備　○一般放送設備												
	放送設備の兼用	非常放送設備を一般放送設備と兼用する。												
誘導支援設備	通信用SPD	○設置する（カテゴリ○C2　○D1）　○設置しない												
	工事範囲	配管　配線　機器取り付け　機器移設・改設　取り外し再取り付け												
	音声誘導装置	別図による（図面番号　）												
	インターホン	別図による（図面番号　）												
テレビ共同受信設備	トイレ等呼出装置	別図による（図面番号　）												
	受付呼出装置	別図による（図面番号　）												
	工事範囲	配管　配線　機器取り付け　機器移設・改設　取り外し再取り付け　●機器撤去												
	UHFアンテナ	※UHF（全帯域用）　　○UHF（　　帯域用）												
テレビ共同受信設備	BS・CSアンテナ	○BS・110°CS　　○CS												
	通信用SPD	○設置する（カテゴリ○C2　○D1）　○設置しない												
	アンテナマスト	取付方法　○壁面取付形　○自立形 材質　※溶融亜鉛めっき　○ステンレス												
	受信調査	アンテナ取付け予定位置及びその周辺で端子電圧、振幅周波数特性、等価C/N値、ビット誤り率、受信画質を測定及び調査する。 （測定チャンネルは別図による（図面番号　）） その測定記録を監督職員に速やかに提出すること。												
テレビ電波降設備	工事範囲	配管　配線　機器取り付け　機器移設・改設　取り外し再取り付け												
	屋外形機器収納箱	○合成樹脂製　○アルミダイキャスト製　○铸铁製　○鋼板製												
	事前調査	調査箇所数　　箇所 建物建築前に路上で端子電圧、振幅周波数特性、等価C/N値、ビット誤り率、受信画質を測定及び調査する。 （調査チャンネルは別図による（図面番号　））												
	工事範囲	配管　配線　機器取り付け　機器移設・改設　取り外し再取り付け												
機器仕様	機器仕様	別図による（図面番号　）												
	通信用SPD	○設置する（カテゴリ○C2　○D1）　○設置しない												
	工事範囲	配管　配線　機器取り付け　機器移設・改設　取り外し再取り付け												
	機器仕様	別図による（図面番号　）												
防犯・安全・衛生設備	工事範囲	配管　配線　機器取り付け　機器移設・改設　取り外し再取り付け												
	防犯設備	別図による（図面番号　）												
	入退室管理制御装置	別図による（図面番号　）												
	工事範囲	●配管　●配線　●機器取り付け　機器移設・改設　取り外し再取り付け												
火災報知設備	自動火災報知設備	別図による（図面番号　）												
	地区警報装置	別図による（図面番号　）												
	自動閉鎖設備	別図による（図面番号　）												
	非常警報装置	別図による（図面番号　）												
知設	ガス漏れ火災警報設備	別図による（図面番号　）												
	通信用SPD	○設置する（カテゴリ○C2　○D1）　○設置しない												
	R型及び自動試験機能付きのP型受信機	○感知器等の増設や変更等に伴う設定は別図による（図面番号　）												
	工事範囲	配管　配線　機器取り付け　機器移設・改設　取り外し再取り付け												
中央監視制御設備	警報盤	別図による（図面番号　）												
	簡易型監視制御装置	別図による（図面番号　）												
	監視制御装置	別図による（図面番号　）												
	通信用SPD	○設置する（カテゴリ○C2　○D1）　○設置しない												
構内配電線路	工事範囲	配管　配線　機器取り付け　機器移設・改設　取り外し再取り付け												
	ふ設方法	○地中埋設式　○架空線式 埋設深さ　図面に記載なき場合は、GL（舗装がある場合は、舗装下面） ～600mm以下とする。												
構内通信線路	工事範囲	配管　配線　機器取付　機器移設　取り外し再取付												
	ふ設方法	○地中埋設式　○架空線式 埋設深さ　図面に記載なき場合は、GL（舗装がある場合は、舗装下面） ～600mm以下とする。												
	マンホール及び ハンドホール	構造、寸法は　※標準図による。　○別図による。（図面番号　） 蓋の用途表示は　○奈良県通信　○　とする。												
	石綿作業主任者 ●特別管理産業廃棄物管理責任者	適用する　　【9.1.2】 適用する　　【9.1.2】												
	○施工計画調査	特別管理産業廃棄物等の調査は次による（適用範囲：　） 使用状況調査（製造所名、製造年、型式、種類、数量等） 処分条件調査（収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設等） 調査結果報告書の提出　　【5.1.2】												
	○分析調査	微量PCBの測定を行う。（対象機器：　）　　【5.4.1】												
	●特別管理産業廃棄物の処理等	●特別管理産業廃棄物　　【5.4.1】 <table><tr><th>種　　類</th><th>処　理　方　法</th></tr><tr><td>○ 廃石綿等</td><td>石綿含有建材の除去等による</td></tr><tr><td>○ PCBを含む機器類</td><td>保管（保管場所：　） 保管容器は別図による。（図面番号　）</td></tr><tr><td>○ PCB含有シーリング</td><td>保管（保管場所：　）</td></tr><tr><td>○ 廃油</td><td>○ 中間処理施設再生処理　　○ 焼却処分</td></tr><tr><td>● 廃酸／廃アルカリ</td><td>製造業者又は専門業者（回収委託） ○ 中間処理施設再生処理　○ 中和処理　○ 焼却処分</td></tr></table>	種　　類	処　理　方　法	○ 廃石綿等	石綿含有建材の除去等による	○ PCBを含む機器類	保管（保管場所：　） 保管容器は別図による。（図面番号　）	○ PCB含有シーリング	保管（保管場所：　）	○ 廃油	○ 中間処理施設再生処理　　○ 焼却処分	● 廃酸／廃アルカリ	製造業者又は専門業者（回収委託） ○ 中間処理施設再生処理　○ 中和処理　○ 焼却処分
	種　　類	処　理　方　法												
	○ 廃石綿等	石綿含有建材の除去等による												
	○ PCBを含む機器類	保管（保管場所：　） 保管容器は別図による。（図面番号　）												
○ PCB含有シーリング	保管（保管場所：　）													
○ 廃油	○ 中間処理施設再生処理　　○ 焼却処分													
● 廃酸／廃アルカリ	製造業者又は専門業者（回収委託） ○ 中間処理施設再生処理　○ 中和処理　○ 焼却処分													
○ 特殊な建設副産物の回収及び処理	【7.3.1】 <table><tr><th>種　　類</th><th>処　理　等</th></tr><tr><td>○ フロン類</td><td>登録回収業者（回収委託）</td></tr><tr><td>○ ハロン</td><td>設備設置業者等（処理委託）</td></tr><tr><td>○ イオン化式感知器</td><td>製造業者等（処理委託）</td></tr><tr><td>○ 六フッ化硫黄（SF6）ガス</td><td>製造業者（処理委託）</td></tr><tr><td>○ 特定化学物質</td><td>処理業者（処理委託）</td></tr></table>	種　　類	処　理　等	○ フロン類	登録回収業者（回収委託）	○ ハロン	設備設置業者等（処理委託）	○ イオン化式感知器	製造業者等（処理委託）	○ 六フッ化硫黄（SF6）ガス	製造業者（処理委託）	○ 特定化学物質	処理業者（処理委託）	
種　　類	処　理　等													
○ フロン類	登録回収業者（回収委託）													
○ ハロン	設備設置業者等（処理委託）													
○ イオン化式感知器	製造業者等（処理委託）													
○ 六フッ化硫黄（SF6）ガス	製造業者（処理委託）													
○ 特定化学物質	処理業者（処理委託）													
●特別管理産業廃棄物等リスト	別図による。（図面番号　）													
石綿含有建材の調査	施工調査（石綿含有建材の有無）は監督員、工事監理者、受注者立会のもを行う。 目視及び設計図書等による製造年等の確認　　【1.5.1】													
石綿含有建材の分析調査	分析方法 ○ JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有測定方法」による ※「建材中の石綿含有率の分析方法」（平成18年8月21日基発第0821002号、基安化発第0821001号及び平成20年2月6日基安化発第0206003号）による。 分析結果報告書を提出する。　　【1.5.1】													
石綿含有保温材等の除去及び処分	除去工法　　【9.1.3】【9.1.4】 ○ 手ばらし　　○ 破砕して除去 除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置 ※ 湿潤化　　○ 固形化 保管場所（　） 除去した石綿含有保温材等の処分 ○ 埋立処分（管理型最終処分場）　　○ 中間処理（溶融施設又は無害化处理施設）													

環境配慮改修工事	石綿含有成形板等の除去及び処分	除去する石綿含有成形板の飛散防止措置　　【1.3.12】【9.1.5】 ※ 湿潤化 除去工法 ※ 手ばらし ※ けい酸カルシウム板第一種においては、作業場の隔離養生を行う。 保管場所（　） 除去した石綿含有成形板等の処分（石綿含有せっこうボードを除く） ○ 埋立処分　　○ 中間処理																																																																																																																																																																												
	手続き等	所轄の労働基準監督署及び奈良県景観・環境総合センター（奈良市内においては奈良市保健・環境検査課）に必要な書類の届出を行うこと。また、その内容を周辺住民の見やすい場所に掲示すること。　　【1.1.3】【9.1.2】																																																																																																																																																																												
	除去後の仕上げ	仕上げ表による。（図面番号　）　　【9.1.1】																																																																																																																																																																												
	石綿含有建材リスト	○（　　）　　○（　　） ○（　　）　　○（　　）																																																																																																																																																																												
	機器取付高さ	※取付高さは標準であり、監督職員の承諾を受けて変更してもよい。 <table><tr><th></th><th>名　　称</th><th>測　　点</th><th>取付高（mm）</th></tr><tr><td rowspan="2">電灯動力共通</td><td>引込用計器</td><td>地上～窓中心</td><td>1, 8 0 0～2, 0 0 0</td></tr><tr><td>引込開閉器</td><td>地上～中心</td><td>1, 8 0 0～2, 2 0 0</td></tr><tr><td rowspan="10">電　　灯</td><td>分電盤</td><td>床～中心</td><td>1, 5 0 0</td></tr><tr><td>スイッチ（一般）</td><td>床～中心</td><td>1, 3 0 0</td></tr><tr><td>スイッチ（多機能トイレ）</td><td>床～中心</td><td>1, 1 0 0</td></tr><tr><td>スイッチ（自動扉用）</td><td>床～中心</td><td>1, 7 0 0</td></tr><tr><td>コンセント（一般）</td><td>床～中心</td><td>3 0 0</td></tr><tr><td>コンセント（和室）</td><td>床～中心</td><td>1 5 0</td></tr><tr><td>コンセント（台上）</td><td>台上～中心</td><td>1 5 0～3 0 0</td></tr><tr><td>コンセント（車椅子用）</td><td>床～中心</td><td>9 0 0</td></tr><tr><td>コンセント（機械室・車庫）</td><td>床～中心</td><td>8 0 0～1, 3 0 0</td></tr><tr><td>ブラケット（一般）</td><td>床～中心</td><td>2, 1 0 0～2, 3 0 0</td></tr><tr><td>ブラケット（踊場）</td><td>床～中心</td><td>2, 0 0 0～2, 5 0 0</td></tr><tr><td>ブラケット（鏡上）</td><td>鏡上端～下端</td><td>5 0</td></tr><tr><td rowspan="3">動　　力</td><td>壁掛形制御盤</td><td>床～中心</td><td>1, 5 0 0</td></tr><tr><td>手元開閉器</td><td>床～中心</td><td>1, 5 0 0</td></tr><tr><td>操作スイッチ</td><td>床～中心</td><td>1, 3 0 0</td></tr><tr><td rowspan="2">構内情報通信網</td><td>壁付アウトレット（一般）</td><td>床～中心</td><td>3 0 0</td></tr><tr><td>壁付アウトレット（和室）</td><td>床～中心</td><td>1 5 0</td></tr><tr><td rowspan="4">構　内　交　換</td><td>端子盤（室内）</td><td>床～下端</td><td>3 0 0</td></tr><tr><td>集合保安器箱</td><td>天井下～上端</td><td>2 0 0</td></tr><tr><td>壁付アウトレット（一般）</td><td>床～中心</td><td>1, 3 0 0</td></tr><tr><td>壁付アウトレット（和室）</td><td>床～中心</td><td>1 5 0</td></tr><tr><td rowspan="6">情　報　表　示</td><td>掛電話機</td><td>床～中心</td><td>1, 3 0 0</td></tr><tr><td>表示盤</td><td>床～中心</td><td>2, 3 0 0</td></tr><tr><td>壁付発信機</td><td>床～中心</td><td>1, 3 0 0</td></tr><tr><td>ベル・ブザー・チャイム</td><td>床～中心</td><td>2, 3 0 0</td></tr><tr><td>壁掛形親時計</td><td>床～中心</td><td>1, 5 0 0</td></tr><tr><td>予時計</td><td>床～中心</td><td>2, 3 0 0</td></tr><tr><td rowspan="4">拡　　声</td><td>壁掛形スピーカ</td><td>床～中心</td><td>2, 3 0 0</td></tr><tr><td>壁付アッテネータ</td><td>床～中心</td><td>1, 3 0 0</td></tr><tr><td>テレビインターホン（親機）</td><td>床～下端</td><td>1, 3 0 0</td></tr><tr><td>テレビインターホン（子機）</td><td>床～呼出鉤</td><td>1, 3 0 0</td></tr><tr><td rowspan="4">誘　導　支　援</td><td>外部受付用インターホン（親機）</td><td>床～下端</td><td>1, 3 0 0</td></tr><tr><td>外部受付用インターホン（子機）</td><td>床～中心</td><td>1, 0 0 0</td></tr><tr><td>外部受付用インターホン（呼出ボタン）</td><td>床～中心</td><td>6 0 0以下</td></tr><tr><td>壁付押しボタン（ひも付）（トイレ等呼出）</td><td>便器座面～中心</td><td>4 0 0～5 5 0</td></tr><tr><td rowspan="14">テレビ共同受信</td><td>壁付押しボタン（トイレ等呼出）</td><td>床～中心</td><td>4 0 0</td></tr><tr><td>壁付握りボタン（トイレ等呼出）</td><td>床～中心</td><td>1, 1 0 0以下</td></tr><tr><td>壁付呼出表示灯（トイレ等呼出）</td><td>床～中心</td><td>（天井高）× 0. 9</td></tr><tr><td>壁付復帰ボタン（トイレ等呼出）</td><td>床～中心</td><td>1, 3 0 0</td></tr><tr><td>壁付インターホン（一般）</td><td>床～中心</td><td>1, 3 0 0</td></tr><tr><td>壁付アウトレット（一般）</td><td>床～中心</td><td>1, 3 0 0</td></tr><tr><td>壁付アウトレット（和室）</td><td>床～中心</td><td>1 5 0</td></tr><tr><td>機器収容箱</td><td>天井下～上端</td><td>2 0 0</td></tr><tr><td>直列ユニット（一般）</td><td>床～中心</td><td>3 0 0</td></tr><tr><td>直列ユニット（和室）</td><td>床～中心</td><td>1 5 0</td></tr><tr><td>受信機・副受信機</td><td>床～中心</td><td>8 0 0～1, 5 0 0</td></tr><tr><td>機器収容箱</td><td>床～中心</td><td>8 0 0～1, 5 0 0</td></tr><tr><td>発信機</td><td>床～中心</td><td>8 0 0～1, 5 0 0</td></tr><tr><td>ベル</td><td>床～中心</td><td>2, 3 0 0</td></tr><tr><td>表示灯</td><td>床～中心</td><td>2, 1 0 0</td></tr><tr><td>液化石油ガス用検知器</td><td>床～上端</td><td>3 0 0</td></tr></table>		名　　称	測　　点	取付高（mm）	電灯動力共通	引込用計器	地上～窓中心	1, 8 0 0～2, 0 0 0	引込開閉器	地上～中心	1, 8 0 0～2, 2 0 0	電　　灯	分電盤	床～中心	1, 5 0 0	スイッチ（一般）	床～中心	1, 3 0 0	スイッチ（多機能トイレ）	床～中心	1, 1 0 0	スイッチ（自動扉用）	床～中心	1, 7 0 0	コンセント（一般）	床～中心	3 0 0	コンセント（和室）	床～中心	1 5 0	コンセント（台上）	台上～中心	1 5 0～3 0 0	コンセント（車椅子用）	床～中心	9 0 0	コンセント（機械室・車庫）	床～中心	8 0 0～1, 3 0 0	ブラケット（一般）	床～中心	2, 1 0 0～2, 3 0 0	ブラケット（踊場）	床～中心	2, 0 0 0～2, 5 0 0	ブラケット（鏡上）	鏡上端～下端	5 0	動　　力	壁掛形制御盤	床～中心	1, 5 0 0	手元開閉器	床～中心	1, 5 0 0	操作スイッチ	床～中心	1, 3 0 0	構内情報通信網	壁付アウトレット（一般）	床～中心	3 0 0	壁付アウトレット（和室）	床～中心	1 5 0	構　内　交　換	端子盤（室内）	床～下端	3 0 0	集合保安器箱	天井下～上端	2 0 0	壁付アウトレット（一般）	床～中心	1, 3 0 0	壁付アウトレット（和室）	床～中心	1 5 0	情　報　表　示	掛電話機	床～中心	1, 3 0 0	表示盤	床～中心	2, 3 0 0	壁付発信機	床～中心	1, 3 0 0	ベル・ブザー・チャイム	床～中心	2, 3 0 0	壁掛形親時計	床～中心	1, 5 0 0	予時計	床～中心	2, 3 0 0	拡　　声	壁掛形スピーカ	床～中心	2, 3 0 0	壁付アッテネータ	床～中心	1, 3 0 0	テレビインターホン（親機）	床～下端	1, 3 0 0	テレビインターホン（子機）	床～呼出鉤	1, 3 0 0	誘　導　支　援	外部受付用インターホン（親機）	床～下端	1, 3 0 0	外部受付用インターホン（子機）	床～中心	1, 0 0 0	外部受付用インターホン（呼出ボタン）	床～中心	6 0 0以下	壁付押しボタン（ひも付）（トイレ等呼出）	便器座面～中心	4 0 0～5 5 0	テレビ共同受信	壁付押しボタン（トイレ等呼出）	床～中心	4 0 0	壁付握りボタン（トイレ等呼出）	床～中心	1, 1 0 0以下	壁付呼出表示灯（トイレ等呼出）	床～中心	（天井高）× 0. 9	壁付復帰ボタン（トイレ等呼出）	床～中心	1, 3 0 0	壁付インターホン（一般）	床～中心	1, 3 0 0	壁付アウトレット（一般）	床～中心	1, 3 0 0	壁付アウトレット（和室）	床～中心	1 5 0	機器収容箱	天井下～上端	2 0 0	直列ユニット（一般）	床～中心	3 0 0	直列ユニット（和室）	床～中心	1 5 0	受信機・副受信機	床～中心	8 0 0～1, 5 0 0	機器収容箱	床～中心	8 0 0～1, 5 0 0	発信機	床～中心	8 0 0～1, 5 0 0	ベル	床～中心	2, 3 0 0	表示灯	床～中心	2, 1 0 0	液化石油ガス用検知器	床～上端	3 0 0
		名　　称	測　　点	取付高（mm）																																																																																																																																																																										
	電灯動力共通	引込用計器	地上～窓中心	1, 8 0 0～2, 0 0 0																																																																																																																																																																										
		引込開閉器	地上～中心	1, 8 0 0～2, 2 0 0																																																																																																																																																																										
	電　　灯	分電盤	床～中心	1, 5 0 0																																																																																																																																																																										
		スイッチ（一般）	床～中心	1, 3 0 0																																																																																																																																																																										
スイッチ（多機能トイレ）		床～中心	1, 1 0 0																																																																																																																																																																											
スイッチ（自動扉用）		床～中心	1, 7 0 0																																																																																																																																																																											
コンセント（一般）		床～中心	3 0 0																																																																																																																																																																											
コンセント（和室）		床～中心	1 5 0																																																																																																																																																																											
コンセント（台上）		台上～中心	1 5 0～3 0 0																																																																																																																																																																											
コンセント（車椅子用）		床～中心	9 0 0																																																																																																																																																																											
コンセント（機械室・車庫）		床～中心	8 0 0～1, 3 0 0																																																																																																																																																																											
ブラケット（一般）		床～中心	2, 1 0 0～2, 3 0 0																																																																																																																																																																											
ブラケット（踊場）	床～中心	2, 0 0 0～2, 5 0 0																																																																																																																																																																												
ブラケット（鏡上）	鏡上端～下端	5 0																																																																																																																																																																												
動　　力	壁掛形制御盤	床～中心	1, 5 0 0																																																																																																																																																																											
	手元開閉器	床～中心	1, 5 0 0																																																																																																																																																																											
	操作スイッチ	床～中心	1, 3 0 0																																																																																																																																																																											
構内情報通信網	壁付アウトレット（一般）	床～中心	3 0 0																																																																																																																																																																											
	壁付アウトレット（和室）	床～中心	1 5 0																																																																																																																																																																											
構　内　交　換	端子盤（室内）	床～下端	3 0 0																																																																																																																																																																											
	集合保安器箱	天井下～上端	2 0 0																																																																																																																																																																											
	壁付アウトレット（一般）	床～中心	1, 3 0 0																																																																																																																																																																											
	壁付アウトレット（和室）	床～中心	1 5 0																																																																																																																																																																											
情　報　表　示	掛電話機	床～中心	1, 3 0 0																																																																																																																																																																											
	表示盤	床～中心	2, 3 0 0																																																																																																																																																																											
	壁付発信機	床～中心	1, 3 0 0																																																																																																																																																																											
	ベル・ブザー・チャイム	床～中心	2, 3 0 0																																																																																																																																																																											
	壁掛形親時計	床～中心	1, 5 0 0																																																																																																																																																																											
	予時計	床～中心	2, 3 0 0																																																																																																																																																																											
拡　　声	壁掛形スピーカ	床～中心	2, 3 0 0																																																																																																																																																																											
	壁付アッテネータ	床～中心	1, 3 0 0																																																																																																																																																																											
	テレビインターホン（親機）	床～下端	1, 3 0 0																																																																																																																																																																											
	テレビインターホン（子機）	床～呼出鉤	1, 3 0 0																																																																																																																																																																											
誘　導　支　援	外部受付用インターホン（親機）	床～下端	1, 3 0 0																																																																																																																																																																											
	外部受付用インターホン（子機）	床～中心	1, 0 0 0																																																																																																																																																																											
	外部受付用インターホン（呼出ボタン）	床～中心	6 0 0以下																																																																																																																																																																											
	壁付押しボタン（ひも付）（トイレ等呼出）	便器座面～中心	4 0 0～5 5 0																																																																																																																																																																											
テレビ共同受信	壁付押しボタン（トイレ等呼出）	床～中心	4 0 0																																																																																																																																																																											
	壁付握りボタン（トイレ等呼出）	床～中心	1, 1 0 0以下																																																																																																																																																																											
	壁付呼出表示灯（トイレ等呼出）	床～中心	（天井高）× 0. 9																																																																																																																																																																											
	壁付復帰ボタン（トイレ等呼出）	床～中心	1, 3 0 0																																																																																																																																																																											
	壁付インターホン（一般）	床～中心	1, 3 0 0																																																																																																																																																																											
	壁付アウトレット（一般）	床～中心	1, 3 0 0																																																																																																																																																																											
	壁付アウトレット（和室）	床～中心	1 5 0																																																																																																																																																																											
	機器収容箱	天井下～上端	2 0 0																																																																																																																																																																											
	直列ユニット（一般）	床～中心	3 0 0																																																																																																																																																																											
	直列ユニット（和室）	床～中心	1 5 0																																																																																																																																																																											
	受信機・副受信機	床～中心	8 0 0～1, 5 0 0																																																																																																																																																																											
	機器収容箱	床～中心	8 0 0～1, 5 0 0																																																																																																																																																																											
	発信機	床～中心	8 0 0～1, 5 0 0																																																																																																																																																																											
	ベル	床～中心	2, 3 0 0																																																																																																																																																																											
表示灯	床～中心	2, 1 0 0																																																																																																																																																																												
液化石油ガス用検知器	床～上端	3 0 0																																																																																																																																																																												

摘　要		一級建築士設計事務所 総合建築設備事務所 一級建築士事務所 登録　2 0 2 3（い）第2 6 1 5号 管理建築士 一級建築士 中辻　常泰	DATE	PROJECT NAME DMGMORIやまと郡山城ホールトイレ改修工事	PROJECT CODE	No
				TITLE NAME 電気設備工事　特記仕様書（3）	SCALE NON	E-03

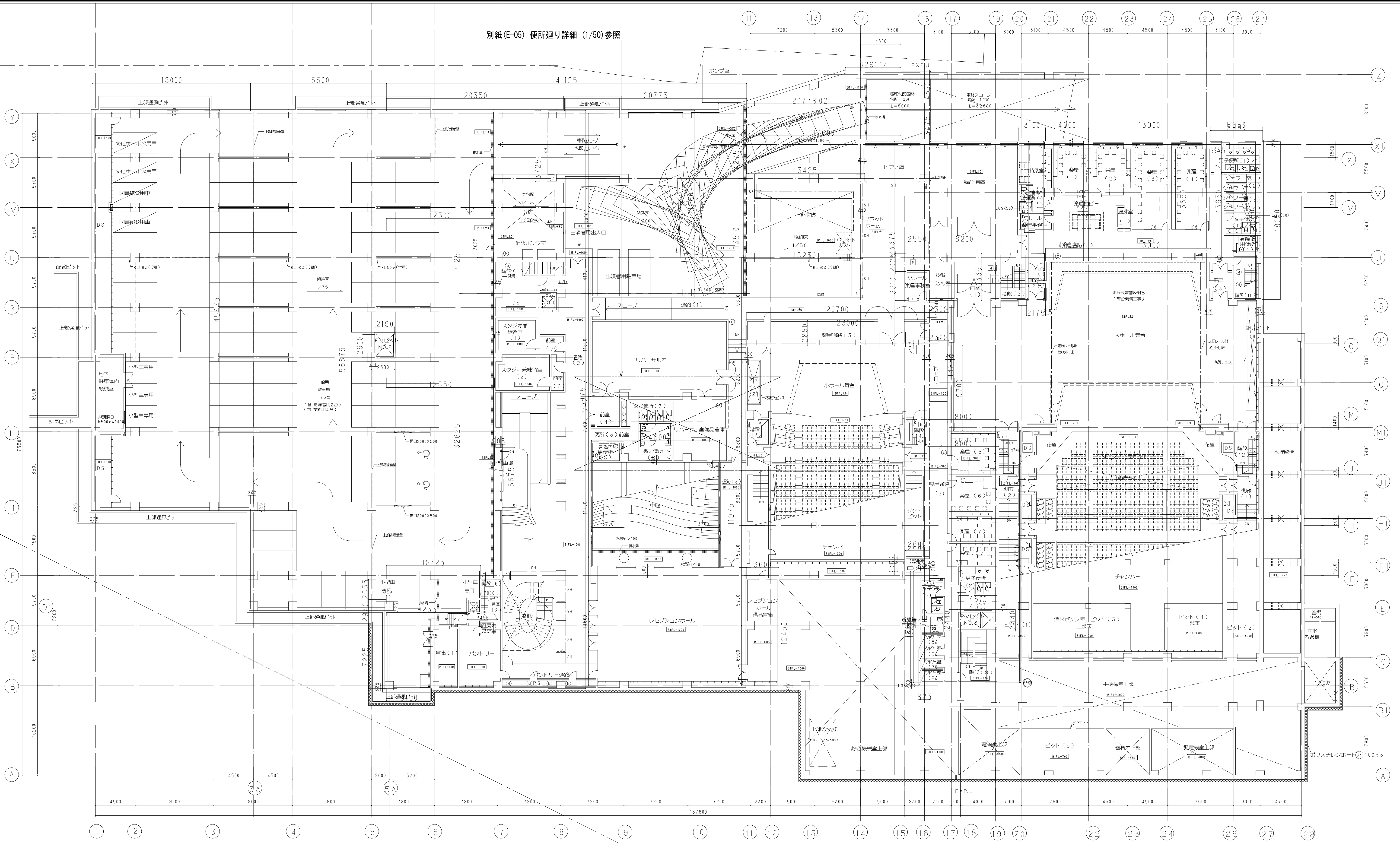
一級建築士設計事務所
総合建築設備事務所

一級建築士事務所
登録　2 0 2 3（い）第2 6 1 5号

管理建築士
一級建築士

中辻　常泰

CHECKビルチェック
大和郡山市城北町5番47号
TEL（0743）55-6608



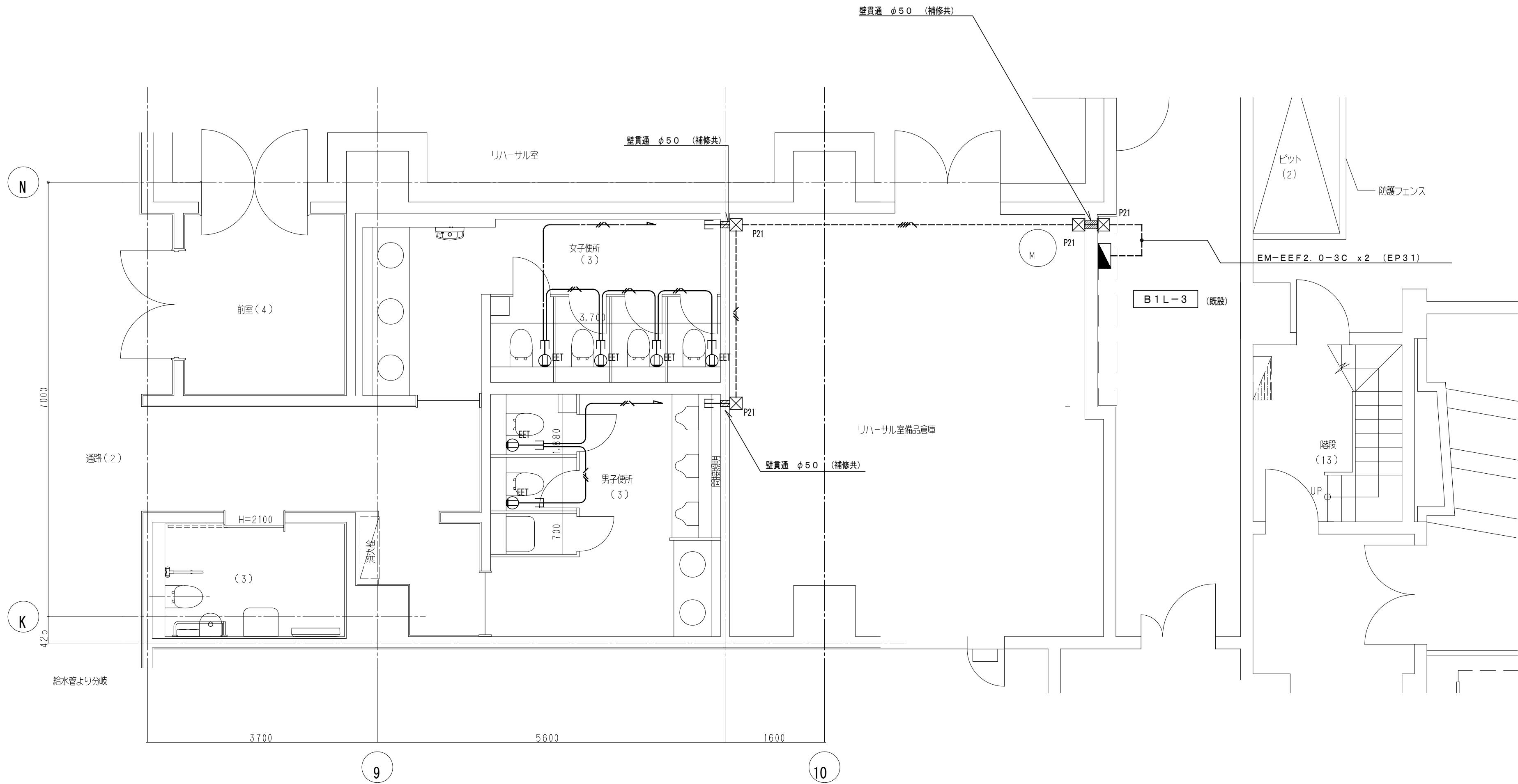
凡例

RC壁	LGS耐火壁	OA加転面を示す	RL: 壁補を指示。特記なき限りSGP-100φとする	二重壁内点検口を示す	A: 消火器ボックスAタイプ
LGS壁	LGS遮音壁	スチールパーティション	RD: ルーフドレーンを示す	マンホール600φを示す	B: 消火器ボックスBタイプ
CB壁		フロアレベルからの床の仕上高さを示す	CD: コーナードレーンを示す	化粧蓋付マンホールを示す	C: 消火器ボックスCタイプ
			→ 床下での雨水横引機を示す。特記なき限りSGP-100φとする	消火栓ボックス取付位置を示す	

ダクトピット、網元ピット、ハレットリフター用ピット、雨水貯留槽、湧水集水槽、消火水槽、冷却水槽については、床壁を塗布防水とする（湧水集水槽の防水範囲は床面より高さ350φまでとする）

雑排水槽、汚水槽については床壁を塗布防水とする

摘要	一級建築士設計事務所 総合建築設備事務所		一級建築士事務所 登録 2023 (イ) 第2615号		DATE	PROJECT NAME DMGMOR I やまと郡山城ホールトイレ改修工事	PROJECT CODE
	管理建築士 一級建築士		中辻 常泰			TITLE NAME コンセント設備 地下1階平面図 (改修図)	SCALE 1/200
	大和郡山市城北町5番47号		TEL (0743) 55-6608				No E-04



凡 例			
記号	名 称	形 状	備 考
	電灯分電盤	(既設)	
	埋込コンセント	2P15A×1 E T付	
	位置ボックス		
	壁貫通	モルタル補修共	
	天井点検口	450×450	本工事
(注記)			
1) 図中記入なき配管配線サイズは、下記とする。			
コンセント設備			
EM-EFF2. 0-2C			
EM-EFF2. 0-3C (1C: E)			
2) 二重天井内は、ケーブルころがし配線とし、壁面引下げ部分はP F管等で保護すること。			
MA MM1-A (A型) で保護部分を示す。(天井面コーナボックス取付)			
MB MM1-B (B型) で保護部分を示す。(天井面コーナボックス取付)			
4) 図中 (★) 印は、既設機器 (器具) の再取付を示す。			
図中点線は、既設機器 (器具) を示す。			
----- 既設配管配線を示す。			
4) 図中 () 印は、壁貫通補修 (φ32) 部分を示す。			
5) 壁貫通部分は鉄筋探索を行い、鉄筋を切断しない様に貫通を行うこと。			

地下1階便所詳細図 1 / 50

摘 要	

一級建築士設計事務所
総合建築設備事務所
有限会社
ビルチェック
大和郡山市城北町5番47号
TEL (0743) 55-6608

一級建築士事務所
登録 2023 (イ) 第2615号
管理建築士
一級建築士

中辻 常泰

DATE		

PROJECT NAME
DMGMORI やまと郡山城ホールトイレ改修工事

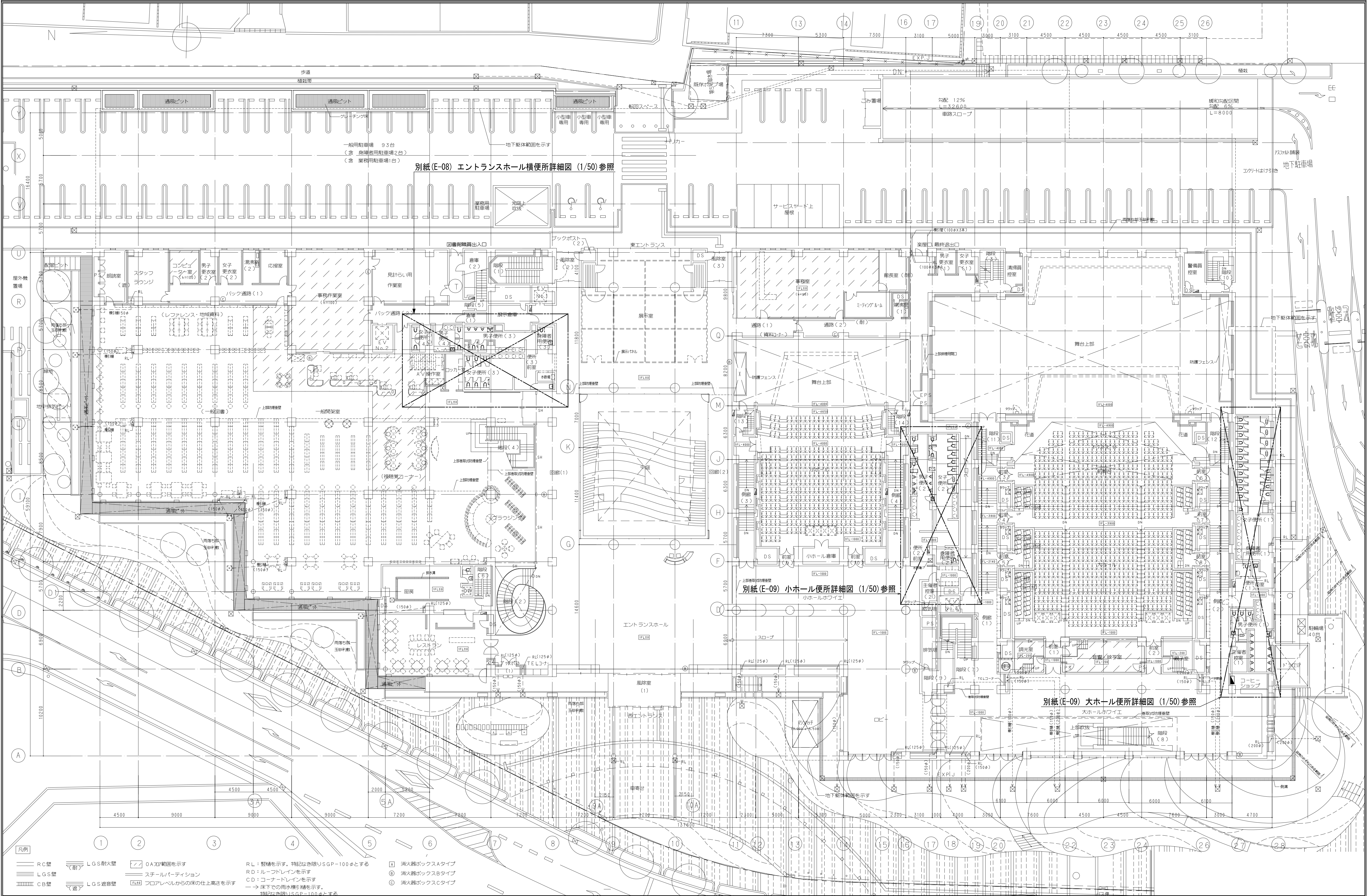
TITLE NAME
コンセント設備 地下1階便所廻り詳細図 (改修図)

PROJECT CODE
SCALE S=1/50

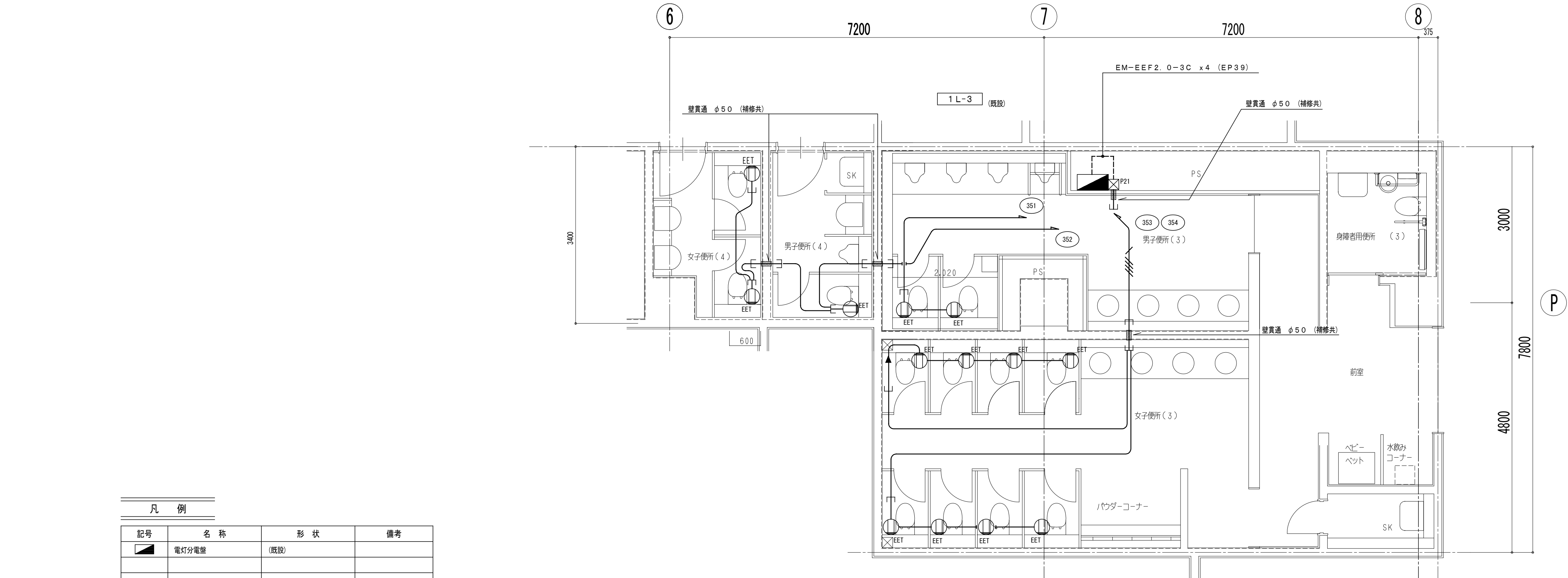
No

E-05



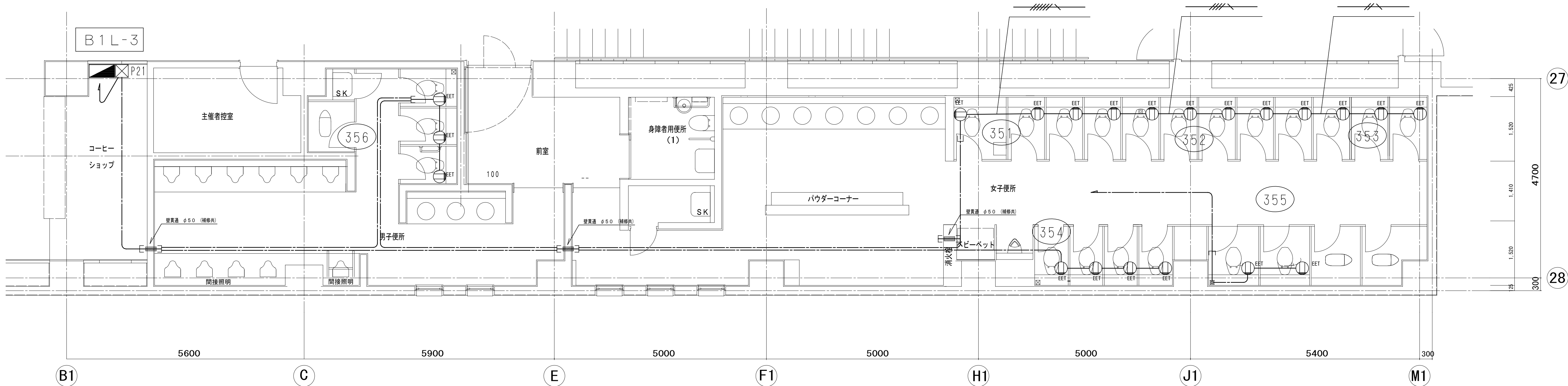


摘 要	一級建築士設計事務所 総合建築設備事務所		一級建築士事務所 登録 2023 (イ) 第2615号		DATE		PROJECT NAME		PROJECT CODE		No
	CH CK 有限会社 ビルチェック 大和郡山市城北町5番47号 TEL (0743) 55-6608		管理建築士 一級建築士 中辻 常泰				DMGMORI やまと郡山城ホールトイレ改修工事				
							TITLE NAME		SCALE		E-07
							コンセント設備 1階平面図 (改修図)		1/200		

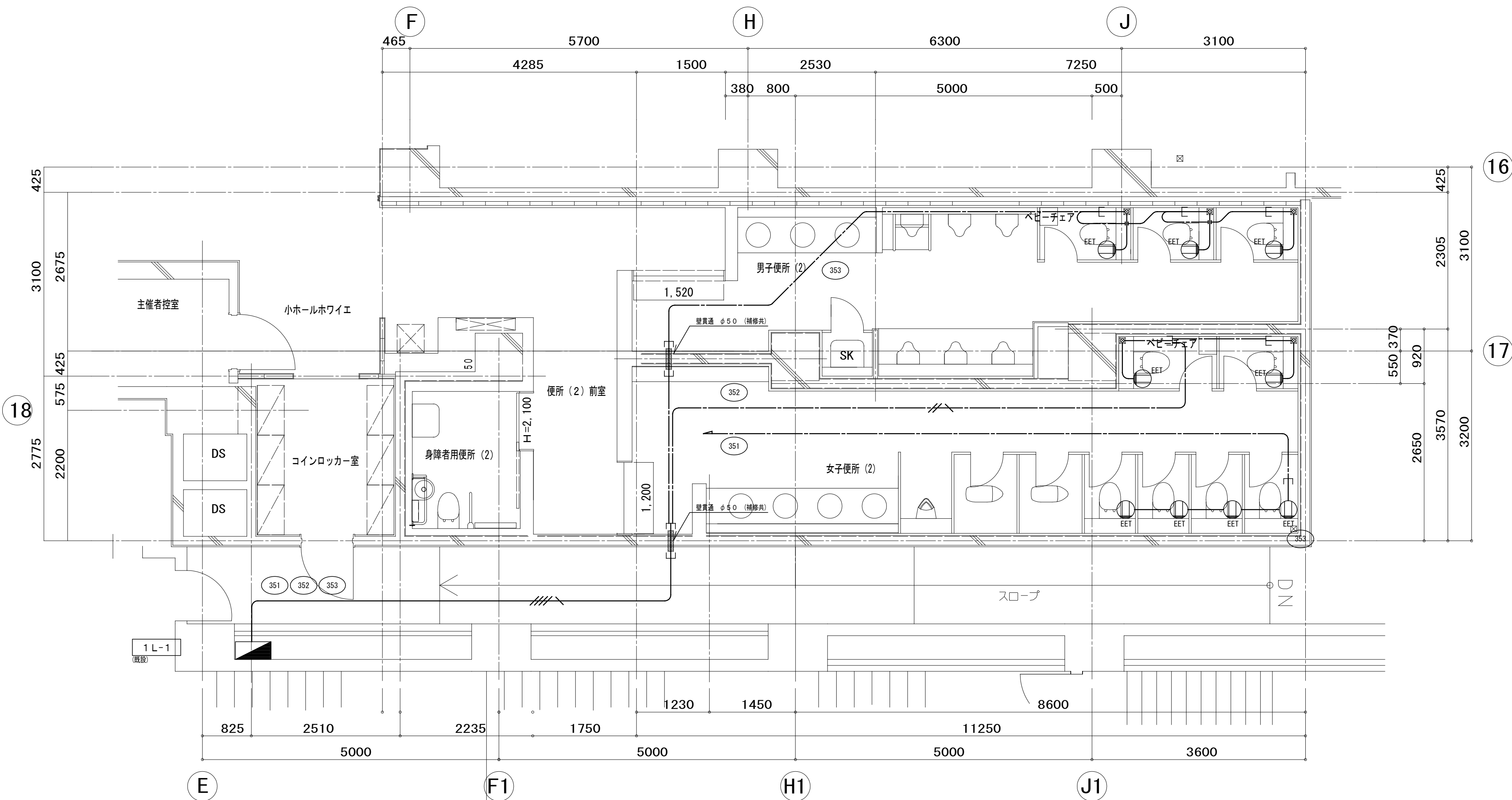


1階エントランスホール横便所詳細図 1 / 50

凡 例			
記号	名 称	形 状	備 考
	電灯分電盤	(既設)	
	埋込コンセント	2P15A×1 ET付	
	位置ボックス		
	壁貫通	モルタル補修共	
	天井点検口	450×450	本工事
(注記)			
1) 図中記入なき配管配線サイズは、下記とする。			
コンセント設備			
EM-EFF2, 0-2C			
EM-EFF2, 0-3C (1C : E)			
2) 二重天井内は、ケーブルころがし配線とし、壁面引下げ部分はP.F.管等で保護すること。			
MM1-A (A型) で保護部分を示す。(天井面コーナーボックス取付)			
MM1-B (B型) で保護部分を示す。(天井面コーナーボックス取付)			
4) 図中 (★) 印は、既設機器 (器具) の再取付を示す。			
図中点線は、既設機器 (器具) を示す。			
----- 既設配管配線を示す。			
4) 図中 () 印は、壁貫通補修 (φ32) 部分を示す。			
5) 壁貫通部分は鉄筋探査を行い、鉄筋を切断しない様に貫通を行うこと。			

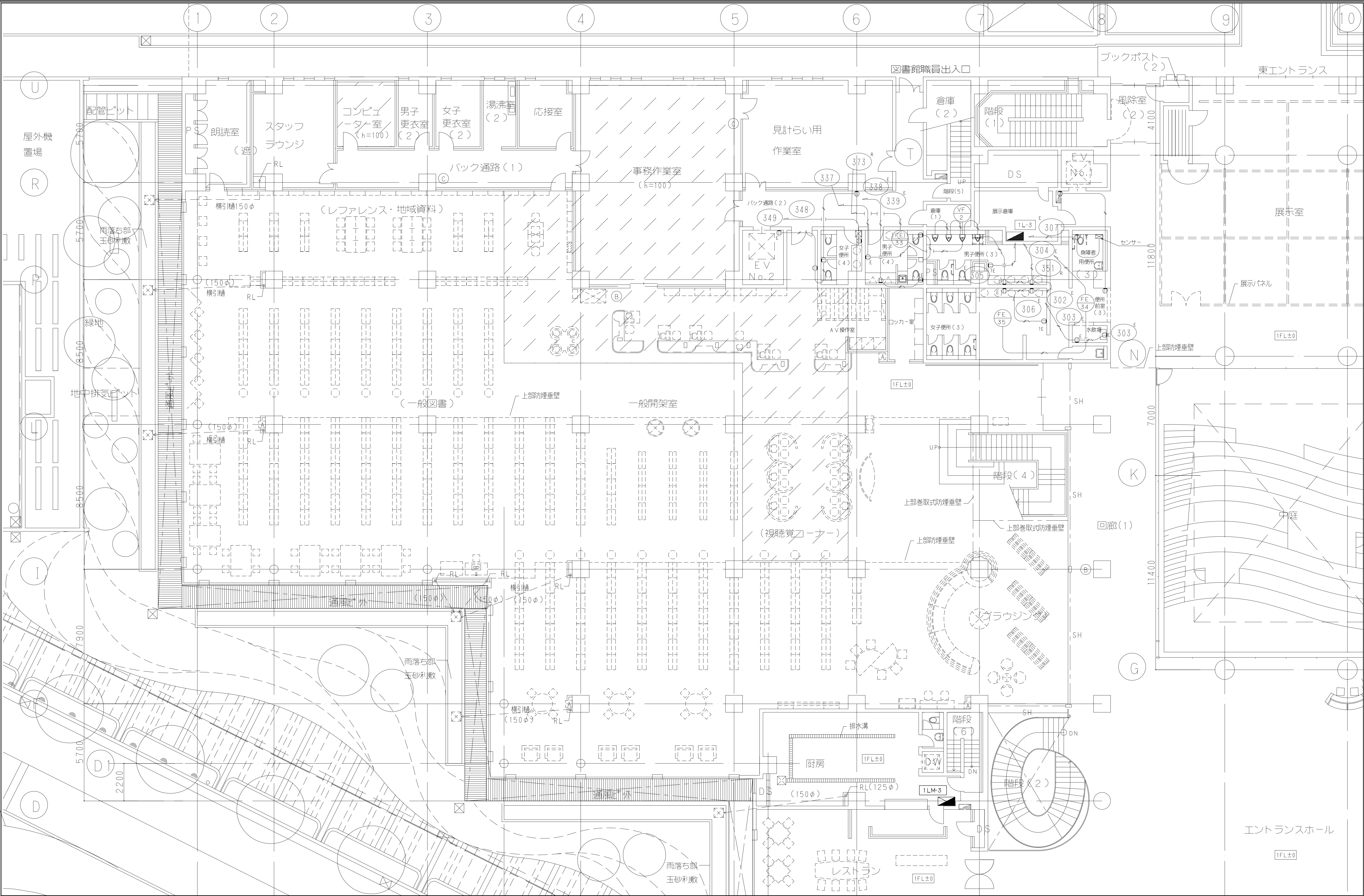


大ホール1階便所詳細図 1/50

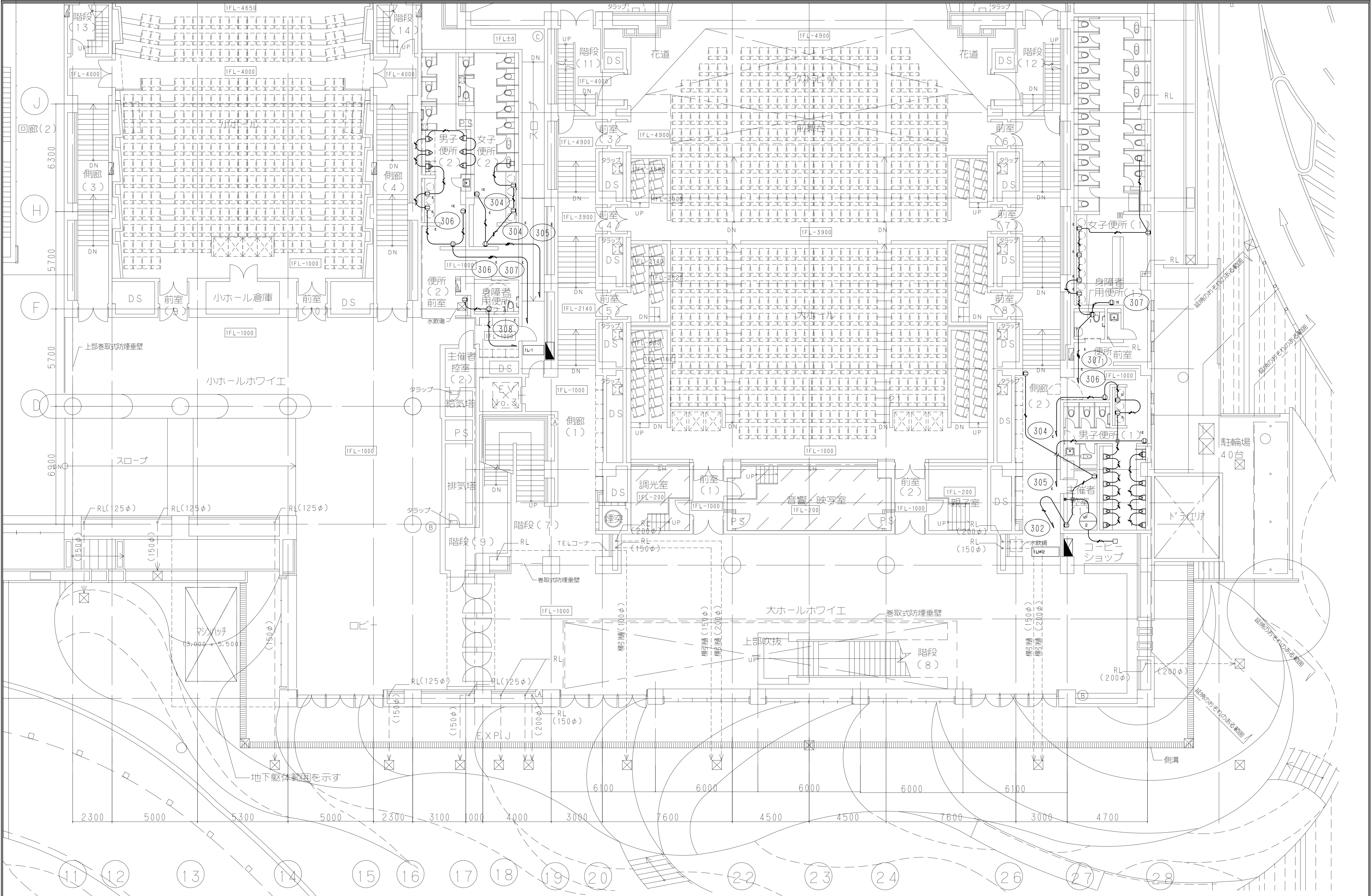


小ホール1階便所詳細図 1/50

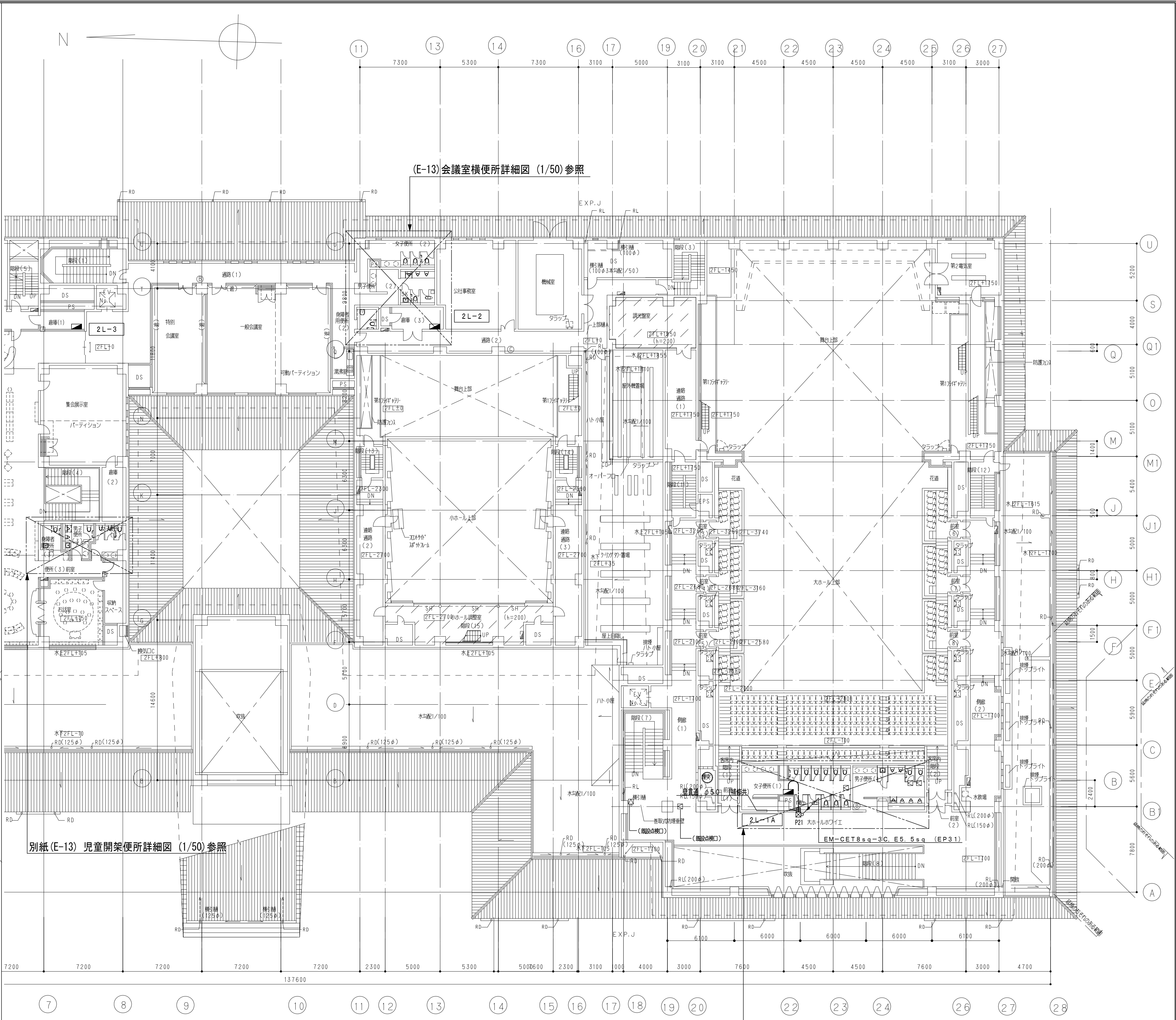
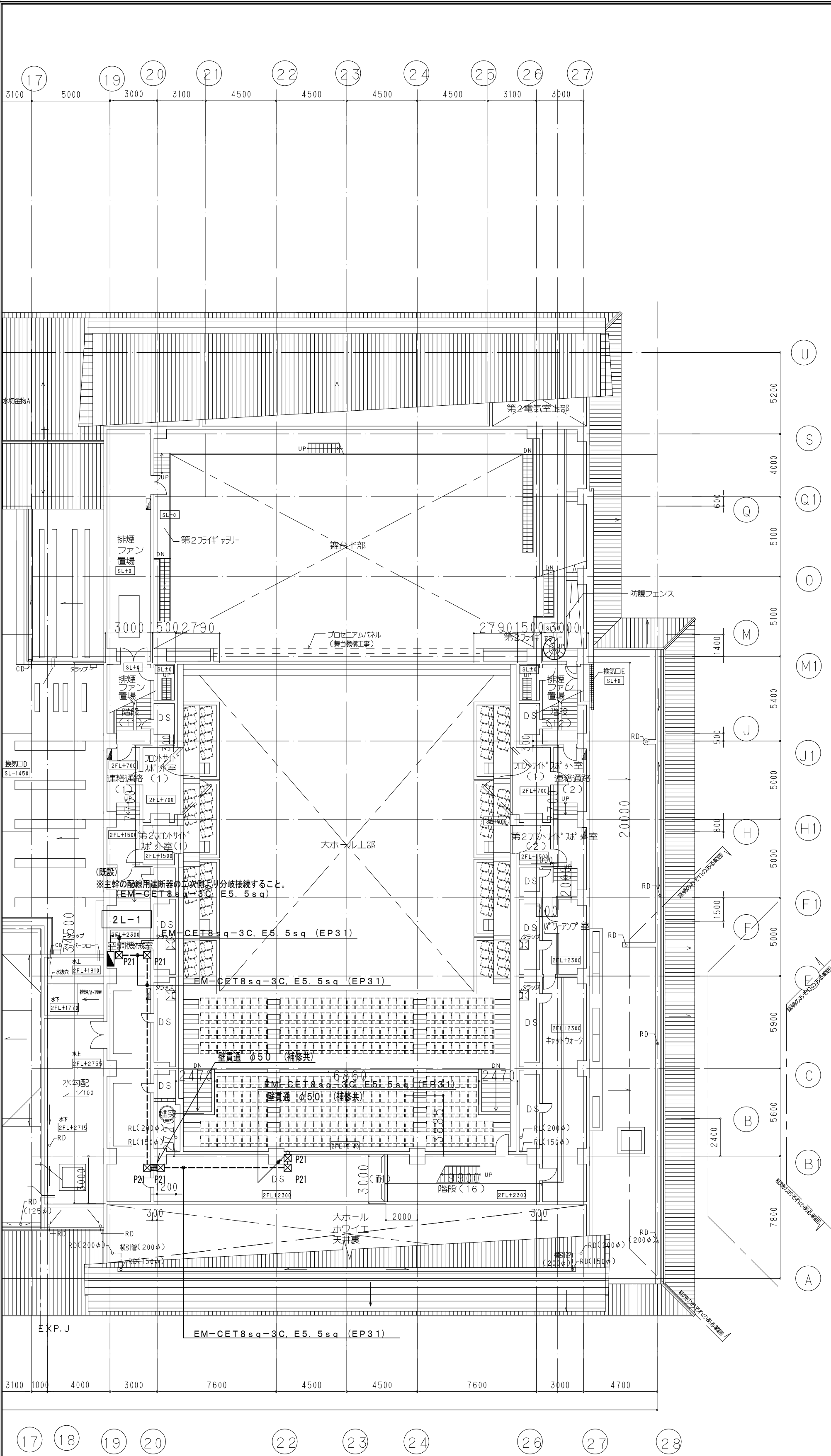
凡 例			
記号	名 称	形 状	備 考
	電灯分電盤	(既設)	
	埋込コンセント	2P15A×1ET付	
	位置ボックス		
	壁貫通	モルタル補修共	
	天井点検口	450×450	本工事
(注記)			
1) 図中記入なき配管配線サイズは、下記とする。			
コンセント設備			
EM-EFF2. 0-2C			
EM-EFF2. 0-3C (1C:E)			
2) 二重天井内は、ケーブルころがし配線とし、壁面引下げ部分はP管等で保護すること。			
MM1-A (A型) で保護部分を示す。(天井面コーナーボックス取付)			
MM1-B (B型) で保護部分を示す。(天井面コーナーボックス取付)			
4) 図中 (★) 印は、既設機器 (器具) の再取付を示す。			
図中点線は、既設機器 (器具) を示す。			
既設配管配線を示す。			
4) 図中 () 印は、壁貫通補修 (φ32) 部分を示す。			
5) 壁貫通部分は鉄筋探索を行い、鉄筋を切断しない様に貫通を行うこと。			



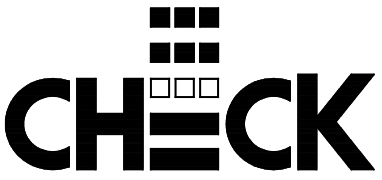
摘 要				一級建築士設計事務所 総合建築設備事務所 CHECK 有限 会社 大和郡山市城北町 5 番 4 7 号 T E L (0 7 4 3) 5 5 - 6 6 0 8 一級建築士事務所 登録 2023 (イ) 第2615号 管理建築士 一級建築士 中辻 常泰		DATE		PROJECT NAME DMGMOR I やまと郡山城ホールトイレ改修工事		PROJECT CODE		No E-10
						TITLE NAME コンセント設備 1 階平面図 (現況参考図)		SCALE 1/100				



摘 要	一級建築士設計事務所 総合建築設備事務所 CHECK 有限会社 ビルチェック 大和郡山市城北町5番47号 TEL (0743) 55-6608		一級建築士事務所 登録 2023 (イ) 第2615号 管理建築士 一級建築士 中辻 常泰		DATE		PROJECT NAME		PROJECT CODE		No	
							DMGMOR I やまと郡山城ホールトイレ改修工事					
							TITLE NAME		SCALE			E-11
							コンセント設備 1階大小ホール便所詳細図 現況図(参考図)		1/100			



摘 要	



有限会社
ビルチェック

一級建築士設計事務所
総合建築設備事務所

大和郡山市城北町5番47号

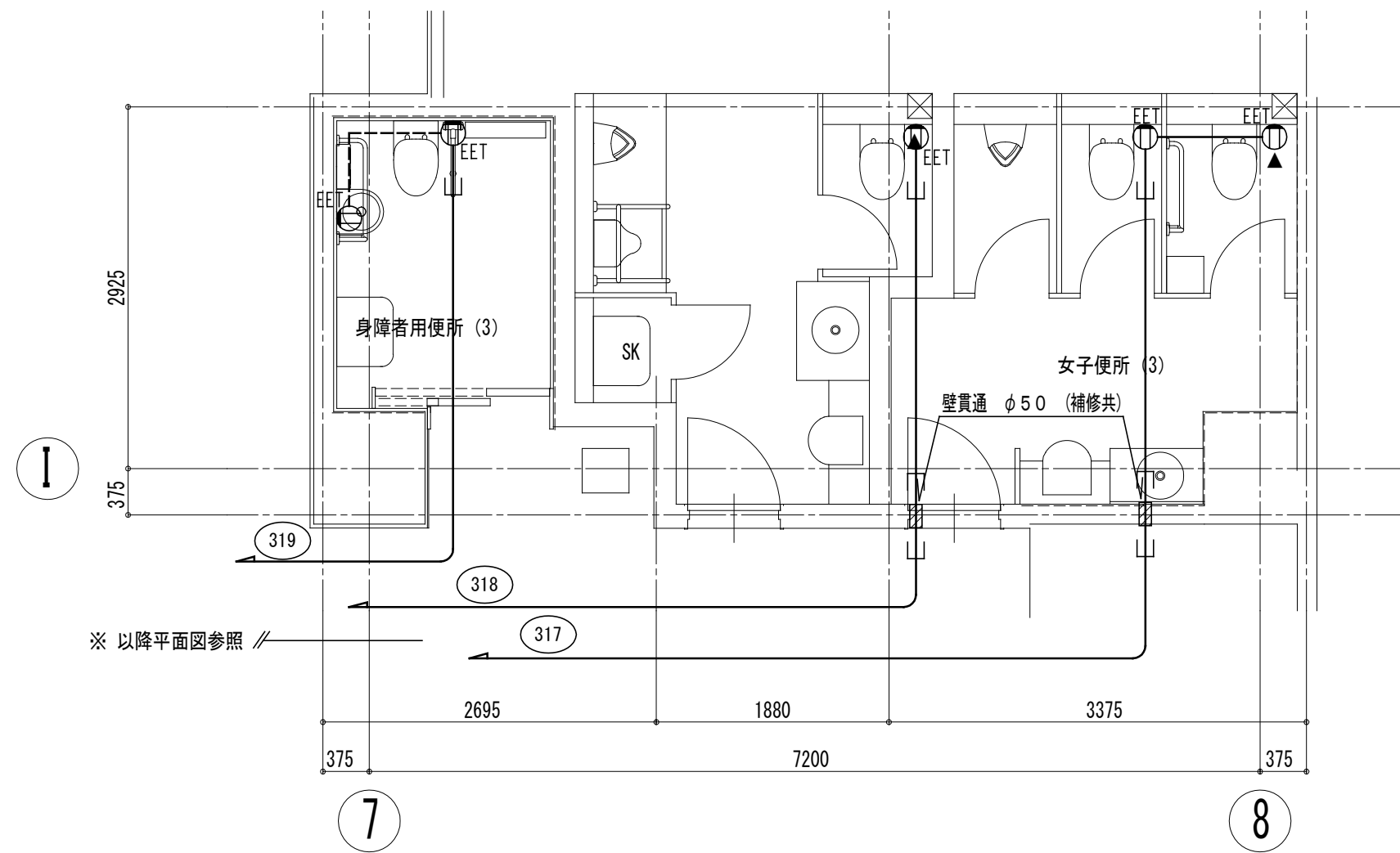
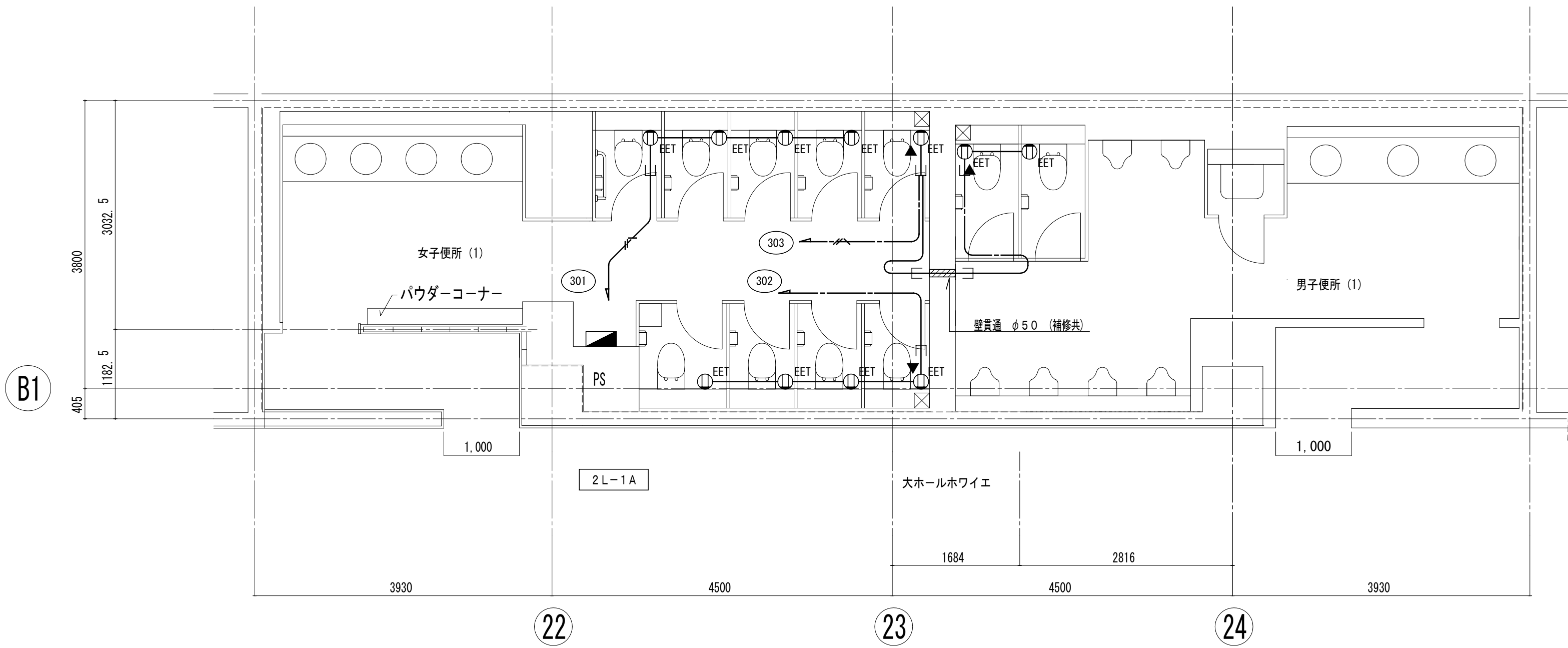
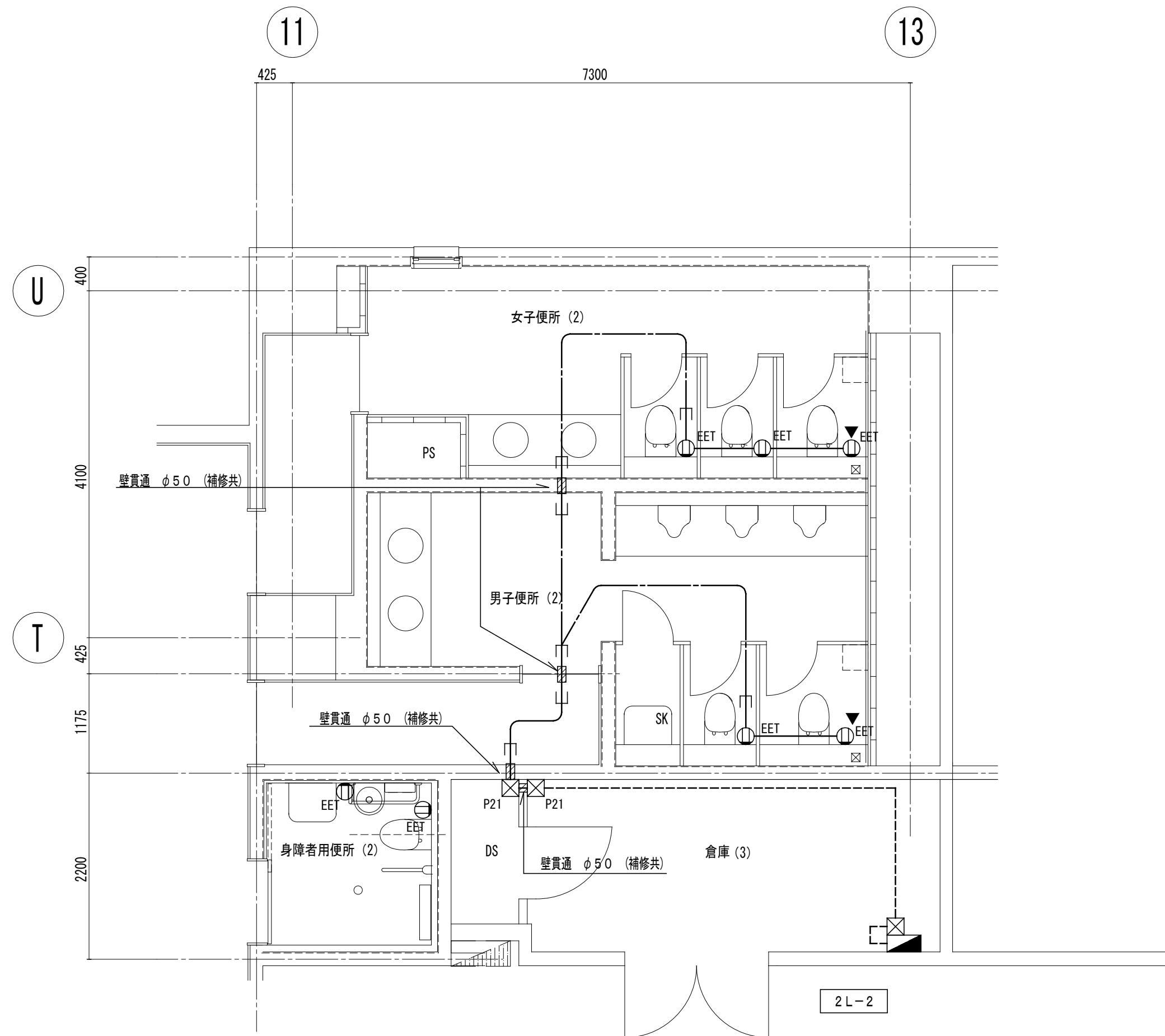
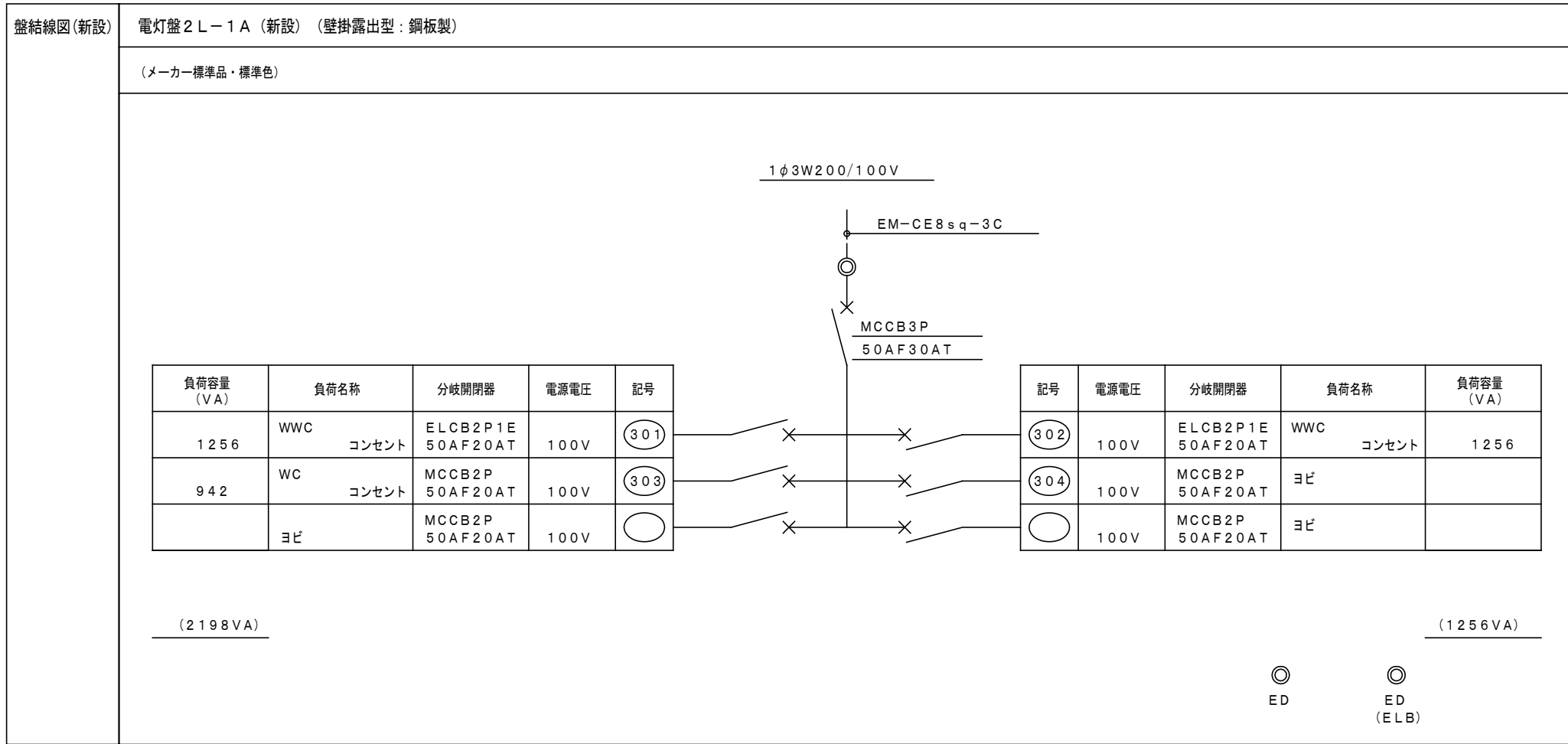
TEL (0743) 55-6608

一級建築士事務所 登録 2023 (イ) 第2615号	DATE
管理建築士 一級建築士 中辻 常泰	

PROJECT NAME DMGMOR I やまと郡山城ホールトイレ改修工事	PROJECT CODE
TITLE NAME コンセント設備 2・3階平面図 (改修図)	SCALE 1/200

No
E-12

凡 例			
記号	名 称	形 状	備考
	電灯分電盤	(既設)	
	電灯・動力盤	(既設)	
	埋込コンセント	2P15A×1 ET付	
	位置ボックス		
	壁貫通	モルタル補修共	
	天井点検口	450×450	本工事
(注記)			
1) 図中記入なき配管配線サイズは、下記とする。			
コンセント設備			
EM-EFF2.0-2C			
EM-EFF2.0-3C (1C:E)			
2) 二重天井内は、ケーブルこころがし配線とし、壁面引下げ部分はPF管等で保護すること。			
MM1-A (A型) で保護部分を示す。(天井面コーナーボックス取付)			
MM1-B (B型) で保護部分を示す。(天井面コーナーボックス取付)			
4) 図中 (★) 印は、既設機器 (器具) の再取付を示す。			
図中点線は、既設機器 (器具) を示す。			
----- 既設配管配線を示す。			
4) 図中 () 印は、壁貫通補修 (φ32) 部分を示す。			
5) 壁貫通部分は鉄筋探索を行い、鉄筋を切断しない様に貫通を行うこと。			



摘 要				CHECK 有限会社 大和郡山市城北町5番47号 一級建築士設計事務所 総合建築設備事務所 ビルチェック TEL (0743) 55-6608	一級建築士事務所 登録 2023 (イ) 第2615号 管理建築士 一級建築士 中辻 常泰	DATE			PROJECT NAME		PROJECT CODE	No
						DMGMORIやまと郡山城ホールトイレ改修工事						
						TITLE NAME		SCALE		E-13		
						コンセント設備 2階各便所詳細図（改修図）		S=1/50				

DGMG MORI

やまと郡山城ホールトイレ改修工事

機械設備工事特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所

奈良県大和郡山北郡山町地内

2. 建物概要

建物名	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法令別表第一	耐震安全性の分類	備 考
劇場、図書館等	SRC造	地上4階 地下2階	16,670.83	1項 (イ)	建築設備 乙類	
			16,670.83	1項 (イ)		

3. 工事項目

●印をつけたものを適用し、各一式とする。

工事項目／棟別及び屋外	劇場、図書館等				屋外
空気調和設備	○	○	○	○	○
換気設備	○	○	○	○	○
排煙設備	○	○	○	○	○
自動制御設備	○	○	○	○	○
衛生器具設備	●	○	○	○	○
給水設備	●	○	○	○	○
排水設備	●	○	○	○	○
給湯設備	○	○	○	○	○
消火設備	○	○	○	○	○
厨房機器設備	○	○	○	○	○
ガス設備	○	○	○	○	○
さく井設備	○	○	○	○	○
浄化槽設備	○	○	○	○	○
機械式駐車設備	○	○	○	○	○
井水揚水設備	○	○	○	○	○
撤去工事	●	○	○	○	○
環境配慮改修工事	○	○	○	○	○
建築工事	○	○	○	○	○
電気設備工事	○	○	○	○	○

II. 機械設備工事仕様

1. 共通仕様

1) 本仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の仕様書等による。

- ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「建築改修標準仕様書」という。)
- ・公共建築設備工事標準図(機械工事編)(令和4年版)(以下「標準図」という。)
- ・建築物解体工事共通仕様書・同解説(令和4年版)(以下「解体共通仕様書」という。)

2) 工事項目に電気設備工事及び建築工事を含む場合は、その仕様は当該図面による。

2. 特記仕様

1) 項目及び特記事項は、※印または●印を適用とし、●印を優先とする。

2) 特記事項に記載の() 内表示番号、< > 内表示番号、【 】 内表示番号及び [] 内表示番号について、それぞれ標準仕様書、改修標準仕様書、建築改修標準仕様書及び解体工事共通仕様書の編・章・節・項を示す。

章	項 目	特 記 事 項
一	● 適用基準等	県土マネジメント部建築工事監督及び検査必携 奈良県県土マネジメント部 建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集 奈良県県土マネジメント部
	● 設計図書 の優先順位	(1) 質問回答書(以下(2)から(5)に対するもの) (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 標準仕様書・改修標準仕様書 以上(1)から(5)の順番のとおりとする。(1.1.1.1)<1.1.1.1> ただし、明示なき材料、仕上げ等については、監督職員の指示による。
	● 官公署その他への 届出手続等	工事関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等は全て受注者が行うこと。 この場合、「建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集(奈良県県土マネジメント部)」の書式に従い、日程管理を行う。(1.1.1.3)<1.1.1.3>
	● 工事実績情報の登録	※ 行う(適用する) ○ 行わない(1.1.1.4)<1.1.1.4>
	● 情報通信の技術の利用	書面により行う(補完的に電子メール等を活用できる)。(1.1.1.5)<1.1.1.5>
二	○ 他工事との取合い	別記工事区分表による。(1.1.1.7)<1.1.1.7>
	● 疑義に対する 協議等	設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり取り合い等の関係で設計図書によることが困難若しくは不都合な場合が生じた時は、監督職員と協議する。(1.1.1.8)<1.1.1.8>
	○ 概成工期	現場説明書による。
	● 実施工程表	工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。 実施工程表を変更する必要がある場合は、施工に支障が無いよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。(1.1.2.1)<1.1.2.1>
三	● 施工計画書	(1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書(総合施工計画書)を作成し、監督職員に提出する。 (2) 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書(工種別施工計画書)を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。 (3) (1)、(2)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。(1.1.2.2)<1.1.2.2>
	● 施工条件	現場説明書による。(1.1.3.3)<1.1.3.3>
四	○ 電気保安技術者	標準仕様書又は改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。 電気保安技術者は、(事業用電気工作物に係る工事の場合、電気事業法に基づく電気主任技術者の業務を補佐すると共に)、監督職員の指示に従い、当該現場における電気工作物の保安業務を行うものとする。(1.1.3.2)<1.1.3.2>

	○工事用電力設備の保安責任者	工事用電力設備の保安責任者として、法令に基づく有資格者を定め監督職員に報告する。 保安責任者は適切な保安業務を行うものとする。	[1.1.3.4]
	●施工中の安全確保	工事現場周辺の状況を確認し、本工事施工によって生じる騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、受注者の責任において直ちに誠意をもって対応する。	(1.1.3.5)<1.1.3.5>
	●交通安全管理	工事期間中道路面には、一切車両を駐車しないようにすると共に、工事関係車両の出入りについては、必ず誘導員又は交通整理員を立て、交通渋滞、住民等の安全に留意すること。また、工事中事前に警察、その他関係機関、地元自治会、監督職員などと十分打ち合わせのうえ、安全管理を行う。	(1.1.3.6)<1.1.3.7>
	●災害等発生時の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。	(1.1.3.7)<1.1.3.8>
	●施工中の環境保全等	関係法令に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。塗料、その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造者が作成したJIS Z 7253を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。	(1.1.3.8)<1.1.3.9>
	●図面照査	設計図書との照査及び現場調査を行い、報告すること。	
	●施工調査	(1) 工事の着手に先立ち、施工調査を行い、報告書を提出すること。施工調査の内容は次による。 調査項目 改修対象建物及び同建屋内設備配管・ダクト等・屋外埋設配管等埋設物 調査範囲 本工事と取り合いのある範囲及び本工事の施工により影響が及ぶ範囲 調査方法 スケール・レベル・目視による他、監督職員との協議による (2) 次の関係者と当該工事に必要な事前打合せを行う。 ●施設管理者 ○当該施設の電気主任技術者 ●関係官公署（建築主事、消防署等） ●電気事業者 ○当該施設 ○<1.1.5.1><1.5.3><2.2.7><2.8.1><2.8.2>	
	●地中埋設物等	標準仕様書又は改修標準仕様書によるほか、下記による。 施工前に、当該工事にかかわる地中埋設物等（建物内又は既設コンクリート内の既設配管線を含む）について事前調査を行い、報告書を提出すること。既設構造物の位置及び既設埋設配管の経路等が不明な場合は、探査方法及び試験掘方法を監督職員と協議する。	<2.4.1.1><2.4.1.2><2.5.2.1>
般	●発生材の処理等	●再資源化を図るもの ○コンクリート塊 ○777アルミコンクリート塊 ○コンクリート製品 ○建設発生木材 ●再生資源利用〔促進〕計画（実施）書を提出する。 （建設副産物対策近畿地方連絡協議会編） ●産業廃棄物の処理 関係法令に従い、横外搬出適切処理とし搬出書類等提出する。なお、県内の最終処分場に搬入することとなる場合は、奈良県産業廃棄物税条例相当額を支払うこと。 ●産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出する。 ○引き渡しをするもの （ ） ○現場において再利用を図るもの （ ）	(1.1.3.9)<1.4.1.1><1.5.1.1><1.5.1.2>
事	●機材の品質等	別記（設備機材）に掲げる設備機材は、（一社）公共建築協会発行「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されたものを（ただし、評価の有効期限内のものに限る）を使用する。この場合、評価書の写しをもって、標準仕様書第1編1.4.2(3)の品質及び性能を有することの証明となる資料（製作図、試験成績書等は除く）に替える。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 本工事に使用する設備機材等のうち、設備機材等指定表等により特定のものが特記された場合は、設計図書に規定したもの又はこれらと同等のものを使用する。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。	(1.1.4.2)<1.1.4.2>
項	●建築材料・設備機器	建物内部（天井裏、床下、PS、EPS、DS等を含む）及びダクト等の内部に使用する。 下記に掲げる各材料・機材等は、それぞれに定められた基準等に適合するものを選定する。	
		材 料 等	基 準 等
	①接着剤	次の1、2及び3を満たすものとする。 1 ホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆☆の規格に適合しているものであること。 2 アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少ないものであること。 3 トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ないものであること。なお、接着剤は可塑剤が添加されていない材料を使用する。（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものは除く）	
	②保温材 緩衝材 断熱材	次の1、2を満たすものとする。 1 ホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆☆の規格に適合しているものであること。 2 アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少ないものであること。(2.3.1.2)	
	③塗料	次の1、2及び3を満たすものとする。 1 ホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆☆の規格に適合しているものであること。 2 アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少ないものであること。 3 トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ないものであること。	
	④設備機器	製品を構成する建築材料は、次の1及び2を満たすものとする。 1 ホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆☆の規格に適合しているものであること。 2 アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少ないものであること。	(1.1.4.4)<1.1.4.1>

なお、F☆☆☆☆の規格に適合するものと規定された材料等で、F☆☆☆☆に適合する材料等がない場合は、監督員と協議を行うこと。

一般

事

項

○ 県産材木材の利用

県産材木材（奈良県内において伐採・生産された原木を製材加工した製品）の利用に努めること。

○ 建築物省エネ法対象機器

本工事は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53条）第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の通知を行っている。通知の詳細は監督員に確認すること。
対象設備
○ 空調熱源設備
○ 空調外気処理設備
○ 換気設備
○ 給湯設備
機器の消費電力、燃料消費量は、原則として表示された数値以下とする。

○ 機材の検査に伴う試験

機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち試験計画書を作成のうえ、監督職員に提出し、原則として監督職員の立ち会いを受けて行う。
ただし、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(1.1.4.6)<1.1.4.6>

○ 色彩による表示、標識その他

監督職員の指示による。

(1.1.4.2)<1.1.7.4>
<1.1.4.2><1.1.8.5>

● 機器及び配管の文字書き

屋外の文字書きは、*カチン*グシートや調合ペイント等耐久性のあるもので記入する。

○ 技能士

適用する資格は下記による。
○ 1級配管技能士（配管工事）
○ 1級熱絶縁施工技能士（保温工事）
○ 1級建築板金技能士（ダクト製作及び取付）
○ 1級冷凍空調機器施工技能士（*リフティング*、*パッキング*形空調調機の据付及び整備）

(1.1.5.2)<1.1.6.2>

○ 見本施工の実施

図示による。（図面番号）

(1.1.5.4)<1.1.6.5>

○ 化学物質の濃度測定

実施する（※施工完了後 ○ 着工前・施工完了後）
測定対象化学物質 *ホルムアルデヒド*、*トリス*、*キシレン*、*イソシアナート*、*スチレン*
測定対象室及び測定箇所数

室 名					
箇 所 数					

測定方法は監督職員の指示による。

(1.1.5.8)<1.1.6.9>

○ 中間技術検査の実施

県土マネジメント部の監督及び検査の実施に関する取り扱い要領により中間技術検査を行う。

(1.1.6.2)<1.1.7.2>

● 完成時の提出図書

次の図書を提出する（機器製作図含む）。
(1.1.7.1)～(1.1.7.3)<1.1.8.1>～<1.1.8.4>
● 完成図
(1) 標準仕様書に基づき作成する。又は設計図に基づき全ての図面を完成図として作成する。その場合は施工図を完成図に添付するものとする。
製本サイズ（○A1 ○A2 ○A3） 提出部数（ ）部
(2) 原則として黒文字製本とし、表紙の書き方は監督職員の指示とする。
(3) 完成図CADデータを提出する。
参考CADデータの貸与 ○あり ○なし
● 保全に関する資料等（※1部 ○「 」部）
建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要機器一覧表、総合調整測定表、連絡先、保証書、資格一覧表を提出する。
● その他の引き渡し書類
施工図（制御システム図・機器配管固定の施工図等）、施工計画書、各種承諾図、工事写真、その他各種検査書類等を整理し、監督職員の指示する部数を提出する。
○ 既存完成図の修正（多年度継続工事の場合）
既存完成図を今回工事の内容を含んだものに修正し、全体完成図として提出する。

● 工事写真・完成写真

● 工事写真 「工事写真の撮影要領（建築工事・設備工事）（奈良県県土マネジメント部）」による。
● 完成写真 ※工事写真に準じて作成する。○ 下表による。
(1.1.2.4)<1.1.2.4>

分類・規格	撮影枚数	部数	原板の大きさ(mm)
○ カラーサービス版	○ 0 ○ 6 ○ 9		
○ カラーキャビネ版	監督職員指示箇所		

(ただし、上記写真は、アルバム製本とする。)
○ 完成写真として、全組パネルを 部提出する。

○ 電動機

電動機出力が0.75kW以上の低圧三相かご形誘導電動機の規格は、JIS C 4213（低圧三相かご形誘導電動機－低圧トッランナーモータ）による。

(2.1.2.1)

○ 制御及び操作盤

機器に付属する制御及び操作盤の仕様の優先順位は、次の（1）～（3）の順番のとおりとする。
(1) 図示による。（図面番号）
(2) 標準仕様書第2編表2.1.6～2.1.8による。
ただし、標準仕様書各編で製造者の標準仕様と明示されたものは除く。また、同表の各機材ごとの△印の項目の適用は、
○ 適用する ○ 適用しない
インバータ用制御及び操作盤の仕様において標準仕様書第2編1.2.2.2の規定を ○ 適用する （高調波対策 ○ 要 ○ 不要） ○ 適用しない
(3) 製造者の標準仕様

(2.1.2.2)<2.1.2.1>

○ 空気調和設備

○ 風量調整（測定共）
○ 室内外空気の温湿度測定
○ 騒音の測定（測定箇所及び規制値は図示による）
○ 水量調整（測定共）
○ 室内気流じんあいの測定

(2.1.3.3)<2.1.3.3>

○ 換気設備

○ 風量調整（測定共）
○ 騒音の測定（測定箇所及び規制値は図示による）
○ 室内気流じんあいの測定

(2.1.3.3)<2.1.3.3>

○ 排煙設備

○ 風量調整（測定共）
○ 騒音の測定（測定箇所及び規制値は図示による）

(2.1.3.3)<2.1.3.3>

● 給水設備

○ 飲料水の水質の測定
○ 平成15年3月25日付厚生労働大臣告示第119号第二の一の1の（4）による
○ 水道法施行規則第10条による水質検査
○ 雑用水の水質の測定
※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第四条の二による

(2.1.3.3)<2.1.3.3>

摘 要			 一級建築士設計事務所 総合建築設備事務所 大和郡山市城北町5番47号 TEL (0743) 55-6608		一級建築士事務所 登録 2023 (い) 第2615号 管理建築士 中辻 常泰 一級建築士		DATE		PROJECT NAME DMGMORIやまと郡山城ホールトイレ改修工事		PROJECT CODE		No M-01
									TITLE NAME 機械設備工事特記仕様書 (1)		SCALE A1:S=NON		

令和4年版 Ver. 1.0																																																												
● 継手	管端コア付鋼管を除く塩化ビニルライニング鋼管、耐熱性塩化ビニルライニング鋼管及びポリ粉体鋼管で、ねじ接合する場合の継手は管端防食継手とし、パイプニップルは管端防食継手用パイプニップルとする。 呼び径60Su以下の一般配管用ステンレス鋼管 ○ プレス式 ● 拡管式 ○	(2.2.1.2) (2.2.5.7)																																																										
○ 一般用弁の耐圧	図面に明記なき一般用弁の耐圧は、下記による。 水道直結配管に使用する弁は、JIS又はJV 0.98MPa(10K)弁とする。 その他配管に使用する弁は、※JIS又はJV 0.49MPa(5K)弁 ○ JIS又はJV 0.98MPa(10K)弁																																																											
○ 鋼管用伸縮管継手	※ベローズ形 ○ スリーブ形	(2.2.2.7)																																																										
○ 異種管の接合及絶縁継手	○ 異種管の接合要領 ※標準図(施工3) ○ 図示 (図面番号) ○ 機器接続部の金属材料と配管材料のイオン化傾向が大きく異なる場合(鋼とステンレス、銅と鋼)は、絶縁継手を使用し、設置箇所及び絶縁継手の仕様は図示による。 (図面番号)	(2.2.5.16)<2.2.3.17> (2.2.2.12)(2.2.4.1)<2.2.2.1>																																																										
○ 量水器	○ 直読式 ○ 遠隔式	(2.2.2.16)																																																										
○ 緊急遮断弁装置	駆動方式 ○ 電気式 ○ 機械式	(2.2.2.22)																																																										
○ 水栓柱	本体 ※合成樹脂製 ○ 7mm鋼合金製 ○ ステン製 ○ 人造石とぎ出し製 寸法 ※約70mm×約70mm×約1,300mmH ○	(2.2.2.23)																																																										
○ 不凍水栓柱の寸法	※全長約1,500mm ○	(2.2.2.24)																																																										
○ スリーブ	(1) 外壁の地中部分等水密を要する部分のスリーブ ※つば付鋼管 ○ (2) 地中部分で水密を要しない部分のスリーブ ※ビニル管(VU) ○ (3) 柱及び梁以外の箇所で、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径200mm以下の部分 ※紙製板枠 (4) 上記以外の鋼管製スリーブ ※白管 ○	(2.2.2.27)<2.2.6.1>																																																										
○ 瞬間流量計	○ 固定形 個 ○ 着脱可能形(測定用フック) 個、本体 個	(2.2.3.8)																																																										
○ 建物導入部配管	※不同沈下の恐れがない ○ 不同沈下の恐れがある 標準図(施工4)のフックポイントを使用した方法で施工する。ただし、排水及び通気管を除く。	(2.2.4.1)<2.2.2.1><2.2.3.11>																																																										
○ 空調機用ドラッグの形式	図示による。(図面番号)	(2.2.4.8)<2.2.2.8>																																																										
○ ファンコイルの流量弁	○ 流量調整弁(図面番号) ○ 定流量弁(図面番号)	(2.2.4.2) <2.2.2.2>																																																										
● 管の接合	● ビニル管 (※ 接着接合 ○ ゴム輪接合) ○ ポリエチレン管 (○ 電気融着接合 ○ 加熱接合) ○ 建物導入部において異種管との接続がある接続部の点検枠の構造 (○ TC-1 ○ TC-2) ○ 架橋樹脂管 (○ 電気融着接合 ○ 加熱接合) ○ 樹脂管 (○ 熱融着接合 ○ 電気融着接合 ○ 加熱接合) ○ 耐火二層管 (※ 接着接合 ○ ゴム輪接合) (伸縮継手の設置箇所は図示による(図示番号))	(2.2.5.9)<2.2.3.10> (2.2.5.10)<2.2.3.11> (2.2.5.11)<2.2.3.12> (2.2.5.12)<2.2.3.13> (2.2.5.14)<2.2.3.15>																																																										
○ 溶接部の非破壊検査	※ 実施しない ○ 実施する (○ 放射線透過検査 ○ 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査) 判定基準 () 採取率は下記による。	(2.2.5.15)<2.2.3.16>																																																										
	<table><tr><th rowspan="2">溶接部の種類</th><th>種 別</th><th colspan="2">蒸気配管</th><th rowspan="2">冷却水、冷温水、消火(水用)及び油配管</th></tr><tr><th>検査の種類</th><th>1.0MPa未満</th><th>1.0MPa以上</th></tr><tr><td>突合せ溶接部</td><td>放射線透過検査(RT) 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査(PT又はMT)</td><td>※ 5 %</td><td>※ 10 %</td><td>※ 5 %</td></tr><tr><td>すみ肉溶接部</td><td>浸透探傷検査又は磁粉探傷検査(RT又はMT)</td><td>○ (%)</td><td>○ (%)</td><td>○ (%)</td></tr></table>	溶接部の種類	種 別	蒸気配管		冷却水、冷温水、消火(水用)及び油配管	検査の種類	1.0MPa未満	1.0MPa以上	突合せ溶接部	放射線透過検査(RT) 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査(PT又はMT)	※ 5 %	※ 10 %	※ 5 %	すみ肉溶接部	浸透探傷検査又は磁粉探傷検査(RT又はMT)	○ (%)	○ (%)	○ (%)																																									
溶接部の種類	種 別		蒸気配管		冷却水、冷温水、消火(水用)及び油配管																																																							
	検査の種類	1.0MPa未満	1.0MPa以上																																																									
突合せ溶接部	放射線透過検査(RT) 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査(PT又はMT)	※ 5 %	※ 10 %	※ 5 %																																																								
すみ肉溶接部	浸透探傷検査又は磁粉探傷検査(RT又はMT)	○ (%)	○ (%)	○ (%)																																																								
工場溶接部については適用された採取率の1/5としてもよい。																																																												
● 配管・ダクトの吊り及び支持	(1) 土間埋設配管の吊りはピット内(材質はステン製)に準じる。 (2) 鋼管、鉄鉄管及びステン鋼管の配管呼び径40以下、ビニル管、ポリエチレン管、樹脂管及び鋼管の呼び径20以下の管の形鋼振止め支持は、※不要 ○ 要(支持間隔は図示による。(図面番号)) (3) 吊り及び支持は、標準図(施工13~17)による。	(2.2.6.3)<2.2.4.3>																																																										
○ 地中埋設管の埋戻土	コンクリート管以外の管を地中埋設とする場合は、管及び被覆樹脂を傷めぬよう山砂の類で管の周囲を埋戻した後、掘削土の良質土で埋戻す。	(2.2.7.1)<2.2.5.1>																																																										
○ 管の埋設深さ	(1) 一般敷地 ※ 300mm ○ (2) 構内車両通路 ※ 600mm ○	(2.2.7.2)<2.2.5.2>																																																										
事	項	項	○ 地中埋設機及び埋設表示用テープ	(1) 給水管 地中埋設機 (※ 要 ○ 不要) 埋設表示テープ (※ 要 ○ 不要) (2) 消火管 地中埋設機 (※ 要 ○ 不要) 埋設表示テープ (※ 要 ○ 不要) (3) ガス管 地中埋設機 (※ 要 ○ 不要) 埋設表示テープ (※ 要 ○ 不要) (4) 油 管 地中埋設機 (※ 要 ○ 不要) 埋設表示テープ (※ 要 ○ 不要) (5) 地中埋設機の設置箇所は図示による。(図面番号) (6) 埋設給水本管の分岐、曲り部等の衝撃防護措置は図示による。(図面番号) (7) 埋設表示テープの土被りは150mm程度とする。	(2.2.7.1)<6.2.2.3> (2.2.5.1)<6.2.2.3>																																																							
			○ 防火区分貫通部の処理	標準図(施工1)による。	(2.2.8.1)<2.2.6.1>																																																							
			● 保温	(1) 保温種別は、標準仕様書第2編表2.3.2及び表2.3.5による。ロックウール保温材、グラスウール保温材及びポリスチレンフォーム保温材が併記されている箇所は、どれを使用してもよい。ただし、給水管、排水管で、床下、暗渠内(ピット内を含む)、屋外露出及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない)は、ポリスチレンフォーム保温材とする。 (2) 共同溝の保温種別は、図示による。(図面番号)																																																								
			(3) 配管の保温外装は、次による。 【空気調和設備】(断熱材被覆鋼管を含む) 屋内： 隠蔽部(機械室等の露出配管、暗渠内を含む) ※ 不要 ○ 要 露出部 ※ 合成樹脂カバー1 ○ 合成樹脂カバー2 ○ 保温化粧ケース(塩化ビニル樹脂) 屋外： ※ ステンレス鋼板 ○ 溶融7mm重鉛鉄板 ○ カラー重鉛鉄板 ○ 保温化粧ケース (○ 塩化ビニル樹脂 ○ アルミ合金 ○ 溶融アルミニウム重鉛鉄板 ○ ステンレス鋼板) 保温化粧ケースの下部カバー ○ 要 ※ 不要 【給排水衛生設備】 屋内： 隠蔽部(機械室等の露出配管、暗渠内を含む) ※ 不要 ○ 要 露出部 ※ 合成樹脂カバー1 ○ 合成樹脂カバー2 ○ 保温化粧ケース(塩化ビニル樹脂) 屋外： ※ ステンレス鋼板 ○ 溶融7mm重鉛鉄板 ○ カラー重鉛鉄板 ○ 保温化粧ケース (○ 塩化ビニル樹脂 ○ アルミ合金 ○ 溶融アルミニウム重鉛鉄板 ○ ステンレス鋼板) 保温化粧ケースの下部カバー ○ 要 ※ 不要 (4) 鋼板製タンクの保温は ※ 行わない ○ 行う(蓋の部分は行わない) (5) 次のダクト等に保温を行う。 ○ 換気用ダクト ○ 外気取入れ用ダクト ○ 排気用ダクト ○ 空調している建物内の廻りダクト ○ 屋内外露出排煙ダクト ○ 内貼りしたダクト及び内貼りしたチャンパー ○ 断熱材付フレキシブルダクト及びたわみ継手 ○ 屋外露出の煙道及び煙突 ○ 暗渠内のダクト ○ 厨房排気用ダクト (6) 次の管、弁、フランジ等に保温を行う。 ○ 放熱器廻り蒸気管及び温水管 ○ 蒸気還管 ○ 蒸気管及び温水管で、屋内及び暗渠内の各種装置廻りの配管 ○ 蒸気管及び温水管で、屋内及び暗渠内の弁、フランジ、伸縮管継手、防振継手、フックポイント等 ○ 冷凍機の冷却水管 ○ ポンプ廻りの防振継手、フックポイント ○ 各種タンク類のオーバーフロー管及びドレン管(冷水、冷温水タンクの第1バルブまでを除く) ○ エア抜き以降の配管及び排泥弁以降の配管等 ○ 油管 ○ 断熱材被覆鋼管 ○ 衛生器具の附属品と見なされる器具及び配管(流し下部の床上排水管を含む) ○ 給水管で、ポンプ廻りの防振継手、フックポイント ○ 給水及び排水の地中又はコンクリート埋設配管 ○ 給湯管で、屋内及び暗渠内の弁、フランジ、伸縮管継手、防振継手、フックポイント等 ○ 保温付被覆鋼管 ○ 排水管で、暗渠内配管(ピット内を含む)、最下階の床下配管、屋外露出配管及び耐火二層管 ○ 通気管(排水管の分岐点より100mm以下の部分を除く) ○ 消火管 ○ 厨房機器及びガス湯沸器廻りの給水、排水及び給湯管 (7) 寒冷地等での保温厚は、図示による。(図面番号) (8) 高圧(0.1MPa)以上の蒸気管及び蒸気ヘッダーの保温厚は、図示による。(図面番号) (9) ファンコイルユニット等のドレン管の保温は、給排水設備工事の排水管による。 (10) エア抜き管の保温厚は20mmとし、仕様は当該配管の項に準ずる。 (11) 保温を施す空調用タンクの蓋の保温 ※ 要 ○ 不要 (12) 全熱交換形換気扇の給気ダクトの保温 ※ 要 ○ 不要 (13) 消火用充水タンクの保温 ※ 要 ○ 不要 (2.3.1.4)(2.3.1.5)(2.3.1.6)<2.3.1.3>																																																									
			○ 塗装	(1) 塗料を屋内で使用する場合は、M747放散量 ※ F☆☆☆☆ ○ (2) 調合ベント塗りの塗料 ※ JIS K 5516(合成樹脂調合ベント)の1種 ○ 7mmポイント塗りの塗料 ※ JIS K 5492(7mmポイント)の1種 ○ (3) 電気設備における現場で行う塗装は、以下のとおりとする。(2.3.2.1) 塗装の色等は監督職員と協議する。 さび止め塗装が施された金属製ブルボックス等の機材 隠ぺい部 ※ 塗装しない 屋内露出部 ○ 図示による (図面番号) ○ 塗装しない ○ 塗装する 屋外露出部 ○ 図示による (図面番号) ○ 塗装しない ○ 塗装する 重鉛めっきが施された機材 隠ぺい部 ※ 塗装しない 屋内露出部 ○ 図示による (図面番号) ○ 塗装しない ○ 塗装する 屋外露出部 ○ 図示による (図面番号) ○ 塗装しない ○ 塗装する																																																								
			● 工事用仮設物	構内につくることが ※ できる ○ できない																																																								
			● 足場・さん橋類	※ 別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。 ※ 本工事で設ける場合は、標準仕様書第2編第4章第1節4.1.1又は、改修標準仕様書第1編第2章第2節2.1.1によるほか 足場の設置においては「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、かさん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。なお単管足場、枠組足場を用いる場合の設置場所については図示による。(2.4.1.1)<1.2.2.1> 内部足場 ※ A種、B種、C種、D種 ○ E種(単管足場) ○ F種(くさび式緊結足場) ○ G種(枠組足場) 外部足場 ○ A種(枠組足場) ○ B種(くさび式緊結足場) ○ C種(単管足場) ※ D種、E種 ○ F種(高所作業車)																																																								
共	通	事	○ 監督職員事務所(総会議室を含む)	○ 設ける(規模 ○ 10㎡程度 ○ 20㎡程度 ○ 30㎡程度 ○ 65㎡程度 ○ 100㎡程度) 仕上げる程度 (2.4.1.1)<1.2.3.1> <table><tr><th>部 位</th><th>仕 様</th></tr><tr><td>床</td><td>※ 合板張り又はビニルシート張り ○</td></tr><tr><td>内壁・天井</td><td>※ 合板張り又は石膏ボード張り+塗装 ○</td></tr><tr><td>屋根</td><td>※ 塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り又は鉄板張り+塗装 ○</td></tr></table> ○ 監督職員事務所の位置は、図示による。(図面番号)	部 位	仕 様	床	※ 合板張り又はビニルシート張り ○	内壁・天井	※ 合板張り又は石膏ボード張り+塗装 ○	屋根	※ 塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り又は鉄板張り+塗装 ○																																																
部 位	仕 様																																																											
床	※ 合板張り又はビニルシート張り ○																																																											
内壁・天井	※ 合板張り又は石膏ボード張り+塗装 ○																																																											
屋根	※ 塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り又は鉄板張り+塗装 ○																																																											
○ 監督員事務所の備品	監督員事務所の備品等の種類及び数量は以下の表による (2.4.1.1) <table><tr><th>備品の種類</th><th>机・椅子</th><th>書棚</th><th>黒板又はホワイトボード</th><th>掛時計</th></tr><tr><td>数 量</td><td>組</td><td>台</td><td>個</td><td>個</td></tr><tr><td>備品の種類</td><td>ゴム長靴</td><td>雨がっぱ</td><td>安全帯</td><td>ヘルメット</td></tr><tr><td>数 量</td><td>足</td><td>着</td><td>個</td><td>個</td></tr><tr><td>備品の種類</td><td>懐中電灯</td><td>衣類ロッカー</td><td>冷暖房機器</td><td>加入電話機</td></tr><tr><td>数 量</td><td>個</td><td>人用</td><td>台</td><td>台</td></tr><tr><td>備品の種類</td><td>湯沸器</td><td>掃除具</td><td>パソコン</td><td>周辺機器</td></tr><tr><td>数 量</td><td>台</td><td>個</td><td>台</td><td></td></tr></table> その他事務所として通常必要な備品を備えること。	備品の種類	机・椅子	書棚	黒板又はホワイトボード	掛時計	数 量	組	台	個	個	備品の種類	ゴム長靴	雨がっぱ	安全帯	ヘルメット	数 量	足	着	個	個	備品の種類	懐中電灯	衣類ロッカー	冷暖房機器	加入電話機	数 量	個	人用	台	台	備品の種類	湯沸器	掃除具	パソコン	周辺機器	数 量	台	個	台																				
備品の種類	机・椅子	書棚	黒板又はホワイトボード	掛時計																																																								
数 量	組	台	個	個																																																								
備品の種類	ゴム長靴	雨がっぱ	安全帯	ヘルメット																																																								
数 量	足	着	個	個																																																								
備品の種類	懐中電灯	衣類ロッカー	冷暖房機器	加入電話機																																																								
数 量	個	人用	台	台																																																								
備品の種類	湯沸器	掃除具	パソコン	周辺機器																																																								
数 量	台	個	台																																																									
○ 土工事	○ 地中埋設管を除き、埋め戻し及び盛土は、※ 根切り土の中の良質土を使用し、十分な締め固めを行う。 ○ 山砂の類を使用し、十分な締め固めを行い、水締めを行う。 ○ 残土処分 ※ 公的な受入施設又は県マネジメント部が建設発土士の受入施設として登録している民間受入施設に搬出 ○ 構内指示の場所に敷きならし (図面番号)	(2.4.2.1) <2.7.1.1>																																																										
○ コンクリート工事	図面に明記なきコンクリート設計基準強度及びスランプは、下記による。 設計基準強度 ※ 18N/㎡以上 ○ スランプ ※ 18cm以下 ○ 少量(1㎡以内)の場合は、配合計画書により強度試験を省略することが出来る。	(2.4.4.1) <2.7.3.1>																																																										
○ 鋼材工事	鋼製架台、はしご等の機器付属金物及び配管、ダクトの支持金物の屋外部分は、ステン鋼製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき(※2種35 ○2種50)とする。 ただし、ピット内等多湿箇所の吊り及び支持金物は、ステン鋼製(SUS304)とする。	(2.4.6.2)<2.7.5.2>																																																										
● 耐震施工	耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)による。 (1) 機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">○特定の施設</th><th colspan="2">※一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td rowspan="3">上層階・屋上及び塔屋</td><td>機器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td>水槽類</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="3">中間階</td><td>機器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>水槽類</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="9">地階・1階</td><td>機器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>水槽類</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></table> ・上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。(3.2.1.1)(5.2.2.1) ・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。(3.1.5.7)(4.2.3.1) ・重要機器は次のものを示す。(2.4.1.2)<3.2.1.1> ○給水機器() <4.2.3.1><5.2.1.2><5.2.2.1> ○排水機器() ○換気機器 ○空調機器 ○熱源機器 ○防災設備 ○監視制御設備 ○危険物貯蔵装置 ○火を使用する設備 ○避難経路上に設置する機器 (2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。		機器種別	○特定の施設		※一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階・屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6	地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6	
	機器種別			○特定の施設		※一般の施設																																																						
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																							
上層階・屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																							
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																							
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0																																																							
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																							
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																							
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																							
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							
	● はつり	電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用すること。 既存のコンクリート床、壁等配管貫通部の穴開けは、原則として「インパクト」を使用する。なお、復旧は「メ」又は「カ」を充てんする(建築基準法令に適合させること)。 また、はつり作業に先立ち、石綿含有仕上げ塗材がある箇所の配管貫通部等は、関係法令の作業基準に従い、除去する石綿含有仕上げ塗材を棄液等により湿潤し、手ばつりにより除去する。(2.4.1.1)<2.4.1.3><2.4.1.6>																																																										
	○ 容量等の表示	機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 ただし、電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は表示された数値以下とする。																																																										
	○ 防火区画	○ 平面階 ○ 図示(図面番号) ○																																																										
	○ 掲示板	機械室に操作順序、注意事項、連絡先及び系統図等を描いた掲示板を設ける。																																																										
	○ マンホール、蓋類	※用途名入りとする。 ○ 県名入りとする。																																																										
	● 取替機器	機器を取り替えた場合、取替日、受注者、施工者名及び能力を記した銘板を取付ける。																																																										

摘 要				CHECK 有限会社 ビルチェック 大和郡山市城北町5番47号 TEL (0743) 55-6608	一級建築士設計事務所 総合建築設備事務所 登録 2023 (い) 第2615号 管理建築士 一級建築士 中辻 常泰	DATE			PROJECT NAME			PROJECT CODE			No
									DMGMORI やまと郡山城ホールトイレ改修工事						
									TITLE NAME			SCALE			
									機械設備工事特記仕様書 (2)			A1:S=NON			
														M-02	

		令和4年版Ver.1.0																																												
共通事項	○天井点検口	天井点検口の裏側に用途名称を付す。																																												
	●機器の据付	仕様書等に記載のないものに関しては、メーカー据付要領を参照として、施工計画書にもりこむこと。																																												
空	○方式	※新設 ○改修 ○全空気方式 (○中央 ○各階ユニット) ○ファンコイル・ダクト併用方式 ○個別方式			○既設 ○全空気方式 (○中央 ○各階ユニット) ○ファンコイル・ダクト併用方式 ○個別方式																																									
	○主要空調機器	○ボイラー ○温風暖房機 ○温風発生機 ○遠心冷凍機 ○スクリーン冷凍機 ○吸収冷凍機 ○冷却塔 ○チリングユニット ○空気熱源ヒートポンプユニット ○直置き吸収冷水機 ○小型吸収冷水機ユニット ○コージェネレーション装置 ○水蓄熱ユニット ○ユニット形空気調和機 ○コンパクト形空気調和機 ○パッケージ形空気調和機 ○ガスエンジン式パッケージ形空気調和機 ○ファンコイルユニット ○空気清浄装置 ○全熱交換器 ○放熱器																																												
気	○設計時の温湿度条件	<table><tr><th rowspan="3">時期</th><th colspan="2">場所</th><th colspan="4">屋内（調整目標値）</th></tr><tr><th colspan="2">屋 外</th><th colspan="4">一般事務室</th></tr><tr><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th></tr><tr><td>冬 期</td><td>0.3℃</td><td>67.2%</td><td>22℃</td><td>40%</td><td>℃</td><td>%</td></tr><tr><td>夏 期</td><td>35.6℃</td><td>51.3%</td><td>26℃</td><td>50%</td><td>℃</td><td>%</td></tr></table>						時期	場所		屋内（調整目標値）				屋 外		一般事務室				温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	冬 期	0.3℃	67.2%	22℃	40%	℃	%	夏 期	35.6℃	51.3%	26℃	50%	℃	%						
		時期	場所		屋内（調整目標値）																																									
			屋 外		一般事務室																																									
			温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																						
冬 期	0.3℃	67.2%	22℃	40%	℃	%																																								
夏 期	35.6℃	51.3%	26℃	50%	℃	%																																								
調	○ダクトの種別	※ 低圧ダクト ○ 高圧1ダクト ○ 高圧2ダクト (3.1.14.3) (3.2.2.2) (3.2.2.2)																																												
	○ダクトの工法	○ アングルフランジ工法 ○ スパイラルダクト ○ フレキシブルダクト ○ コーナールト工法 (長辺が1500mm以下の部分) (○ 共板フランジ工法 ○ スライドオンフランジ工法) (3.2.2.1)～(3.2.2.7) 屋外に設置するダクト類にはシール等で水密を確保する。 (3.2.2.1)～(3.2.2.5)																																												
	○チャンバー等	製作及び取付は、標準仕様書第3編2.2.2「アングルフランジ工法ダクト」の当該事項による。 消音内貼 ※ 要（標準仕様書第2編表2.3.2及び表2.3.4による。） ○ 不要 (2.3.1.4) (3.1.14.6) (3.2.2.2) (3.2.2.5)																																												
和	○吹出口及び吸込口ボックスの材料	※ 亜鉛鉄板製 ○ グラスウール製 (3.1.14.7) ボックスの吊りは3点支持を標準とし、これによらない場合は監督職員との協議による。																																												
	○風量測定口の取付位置	図示による。（図面番号 ） (3.2.2.5) (3.2.2.5)																																												
股	○配管材料	図面に明記なき配管材料は、下記による。 (2.2.1.2) (2.2.3.7) (1) 冷温水管・膨張管・エア抜管・膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ※ 配管用炭素鋼鋼管（白管） ○ 耐熱性ライニング鋼管（SGP-HVA, SGP-H-FVA, SGP-H-FCA） ○ ステンレス鋼管（SUS304）（継手 ） ○ 架橋ポリエチレン管 ○ ポリブデン管 (2) 冷却水管 ※ 配管用炭素鋼鋼管（白管） ○ 硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VA, SGP-FVA） ○ ポリエチレン粉体ライニング鋼管（SGP-PA, SGP-FPA） ○ ステンレス鋼管（SUS304）（継手 ） (3) 蒸気給気管 ※ 配管用炭素鋼鋼管（黒管） ○ 圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG370黒管Sch40） (4) 蒸気還管 ※ 圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG370黒管Sch40） ○ 一般配管用ステンレス鋼管（SUS304）（継手 ） ○ (5) 高温水管 ※ 圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG370黒管） ○ Sch40 ○ Sch80 ○ (6) 油管 ※ 配管用炭素鋼鋼管（黒管）（トラフ内共） ○ (7) 空調用給水管 ○ 硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VA, SGP-FVA） ○ ポリエチレン粉体ライニング鋼管（SGP-PA, SGP-FPA） ○ 水道用硬質塩化ビニル管（HIVP） ○ (8) 空調用排水管 ○ 硬質塩化ビニル管（VP） ○ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管（D-VA） ○ 結露防止層付硬質塩化ビニル管（屋内） ○ (9) 冷媒管 ※ 断熱材被覆鋼管 ○ 鋼管 ○ 圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG370黒管Sch40）																																												
	○定風量ユニット 変風量ユニット	○メカニカルタイプ ○風速センサタイプ (3.1.15.13) (3.1.15.14) 制御については図示による。（図面番号 ）																																												
備	○地下オイルタンク	(1) 本体 ※地下オイルタンク 記号 T0- (2.2.3.6) (3.1.13.7) ○鋼製強化プラスチック製二重殻タンク 記号 T0SF- (2) 蓋 ※WPM-AW800 ○WPM-AW700 ○WPM-A450 ○ (3) タンク室 ○設けない(コック形) ○ (4) コンクリート工事 ※ 本工事 ○別途建築工事 (5) コンクリート躯体工事 ※ 本工事 ○別途建築工事 (6) 内部充填砂 ※ 本工事 ○別途建築工事 (7) タンク外面防護処理 ※ 施工しない ○ 施工する (○アスファルト被覆 ○エポキシ樹脂被覆 ○) (8) 基礎杭 ※ 不要 ○要 (9) 遠隔油量指示計 ※ 設ける ○設けない (10) 副指示計 ※ 設ける ○設けない																																												

	○ パナーの制御方式	○ オン・オフ制御	○ ハイ・ロー制御	○ 比例制御	○ () (3.1.1.1) (3.2.1.1) ~ (3.1.2.4)										
	○ 銅板製煙道等	図面に明記なき銅板製煙道の厚さ ※ 3.2mm ○ 4.5mm (3.1.1.2) 煤煙濃度計取付座及び煤塵量測定口 (80φ以上) の箇所は図示による。(3.2.1.3) (図面番号)													
空	○ ばい煙濃度計	○ 設けない (3.1.1.3) ○ 設ける (電源制御盤より取り出し配管配線は本工事に含む。) ※ 送風機付き ○ 送風機なし													
	○ 給水軟化装置	(1) 運転方式 ※ 自動式 ○ 手動式 (3.1.1.5) (2) イオン交換樹脂筒 ※ 1 筒式 ○ (3) 処理水用硬度測定器 ※ 設ける ○ 設けない													
気	○ 無圧式温水発生器の本体内防錆処理	ステンレスを除く銅製の場合の内面防錆処理は ○ 溶融亜鉛めっき 2 種 45 ○ 溶融アルミニウムめっき 2 種 ○ 熱媒水に腐食抑制剤を添加する方法 (3.1.2.2)													
	○ 冷凍機	○ チリングユニット 仕様等図示による。(図面番号) (3.1.3.1) ~ (3.1.3.7) ○ 空気熱源ヒートポンプユニット 仕様等図示による。(図面番号) ○ 遠心冷凍機 仕様等図示による。(図面番号) ○ スクリュー冷凍機 仕様等図示による。(図面番号) ○ 吸収冷凍機 仕様等図示による。(図面番号) ○ 吸収冷温水機 仕様等図示による。(図面番号) ○ 吸収冷温水機ユニット 仕様等図示による。(図面番号) 基礎等は図示による。(図面番号) (3.2.1.1) (3.2.1.9)													
	○ 冷却塔	仕様等図示による。(図面番号) (3.1.6.7) 基礎等は図示による。(図面番号) (3.2.1.1) (3.2.1.9)													
和	○ コージェネレーション装置	仕様、システム等は図示による。(図面番号) (3.1.4.1) ~ (3.1.4.16) 基礎等は図示による。(図面番号) (3.2.1.1) (3.2.1.9)													
	○ 水蓄熱ユニット	仕様等図示による。(図面番号) (3.1.5.1) ~ (3.1.5.11) 基礎等は図示による。(図面番号) (3.2.1.1) (3.2.1.9)													
設	○ 空調調和機	○ ユニット形空調調和機 仕様等図示による。(図面番号) ○ コンパクト形空調調和機 仕様等図示による。(図面番号) ○ デシカント空調調和機 仕様等図示による。(図面番号) ○ ファンコイルユニット 仕様等図示による。(図面番号) ○ カセット形ファンコイルユニット 仕様等図示による。(図面番号) ○ パッケージ形空調調和機 仕様等図示による。(図面番号) ○ マルパッケージ型空調調和機 仕様等図示による。(図面番号) ○ ガスエンジンヒートポンプ式空調調和機 仕様等図示による。(図面番号) 基礎等は図示による。(図面番号) (3.1.7.1) ~ (3.1.7.8) (3.2.1.1)													
備	○ 空気清浄装置	フィルターの形式等図示による。(図面番号) (3.1.8.1) ~ (3.1.8.5)													
	○ 回転形全熱交換器	回転数制御装置は図示による。(図面番号) (3.1.9.1) ~ (3.1.9.4)													
	○ 全熱交換ユニット	運転表示灯及び操作スイッチ等は図示による。(図面番号) (3.1.9.1) ~ (3.1.9.4)													
	○ 放熱器及び放熱器付属品	ファンコンベクターの吹出口、吸込口、エアフィルター等図示による。(図面番号) コンベクター、パネルラジエーターの寸法、放熱能力等図示による。(図面番号) (3.1.10.1) ~ (3.1.10.11)													
	○ 送風機	電動機の仕様等は図示による。(図面番号) (3.1.11.1) ~ (3.1.11.4) 水抜き穴 (※設けない ○ 設ける) 基礎等は図示による。(図面番号) (3.2.1.18) (3.2.1.18)													
	○ ポンプ類	本体及びパイプの材質、構成、形式、ポートの口径、電動機等図示による。(図面番号) (3.1.12.1) ~ (3.1.12.6) 基礎等は図示による。(図面番号) (3.2.1.19) (3.2.1.19)													
	○ 還水タンク	本体材質 ○ SUS304 ○ SUS316 ○ SUS444 配管接続は図示による。(図面番号) (3.1.13.2)													
	○ 膨張タンク	○ 開放形膨張タンク (○ 鋼板製 ○ ステンレス鋼板製 (SUS304)) (3.1.13.5) ○ 密閉形隔膜式膨張タンク (溶接栓 ○ あり ○ なし) (3.1.13.6)													
	○ ヘッダー	還水管接続口 ○ 設ける ○ 設けない 排水管接続口 ○ 設ける ○ 設けない (3.1.13.9)													
	○ ダクトの種別	※ 低圧ダクト ○ 高圧 1 ダクト ○ 高圧 2 ダクト (3.1.14.1) (3.2.2.1) (3.2.4.5)													
	○ ダクトの工法	○ アングルフランジ工法 ○ スパイラルダクト ○ フレキシブルダクト ○ コーナールボルト工法 (長辺が 1500mm 以下の部分) (○ 共板フランジ工法 ○ スライドオンフランジ工法) (3.1.14.3) ~ (3.1.14.10) 屋外に設置するダクト類にはシール等で水密を確保する。(3.2.2.1) ~ (3.2.2.5)													
換	○ 厨房用排気ダクトの板厚	厨房用排気ダクトの板厚は下記による。(3.1.14.3) (3.2.2.2)													
		<table><tr><th>ダクトの長さ (mm)</th><th>適用表示厚さ (mm)</th></tr><tr><td>450 以下</td><td>()</td></tr><tr><td>450 を超え、750 以下</td><td>()</td></tr><tr><td>750 を超え、1500 以下</td><td>()</td></tr><tr><td>1500 を超え、2200 以下</td><td>()</td></tr></table>				ダクトの長さ (mm)	適用表示厚さ (mm)	450 以下	()	450 を超え、750 以下	()	750 を超え、1500 以下	()	1500 を超え、2200 以下	()
ダクトの長さ (mm)	適用表示厚さ (mm)														
450 以下	()														
450 を超え、750 以下	()														
750 を超え、1500 以下	()														
1500 を超え、2200 以下	()														
気	○ 送風機	電動機直動式の場合の極数等図示による。(図面番号) (3.1.11.1) ~ (3.1.11.4) 基礎等は図示による。(図面番号) (3.2.1.18) (3.2.1.18)													
設	○ 吹出口及び吸込口ボックスの材料	※ 亜鉛鉄板製 ○ グラスウール製 (3.1.14.7)													
備	○ 排気フード	(1) 排気フードの補強、支持金物、接合材等は、亜鉛鉄板製ダクトの当該事項によるものとし、材質は次による。 ※ ステンレス鋼板 (補強共) ○ 亜鉛鉄板 (2) フード囲いにダンパー類の点検口を ○ 設ける ○ 設けない (3) フードの内側周囲にはといを設け、といには呼び径 10~20 の黄銅製コック、プラグ又はステンレス製コックを ○ 設ける ○ 設けない (3.1.14.8)													
	○ グリス除去装置	○ グリスエクストラクター ○ グリスフィルター (3.1.14.11)													

換気設備	○ 防煙ダンパー 防火防煙ダンパー ビストンダンパー	防煙ダンパー・防火防煙ダンパーの復帰方式 ※ 遠隔復帰式（電気式（定格入力 DC24V 0.6A以下）） ※ 遠隔復帰式 ○ 手動復帰式 ○ 手動復帰式	(3.1.15.8)～(3.1.15.10)
	○ ドレン抜き	厨房、浴室等の多湿箇所の排気ダクトに設ける。 (図面番号)	(3.2.2.1)
排煙設備	○ 排煙対象部分	○ 廊下 ○ 事務所 ○ 図示による。 ○ 最大面積 m ² (図面番号)	
	○ ダクトの種別	○ 高圧1ダクト ○ 高圧2ダクト	(3.1.14.5)(3.2.2.1)(3.2.2.4)(3.2.2.5)
	○ ダクトの工法	※ アングルフランジ工法 ○	(3.2.2.1)(3.2.2.2)(3.2.2.4)(3.2.2.5)
	○ ダクトの材料	※ 亜鉛鉄板製 ○ 普通鋼板製	(3.1.14.1)(3.2.2.4)(3.2.2.5)
	○ 排煙口及びダンパー	(1) 形状は図示による。(図面番号) (2) 排煙口の作動 ○ 手動 (○ 機械式 ○ 電気式) ○ 煙感知器連動 (3) ダンパー本体及び操作箱との渡り配線は本工事とし、それ以降の制御配管、配線は (○ 工事) とする。 (3.2.3.2)(3.2.3.3)	(3.1.15.6)
	○ 排煙機	形式 ※ 遠心送風機 ○ 斜流送風機 ○ 軸流送風機 基礎等は図示による。 (図面番号)	(3.1.11.4) (3.2.1.18)
自動制御設備	○ 自動制御設備一般	システム構成、仕様及び機能は図示による。 (図面番号)	(4.1.1.1)(4.1.1.1)
	○ 自動制御機器	デジタル式調節部の中央監視制御装置との通信機能は図示による。 (図面番号) 操作部電動弁の開閉状態を遠方表示するための電気接点は図示による。 (図面番号)	(4.1.2.2) (4.1.2.3)
	○ 中央監視制御装置一般	システム構成、仕様及び機能は図示による。 (図面番号)	(4.1.4.1)
	○ 中央監視盤	システム構成、仕様及び外観形状は図示による。 (図面番号)	(4.1.4.2)
	○ 周辺装置	印字装置の方式は図示による。 (図面番号) 集合表示装置は図示による。 (図面番号)	(4.1.4.3)
	○ 端末装置	種類及び機能は図示による。 (図面番号)	(4.1.4.4)
	○ 電気計装用機材	電線及びケーブルの規格、通信信号線の規格及び使用区分、線径及び本数は図示による。 電線管及び付属品等の規格は図示による。 (図面番号)	(4.1.5.1)
	衛生器具設備	● 小便器用节水装置	● 小便器一体型 ○ 小便器分離型
● 温水洗浄式便座		加熱方式 (● 貯湯式 ○ 瞬間式) 温風乾燥機能 (○ あり ● なし) 擬音装置 (● あり ○ なし) リモコン (● あり ○ なし)	(5.1.1.2) (5.1.1.13)
● 大便器ユニット		大便器の種類及び給水装置の組合せ、ケーシングの化粧前板・甲板の仕様、配管は図示による。 (図面番号 M-05)	(5.1.1.3)
○ 小便器ユニット		小便器の種類及び节水装置の組合せ、配管、ケーシングの化粧前板・甲板の仕様は図示による。 (図面番号 M-05)	(5.1.1.3)
○ 洗面器ユニット		洗面器の種類及び給湯管の要否、配管、ケーシングの化粧前板・甲板の仕様は図示による。 (図面番号 M-05)	(5.1.1.3)
○ 壁掛型汚物流しユニット		汚物流しの種類、ホース付ストーマ器具洗浄用水栓、給湯方式、配管材料は図示による。 (図面番号)	(5.1.1.3)
○ その他のユニット		掃除流しユニット、手洗器ユニット、車椅子対応ユニット等の仕様は図示による。 (図面番号)	(5.1.1.3)
○ 浴室ユニット		プラスチック浴槽ふた、照明の種類、給水・給湯管の要否、管材、壁・床・天井、付属品の仕様は図示による。 (図面番号)	(5.1.1.4)
○ 複合浴室ユニット		照明の種類、給水・給湯管の要否、管材、壁・床・天井、付属品の仕様は図示による。 (図面番号)	(5.1.1.5)
● 大便器用洗浄弁		操作方式 ○ 手動式 	

摘 要				CHECK 有限会社 一級建築士設計事務所 総合建築設備事務所 ビルチェック 大和郡山市城北町5番47号 TEL (0743) 55-6608		一級建築士事務所 登録 2023 (い) 第2615号 管理建築士 中辻 常泰 一級建築士		DATE			PROJECT NAME DMGMORI やまと郡山城ホールトイレ改修工事		PROJECT CODE		No M-03
						TITLE NAME 機械設備工事特記仕様書 (3)			SCALE A1:S=NON						



摘要		CHECK 大和郡山市城北町5番47号 ビルチェック TEL (0743) 55-6608	一級建築士事務所 登録 2023 (イ) 第2615号 管理建築士 一級建築士 中辻 常泰	DATE	PROJECT NAME		PROJECT CODE	No
	DMGMORI やまと郡山城ホールトイレ改修工事							
	TITLE NAME				SCALE			
					附近見取図		A1:S=NON	M-05

給排水衛生設備工事
器具明細表（改修後）

※品番は参考品番とし同等品以上とする。現地調査後、受注者にて確認を行うこと。

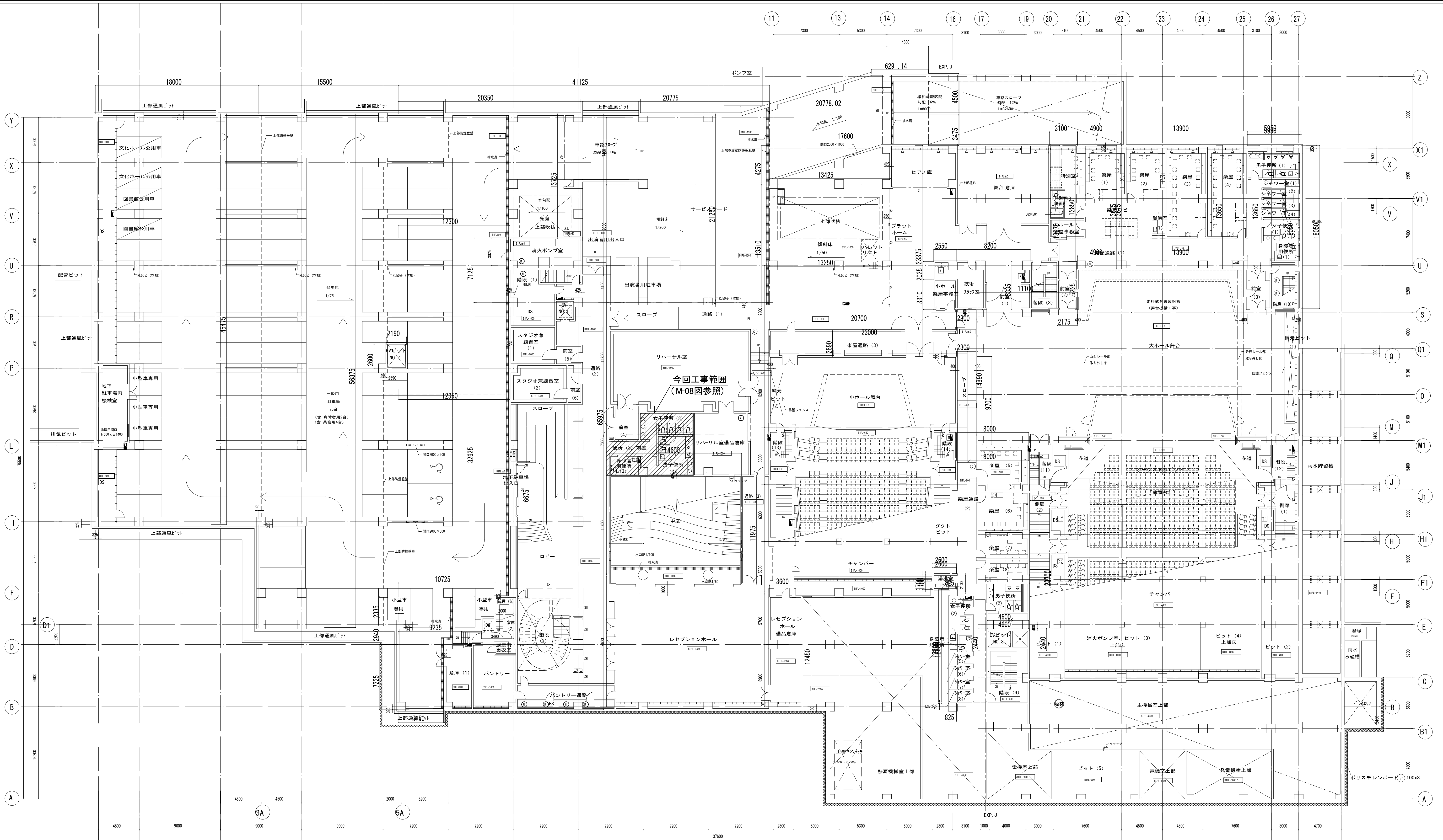
名 称	記 号	仕 様 及 び 付 属 品	数 量																							合 計	備 考
			地下1階 男子便所	地下1階 女子便所	地下1階 身障者便所	大ホール1階 男子便所	大ホール1階 女子便所	大ホール1階 身障者便所	小ホール1階 男子便所	小ホール1階 女子便所	小ホール1階 身障者便所	大ホール2階 男子便所	大ホール2階 女子便所	2階会議室横 男子便所	2階会議室横 女子便所	2階会議室横 身障者便所	図書館1階 男子便所（3）	図書館1階 女子便所（3）	図書館1階 身障者（3）	図書館1階 男子便所（4）	図書館1階 女子便所（4）	図書館2階 男子便所	図書館2階 女子便所	図書館2階 身障者便所			
床置床排水大便器	CFS494MNHRS	TV665B（フラッシュバルブ）、TCF588（洗浄便座）																		1				1	【新設】		
洗浄便座	TCF588		2	4	1	3	15	1	3	6	1	2	9	2	3	1	2	8	1	1	1	1	2	1	70	【普通便座からケシレットに】	
自動水栓	AM-300CV1-AT	一般トイレ：KF-24ELM（水石鉢入れ） 身障者用トイレ：KF-24F（水石鉢入れ） LF-30PA（排水管）※ポップアップ式から排水栓なしに変更	2	3	1	3	7	1	3	4	1	3	4	2	2	1	4	4	1	1	2	2	2	1	54	【交換(ポップアップ式から排水栓なし)】	
立水栓	LF-503				1			1			1					1			1				1	6	【交換】		
ペビシート	YKA25S							1			1					1			1				1	5	【交換】		
収納式多目的シート	EWCS20ARS				1																		1	【交換】			

給排水衛生設備工事
器具明細表（改修前）

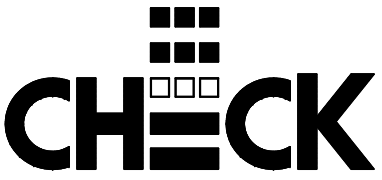
名 称	記 号	仕 様 及 び 付 属 品	数 量		合 計	備 考
			大ホール1階 女子便所	図書館1階 女子便所		
和風大便器	C755	手動フラッシュバルブ		1	1	【撤去処分】
		TV750BR（フラッシュバルブ）、T82A32（スパッド）、T80L32（洗浄管）				

空調機器表

FE-32	排気ファン (1階 女子便所 (4) 系統)	1	型 式	消音BOX付ライン型 #2×450φ /H×15mmAq ゴム防振装置	1	100	0.08		図書館1階 女子便所 (4)	交換
FE-33	排気ファン (1階 男子便所 (4) 系統)	1	型 式	消音BOX付ライン型 #2×600φ /H×15mmAq ゴム防振装置	1	100	0.08		図書館1階 男子便所 (4)	交換



摘 要	



有限会社
ビルチェック

一級建築士設計事務所
総合建築設備事務所

大和郡山市城北町5番47号

TEL (0743) 55-6608

一級建築士事務所 登録 2023 (イ) 第2615号
管理建築士 一級建築士 中辻 常泰

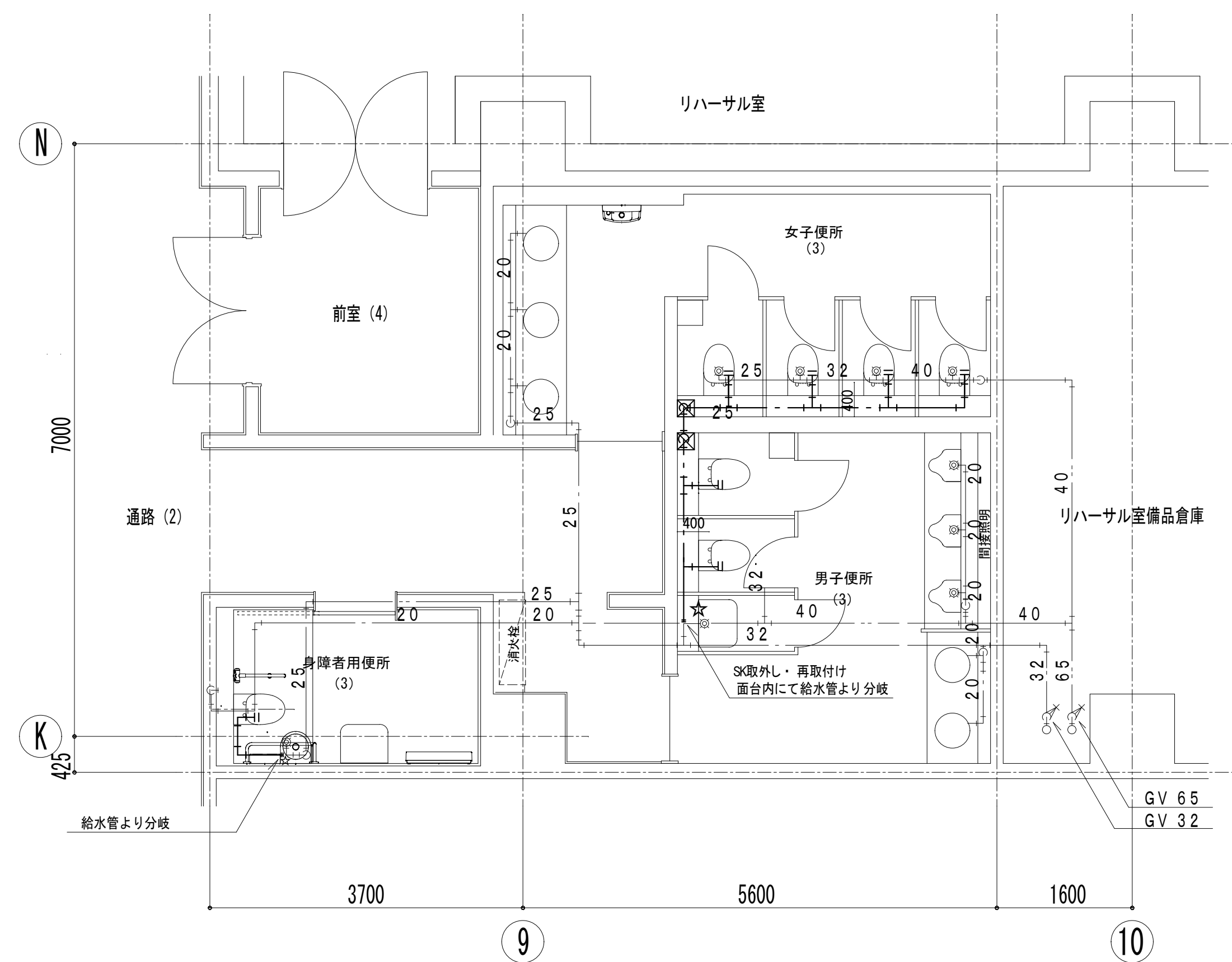
DATE
PROJECT NAME DMGMOR I やまと郡山城ホールトイレ改修工事
TITLE NAME 地下1階平面図

PROJECT CODE
SCALE 1/200
No M-07

身障者用便所（３）		
既設身障者用便器	C４８ＡＳ	１
新設ウォシュレット	TCF588#NM	１

女子便所（３）		
既設洋風便器	C 4 5 0	4
新設ウォシュレット	TOF588#NM	4

男子便所（3）		
既設洋風便器	C450	2
新設ウォシュレット	TOF588#NM	2

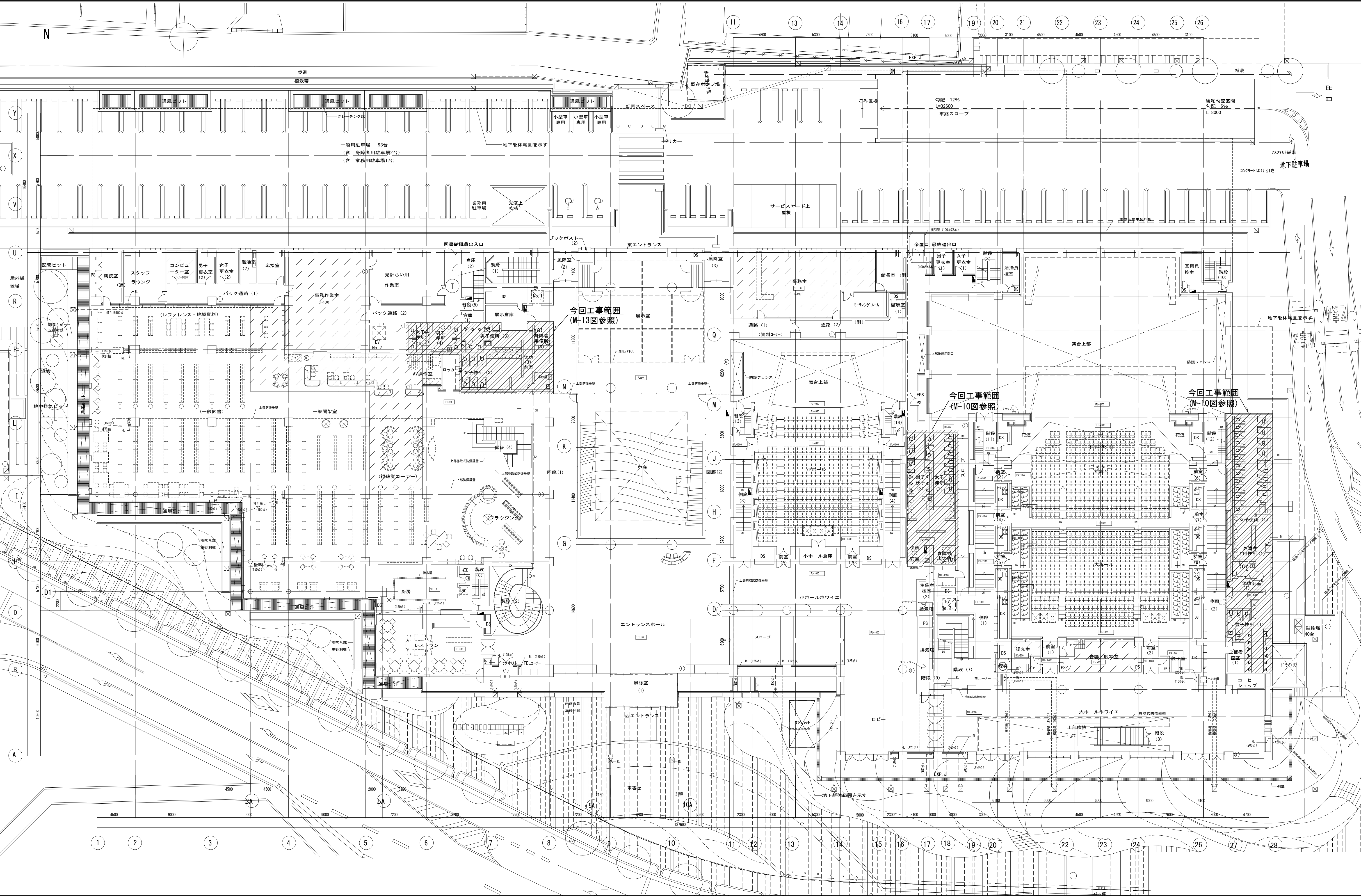


地下1階便所詳細図 1 / 50

凡例

- ☆|| SK既設給水管より分岐を示す
- || ウォシュレットへ接続を示す
- 壁貫通を示す
- ▨ 壁新設・修復部分を示す

摘 要		CHECK 有限会社 ビルチェック 一級建築士設計事務所 総合建築設備事務所 大和郡山市城北町５番４７号 TEL (0743) 55-6608	一級建築士事務所 登録 ２０２３（い）第２６１５号 管理建築士 一級建築士 中辻 常泰	DATE			PROJECT NAME			PROJECT CODE			No
						DMGMORI やまと郡山城ホールトイレ改修工事							
						TITLE NAME			SCALE				
						地下１階便所廻り詳細図・建築詳細図（改修図）			A1:S=1/50・1/30				

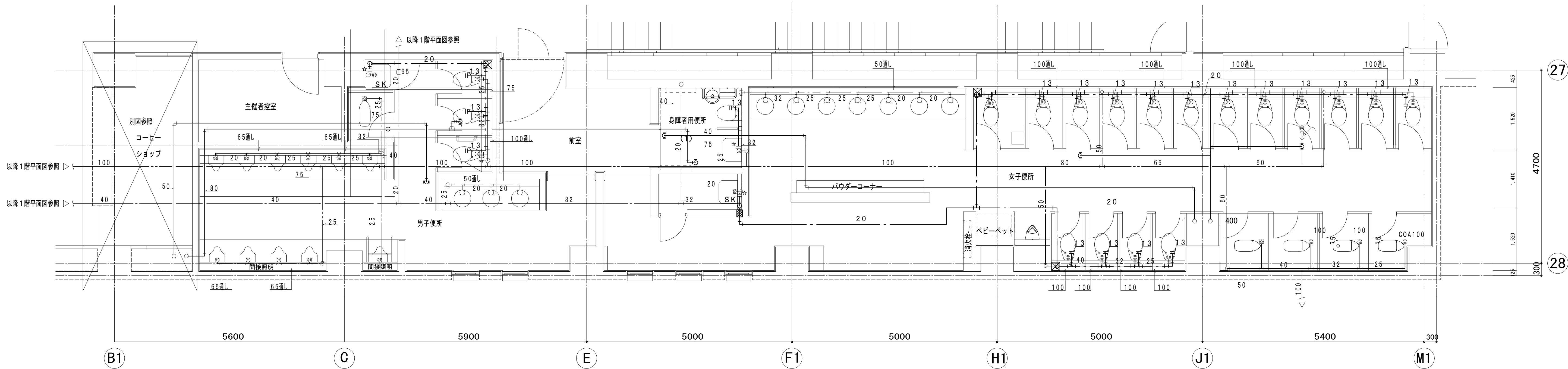


摘要			CHECK 有限会社 大和郡山市城北町5番47号 ビルチェック TEL (0743) 55-6608 一級建築士設計事務所 総合建築設備事務所	一級建築士事務所 登録 2023 (イ) 第2615号 管理建築士 一級建築士 中辻 常泰		DATE		PROJECT NAME DMGMOR I やまと郡山城ホールトイレ改修工事		PROJECT CODE		No	
								TITLE NAME 1階平面図		SCALE 1/200			M-09

男子便所 (1)		
既設洋風便器	C450	3
新設ウォシュレット	TCF588#NM	3

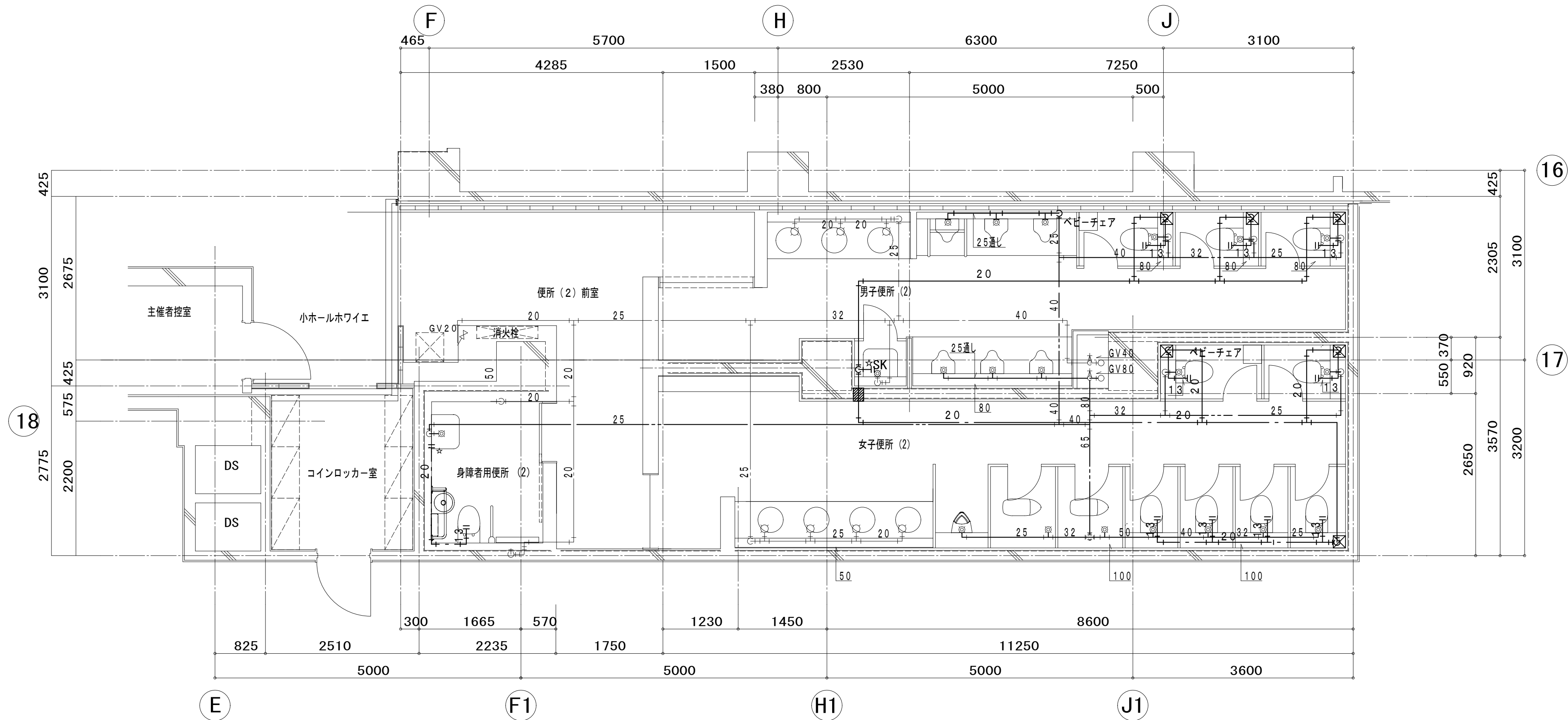
身障者用便所 (1)		
既設身障者用便器	C48AS	1
新設ウォシュレット	TCF588#NM	1

女子便所 (1)		
既設洋風便器	C450	15
新設ウォシュレット	TCF588#NM	15



大ホール1階便所詳細図 1 / 50

身障者用便所 (2)		
既設身障者用便器	C48AS	1
新設ウォシュレット	TCF588#NM	1



女子便所 (2)		
既設洋風便器	C450	6
新設ウォシュレット	TCF588#NM	6

男子便所 (2)		
既設洋風便器	C450	3
新設ウォシュレット	TCF588#NM	3

凡例

- ☆| SK既設給水管より分岐を示す
- | ウォシュレットへ接続を示す
- 壁貫通を示す

小ホール1階便所詳細図 1 / 50

摘要	

CHECK

有限会社

一級建築士設計事務所
総合建築設備事務所

ビルチェック

大和郡山市城北町5番47号

TEL (0743) 55-6608

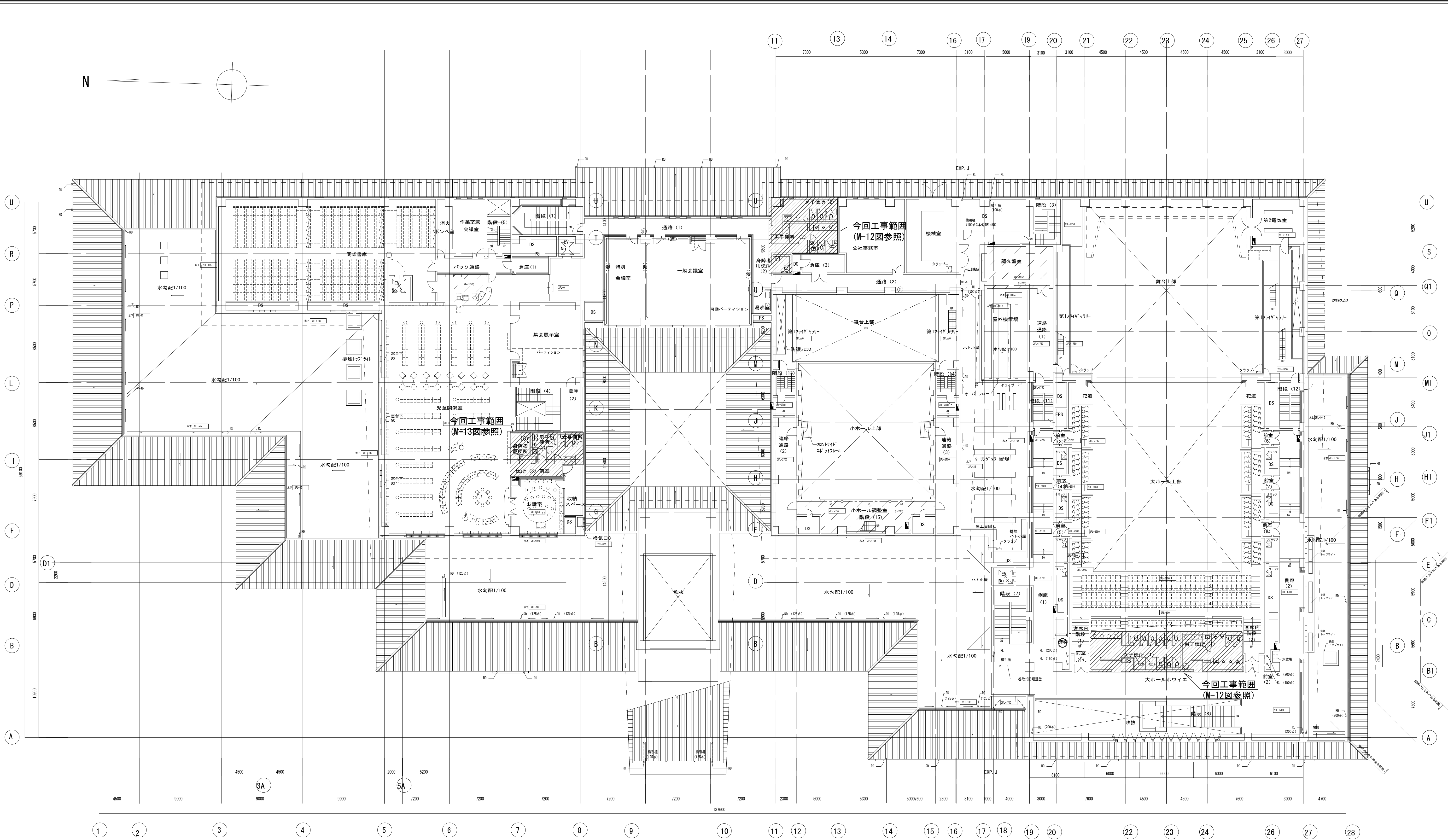
一級建築士事務所 登録 2023 (イ) 第2615号	管理建築士 一級建築士	中辻 常泰
--------------------------------	----------------	-------

DATE	

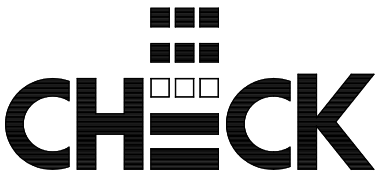
PROJECT NAME	DMGMORIやまと郡山城ホールトイレ改修工事
TITLE NAME	大小ホール1階便所詳細図 (改修図)

PROJECT CODE	
SCALE	A1:S=1/50

No
M-10



摘 要	



有限会社
ビルチェック

一級建築士設計事務所
総合建築設備事務所

大和郡山市城北町5番47号

TEL (0743) 55-6608

一級建築士事務所 登録 2023 (イ) 第2615号
管理建築士 一級建築士 中辻 常泰

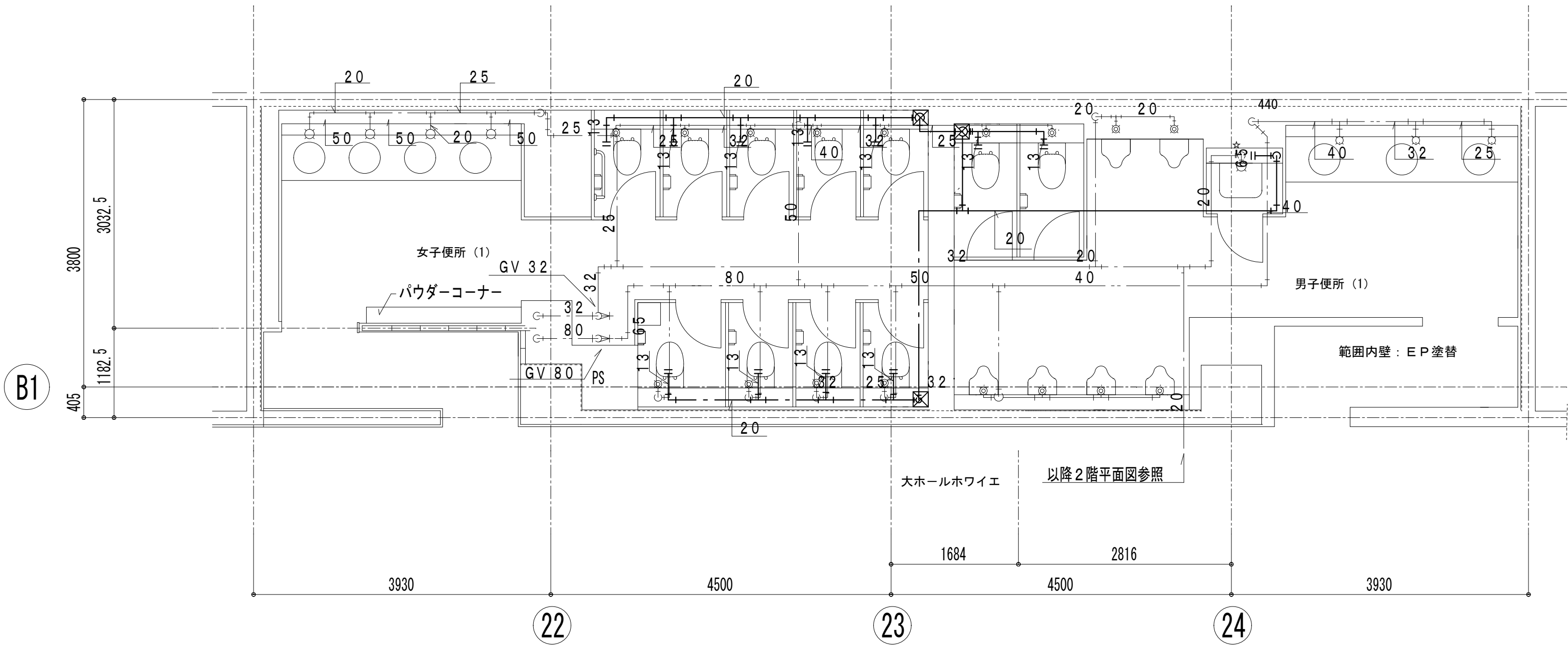
DATE

PROJECT NAME DMGMOR I やまと郡山城ホールトイレ改修工事
TITLE NAME 2階平面図

PROJECT CODE
SCALE 1/200
No M-11

女子便所（1）		
既設洋風便器	C 4 5 0	9
新設ウォシュレット	TCF588#NM	9

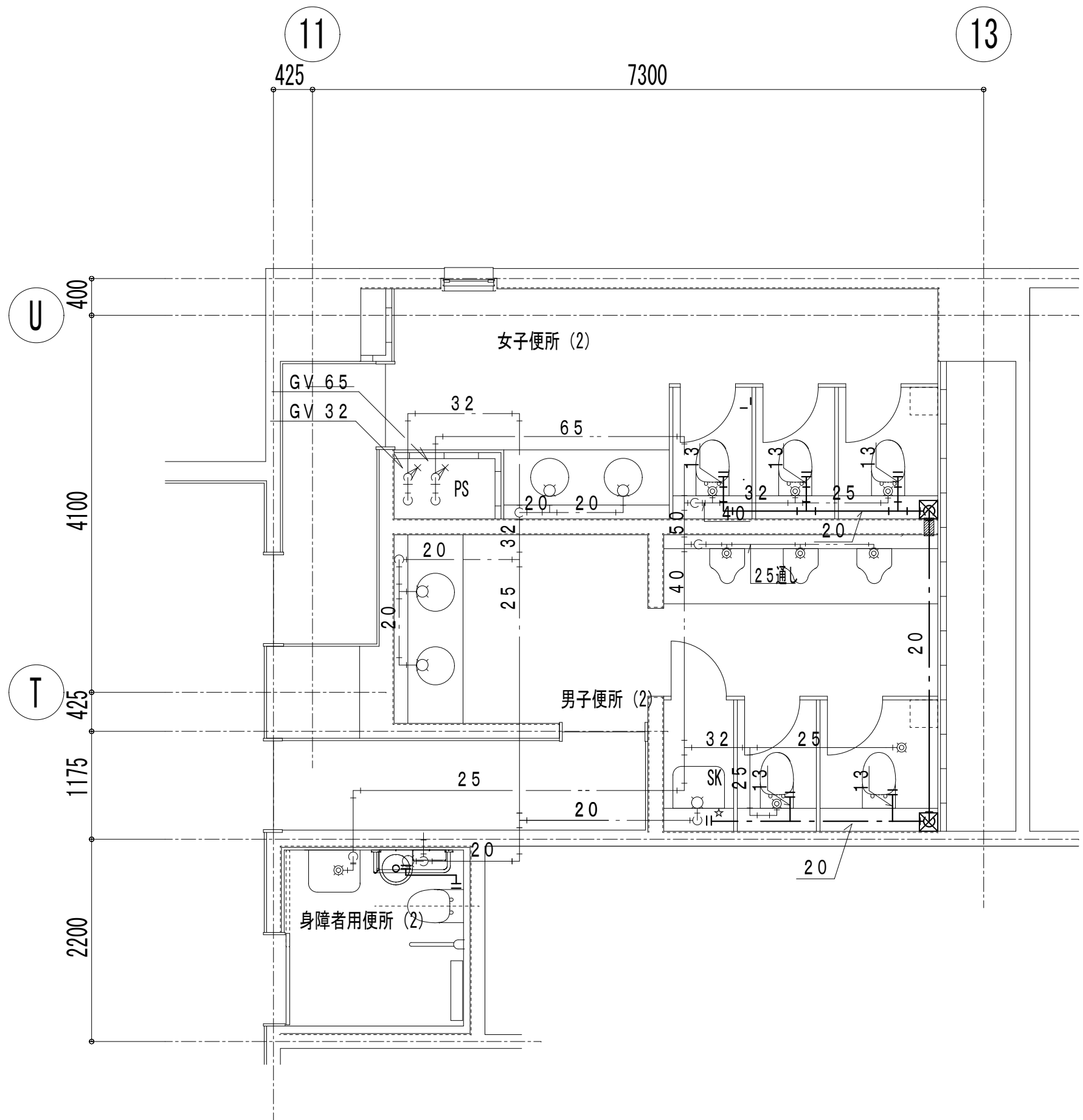
男子便所（1）		
既設洋風便器	C 4 5 0	2
新設ウォシュレット	TCF588#NM	2



2階大ホール便所詳細図 1 / 5 0

女子便所（2）		
既設洋風便器	C 7 4 2 P V R	3
新設ウォシュレット	TCF588#NM	3

男子便所（2）		
既設洋風便器	C 7 4 2 P V R	2
新設ウォシュレット	TCF588#NM	2



身障者用便所（2）		
既設身障者用便器	C 4 8 A S	1
新設ウォシュレット	TCF588#NM	1

2階会議室横便所詳細図 1 / 5 0

凡例

- ☆| | SK既設給水管より分岐を示す
- | | ウォシュレットへ接続を示す
- 壁貫通を示す

摘 要

CHECK

大和郡山市城北町5番47号

ビルチェック

TEL (0743) 55-6608

一級建築士設計事務所
総合建築設備事務所

一級建築士事務所
登録 2023 (イ) 第2615号

管理建築士
一級建築士

中 辻 常 泰

DATE

PROJECT NAME

DMGMORIやまと郡山城ホールトイレ改修工事

TITLE NAME

大ホール2階便所、2階会議室横便所詳細図（改修図）

PROJECT CODE

SCALE

A1:S=1/50

No

M-12

女子便所 (4)		
既設洋風便器	C 7 4 2 P V R	1
新設ウォシュレット	TCF588 #NM	1
新設洋風便器	QFS494MMFS#NM	1
	TCF588 #NM(ウォシュレット)	1
換気扇	FE-32(取替)	1

男子便所 (4)		
既設洋風便器	C 7 4 2 P V R	1
新設ウォシュレット	TCF588 #NM	1
換気扇	FE-32(取替)	1

男子便所 (3)		
既設洋風便器	C 4 5 0	2
新設ウォシュレット	TCF588 #NM	2

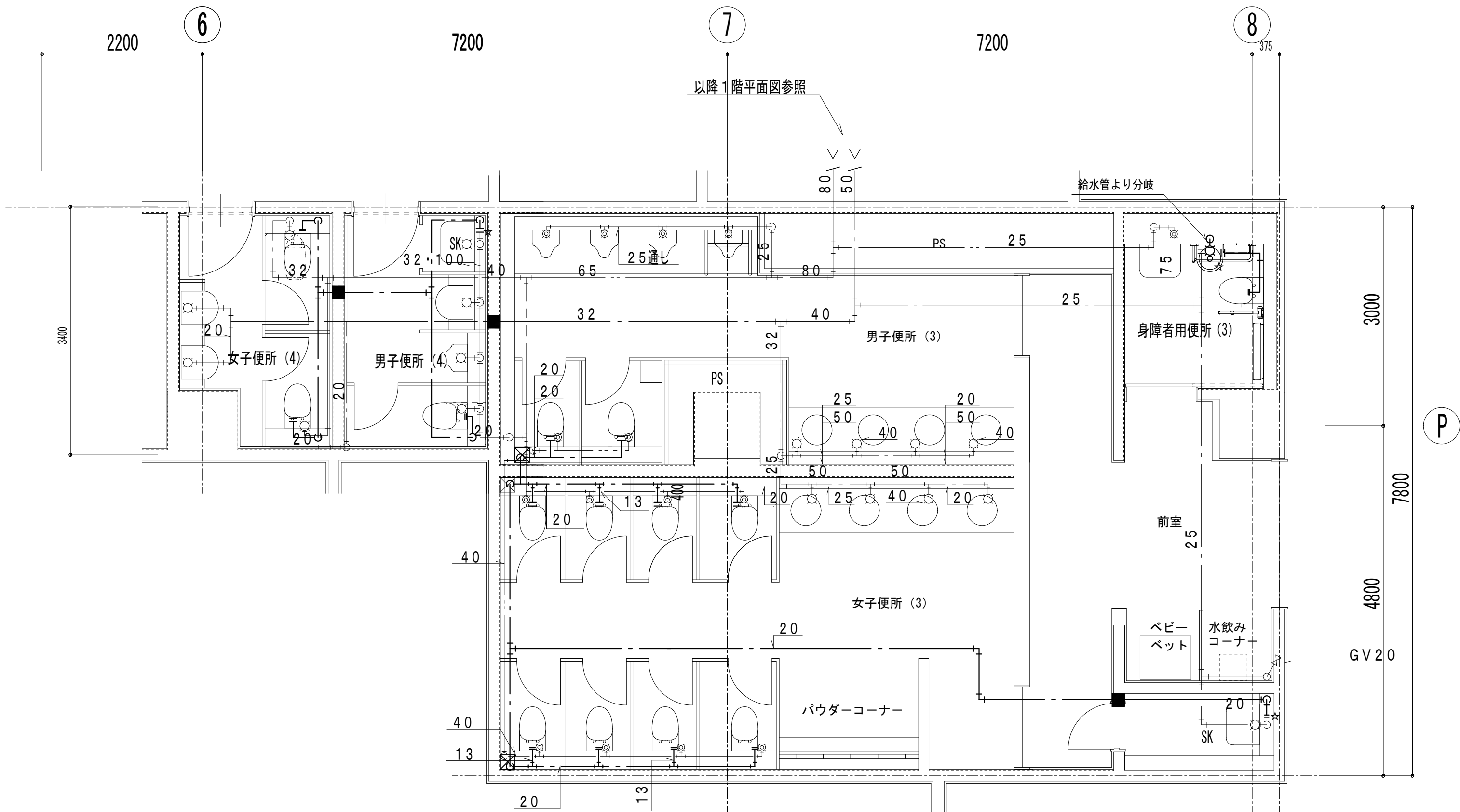
女子便所 (3)		
既設洋風便器	C 4 5 0	8
新設ウォシュレット	TCF588 #NM	8

身障者用便所 (3)		
既設身障者用便器	C 4 8 A S	1
新設ウォシュレット	TCF588 #NM	1

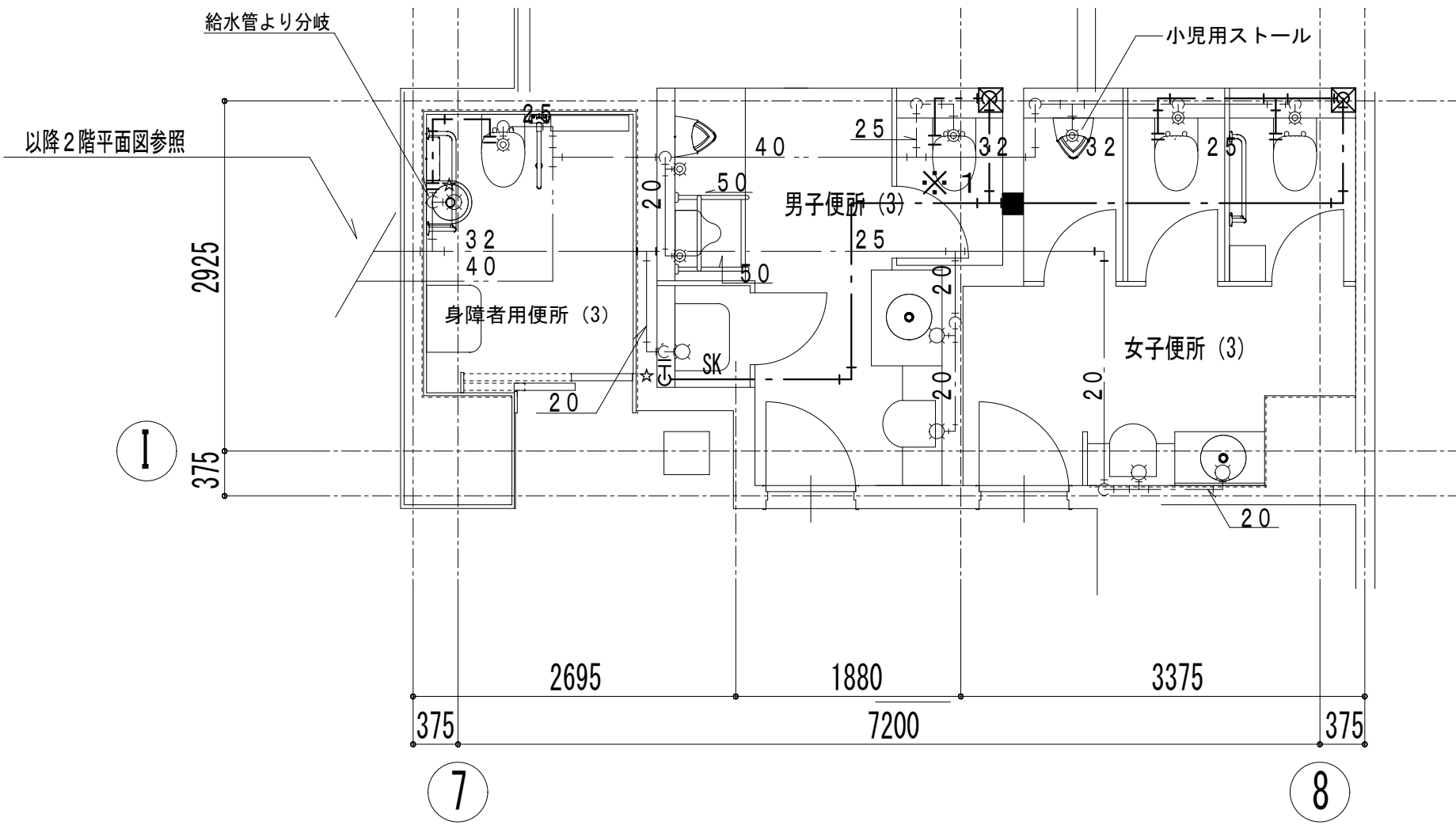
身障者用便所 (3)		
既設身障者用便器	C 4 8 A S	1
新設ウォシュレット	TCF588 #NM	1

男子便所 (3)		
既設洋風便器	C 4 5 0	1
新設ウォシュレット	TCF588 #NM	1

女子便所 (3)		
既設洋風便器	C 4 5 0	2
新設ウォシュレット	TCF588 #NM	2



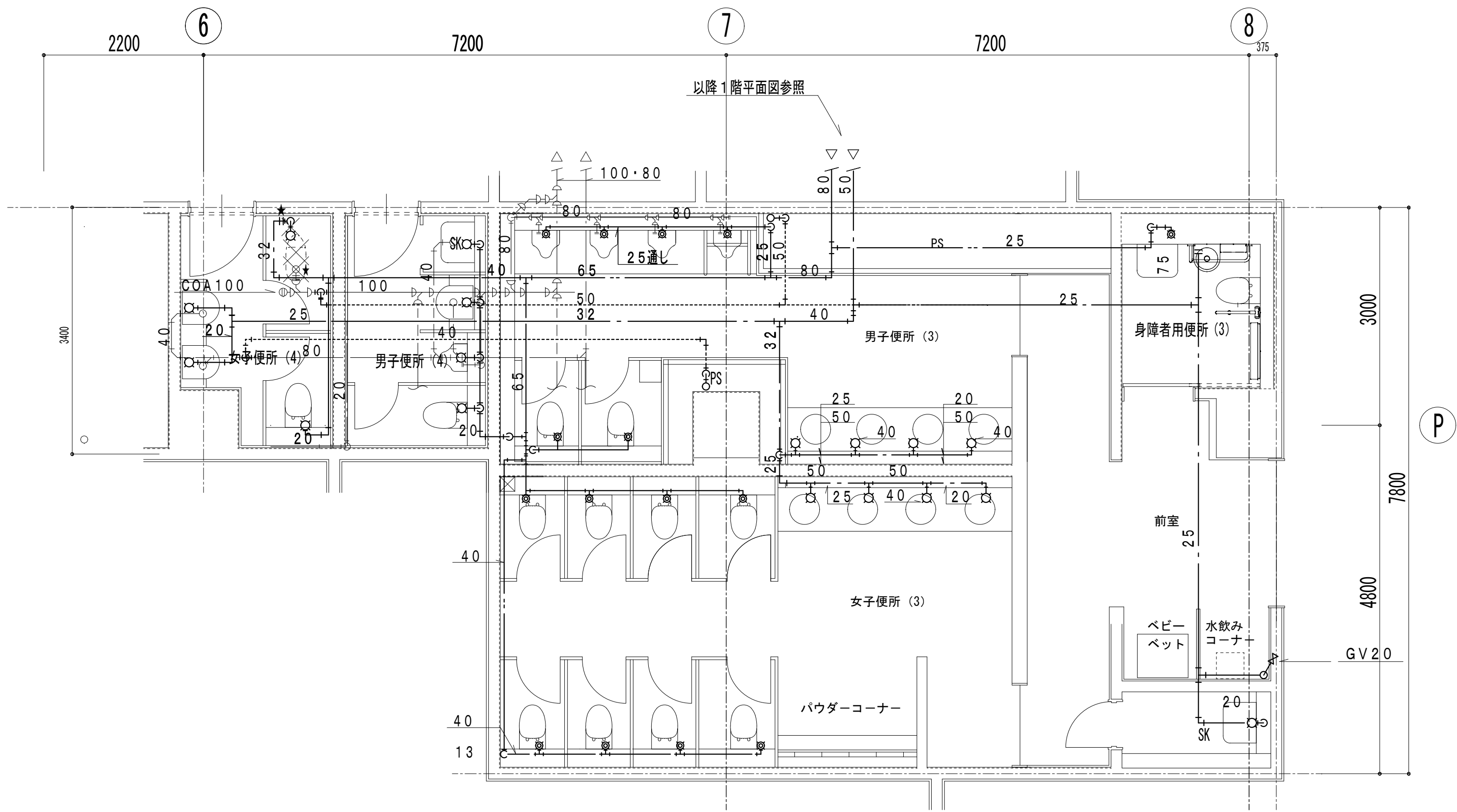
1階エントランスホール横便所詳細図 1 / 5 0



2階児童開架便所詳細図 1 / 5 0

- 凡例
- ☆|+ SK既設給水管より分岐を示す
 - |+ ウォシュレットへ接続を示す
 - 壁貫通を示す
 - 壁斫復旧部分を示す

女子便所 (4)		
和風大便器 (撤去)	C775 (2)	1

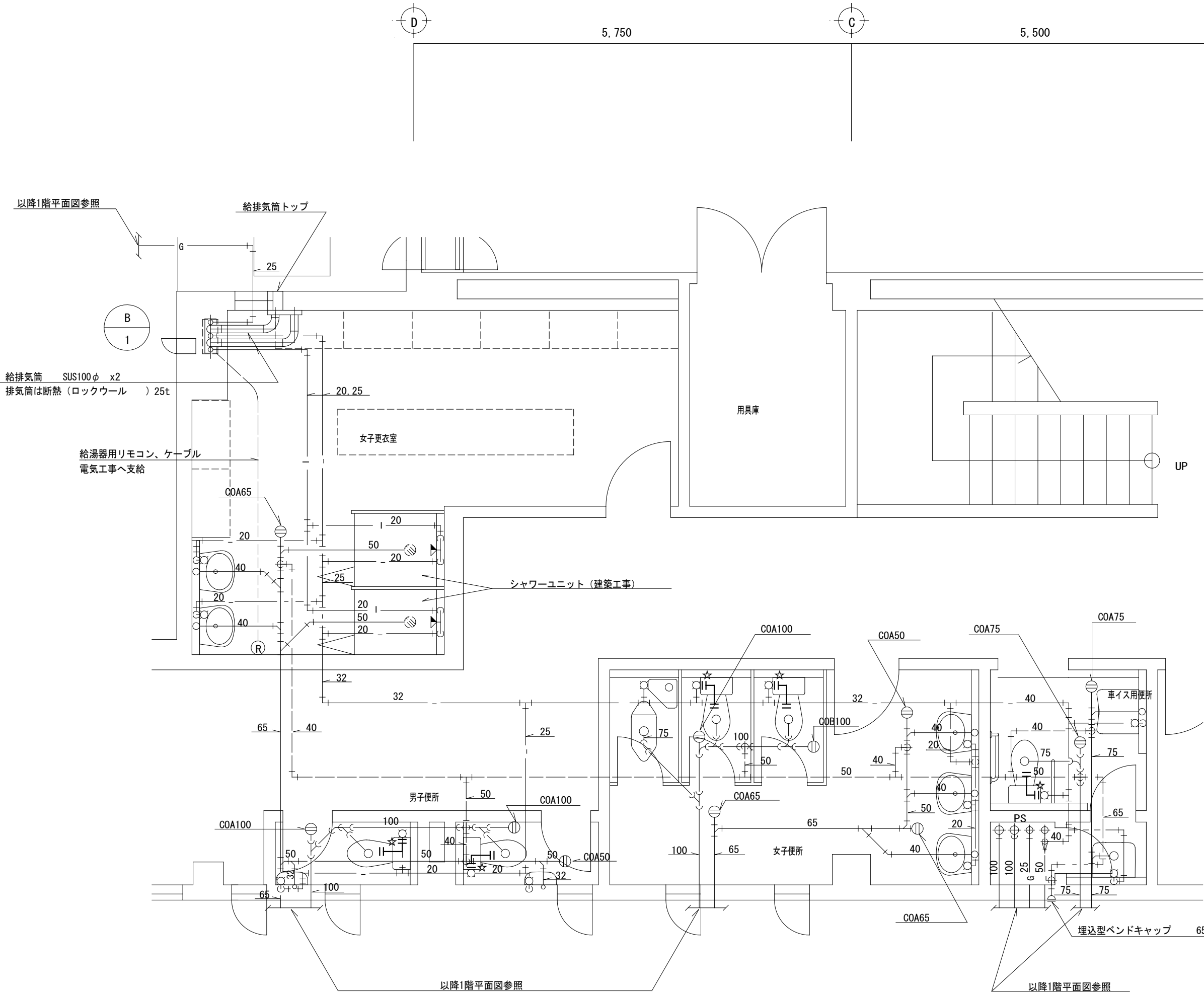


1階エントランスホール横便所詳細図 1 / 50

凡例

- ☆|— SK既設給水管より分岐を示す
- |— ウォシュレットへ接続を示す
- 壁貫通を示す
- ▨ 壁斫復旧部分を示す

摘 要				CHECK 有限会社 ビルチェック 大和郡山市城北町5番47号 TEL (0743) 55-6608 一級建築士設計事務所 総合建築設備事務所 一級建築士事務所 登録 2023 (い) 第2615号 管理建築士 一級建築士 中辻 常泰	DATE			PROJECT NAME			PROJECT CODE			No
								DMGMORIやまと郡山城ホールトイレ改修工事						
								TITLE NAME			SCALE			
								図書館1階便所詳細図 (現況・撤去図)			A1:S=1/50			
												M-14		



1 階 便所廻り詳細図

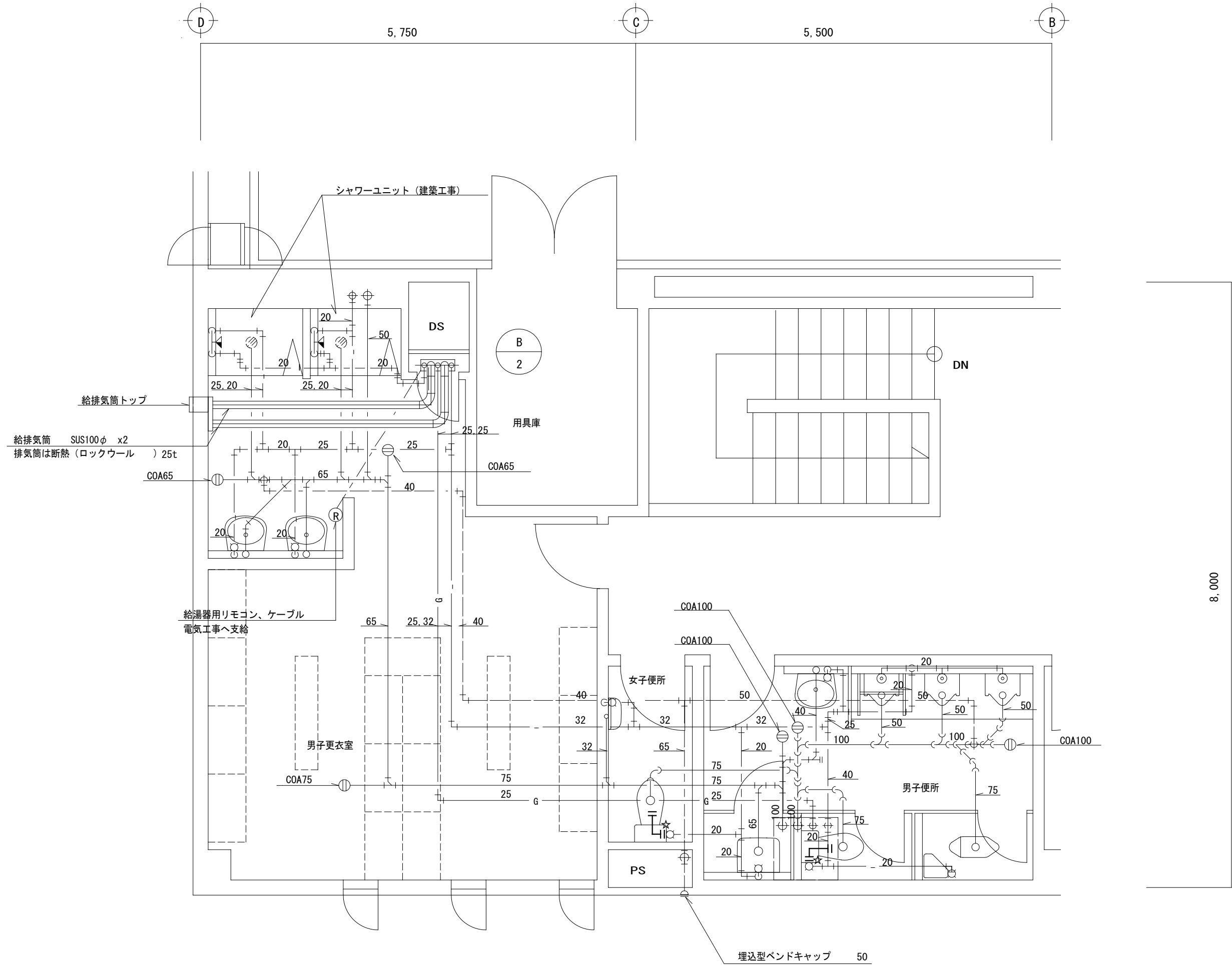
1:50

建物内の底下配管は全て配管ビット内配管とする

1 階男子便所		
既設洋風便器	C 7 4 2 P V R	2
新設ウォシュレット	TCF589AU#NW1	2

1 階女子便所		
既設洋風便器	C 7 7 0 B	2
新設ウォシュレット	TCF589AU#NW1	2

車イス用便所		
既設洋便器	C 4 8 A S	1
新設ウォシュレット	TCF589AU#NW1	1



2 階 便所廻り詳細図

1:50

2 階男子便所		
既設洋便器	C 7 7 0 B	1
新設ウォシュレット	TCF589AU#NW1	1

2 階女子便所		
既設洋風便器	C 4 5 0	2
新設ウォシュレット	TCF589AU#NW1	2

凡例

- ☆| 既設給水管より分岐を示す
- | ウォシュレットへ接続を示す
- 壁貫通を示す
- ▨ 壁斫復旧部分を示す

摘 要			

CHECK

大和郡山市城北町5番47号

一級建築士設計事務所
総合建築設備事務所

ビルチェック

TEL (0743) 55-6608

一級建築士事務所
登録 2023 (イ) 第2615号

管理建築士
一級建築士

中辻 常泰

DATE	

PROJECT NAME
DMGMORIやまと郡山城ホールトイレ改修工事

TITLE NAME
【武道場】1・2階便所詳細図（改修図）

PROJECT CODE
SCALE
A1:S=1/50

No

M-05

DMGMORI やまと郡山城ホールトイレ改修工事

【武道場】

設計図

図 面 リ ス ト					
図 番	図 面 名 称		図 番	図 面 名 称	縮 尺
M-00	【 武道場】表紙・図面リスト	NON	E-01	【 武道場】電気設備工事 特記仕様書(1)	NON
M-01	【武道場】機械設備工事 特記仕様書 (1)	NON	E-02	【 武道場】電気設備工事 特記仕様書(2)	NON
M-02	【武道場】機械設備工事 特記仕様書 (2)	NON	E-03	【 武道場】電灯設備 壁結線図 (改修図)	NON
M-03	【武道場】機械設備工事 特記仕様書 (3)	NON	E-04	【 武道場】コンセント 設備 1・2 階平面図 (改修図)	1/100
M-04	【武道場】機械設備工事 特記仕様書 (4)	NON			
M-05	【武道場】1・2 階便所詳細図 (改修図)	1/50			

令和4年版

Ver.1.0

DMGMORIやまと郡山城ホールトイレ改修工事

機械設備工事特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所

奈良県大和郡山市北郡山町地内

2. 建物概要

建物名	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法令別表第一	耐震安全性の分類	備 考
武道場	SRC造	地上4階 地下2階	16,670.83	1項 (イ)	建築設備 乙類	
			16,670.83	1項 (イ)		

3. 工事種目

●印をつけたものを適用し、各一式とする。

工事項目／棟別及び屋外	武道場	屋外
空気調和設備	○	○
換気設備	○	○
排煙設備	○	○
自動制御設備	○	○
衛生器具設備	●	○
給水設備	●	○
排水設備	○	○
給湯設備	○	○
消火設備	○	○
厨房機器設備	○	○
ガス設備	○	○
さく井設備	○	○
浄化槽設備	○	○
機械式駐車設備	○	○
井水揚水設備	○	○
撤去工事	●	○
環境配慮改修工事	○	○
建築工事	○	○
電気設備工事	○	○

II. 機械設備工事仕様

1. 共通仕様

1)

本仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書等による。

- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和7年版)(以下「標準仕様書」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和7年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版)(以下「建築改修標準仕様書」という。)
- 公共建築設備工事標準図(機械工事編)(令和7年版)(以下「標準図」という。)
- 建築物解体工事共通仕様書・同解説(令和4年版)(以下「解体共通仕様書」という。)

2)

工事種目に電気設備工事及び建築工事を含む場合は、その仕様は当該図面による。

2. 特記仕様

1)

項目及び特記事項は、※印または●印を適用とし、●印を優先とする。

2)

特記事項に記載の()内表示番号、< >内表示番号、【 】内表示番号及び〔 〕内表示番号について、それぞれ標準仕様書、改修標準仕様書、建築改修標準仕様書及び解体工事共通仕様書の編・章・節・項を示す。

章	項 目	特 記 事 項
一般	●適用基準等	県土マネジメント部建築工事監督及び検査必修 奈良県県土マネジメント部 建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集 奈良県県土マネジメント部
	●設計図書の優先順位	(1) 質問回答書(以下(2)から(5)に対するもの) (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 標準仕様書・改修標準仕様書 以上(1)から(5)の順番のとおりとする。(1.1.1.1)<1.1.1.1> ただし、明示なき材料、仕上げ等については、監督職員の指示による。
	●官公署その他への届出手続等	工事関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等は全て受注者が行うこと。 この場合、「建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集(奈良県県土マネジメント部)」の書式に従い、日程管理を行う。(1.1.1.3)<1.1.1.3>
	●工事実績情報の登録	※ 行う(適用する) ○ 行わない(1.1.1.4)<1.1.1.4>
	●情報通信の技術の利用	書面により行う(補完的に電子メール等を活用できる)。(1.1.1.5)<1.1.1.5>
事	○他工事との取合い	別記工事区分表による。(1.1.1.7)<1.1.1.7>
	●疑義に対する協議等	設計図面に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり取り合い等の関係で設計図面によることが困難若しくは不都合な場合が生じた時は、監督職員と協議する。(1.1.1.8)<1.1.1.8>
	○概成工期	現場説明書による。
項	●実施工程表	工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。 実施工程表を変更する必要が生じた場合は、施工に支障が無いよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。(1.1.2.1)<1.1.2.1>
	●施工計画書	(1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書(総合施工計画書)を作成し、監督職員に提出する。 (2) 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及その確認を行う段階を定めた施工計画書(工種別施工計画書)を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。 (3) (1)・(2)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。(1.1.2.2)<1.1.2.2>
	●施工条件	現場説明書による。(1.1.3.3)<1.1.3.3>
	○電気保安技術者	標準仕様書又は改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。 電気保安技術者は、(事業用電気工作物に係る工事の場合、電気事業法に基づく電気主任技術者の業務を補佐すると共に)、監督職員の指示に従い、当該現場における電気工作物の保安業務を行うものとする。(1.1.3.2)<1.1.3.2>

○工事用電力設備の保安責任者

工事用電力設備の保安責任者として、法令に基づく有資格者を定め監督職員に報告する。
保安責任者は適切な保安業務を行うものとする。【1.1.3.4】

●施工中の安全確保

工事現場周辺の状況を調査判断し、本工事施工によって生じる騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。工事に關して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、受注者の責任において直ちに誠意をもって対応する。(1.1.3.5)<1.1.3.5>

●交通安全管理

工事期間中道路面には、一切車両を駐車しないようにすると共に、工事関係車両の出入りについては、必ず誘導員又は交通整理員を立て、交通渋滞、住民等の安全に留意すること。また、工事中事前に警察、その他関係機関、地元自治会、監督職員などと十分打ち合わせのうえ、安全管理を行う。(1.1.3.6)<1.1.3.7>

●災害等発生時の安全確保

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。(1.1.3.7)<1.1.3.8>

●施工中の環境保全等

関係法令に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。塗料、その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造者が作成したJIS Z 7253を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。(1.1.3.8)<1.1.3.9>

●図面照査

設計図書の照査及び現場調査を行い、報告すること。

●施工調査

(1) 工事の着手に先立ち、施工調査を行い、報告書を提出すること。施工調査の内容は次による。
調査項目 改修対象建物及び同建物内設備配管・ダクト等・屋外埋設配管等埋設物
調査範囲 本工事と取り合いのある範囲及び本工事の施工により影響が及ぶ範囲
調査方法 スケール・レベル・目視による他、監督職員との協議による
(2) 次の関係者と当該工事に必要な事前打合せを行う。
●施設管理者 ○当該施設の電気主任技術者 ●関係官公署(建築主事、消防署等)
●電気事業者 ○() <1.1.5.1><1.1.5.3><2.2.7.1><2.2.8.1><2.2.8.2>

●地中埋設物等

標準仕様書又は改修標準仕様書によるほか、下記による。<2.4.1.1><2.4.1.2><2.5.2.1>
施工前に、当該工事にかかわる地中埋設物等(建物内又は既設コンクリート内の既設配管配線を含む)について事前調査を行い、報告書を提出すること。既設構造物の位置及び既設埋設配管の経路等が不明な場合は、探査方法及び試験掘方法を監督職員と協議する。

●発生材の処理等

●再資源化を図るもの(1.1.3.9)<1.4.1.1><1.5.1.1><1.5.1.2>
○コンクリート塊 ○ﾌｫｱﾌｫﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊 ○ｺﾝｸﾘｰﾄ2次製品 ○建設発生木材
●再生資源利用〔促進〕計画(実施)書を提出する。
(建設副産物対策近畿地方連絡協議会編)
●産業廃棄物の処理
関係法令に従い、構外搬出適切処理とし搬出書類等提出する。なお、県内の最終処分場に搬入することとなる場合は、奈良県産業廃棄物税条例相当額を支払うこと。
●産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを提出する。
○引き渡しを要するもの(○ユニットﾌｫｰﾐﾝｸﾞｼｰﾄﾞｲﾔｰ ○)
○現場において再利用を図るもの()

●機材の品質等

別記(設備機材)に掲げる設備機材は、(一社)公共建築協会発行「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されたもの(ただし、評価の有効期限内のものに限る)を使用する。この場合、評価書の写しをもって、標準仕様書第1編1.4.2(3)の品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書等は除く)に替える。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。(1.1.4.2)<1.1.4.2>

本工事に使用する設備機材等のうち、設備機材等指定表等により特定のものが特記された場合は、設計図面に規定するもの又はこれらと同等のものを使用する。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

●建築材料・設備機器

建物内部(天井裏、床下、PS、EPS、DS等を含む)及びダクト等の内部に使用する。
下記に掲げる各材料・機材等は、それぞれに定められた基準等に適合するものを選定する。

材 料 等	基 準 等
①接着剤	次の1、2及び3を満足するものとする。 1 ホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆☆の規格に適合しているものであること。 2 アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少ないものであること。 3 トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ないものであること。なお、接着剤は可塑剤が添加されていない材料を使用する。(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものは除く)
②保温材 緩衝材 断熱材	次の1、2を満足するものとする。 1 ホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆☆の規格に適合しているものであること。 2 アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少ないものであること。(2.3.1.2)
③塗料	次の1、2及び3を満足するものとする。 1 ホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆☆の規格に適合しているものであること。 2 アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少ないものであること。 3 トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ないものであること。
④設備機器	製品を構成する建築材料は、次の1及び2を満足するものとする。 1 ホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆☆の規格に適合しているものであること。 2 アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少ないものであること。(1.1.4.1)<1.1.4.1>

○県産材木材の利用

県産材木材(奈良県内において伐採・生産された原木を製材加工した製品)の利用に努めること。

○建築物省エネ法対象機器

本工事は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53条)第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の通知を行っている。通知の詳細は監督員に確認すること。
対象設備 ○空調熱源設備 ○空調外気処理設備
○換気設備 ○給湯設備
機器の消費電力、燃料消費量は、原則として表示された数値以下とする。

○機材の検査に伴う試験

機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち試験計画書を作成のうえ、監督職員に提出し、原則として監督職員の立ち会いを受けて行う。(1.1.4.6)<1.1.4.6>

○色彩による表示、標識その他

監督職員の指示による。(1.1.4.2)<1.1.7.4>
<1.1.4.2><1.1.8.5>

●機器及び配管の文字書き

屋外の文字書きは、ｶﾅﾅﾝｸﾞｼｰﾄや調合ﾍﾞｲﾄ等耐久性のあるもので記入する。

○技能士

通用する資格は下記による。(1.1.5.2)<1.1.6.2>
○1級配管技能士(配管工事)
○1級熱絶縁施工技能士(保温工事)
○1級建築板金技能士(ダクト製作及び取付)
○1級冷凍空気調和機器施工技能士(ﾌﾘﾝｸﾞｴﾆｰﾌ、ﾊﾞｯｹｰｼﾞ 形空気調和機の据付及び整備)

○見本施工の実施

図示による。(図面番号) (1.1.5.4)<1.1.6.5>

○化学物質の濃度測定

実施する(※施工完了後 ○着工前・施工完了後)(1.1.5.8)<1.1.6.9>
測定対象化学物質 ｶﾙﾎﾞﾅｰﾄﾞｲｵｷｼﾄﾞ、ﾄﾛｷｼﾝ、ｹﾐｶﾙ、ｴﾎﾟｷﾞｵｰﾝ、ｽﾃﾐﾝ
測定対象室及び測定箇所数

室 名					
箇 所 数					

測定方法は監督職員の指示による。

○中間技術検査の実施

県土マネジメント部の監督及び検査の実施に関する取り扱い要領により中間技術検査を行う。(1.1.6.2)<1.1.7.2>

●完成時の提出図書

次の図書を提出する(機器製作図含む)。(1.1.7.1)～(1.1.7.3)<1.1.8.1>～<1.1.8.4>
●完成図
(1) 標準仕様書に基づき作成する。又は設計図に基づき全ての図面を完成図として作成する。その場合は施工図を完成図に添付するものとする。
製本サイズ(○A1 ○A2 ○A3) 提出部数()部
(2) 原則として黒文字製本とし、表紙の書き方は監督職員の指示とする。
(3) 完成図C A Dデータを提出する。
参考C A Dデータの貸与 ○あり ○なし
●保全に関する資料等(※1部 ○「 」部)
建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要機器一覧表、総合調整測定表、連絡先、保証書、資格一覧表を提出する。
●その他の引き渡し書類
施工図(制御システム図・機器配管固定の施工図等)、施工計画書、各種承諾図、工事写真、その他各種検査書類等を整理し、監督職員の指示する部数を提出する。
○既存完成図の修正(多年度継続工事の場合)
既存完成図を今回工事の内容を含んだものに修正し、全体完成図として提出する。

●工事写真・完成写真

●工事写真 「工事写真の撮影要領(建築工事・設備工事)(奈良県県土マネジメント部)」による。
●完成写真 ※工事写真に準じて作成する。○下表による。(1.1.2.4)<1.1.2.4>

分類・規格	撮影枚数	部数	原板の大きさ(mm)
○カラーサービス版	○0 ○6 ○9		
○カラーキャビネ版	監督職員指示箇所		

(ただし、上記写真は、アルバム製本とする。)

○電動機

電動機出力が0.75kW以上の低圧三相かご形誘導電動機の規格は、JIS C 4213(低圧三相かご形誘導電動機—低圧トップランナーモータ)による。(2.1.2.1)

○制御及び操作盤

機器に付属する制御及び操作盤の仕様の優先順位は、次の(1)～(3)の順番のとおりとする。
(1) 図示による。(図面番号)
(2) 標準仕様書第2編表2.1.6～2.1.8による。
ただし、標準仕様書各編で製造者の標準仕様と明示されたものは除く。また、同表の各機材ごとの△印の項目の適用は、○適用する ○適用しない
インバータ用制御及び操作盤の仕様において標準仕様書第2編1.2.2.2の規定を○適用する(高調波対策 ○要 ○不要) ○適用しない(2.1.2.2)<2.1.2.1>

○空気調和設備

○風量調整(測定共) ○水量調整(測定共)(2.1.3.3)<2.1.3.3>
○室内外空気の温湿度測定 ○室内気流じんあいの測定

○換気設備

○風量調整(測定共) ○室内気流じんあいの測定(2.1.3.3)<2.1.3.3>
○騒音の測定(測定箇所及び規制値は図示による)

○排煙設備

○風量調整(測定共) ○騒音の測定(測定箇所及び規制値は図示による)(2.1.3.3)<2.1.3.3>

●給水設備

○飲料水の水質の測定
○平成15年3月25日付け厚生労働大臣告示第119号第二の一の1の(4)による
○水道法施行規則第10条による水質検査
○雑用水の水質の測定
※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第四条の二による

摘要

一級建築士設計事務所
総合建築設備事務所

登録 2023 (い) 第2615号

管理建築士
一級建築士

一級建築士事務所

中辻 常泰

DATE

PROJECT NAME

DMGMORIやまと郡山城ホールトイレ改修工事

TITLE NAME

【武道場】機械設備工事特記仕様書(1)

PROJECT CODE

SCALE

A1:S=NON

No

M-01

有限会社

ビルチェック

大和郡山市城北町5番47号

TEL (0743) 55-6608

CH

ECK

		令和4年版 Ver. 1.0																																																										
共	●継手	管端コア付鋼管を除く塩化ビニルライニング鋼管、耐熱性塩化ビニルライニング鋼管及びポリ粉体鋼管で、ねじ接合する場合の継手は管端防食継手とし、パイプニップルは管端防食継手用パイプニップルとする。 呼び径60Su以下の一般配管用ステンレス鋼管 ○ プレス式 ● 拡管式 ○																																																										
	○一般用弁の耐圧	図面に明記なき一般用弁の耐圧は、下記による。 水道直結配管に使用する弁は、JIS又はJV 0.98MPa(10K)弁とする。 その他配管に使用する弁は、※JIS又はJV 0.49MPa(5K)弁 ○ JIS又はJV 0.98MPa(10K)弁																																																										
	○鋼管用伸縮管継手	※ベローズ形 ○ スリーブ形																																																										
	○異種管の接合及絶縁継手	○異種管の接合要領 ※標準図(施工3) ○ 図示 (図面番号) ○機器接続部の金属材料と配管材料のイオン化傾向が大きく異なる場合(鋼とステンレス、鋼と銅)は、絶縁継手を使用し、設置箇所及び絶縁継手の仕様は図示による。 (図面番号)																																																										
	○量水器	○直読式 ○遠隔式																																																										
	○緊急遮断弁装置	駆動方式 ○電気式 ○機械式																																																										
	○水栓柱	本体 ※合成樹脂製 ○7ミニ合金製 ○ステン製 ○人造石とぎ出し製 寸法 ※約70mm×約70mm×約1,300mmH ○																																																										
	○不凍水栓柱の寸法	※全長約1,500mm ○																																																										
	○スリーブ	(1)外壁の地中部分等水密を要する部分のスリーブ ※つば付鋼管 ○ (2)地中部分で水密を要しない部分のスリーブ ※ビニル管(VU) ○ (3)柱及び梁以外の箇所で、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径200mm以下の部分 ※紙製板枠 (4)上記以外の鋼管製スリーブ ※白管 ○																																																										
	○瞬間流量計	○固定形 個 ○着脱可能形(測定用プラグ) 個、本体 個																																																										
通	○建物導入部配管	※不同沈下の恐れがない ○不同沈下の恐れがある 標準図(施工4)のプラグポイントを使用した方法で施工する。ただし、排水及び通気管を除く。																																																										
	○空調機用プラグの形式	図示による。(図面番号)																																																										
	○ファンコイルの流量弁	○流量調整弁(図面番号) ○定流量弁(図面番号)																																																										
	●管の接合	●ビニル管 (※接着接合 ○ゴム輪接合) ○ポリエチレン管 (○電気融着接合 ○カニ加接合) ○建物導入部において異種管との接続がある接続部の点検枠の構造 (○TC-1 ○TC-2) ○架橋ポリ塩化ビニル管 (○電気融着接合 ○カニ加接合) ○ポリブテン管 (○熱融着接合 ○電気融着接合 ○カニ加接合) ○耐火二層管 (※接着接合 ○ゴム輪接合) (伸縮継手の設置箇所は図示による(図示番号))																																																										
	○溶接部の非破壊検査	※実施しない ○実施する (○放射線透過検査 ○浸透探傷検査又は磁粉探傷検査) 判定基準 () 採取率は下記による。																																																										
		<table><tr><th>溶接部の種類</th><th>種 別</th><th colspan="2">蒸気配管</th><th>冷却水、冷温水、消火(水用)及び油配管</th></tr><tr><td></td><td>検査の種類</td><td>1.0MPa未満</td><td>1.0MPa以上</td><td></td></tr><tr><td>突合せ溶接部</td><td>放射線透過検査(RT) 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査(PT又はMT)</td><td>※ 5 %</td><td>※ 10 %</td><td>※ 5 %</td></tr><tr><td>すみ肉溶接部</td><td>浸透探傷検査又は磁粉探傷検査(RT又はMT)</td><td>○ (%)</td><td>○ (%)</td><td>○ (%)</td></tr></table>		溶接部の種類	種 別	蒸気配管		冷却水、冷温水、消火(水用)及び油配管		検査の種類	1.0MPa未満	1.0MPa以上		突合せ溶接部	放射線透過検査(RT) 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査(PT又はMT)	※ 5 %	※ 10 %	※ 5 %	すみ肉溶接部	浸透探傷検査又は磁粉探傷検査(RT又はMT)	○ (%)	○ (%)	○ (%)																																					
	溶接部の種類	種 別	蒸気配管		冷却水、冷温水、消火(水用)及び油配管																																																							
		検査の種類	1.0MPa未満	1.0MPa以上																																																								
	突合せ溶接部	放射線透過検査(RT) 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査(PT又はMT)	※ 5 %	※ 10 %	※ 5 %																																																							
	すみ肉溶接部	浸透探傷検査又は磁粉探傷検査(RT又はMT)	○ (%)	○ (%)	○ (%)																																																							
●配管・ダクトの吊り及び支持	(1)土間埋設配管の吊りはビット内(材質はステン鋼製)に準じる。 (2)鋼管、鉄鉄管及びステン鋼管の配管呼び径40以下、ビニル管、ポリエチレン管、ポリブテン管及び鋼管の呼び径20以下の管の形鋼振止め支持は、※不要 ○要(支持間隔は図示による。(図面番号)) (3)吊り及び支持は、標準図(施工13～17)による。																																																											
○地中埋設管の埋戻土	コンクリート管以外の管を地中埋設とする場合は、管及び被覆樹脂を傷めぬよう山砂の類で管の周囲を埋戻した後、掘削土の良質土で埋戻す。																																																											
○管の埋設深さ	(1)一般敷地 ※300mm ○ (2)構内車両通路 ※600mm ○																																																											
○地中埋設機及び埋設表示用テープ	(1)給水管 地中埋設機 (※要 ○不要) 埋設表示テープ (※要 ○不要) (2)消火管 地中埋設機 (※要 ○不要) 埋設表示テープ (※要 ○不要) (3)ガス管 地中埋設機 (※要 ○不要) 埋設表示テープ (※要 ○不要) (4)油管 地中埋設機 (※要 ○不要) 埋設表示テープ (※要 ○不要) (5)地中埋設機の設置箇所は図示による。(図面番号) (6)埋設給水本管の分岐、曲り部等の衝撃防護措置は図示による。(図面番号) (7)埋設表示テープの土被りは150mm程度とする。																																																											
○防火区画貫通部の処理	標準図(施工1)による。																																																											
事	●保温	(1)保温種別は、標準仕様書第2編表2.3.2及び表2.3.5による。ロックウール保温材、グラスウール保温材及びポリスチレンフォーム保温材が併記されている箇所は、どれを使用してもよい。ただし、給水管、排水管で、床下、暗渠内(ビット内を含む)、屋外露出及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない)は、ポリスチレンフォーム保温材とする。 (2)共同溝の保温種別は、図示による。(図面番号)																																																										
	○配管の保温外装は、次による。 【空気調和設備】(断熱材被覆鋼管を含む) 屋内：隠蔽部(機械室等の露出配管、暗渠内を含む) ※不要 ○要 露出部 ※合成樹脂カバー1 ○合成樹脂カバー2 ○保温化粧ケース(塩化ビニル樹脂) 屋外：※ステンレス鋼板 ○溶融7ミニウム-亜鉛鉄板 ○カラー亜鉛鉄板 ○保温化粧ケース (○塩化ビニル樹脂 ○アルミ合金 ○溶融アルミニウム-亜鉛鉄板 ○ステンレス鋼板) 保温化粧ケースの下部カバー ○要 ※不要 【給排水衛生設備】 屋内：隠蔽部(機械室等の露出配管、暗渠内を含む) ※不要 ○要 露出部 ※合成樹脂カバー1 ○合成樹脂カバー2 ○保温化粧ケース(塩化ビニル樹脂) 屋外：※ステンレス鋼板 ○溶融7ミニウム-亜鉛鉄板 ○カラー亜鉛鉄板 ○保温化粧ケース (○塩化ビニル樹脂 ○アルミ合金 ○溶融アルミニウム-亜鉛鉄板 ○ステンレス鋼板) 保温化粧ケースの下部カバー ○要 ※不要 (4)銅板製タンクの保温は ※行わない ○行う(蓋の部分は行わない) (5)次のダクト等に保温を行う。 ○換気用ダクト ○外気取入れ用ダクト ○排気用ダクト ○空調している建物内の廻りダクト ○屋内外露出排煙ダクト ○内貼りしたダクト及び内貼りしたチャンパー ○断熱材付フレキシブルダクト及びたわみ継手 ○屋外露出の煙道及び煙突 ○暗渠内のダクト ○厨房排気用ダクト (6)次の管、弁、フランジ等に保温を行う。 ○放熱器廻り蒸気管及び温水管 ○蒸気還管 ○蒸気管及び温水管で、屋内及び暗渠内の各種装置廻りの配管 ○蒸気管及び温水管で、屋内及び暗渠内の弁、フランジ、伸縮管継手、防振継手、フレキシブルポイント等 ○冷凍機の冷却水管 ○ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルポイント ○各種タンク類のオーバーフロー管及びドレン管 (冷水、冷温水タンクの第1バルブまでを除く) ○エア抜き以降の配管及び排泥弁以降の配管等 ○油管 ○断熱材被覆鋼管 ○衛生器具の附属品と見なされる器具及び配管 (流し下部の床上排水管を含む) ○給水管で、ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルポイント ○給水及び排水の地中又はコンクリート埋設配管 ○給湯管で、屋内及び暗渠内の弁、フランジ、伸縮管継手、防振継手、フレキシブルポイント等 ○保温付被覆鋼管 ○排水管で、暗渠内配管(ビット内を含む)、最下階の床下配管、屋外露出配管及び耐火二層管 ○通気管(排水管の分岐点より100mm以下の部分を除く) ○消火管 ○厨房機器及びガス湯沸器廻りの給水、排水及び給湯管 (7)寒冷地等での保温厚は、図示による。(図面番号) (8)高圧(0.1MPa)以上の蒸気管及び蒸気ヘッダーの保温厚は、図示による。(図面番号) (9)ファンコイルユニット等のドレン管の保温は、給排水設備工事の排水管による。 (10)エア抜き管の保温厚は20mmとし、仕様は当該配管の項に準ずる。 (11)保温を施す空調用タンクの蓋の保温 ※要 ○不要 (12)全熱交換形換気扇の給気ダクトの保温 ※要 ○不要 (13)消火用充水タンクの保温 ※要 ○不要																																																											
	○塗装	(1)塗料を屋内で使用する場合は、M7471放散量 ※F☆☆☆☆ ○ (2)調合ベント塗りの塗料 ※JIS K 5516(合成樹脂調合ベント)の1種 ○ 7ミニウム塗りの塗料 ※JIS K 5492(7ミニウムベント)の1種 ○ (3)電気設備における現場で行う塗装は、以下のとおりとする。(2.3.2.1) 塗装の色等は監督職員と協議する。(2.3.2.1) さび止め塗装が施された金属製ブルボックス等の機材 隠ぺい部 ※塗装しない 屋内露出部 ○図示による (図面番号) ○塗装しない ○塗装する 屋外露出部 ○図示による (図面番号) ○塗装しない ○塗装する 亜鉛めっきが施された機材 隠ぺい部 ※塗装しない 屋内露出部 ○図示による (図面番号) ○塗装しない ○塗装する 屋外露出部 ○図示による (図面番号) ○塗装しない ○塗装する																																																										
	●工事用仮設物	構内につくことが ※できる ○できない																																																										
	○足場・さん橋類	※別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。 ※本工事で設ける場合は、標準仕様書第2編第4章第1節4.1.1又は、改修標準仕様書第1編第2章第2節2.1.1によるほか 足場の設置においては「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、かさん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。なお単管足場、枠組足場を用いる場合の設置場所については図示による。(2.4.1.1)<2.2.1> 内部足場 ※A種、B種、C種、D種 ○E種(単管足場) ○F種(くさび式緊結足場) ○G種(枠組足場) 外部足場 ○A種(枠組足場) ○B種(くさび式緊結足場) ○C種(単管足場) ※D種、E種 ○F種(高所作業車)																																																										
	項	○監督職員事務所(総会議室を含む)	○設ける(規模 ○10㎡程度 ○20㎡程度 ○30㎡程度 ○65㎡程度 ○100㎡程度) 仕上げる程度 (2.4.1.1)<2.3.1> <table><tr><th>部 位</th><th>仕 様</th></tr><tr><td>床</td><td>※合板張り又はビニルシート張り ○</td></tr><tr><td>内壁・天井</td><td>※合板張り又は石膏ボード張り+塗装 ○</td></tr><tr><td>屋根</td><td>※塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り又は鉄板張り+塗装 ○</td></tr></table> ○監督職員事務所の位置は、図示による。(図面番号)		部 位	仕 様	床	※合板張り又はビニルシート張り ○	内壁・天井	※合板張り又は石膏ボード張り+塗装 ○	屋根	※塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り又は鉄板張り+塗装 ○																																																
		部 位	仕 様																																																									
		床	※合板張り又はビニルシート張り ○																																																									
		内壁・天井	※合板張り又は石膏ボード張り+塗装 ○																																																									
		屋根	※塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り又は鉄板張り+塗装 ○																																																									
○監督員事務所の備品		監督員事務所の備品等の種類及び数量は以下の表による (2.4.1.1) <table><tr><th>備品の種類</th><th>机・椅子</th><th>書棚</th><th>黒板又はホワイトボード</th><th>掛時計</th></tr><tr><td>数 量</td><td>組</td><td>台</td><td>個</td><td>個</td></tr><tr><td>備品の種類</td><td>ゴム長靴</td><td>雨がっぱ</td><td>安全帯</td><td>ヘルメット</td></tr><tr><td>数 量</td><td>足</td><td>着</td><td>個</td><td>個</td></tr><tr><td>備品の種類</td><td>懐中電灯</td><td>衣類ロッカー</td><td>冷暖房機器</td><td>加入電話機</td></tr><tr><td>数 量</td><td>個</td><td>人用</td><td>台</td><td>台</td></tr><tr><td>備品の種類</td><td>湯沸器</td><td>掃除具</td><td>パソコン</td><td>周辺機器</td></tr><tr><td>数 量</td><td>台</td><td>個</td><td>台</td><td></td></tr></table> その他事務所として通常必要な備品を備えること。		備品の種類	机・椅子	書棚	黒板又はホワイトボード	掛時計	数 量	組	台	個	個	備品の種類	ゴム長靴	雨がっぱ	安全帯	ヘルメット	数 量	足	着	個	個	備品の種類	懐中電灯	衣類ロッカー	冷暖房機器	加入電話機	数 量	個	人用	台	台	備品の種類	湯沸器	掃除具	パソコン	周辺機器	数 量	台	個	台																		
備品の種類		机・椅子	書棚	黒板又はホワイトボード	掛時計																																																							
数 量		組	台	個	個																																																							
備品の種類		ゴム長靴	雨がっぱ	安全帯	ヘルメット																																																							
数 量		足	着	個	個																																																							
備品の種類	懐中電灯	衣類ロッカー	冷暖房機器	加入電話機																																																								
数 量	個	人用	台	台																																																								
備品の種類	湯沸器	掃除具	パソコン	周辺機器																																																								
数 量	台	個	台																																																									
○土工事	○地中埋設管を除き、埋め戻し及び盛土は、※根切り土の中の良質土を使用し、十分な締め固めを行う。(2.4.2.1) ○山砂の類を使用し、十分な締め固めを行い、水締めを行う。(2.7.1.1) ○残土処分 ※公的な受入施設又は県マネジメント部が建設発土士の受入施設として登録している民間受入施設に搬出 ○構内指示の場所に敷きならし (図面番号)																																																											
○コンクリート工事	図面に明記なきコンクリート設計基準強度及びスランプは、下記による。(2.4.4.1) 設計基準強度 ※18N/㎡以上 ○ スランプ ※18㎝以下 ○ 少量(1㎡以内)の場合は、配合計画書により強度試験を省略することが出来る。(2.7.3.1)																																																											
○鋼材工事	鋼製架台、はしご等の機器付属金物及び配管、ダクトの支持金物の屋外部分は、ステン鋼製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき(※2種35 ○2種50)とする。 ただし、ビット内等多湿箇所の吊り及び支持金物は、ステン鋼製(SUS304)とする。(2.4.6.2)<2.7.5.2>																																																											
○耐震施工	耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)による。 (1)機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平地震度を乗じたものとする。 設計用標準水平地震度 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">○特定の施設</th><th colspan="2">※一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td rowspan="3">上層階・屋上及び塔屋</td><td>機器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td>水槽類</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="3">中間階</td><td>機器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>水槽類</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="3">地階・1階</td><td>機器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>水槽類</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></table> ・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。(3.2.1.1)(5.2.2.1) ・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。(3.1.5.7)(4.2.3.1) ・重要機器は次のものを示す。(2.4.1.2)<3.2.1.1> ○給水機器 () <4.2.3.1><5.2.1.2><5.2.2.1> ○排水機器 () ○換気機器 ○空調機器 ○熱源機器 ○防災設備 ○監視制御設備 ○危険物貯蔵装置 ○火を使用する設備 ○避難経路上に設置する機器 (2)設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。			機器種別	○特定の施設		※一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階・屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6	地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
	機器種別	○特定の施設			※一般の施設																																																							
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																							
上層階・屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																							
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																							
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0																																																							
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																							
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																							
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																							
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							
○はつり	電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用すること。 既存のコンクリート床、壁等配管貫通部の穴開けは、原則として「インパクト」を使用する。なお、復旧は「ドリル」又は「カッター」を用いる(建築基準法令に適合させること)。 また、はつり作業に先立ち、石綿含有仕上げ塗材がある箇所の配管貫通部等は、関係法令の作業基準に従い、除去する石綿含有仕上げ塗材を薬液等により湿潤し、手ばつりにより除去する。(2.4.1.1)<2.4.1.3><2.4.1.6>																																																											
○容量等の表示	機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 ただし、電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は表示された数値以下とする。																																																											
○防火区画	○平面階 ○図示(図面番号) ○																																																											
○掲示板	機械室に操作順序、注意事項、連絡先及び系統図等を描いた掲示板を設ける。																																																											
○マンホール、蓋類	※用途名入りとする。 ○県名入りとする。																																																											
●取替機器	機器を取り替えた場合、取替日、受注者、施工者名及び能力を記した銘板を取付ける。																																																											

		令和4年版 Ver. 1.0																																					
共通事項	○天井点検口	天井点検口の裏側に用途名称を付す。																																					
	●機器の据付	仕様書等に記載のないものに関しては、メーカー据付要領を参照として、施工計画書にもりこむこと。																																					
空	○方式	※新設 ○改修 ○全空気方式 (○中央 ○各階ユニット) ○ファンコイル・ダクト併用方式 ○個別方式			○既設 ○全空気方式 (○中央 ○各階ユニット) ○ファンコイル・ダクト併用方式 ○個別方式																																		
	○主要空調機器	○ボイラー ○温風暖房機 ○温風発生機 ○遠心冷凍機 ○スクリーン冷凍機 ○吸収冷凍機 ○冷却塔 ○チリングユニット ○空気熱源ヒートポンプユニット ○直置き吸収冷水機 ○小型吸収冷水機ユニット ○コージェネレーション装置 ○水蓄熱ユニット ○ユニット形空調和機 ○コンパクト形空調和機 ○パッケージ形空調和機 ○ガスエンジン式パッケージ形空調和機 ○ファンコイルユニット ○空気清浄装置 ○全熱交換器 ○放熱器																																					
気	○設計時の温湿度条件	<table><tr><th rowspan="3">時期</th><th rowspan="2">場所</th><th colspan="5">屋内（調整目標値）</th></tr><tr><th colspan="2">屋 外</th><th colspan="3">一般事務室</th></tr><tr><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th></tr><tr><td>冬 期</td><td>0.3℃</td><td>67.2%</td><td>22℃</td><td>40%</td><td>℃</td><td>%</td></tr><tr><td>夏 期</td><td>35.6℃</td><td>51.3%</td><td>26℃</td><td>50%</td><td>℃</td><td>%</td></tr></table>						時期	場所	屋内（調整目標値）					屋 外		一般事務室			温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	冬 期	0.3℃	67.2%	22℃	40%	℃	%	夏 期	35.6℃	51.3%	26℃	50%	℃	%
	時期	場所	屋内（調整目標値）																																				
			屋 外		一般事務室																																		
		温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																
冬 期	0.3℃	67.2%	22℃	40%	℃	%																																	
夏 期	35.6℃	51.3%	26℃	50%	℃	%																																	
調	○ダクトの種別	※ 低圧ダクト ○ 高圧1ダクト ○ 高圧2ダクト (3.1.14.3) (3.2.2.2) (3.2.2.2)																																					
	○ダクトの工法	○ アングルフランジ工法 ○ スパイラルダクト ○ フレキシブルダクト ○ コーナールト工法 (長辺が1500mm以下の部分) (○ 共板フランジ工法 ○ スライドオンフランジ工法) (3.2.2.1)～(3.2.2.7) 屋外に設置するダクト類にはシール等で水密を確保する。 (3.2.2.1)～(3.2.2.5)																																					
	○チャンバー等	製作及び取付は、標準仕様書第3編2.2.2「アングルフランジ工法ダクト」の当該事項による。 消音内貼 ※ 要（標準仕様書第2編表2.3.2及び表2.3.4による。） ○ 不要 (2.3.1.4) (3.1.14.6) (3.2.2.2) (3.2.2.5)																																					
和	○吹出口及び吸込口ボックスの材料	※ 亜鉛鉄板製 ○ グラスウール製 (3.1.14.7) ボックスの吊りは3点支持を標準とし、これによらない場合は監督職員との協議による。																																					
	○風量測定口の取付位置	図示による。（図面番号 ） (3.2.2.5) (3.2.2.5)																																					
股	○配管材料	図面に明記なき配管材料は、下記による。 (2.2.1.2) (2.2.3.7) (1) 冷温水管・膨張管・エア抜管・膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ※ 配管用炭素鋼鋼管（白管） ○ 耐熱性ライニング鋼管（SGP-HVA, SGP-H-FVA, SGP-H-FCA） ○ ステンレス鋼管（SUS304）（継手 ） ○ 架橋ポリエチレン管 ○ ポリブデン管 (2) 冷却水管 ※ 配管用炭素鋼鋼管（白管） ○ 硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VA, SGP-FVA） ○ ポリエチレン粉体ライニング鋼管（SGP-PA, SGP-FPA） ○ ステンレス鋼管（SUS304）（継手 ） (3) 蒸気給気管 ※ 配管用炭素鋼鋼管（黒管） ○ 圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG370黒管Sch40） (4) 蒸気還管 ※ 圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG370黒管Sch40） ○ 一般配管用ステンレス鋼管（SUS304）（継手 ） ○ (5) 高温水管 ※ 圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG370黒管） ○ Sch40 ○ Sch80 ○ (6) 油管 ※ 配管用炭素鋼鋼管（黒管）（トラフ内共） ○ (7) 空調用給水管 ○ 硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VA, SGP-FVA） ○ ポリエチレン粉体ライニング鋼管（SGP-PA, SGP-FPA） ○ 水道用硬質塩化ビニル管（HIVP） ○ (8) 空調用排水管 ○ 硬質塩化ビニル管（VP） ○ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管（D-VA） ○ 結露防止層付硬質塩化ビニル管（屋内） ○ (9) 冷媒管 ※ 断熱材被覆鋼管 ○ 鋼管 ○ 圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG370黒管Sch40）																																					
	○定風量ユニット 変風量ユニット	○メカニカルタイプ ○風速センサータイプ (3.1.15.13) (3.1.15.14) 制御については図示による。（図面番号 ）																																					
備	○地下オイルタンク	(1) 本体 ※地下オイルタンク 記号 T0- (2.2.3.6) (3.1.13.7) ○鋼製強化プラスチック製二重殻タンク 記号 T0SF- (2) 蓋 ※WPM-AW800 ○WPM-AW700 ○WPM-A450 ○ (3) タンク室 ○設けない(コック形) ○ (4) コンクリート工事 ※ 本工事 ○別途建築工事 (5) コンクリート躯体工事 ※ 本工事 ○別途建築工事 (6) 内部充填砂 ※ 本工事 ○別途建築工事 (7) タンク外面防護処理 ※ 施工しない ○ 施工する (○アスファルト被覆 ○エポキシ樹脂被覆 ○)) (8) 基礎杭 ※ 不要 ○要 (9) 遠隔油量指示計 ※ 設ける ○設けない (10) 副指示計 ※ 設ける ○設けない																																					

	○ パーナーの制御方式	○ オン・オフ制御	○ ハイ・ロー制御	○ 比例制御	○ () (3.1.1.1) (3.1.2.1) ~ (3.1.2.4)										
	○ 銅板製煙道等	図面に明記なき銅板製煙道の厚さ ※ 3.2mm ○ 4.5mm 煤煙濃度計取付座及び煤煙量測定口(80φ以上)の箇所は図示による。 (図面番号)			(3.1.1.2) (3.2.1.3)										
空	○ ばい煙濃度計	○ 設けない ○ 設ける (電源制御盤より取り出し配管配線は本工事に含む。) ※ 送風機付き ○ 送風機なし			(3.1.1.3)										
	○ 給水軟化装置	(1) 運転方式 (2) イオン交換樹脂筒 (3) 処理水用硬度測定器	※ 自動式 ○ 1筒式 ※ 設ける	○ 手動式 ○ ○ 設けない	(3.1.1.5)										
気	○ 無圧式温水発生器の本体内部防錆処理	ステンレスを除く銅製の場合の内面防錆処理は ○ 溶融亜鉛めっき2種45 ○ 溶融アルミニウムめっき2種 ○ 熱媒水に腐食抑制剤を添加する方法			(3.1.2.2)										
	○ 冷凍機	○ チリングユニット 仕様等図示による。(図面番号) ○ 空気熱源ヒートポンプユニット 仕様等図示による。(図面番号) ○ 遠心冷凍機 仕様等図示による。(図面番号) ○ スクリュー冷凍機 仕様等図示による。(図面番号) ○ 吸収冷凍機 仕様等図示による。(図面番号) ○ 吸収冷温水機 仕様等図示による。(図面番号) ○ 吸収冷温水機ユニット 仕様等図示による。(図面番号) 基礎等は図示による。(図面番号)			(3.1.3.1) ~ (3.1.3.7) (3.2.1.9)										
調	○ 冷却塔	仕様等図示による。(図面番号) 基礎等は図示による。(図面番号)			(3.1.6.7) (3.2.1.1) (3.2.1.9)										
	○ コージェネレーション装置	仕様、システム等は図示による。(図面番号) 基礎等は図示による。(図面番号)			(3.1.4.1) ~ (3.1.4.16) (3.2.1.1) (3.2.1.9)										
和	○ 氷蓄熱ユニット	仕様等図示による。(図面番号) 基礎等は図示による。(図面番号)			(3.1.5.1) ~ (3.1.5.11) (3.2.1.1) (3.2.1.9)										
	設	○ 空気調和機	○ ユニツト形空気調和機 仕様等図示による。(図面番号) ○ コンパクト形空気調和機 仕様等図示による。(図面番号) ○ デシカント空気調和機 仕様等図示による。(図面番号) ○ ファンコイルユニット 仕様等図示による。(図面番号) ○ カセット形ファンコイルユニット 仕様等図示による。(図面番号) ○ パッケージ形空気調和機 仕様等図示による。(図面番号) ○ マルチパッケージ型空気調和機 仕様等図示による。(図面番号) ○ ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 仕様等図示による。(図面番号) 基礎等は図示による。(図面番号)			(3.1.7.1) ~ (3.1.7.8) (3.2.1.1)									
備		○ 空気清浄装置	フィルターの形式等図示による。(図面番号)			(3.1.8.1) ~ (3.1.8.5)									
	○ 回転形全熱交換器	回転数制御装置は図示による。(図面番号)			(3.1.9.1) ~ (3.1.9.4)										
換	○ 全熱交換ユニット	運転表示灯及び操作スイッチ等は図示による。(図面番号)			(3.1.9.1) ~ (3.1.9.4)										
	○ 放熱器及び放熱器付属品	ファンコンベクターの吹出口、吸込口、エアフィルター等図示による。 (図面番号) コンベクター、パネルラジエーターの寸法、放熱能力等図示による。 (図面番号)			(3.1.10.1) ~ (3.1.10.11)										
気	○ 送風機	電動機の仕様等は図示による。(図面番号) 土抜き穴 (※設けない ○ 設ける) 基礎等は図示による。(図面番号)			(3.1.11.1) ~ (3.1.11.4) (3.2.1.18) (3.2.1.18)										
	○ ポンプ類	本体及びパイプの材質、構成、形式、ポートの口径、電動機等図示による。 (図面番号) 基礎等は図示による。(図面番号)			(3.1.12.1) ~ (3.1.12.6) (3.2.1.19) (3.2.1.19)										
設	○ 還水タンク	本体材質 ○ SUS304 ○ SUS316 ○ SUS444 配管接続は図示による。(図面番号)			(3.1.13.2)										
	○ 膨張タンク	○ 開放形膨張タンク (○ 鋼板製 ○ ステンレス鋼板製(SUS304)) ○ 密閉形隔膜式膨張タンク (溶接栓 ○ あり ○ なし)			(3.1.13.5) (3.1.13.6)										
換	○ ヘッダー	還水管接続口 ○ 設ける ○ 設けない 排水管接続口 ○ 設ける ○ 設けない			(3.1.13.9)										
	○ ダクトの種別	※ 低圧ダクト ○ 高圧1ダクト ○ 高圧2ダクト			(3.1.14.1) (3.2.2.1) (3.2.4.5)										
気	○ ダクトの工法	○ アングルフランジ工法 ○ スパイラルダクト ○ フレキシブルダクト ○ コーナールボルト工法(長辺が1500mm以下の部分) (○ 共板フランジ工法 ○ スライドオンフランジ工法) 屋外に設置するダクト類にはシール等で水密を確保する。			(3.1.14.3) ~ (3.1.14.10) <3.2.2.1> ~ <3.2.2.5>										
	○ 厨房用排気ダクトの板厚	厨房用排気ダクトの板厚は下記による。 (図面番号)			(3.1.14.3) (3.2.2.2)										
換		<table><tr><th>ダクトの長さ(mm)</th><th>適用表示厚さ(mm)</th></tr><tr><td>450以下</td><td>()</td></tr><tr><td>450を超え、750以下</td><td>()</td></tr><tr><td>750を超え、1500以下</td><td>()</td></tr><tr><td>1500を超え、2200以下</td><td>()</td></tr></table>			ダクトの長さ(mm)	適用表示厚さ(mm)	450以下	()	450を超え、750以下	()	750を超え、1500以下	()	1500を超え、2200以下	()	
	ダクトの長さ(mm)	適用表示厚さ(mm)													
450以下	()														
450を超え、750以下	()														
750を超え、1500以下	()														
1500を超え、2200以下	()														
気	○ 送風機	電動機直動式の場合の極数等図示による。(図面番号) 基礎等は図示による。(図面番号)			(3.1.11.1) ~ (3.1.11.4) (3.2.1.18) (3.2.1.18)										
	○ 吹出口及び吸込口ボックスの材料	※ 亜鉛鉄板製 ○ グラスウール製			(3.1.14.7)										
備	○ 排気フード	(1) 排気フードの補強、支持金物、接合材等は、亜鉛鉄板製ダクトの当該事項によるものとし、材質は次による。 ※ ステンレス鋼板(補強共) ○ 亜鉛鉄板 (2) フード囲いにはダンパー類の点検口を ○ 設ける ○ 設けない (3) フードの内側周囲にはといを設け、といには呼び径10~20の黄銅製コック、プラグ又はステンレス製コックを ○ 設ける ○ 設けない			(3.1.14.8)										
	○ グリス除去装置	○ グリスエクストラクター ○ グリスフィルター			(3.1.14.11)										

換気設備	○ 防煙ダンパー 防火防煙ダンパー ピストンダンパー	防煙ダンパー・防火防煙ダンパーの復帰方式 ※ 遠隔復帰式（電気式（定格入力 DC24V 0.6A以下）） ※ 遠隔復帰式 ※ 遠隔復帰式 ○ 手動復帰式 ○ 手動復帰式	(3.1.15.8)～(3.1.15.10)
	○ ドレン抜き	厨房、浴室等の多湿箇所の排気ダクトに設ける。 (図面番号)	(3.2.2.1)
排煙設備	○ 排煙対象部分	○ 廊下 ○ 事務所 ○ 図示による。 ○ 最大面積 m ²	(図面番号)
	○ ダクトの種別	○ 高圧1ダクト ○ 高圧2ダクト	(3.1.14.5) (3.2.2.1) (3.2.2.4) (3.2.2.5)
	○ ダクトの工法	※ アングルフランジ工法 ○	(3.2.2.1) (3.2.2.2) (3.2.2.4) (3.2.2.5)
	○ ダクトの材料	※ 亜鉛鉄板製 ○ 普通鋼板製	(3.1.14.1) (3.2.2.4) (3.2.2.5)
	○ 排煙口及びダンパー	(1) 形状は図示による。(図面番号) (2) 排煙口の作動 ○ 手動 (○ 機械式 ○ 電気式) ○ 煙感知器連動 (3) ダンパー本体及び操作箱との渡り配線は本工事とし、それ以降の制御配管、配線は (○ 工事) とする。 (3.2.3.2) (3.2.3.3)	(3.1.15.6) (3.2.3.2) (3.2.3.3)
	○ 排煙機	形式 ※ 遠心送風機 ○ 斜流送風機 ○ 軸流送風機 基礎等は図示による。(図面番号)	(3.1.11.4) (3.2.1.18)
自動制御設備	○ 自動制御設備一般	システム構成、仕様及び機能は図示による。 (図面番号)	(4.1.1.1) (4.1.1.1)
	○ 自動制御機器	デジタル式調節部の中央監視制御装置との通信機能は図示による。 操作部電動弁の開閉状態を遠方表示するための電気接点は図示による。 (図面番号)	(4.1.2.2) (4.1.2.3)
	○ 中央監視制御装置一般	システム構成、仕様及び機能は図示による。 (図面番号)	(4.1.4.1)
	○ 中央監視盤	システム構成、仕様及び外形形状は図示による。 (図面番号)	(4.1.4.2)
	○ 周辺装置	印字装置の方式は図示による。 集合表示装置は図示による。 (図面番号)	(4.1.4.3)
	○ 端末装置	種類及び機能は図示による。 (図面番号)	(4.1.4.4)
	○ 電気計装用機材	電線及びケーブルの規格、通信信号線の規格及び使用区分、線径及び本数は図示による。 電線管及び付属品等の規格は図示による。 (図面番号)	(4.1.5.1)
	● 小便器用節水装置	● 小便器一体型 ○ 小便器分離型	(5.1.1.2)
	● 温水洗浄式便座	加熱方式 (● 貯湯式 ○ 瞬間式) 暖風乾燥機能 (○ あり ● なし) 温音装置 (● あり ○ なし) リモコン (● あり ○ なし)	(5.1.1.2) (5.1.1.13)
	○ 大便器ユニット	大便器の種類及び給水装置の組合せ、ケーシングの化粧前板・甲板の仕様、配管は図示による。 (図面番号 M-05)	(5.1.1.3)
衛生器具設備	○ 小便器ユニット	小便器の種類及び節水装置の組合せ、配管、ケーシングの化粧前板・甲板の仕様は図示による。 (図面番号 M-05)	(5.1.1.3)
	○ 洗面器ユニット	洗面器の種類及び給湯管の要否、配管、ケーシングの化粧前板・甲板の仕様は図示による。 (図面番号 M-05)	(5.1.1.3)
	○ 壁掛型汚物流しユニット	汚物流しの種類、ホース付ストーマ装具洗浄用水栓、給湯方式、配管材料は図示による。 (図面番号)	(5.1.1.3)
	○ その他のユニット	掃除除しユニット、手洗器ユニット、車椅子対応ユニット等の仕様は図示による。 (図面番号)	(5.1.1.3)
	○ 浴室ユニット	プラスチック浴槽ふた、照明の種類、給水・給湯管の要否、管材、壁・床・天井、付属品の仕様は図示による。 (図面番号)	(5.1.1.4)
	○ 複合浴室ユニット	照明の種類、給水・給湯管の要否、管材、壁・床・天井、付属品の仕様は図示による。 (図面番号)	(5.1.1.5)
	● 大便器用洗浄弁	操作方式 ○ 手動 ● 電気開閉式 (○ センサー式 ● タッチスイッチ式)	(5.1.1.8)
	○ 化粧棚	陶器製又は金属製の縁付きとし、大きさは図示による。 (図面番号)	(5.1.1.10)
	○ 水石鉢入れ	○ 手洗器一体型 ○ 手洗器分離型 ○ 自動供給式 ○	(5.1.1.11)
	○ 自動水栓	電源供給方式 (● AC電源式 ○ 乾電池式 ○ 発電式) 手動スイッチ (○ あり ○ なし)	(5.1.1.7)
	○ 大便器耐火カバー	※ 設ける (ビット内は除く) ○ 設けない	
	○ 多目的トイレの器具配置	紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出ボタンの配置は J I S S 0 0 2 6 による。	
	○ 鏡	大きさ等は図示による。(図面番号 M-05)	(5.1.1.9)
	○ 給水方式	○ 水道直結方式 ○ 高置タンク方式 ○ 増圧ポンプ方式 (水道用直結加圧形ポンプユニット) ○ ポンプ直送方式 (小型給水ポンプユニット)	
	○ 加入金等	※ 不要 ○ 要 (○ 本工事 ○ 別途工事) 名称:	

摘 要		CHECK 有限会社 一級建築士設計事務所 総合建築設備事務所 ビルチェック 大和郡山市城北町5番47号 TEL (0743) 55-6608 一級建築士事務所 登録 2023 (い) 第2615号 管理建築士 中辻 常泰 一級建築士	DATE			PROJECT NAME		PROJECT CODE	No
					DMGMORIやまと郡山城ホールトイレ改修工事				
					TITLE NAME		SCALE		
					【武道場】機械設備工事特記仕様書 (3)		A1:S=NON		

DMGMORIやまと郡山城ホールトイレ改修工事

電気設備工事特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所

奈良県大和郡山市北郡山町 地内

2. 建物概要

建物名	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法令別表第一	耐震安全性の分類	備 考
武道場	鉄骨造	地下2階	12,230.71	1項 (イ)	建築設備 乙類	

3. 工事種目

●印をつけたものを適用し、各一式とする。

工事項目／棟別及び屋外	武道場					屋外
電 灯 設 備	●	○	○	○	○	○
動 力 設 備	○	○	○	○	○	○
電 熱 設 備	○	○	○	○	○	○
雷 保 護 設 備	○	○	○	○	○	○
受 変 電 設 備	○	○	○	○	○	○
電 力 貯 蔵 設 備	○	○	○	○	○	○
発 電 設 備	○	○	○	○	○	○
構内情報通信網設備	○	○	○	○	○	○
構内交換設備	○	○	○	○	○	○
情報表示設備	○	○	○	○	○	○
映像・音響設備	○	○	○	○	○	○
拡声設備	○	○	○	○	○	○
誘導支援設備	○	○	○	○	○	○
テレビ共同受信設備	○	○	○	○	○	○
監視カメラ設備	○	○	○	○	○	○
駐車場管制設備	○	○	○	○	○	○
防犯・入退室管理設備	○	○	○	○	○	○
火災報知設備	○	○	○	○	○	○
中央監視制御設備	○	○	○	○	○	○
医療関係設備	○	○	○	○	○	○
構内配電線路	○	○	○	○	○	○
構内通信線路	○	○	○	○	○	○
テレビ電波障害防除設備	○	○	○	○	○	○
撤去工事	○	○	○	○	○	○
環境配慮改修工事	○	○	○	○	○	○
建築工事	○	○	○	○	○	○
機械設備工事	○	○	○	○	○	○

II. 電気設備工事仕様

1. 共通仕様

1) 本仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書等による。

- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)(以下「標準仕様書」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版)(以下「建築改修標準仕様書」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和7年版)(以下「標準図」という。)
- 建築物解体工事共通仕様書・同解説(令和4年版)(以下「解体共通仕様書」という。)

2) 工事種目に機械設備工事及び建築工事を含む場合は、その仕様は当該図面による。

2. 特記仕様

1) 項目及び特記事項は、※印または●印を適用とし、●印を優先とする。

2) 特記事項に記載の() 内表示番号、< >内表示番号、【 】内表示番号及び[] 内表示番号について、それぞれ標準仕様書、改修標準仕様書、建築改修標準仕様書及び解体工事共通仕様書の編・章・節・項を示す。

3. 電気工作物の種類 ●印を適用とする。

- 契約電力500kW未満の自家用電気工作物
- 契約電力500kW以上の自家用電気工作物
- 一般用電気工作物
- 電気事業用電気工作物

章	項 目	特 記 事 項
一	●設計図書の優先順位	(1) 質問回答書(以下(2)から(5)に対するもの) (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 標準仕様書・改修標準仕様書 (1.1.2.4)<1.1.2.4> 以上(1)から(5)の順番のとおりとする。 (1.1.1.1)<1.1.1.1> ただし、明示なき材料、仕上げ等については、監督職員の指示による。
般	●官公署その他への届出手続等	工事関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等は全て受注者が行うこと。
事	●工事実績情報の登録	※行う(適用する) ○行わない (1.1.1.3)<1.1.1.3> (1.1.1.4)<1.1.1.4>
	●情報通信の技術の利用	書面により行う(補完的に電子メール等を活用できる)。 (1.1.1.5)<1.1.1.5>
	○他工事との取合い	別記工事区分表による。 (1.1.1.7)<1.1.1.7>
	●疑義に対する協議等	設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり取り合い等の関係で設計図書によることが困難若しくは不都合な場合が生じた時は、監督職員と協議する。
	○概成工期	現場説明書による。 (1.1.2.1)<1.1.2.1>
項	●実施工程表	工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。 実施工程表を変更する必要がある場合は、施工に支障が無いよう実施工程表を直ちに變更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。 (1.1.2.1)<1.1.2.1>

●施工計画書

(1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書(総合施工計画書)を作成し、監督職員に提出する。

(2) 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書(工種別施工計画書)を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。

(3) (1)、(2)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。
(1.1.2.2)<1.1.2.2>

●電気保安技術者

標準仕様書又は改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。

電気保安技術者は、(事業用電気工作物に係る工事の場合、電気事業法に基づく電気主任技術者の業務を補佐すると共に)、監督職員の指示に従い、当該現場における電気工作物の保安業務を行うものとする。
(1.1.3.2)<1.1.3.2>

●工事用電力設備の保安責任者

工事用電力設備の保安責任者として、法令に基づく有資格者を定め監督職員に報告する。

保安責任者は適切な保安業務を行うものとする。
【1.1.3.4】

●電気工事士

契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。

●施工条件

現場説明時の現場説明事項による。
(1.1.3.3)<1.1.3.3>

●施工中の安全確保

工事現場周辺の状況を調査判断し、本工事施工によって生じる騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、受注者の責任において直ちに誠意をもって対応する。
(1.1.3.5)<1.1.3.5>

●交通安全管理

工事期間中道路面には、一切車両を駐車しないようにすると共に、工事関係車両の出入りについては、必ず誘導員又は交通整理員を立て、交通渋滞、住民等の安全に留意すること。また、工事着手前に警察、その他関係機関、地元自治会、監督職員などと十分打ち合わせのうえ、安全管理を行う。
(1.1.3.6)<1.1.3.7>

●災害等発生時の安全確保

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。
(1.1.3.7)<1.1.3.8>

●施工中の環境保全等

関係法令に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。塗料、その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造者が作成したJIS Z 7253による安全データシートを常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。
(1.1.3.8)<1.1.3.9>

●図面照査

設計図書の照査及び現場調査を行い、報告すること。

●施工調査

(1) 工事の着手に先立ち、施工調査を行い、報告書を提出すること。施工調査の内容は次による。
調査項目：改修対象建物及び同建物内設備配管・配線等・屋外埋設配管等埋設物
調査範囲：本工事と取り合いのある範囲及び本工事の施工により影響が及ぶ範囲
調査方法：スケール・レベル・目視による他、監督職員との協議による

(2) 次の関係者と当該工事に必要な事前打合せを行う。
○施設管理者 ○当該施設の電気主任技術者 ○関係官公署(建築主事、消防署等)
○電気事業者 ○通信事業者 ○()<1.1.5.1><1.1.5.3>

○地中埋設物等

標準仕様書又は改修標準仕様書によるほか、下記による。
(1.1.9.1)<1.1.9.1>
施工前に、当該工事にかかわる地中埋設物等(建物内又は既設コンクリート内の既設配管・配線を含む)について事前調査を行い、報告書を提出すること。既設構造物の位置及び既設埋設配管の経路等が不明な場合は、探査方法及び試験堀方法を監督職員と協議する。

○発生材の処理等

○再資源化を図るもの
○コンクリート塊 ○アスファルトコンクリート塊 ○コンクリート二次製品
○建設発生木材 ○蛍光ランプ ○H Iドランプ ○小型二次電池 ○()
○再生資源利用【促進】計画(実施)書を提出する。
(建設副産物対策近畿地方連絡協議会編)
○産業廃棄物の処理
関係法令に従い、構外搬出適切処理とし搬出書類等提出する。なお、県内の最終処分場に搬入することとなる場合は、奈良県産業廃棄物税条例相当額を支払うこと。
○産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを提出する。
○引き渡しを要するもの()
○現場において再利用を図るもの()
(1.1.3.9)<1.1.9.1>

○機材の品質等

以下(設備機材)に掲げる設備機材は、(一社)公共建築協会発行「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されたもの(ただし、評価の有効期限内のものに限る)を使用する。この場合、評価書の写しをもって、標準仕様書第1編1.4.2(2)の品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書等は除く)に替える。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
(1.1.4.2)<1.1.4.2>

設備機材
＝LED照明器具(一般屋内用に限る。)、照明制御装置＝
＝サージ防護デバイス(低圧用SPD)＝
＝可変速運転用インバータ装置＝
＝盤類(分電盤(OA盤及び実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、
＝高圧スイッチギヤ(CW形)、高圧スイッチギヤ(PW形)＝
＝高圧機器(高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、
＝高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器)＝
＝絶縁監視装置(高圧回路の絶縁監視装置、低圧回路の絶縁監視装置)＝
＝蓄電池(ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、
＝据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池、
＝シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池)＝
＝交流無停電電源装置、太陽光発電装置(パワーコンディショナ及び系統連系保護装置)＝
＝監視カメラ装置、中央監視制御装置＝

○再使用機材

取外し後再使用する機材は別図による。(図面番号)

取外した上再使用する電灯・動力設備機器は清掃し、絶縁抵抗測定のうち取付ける。なお照明器具等の見えがかり部分は、洗剤を使用するなどして、十分に清掃を行うこと。機材の分解・整備等による特別な清掃 ※行わない ○行う(図面番号)

○県産材木材の利用

県産材木材(奈良県内において伐採・生産された原木を製材加工した製品)の利用に努めること。

○建築物省エネ法対象機器

本工事は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53条)第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の通知を行っている。

通知の詳細は監督員に確認すること。

対象設備 ○照明設備 ○太陽光発電設備

機器の消費電力、燃料消費量は、原則として表示された数値以下とする。

○機材の検査に伴う試験

機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち試験計画書を作成のうえ、監督職員に提出し、原則として監督職員の立ち会いを受けて行う。

○色彩による表示、標識その他

監督職員の指示による。
(1.1.4.2)(1.1.7.4)<1.1.4.2><1.1.8.5>

○見本施工の実施

図示による。(図面番号)

○化学物質の濃度測定

実施する(※施工完了後 ○着工前・施工完了後)
(1.1.5.7)<1.1.6.8>
測定対象化学物質 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スレン
測定対象室及び測定箇所数
室 名
箇所数
測定方法は監督職員の指示による。

○化学物質を放散させる建築材料等の使用制限

本工事の建築内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。
(1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、M D F、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗装、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
(2)接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
(3)接着剤は、可塑剤(フタル酸ジエー n-ブチル及びフタル酸ジエー 2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。
(4)(1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ない材料を使用したものとする。また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする。
規制対象外
①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド放散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料
第三種
①建築基準法第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド放散建築材料
②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料

○中間技術検査の実施

県士マネジメント部の監督及び検査の実施に関する取り扱い要領により中間技術検査を行う。
(1.1.6.2)<1.1.10.2>

○完成時の提出図書

次の図書を提出する(機器製作図含む)。
(1.1.7.1)<1.1.11.1>
○完成図
(1)設計図に基づき全ての図面を完成図として作成する。
その場合は施工図を完成図に添付するものとする。
製本サイズ(○A1 ○A2 ○A3) 提出部数()部
(2)原則として黒文字製本とし、表紙の書き方は監督職員の指示とする。
(3)完成図C A Dデータを提出する。参考C A Dデータの貸与 ○あり ○なし
○保全に関する資料等(※1部 ○「 」部)
建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要機器一覧表、総合調整測定表、連絡先、保証書、資格一覧表)を提出する。
○その他の引き渡し書類
保証書、施工図(制御システム図・機器配管固定の施工図等)、施工計画書、各種承諾図、工事写真、その他各種検査書類等を整理し、監督職員の指示する部数を提出する。
○既存完成図の修正(多年度継続工事の場合)
既存完成図を今回工事の内容を含んだものに修正し、全体完成図として提出する。

○工事写真・完成写真

○工事写真 「工事写真の撮影要領(建築工事・設備工事)(奈良県県士マネジメント部)」による。
○完成写真 ※工事写真に準じて作成する。 ○下表による。
(1.1.2.4)<1.1.2.4>
分類・規格 撮影枚数 部数 原板の大きさ(mm)
○カラーサービス版 ○0 ○3 ○6
○カラーキャビネ版 監督職員指示箇所
(ただし、上記写真は、アルバム製本とする。)
○完成写真として、全紙パネルを 部提出する。

摘 要

一級建築士設計事務所
総合建築設備事務所

有限会社
ビルチェック

大和郡山市城北町5番47号
TEL (0743) 55-6608

一級建築士事務所
登録 2023 (い) 第2615号

管理建築士
一級建築士

中辻 常泰

DATE

PROJECT NAME

DMGMORIやまと郡山城ホールトイレ改修工事

TITLE NAME

【武道場】電気設備工事 特記仕様書(1)

PROJECT CODE

NON

SCALE

NON

No

E-01

令和4年版Ver.1.0

○監督職員事務所
(総会議室を含む)

規模

○10㎡程度○20㎡程度○30㎡程度○65㎡程度○100㎡程度

仕上げの程度

(1.2.1.1)<1.2.2.7>

部 位	仕 様
床	※合板張り又はビニルシート張り ○
内壁・天井	※合板張り又は石膏ボード張り+塗装 ○
屋根	※塗装溶融亜鉛めっき銅板張り又は鉄板張り+塗装 ○

○監督職員事務所の
備品

監督員事務所の備品等の種類及び数量は以下の表による
(1.2.1.1)<1.2.2.7>

備品の種類	机・椅子	書 棚	黒板又はホワイトボード	掛時計
数 量	組	台	個	個
備品の種類	ゴム長靴	足 着	ヘルメット	
数 量	足	着	個	個
備品の種類	懐中電灯	衣類ロッカー	冷暖房機器	加入電話機
数 量	個	人用	台	台
備品の種類	湯沸器	掃除具	パソコン	周辺機器
数 量	台	個	台	

その他事務所として通常必要な備品を備えること。

●足場・さん橋類

※別契約の関係受注者が設置したものは、無償で使用できる。
※本工事で設ける場合は、標準仕様書第2編第4章第1節4.1.1又は、改修標準仕様書第1編第2章第2節2.1.1によるほか
足場の設置においては「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。なお単管足場、枠組足場を用いる場合の設置場所については図示による。
<1.2.2.2>
内部足場 ※A種、B種、C種、D種 ○E種（単管足場）
○F種（くさび式緊結足場） ○G種（枠組足場） ●移動式内部足場
外部足場 ○A種（枠組足場） ○B種（くさび式緊結足場） ○C種（単管足場）
※D種、E種 ○F種（高所作業車）

●工事用仮設物

構内につくることが ※できる ○できない

●機器取付高さ

図面に特記なき場合は、別添（機器取付高さ）による。

○土工事

○地中埋設管を除き、埋め戻し及び盛土は、
※根切り土の中の良質土を使用し、十分な締め固めを行う。
<1.2.2.1>
○山砂の類を使用し、十分な締め固めを行い、水締めを行う。
<1.2.3.1>
○残土処分
※公的な受入施設又は県土マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設に搬出
○構内指示の場所に敷きならし（図面番号）

○地中埋設管の埋戻土

コンクリート管以外の管を地中埋設とする場合は、管及び被覆樹脂を傷めぬよう山砂の類で管の周囲を埋戻した後、掘削土の良質土で埋戻す。
(2.2.7.1)<2.2.5.1>

○地中埋設標

別図による。（図面番号）

○標識シート

全ての地中管路に標識シート(2倍長)を設ける。
地面（舗装がある場合は舗装下面）と埋設管天端との間に敷設すること

○砂利地業

○再生砕石 ○

○コンクリート工事

図面に明記なきコンクリート設計基準強度及びスランプは、下記による。
(1.2.4.1)
設計基準強度 ※18N/mm以上 ○
スランプ ※18cm以下 ○
<1.2.4.1>
少量(1㎡以内)の場合は、配合計画書により強度試験を省略することが出来る。

●現場で行う塗装

塗装の色等は監督員と協議する。
(1.2.2.7)<1.2.8.1>
さび止め塗装が施された金属製ブルボックス等の機材
隠ぺい部 ※塗装しない
屋内露出部 ○別図による。（図面番号） ○塗装しない ●塗装する
屋外露出部 ○別図による。（図面番号） ○塗装しない ●塗装する
垂鉛めっきが施された機材
隠ぺい部 ※塗装しない
屋内露出部 ○別図による。（図面番号） ●塗装しない ○塗装する
屋外露出部 ○別図による。（図面番号） ●塗装しない ○塗装する

●はつり

既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターとし、復旧はモルタル補修とする。梁貫通は不可。また、石綿含有仕上塗材がある箇所の配管貫通部等については、関係法令の作業基準に従い、除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤し、手ばつりにより除去する。
埋め込み配管等の探査
(●金属探知機により行う ○放射線透過検査（図面番号）)
<1.2.11.1>
電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用すること。

●あと施工アンカー

埋め込み配管等の探査（○行わない ●金属探知機により行う）
性能確認試験 ○行う（図面番号） ●行わない
施工後確認試験 ○行う（図面番号） ●行わない
確認強度 （一社）日本建築あと施工アンカー協会によるあと施工アンカー基準試験法による。
試験の箇所数は建築改修標準仕様書による。 【8.12.7】

●電線管

図面上合成樹脂性可とう管(以下PP管という)であっても、露出部分は鋼製電線管で施工する。なお、鋼製電線管を使用する場合は、電線の収容本数を考慮する。また、屋外露出(雨線内・雨線外共)部分で明示無き場合は、鋼製電線管とする。

●最上階の埋込配管

最上階のスラブでモルタル防水及び樹脂防水の場合、埋込配管は避けるのを原則とする。
建築基準法に定めるところによる風圧力(耐風力)検討(計算)書を監督職員に提出する。
なお、検討(計算)範囲は、それぞれの取付部分を含むものとする。
○受雷部システム及び引下げ導線システム ○太陽光発電装置 ○風力発電装置
○テレビ共同受信用アンテナ及びアンテナマスト ○
風圧力に対する性能（建築基準法に定められた風速及び地表面粗度区分）
風速（○30 ○32 ○34） 地表面粗度区分（○Ⅰ ○Ⅱ ○Ⅲ ○Ⅳ）

●電線本数、管路等

分電盤、制御盤、端子盤等の2次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径等は監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。

●耐震施工

設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所監修）2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）による。
(1)設計用水平地震力 (2.1.1.13)<2.2.1.14>
機器の重量[kN]に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。
なお、特記なき場合は、設計用標準水平震度は、次による。
設計用標準水平震度

	機器種別	●特定の施設		※一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階・屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

【備考】・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
・水槽類に燃料小出槽を含む。

重要機器は、次のものを示す。
○配電盤 ○発電装置（防災用） ○直流電源装置 ○交流無停電電源装置
○交換機 ○自動火災報知受信機 ○中央監視制御装置 ○
(2)設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
(3)水平配管、垂直配管の耐震支持については標準仕様書によるものとし、特定の施設、一般の施設の区分については（1）による。
(4)建物引込部の耐震処置を行う配管及び建物エクスパンションジョイント部の配線は別図による。（図面番号）

●寸法

盤その他機器類について図示した寸法は、約寸法とする。建築意見見合いとなる部分については監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。

●圧着端子

丸型とする。

○呼び線

長さ1m以上の入線しない管路には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。
<2.2.1.15>
○長さ1m以上の配線引き抜き後の空配管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。

●フラッシュプレート

水平高低調整式(空転防止付リング付、0Aフロア部分を除く)
○砲金製 ○アルミ製

○フロアプレートベース

砲金製 ○アルミ製

○盤類等

盤類等の仕様は機器表による他、次による。
○盤内配線は原則としてエゴ電線とする。（消防法上はHIV）
○工事番号・工事名称・施工年月・受注者・施工者（受注者と同一でない場合）を銘板等で表示する。
○図示した寸法は、約寸法とする。建築意見見合いとなる部分については監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。
○機器の取替及び改造を行った場合、取替日、受注者名、施工者名、能力及び回路名称等を記した銘板を取付ける。

○屋外形ブルボックス等

屋外形のブルボックス及び屋外に使用する配管支持金物等の雜材料は、SUS製又は溶融亜鉛めっき(JIS H 8641に規定するHDZ35相)とする。
なお、蓋用のネジは屋内外とも六角プラスビスとする。

●天井点検口等

天井点検口の裏側に用途名称を付す。

●配線

電動機への配線のうち、電動機端子箱に直接接続する部分には、金属製可とう電線管を用意するほか、標準図第2編「電力設備工事」による。ただし、電動機が端子箱を有していない場合又は電動機の設置場所が二重天井内の場合は、この限りでない。
(図面番号)

●工事範囲

●配管 ●配線 ●機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○LED照明器具

LED照明器具の定格消費電力等が標準図とJILで異なる場合、JILの規定を適用する。

○照明制御装置

調光下限値、感知時間等システム設定は監督職員の指示による。
○個別照明制御 センサー設定器を 個付属すること
○統合照明制御 仕様は別図による（図面番号）
(2.1.6.3)

○防水試験

防爆及び防湿型の照明器具は防水試験を行う。

○照度測定

一般照明の照度測定を行う。
測定結果はJIS Z 9110およびJIS Z 9127の推奨照度の照度範囲内であることを確認する。
照明の改修時は照度及び回路電流値の測定を行う。(2.2.18.2) <2.2.1.1> <2.2.19.2>

○傾斜天井

※傾斜天井対応の器具を使用する。
○別途工事により対応する。

○非常用照明

○電源内蔵形○電源別置形
非常用照明は、床面において水平面照度で2 lx以上を確保する。

○フロアコンセント

○引き出し形 ○飛び出し形 ○内部固定形 ○外部固定形 ○0Aフロア用

○スイッチ

大角ネーム付とする。換気扇用スイッチは確認表示灯付とする。

●コンセントプレート

コンセントプレートの指定箇所に回路名称(回路番号)を付す。

○分電盤・OA盤・実験盤

仕様は別図による（図面番号）
SPD ○設置する ○設置しない
※実施しない ○実施する
<2.2.19.2>

○総合動作試験

※実施しない ○実施する

○工事範囲

○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○監視方法

○警報盤による代表監視 ○中央監視制御装置による監視

○分電盤・制御盤・手元開閉器箱

仕様は別図による（図面番号）
SPD ○設置する ○設置しない
単位ユニットの電流計はコンデンサよりも負荷側に接続する。
自動連動回路は、試験運転にした場合連動をいものとする。

○インターロック

火災報知設備の受信機、連動制御器及びガス漏れ火災警報受信機と連動して空調機を停止させる。

○制御盤の散水試験

散水試験を行う。試験個数 ○全数 ○全体の()%

○電動機への接続

配線用支持架台 ※設ける ○設けない
(2.2.15.1)<2.2.16.1>

○総合動作試験

※実施しない ○実施する

○工事範囲

○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○工事範囲

○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○適用JIS

○JIS A 4201-2003
○JIS A 4201-1997

○雷保護

○外部雷保護
○内部雷保護

○雷保護レベル

○Ⅰ ○Ⅱ ○Ⅲ ○Ⅳ

○接地

○A型接地極（板状接地極、垂直接地極及び放射状接地極）
○B型接地極（環状接地極及び網状接地極）
○構造体利用接地極（大地抵抗率測定用接地補助極を構造体下部に設ける。）
○雷保護設備において内部雷保護の等電位ボンディングを行う場合のC種又はD種接地工事の接地線の太さは8mm2 以上とする。
○電圧降下法による接地抵抗測定を行う。
(2.2.18.2)(2.2.13.2)(2.2.13.9)<2.2.19.2><2.2.14.4><2.2.14.9>

○鋼製突針支持管

○一段目の長さは ※400mm以上 ○ mm以上

○鉄骨及び鉄筋との接続

※圧着、ねじ締め、ボルト締め ○溶接
(2.2.17.3)<2.2.18.3>

○工事範囲

○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○受電電圧

※高圧受電(6.6kV) ○特別高圧受電(kV)

○配電盤形式

○キュービクル式配電盤 (3.1.1.3)(3.1.1.5)<3.1.1.6>
(○PF・S形(変圧器容量300kVA未満) ○CB形)（図面番号）
○高圧スイッチギヤ（図面番号）

○認定キュービクル

消防法に基づく登録認定機関による「キュービクル式非常電源専用受電設備」の認定を受けたものを使用する。

○設備容量

○変圧器総容量 kVA ○高圧電動機総容量 kW

○変圧器

「トップランナー変圧器2014」適用品を使用すること。
絶縁方式 ※油入 ○モールド付属品 ○防振ゴム ○ダイヤル温度計 ○移動車輪

○進相コンデンサ

○高圧側設置
○低圧側設置
○APFC(自動力率調整器) ※設ける ○設けない
絶縁方式 ○油入 ○乾式 (○モールド ○ガス入り)

○直列リアクトル

※6% ○13%
絶縁方式 ○油入 ○モールド

○高圧負荷開閉器

※手動操作式 ○電動式

○絶縁監視装置

仕様は別図による（図面番号）
(3.1.8.3)(3.1.8.5)
○高圧用 ○低圧用

○基礎

※本工事（図面番号） ○既設 ○別途工事（）

○接地の共用

A種接地、C種接地及びD種接地の接地極は共用し、接地抵抗値は10Ω以下とする。

○その他

○屋外キュービクルのネットフェンス ※本工事 ○別途工事
○停電作業に伴い、電気主任技術者を立ち会わせること。

○工事範囲

○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○工事種類

○直流電源装置
○交流無停電装置
○簡易形交流無停電装置
○電力平準化用蓄電装置
○分散型エネルギーマネジメントシステム

○機器の仕様

○機器の仕様は、別図による。（図面番号）

○工事範囲

○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○用途

○非常用発電設備 (5.1.1.4)(5.1.1.4)
○常用発電設備（※系統連系型 ○独立型） (5.1.4.1)(5.1.5.1)(5.1.7.1)(5.1.8.1)
○装置の仕様は別図による（図面番号） (5.1.1.1)(5.1.1.4)

○ディーゼルエンジン発電装置

○装置の仕様は別図による（図面番号）
(5.1.7.1)

○太陽光発電装置

○装置の仕様は別図による（図面番号）
○PV直流用SPD ※設ける ○設けない
(5.1.7.1)

○その他の発電装置

○発電装置の種類（）
○装置の仕様は別図による（図面番号）

○現地負荷試験

現地負荷試験は監督員の指示による
(5.1.10.1)

○基礎

※本工事 ○既設利用 ○別途工事（図面番号）

○工事範囲

○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○監視方法

○警報盤による代表監視 ○中央監視制御装置による監視

○分電盤・制御盤・手元開閉器箱

仕様は別図による（図面番号）
SPD ○設置する ○設置しない
単位ユニットの電流計はコンデンサよりも負荷側に接続する。
自動連動回路は、試験運転にした場合連動をいものとする。

○インターロック

火災報知設備の受信機、連動制御器及びガス漏れ火災警報受信機と連動して空調機を停止させる。

○制御盤の散水試験

散水試験を行う。試験個数 ○全数 ○全体の()%

○電動機への接続

配線用支持架台 ※設ける ○設けない
(2.2.15.1)<2.2.16.1>

○総合動作試験

※実施しない ○実施する

○工事範囲

○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○適用JIS

○JIS A 4201-2003
○JIS A 4201-1997

○雷保護

○外部雷保護
○内部雷保護

○雷保護レベル

○Ⅰ ○Ⅱ ○Ⅲ ○Ⅳ

○接地

○A型接地極（板状接地極、垂直接地極及び放射状接地極）
○B型接地極（環状接地極及び網状接地極）
○構造体利用接地極（大地抵抗率測定用接地補助極を構造体下部に設ける。）
○雷保護設備において内部雷保護の等電位ボンディングを行う場合のC種又はD種接地工事の接地線の太さは8mm2 以上とする。
○電圧降下法による接地抵抗測定を行う。
(2.2.18.2)(2.2.13.2)(2.2.13.9)<2.2.19.2><2.2.14.4><2.2.14.9>

○鋼製突針支持管

○一段目の長さは ※400mm以上 ○ mm以上

○鉄骨及び鉄筋との接続

※圧着、ねじ締め、ボルト締め ○溶接
(2.2.17.3)<2.2.18.3>

○工事範囲

○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○受電電圧

※高圧受電(6.6kV) ○特別高圧受電(kV)

○配電盤形式

○キュービクル式配電盤 (3.1.1.3)(3.1.1.5)<3.1.1.6>
(○PF・S形(変圧器容量300kVA未満) ○CB形)（図面番号）
○高圧スイッチギヤ（図面番号）

○認定キュービクル

消防法に基づく登録認定機関による「キュービクル式非常電源専用受電設備」の認定を受けたものを使用する。

○設備容量

○変圧器総容量 kVA ○高圧電動機総容量 kW

○変圧器

「トップランナー変圧器2014」適用品を使用すること。
絶縁方式 ※油入 ○モールド付属品 ○防振ゴム ○ダイヤル温度計 ○移動車輪

○進相コンデンサ

○高圧側設置
○低圧側設置
○APFC(自動力率調整器) ※設ける ○設けない
絶縁方式 ○油入 ○乾式 (○モールド ○ガス入り)

○直列リアクトル

※6% ○13%
絶縁方式 ○油入 ○モールド

○高圧負荷開閉器

※手動操作式 ○電動式

○絶縁監視装置

仕様は別図による（図面番号）
(3.1.8.3)(3.1.8.5)
○高圧用 ○低圧用

○基礎

※本工事（図面番号） ○既設 ○別途工事（）

○接地の共用

A種接地、C種接地及びD種接地の接地極は共用し、接地抵抗値は10Ω以下とする。

○その他

○屋外キュービクルのネットフェンス ※本工事 ○別途工事
○停電作業に伴い、電気主任技術者を立ち会わせること。

○工事範囲

○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○工事種類

○直流電源装置
○交流無停電装置
○簡易形交流無停電装置
○電力平準化用蓄電装置
○分散型エネルギーマネジメントシステム

○機器の仕様

○機器の仕様は、別図による。（図面番号）

○工事範囲

○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○用途

○非常用発電設備 (5.1.1.4)(5.1.1.4)
○常用発電設備（※系統連系型 ○独立型） (5.1.4.1)(5.1.5.1)(5.1.7.1)(5.1.8.1)
○装置の仕様は別図による（図面番号） (5.1.1.1)(5.1.1.4)

○ディーゼルエンジン発電装置

○装置の仕様は別図による（図面番号）
(5.1.7.1)

○太陽光発電装置

○装置の仕様は別図による（図面番号）
○PV直流用SPD ※設ける ○設けない
(5.1.7.1)

○その他の発電装置

○発電装置の種類（）
○装置の仕様は別図による（図面番号）

○現地負荷試験

現地負荷試験は監督員の指示による
(5.1.10.1)

○基礎

※本工事 ○既設利用 ○別途工事（図面番号）

○工事範囲

○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○監視方法

○警報盤による代表監視 ○中央監視制御装置による監視

○分電盤・制御盤・手元開閉器箱

仕様は別図による（図面番号）
SPD ○設置する ○設置しない
単位ユニットの電流計はコンデンサよりも負荷側に接続する。
自動連動回路は、試験運転にした場合連動をいものとする。

○インターロック

火災報知設備の受信機、連動制御器及びガス漏れ火災警報受信機と連動して空調機を停止させる。

○制御盤の散水試験

散水試験を行う。試験個数 ○全数 ○全体の()%

○電動機への接続

配線用支持架台 ※設ける ○設けない
(2.2.15.1)<2.2.16.1>

○総合動作試験

※実施しない ○実施する

○工事範囲

○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○適用JIS

○JIS A 4201-2003
○JIS A 4201-1997

○雷保護

○外部雷保護
○内部雷保護

○雷保護レベル

○Ⅰ ○Ⅱ ○Ⅲ ○Ⅳ

○接地

○A型接地極（板状接地極、垂直接地極及び放射状接地極）
○B型接地極（環状接地極及び網状接地極）
○構造体利用接地極（大地抵抗率測定用接地補助極を構造体下部に設ける。）
○雷保護設備において内部雷保護の等電位ボンディングを行う場合のC種又はD種接地工事の接地線の太さは8mm2 以上とする。
○電圧降下法による接地抵抗測定を行う。
(2.2.18.2)(2.2.13.2)(2.2.13.9)<2.2.19.2><2.2.14.4><2.2.14.9>

○鋼製突針支持管

○一段目の長さは ※400mm以上 ○ mm以上

○鉄骨及び鉄筋との接続

※圧着、ねじ締め、ボルト締め ○溶接
(2.2.17.3)<2.2.18.3>

○工事範囲

○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○受電電圧

※高圧受電(6.6kV) ○特別高圧受電(kV)

○配電盤形式

○キュービクル式配電盤 (3.1.1.3)(3.1.1.5)<3.1.1.6>
(○PF・S形(変圧器容量300kVA未満) ○CB形)（図面番号）
○高圧スイッチギヤ（図面番号）

○認定キュービクル

消防法に基づく登録認定機関による「キュービクル式非常電源専用受電設備」の認定を受けたものを使用する。

○設備容量

○変圧器総容量 kVA ○高圧電動機総容量 kW

○変圧器

「トップランナー変圧器2014」適用品を使用すること。
絶縁方式 ※油入 ○モールド付属品 ○防振ゴム ○ダイヤル温度計 ○移動車輪

○進相コンデンサ

○高圧側設置
○低圧側設置
○APFC(自動力率調整器) ※設ける ○設けない
絶縁方式 ○油入 ○乾式 (○モールド ○ガス入り)

○直列リアクトル

※6% ○13%
絶縁方式 ○油入 ○モールド

○高圧負荷開閉器

※手動操作式 ○電動式

○絶縁監視装置

仕様は別図による（図面番号）
(3.1.8.3)(3.1.8.5)
○高圧用 ○低圧用

○基礎

※本工事（図面番号） ○既設 ○別途工事（）

○接地の共用

A種接地、C種接地及びD種接地の接地極は共用し、接地抵抗値は10Ω以下とする。

○その他

○屋外キュービクルのネットフェンス ※本工事 ○別途工事
○停電作業に伴い、電気主任技術者を立ち会わせること。

○工事範囲

○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○工事種類

○直流電源装置
○交流無停電装置
○簡易形交流無停電装置
○電力平準化用蓄電装置
○分散型エネルギーマネジメントシステム

○機器の仕様

○機器の仕様は、別図による。（図面番号）

○工事範囲

○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○用途

○非常用発電設備 (5.1.1.4)(5.1.1.4)
○常用発電設備（※系統連系型 ○独立型） (5.1.4.1)(5.1.5.1)(5.1.7.1)(5.1.8.1)
○装置の仕様は別図による（図面番号） (5.1.1.1)(5.1.1.4)

○ディーゼルエンジン発電装置

○装置の仕様は別図による（図面番号）
(5.1.7.1)

○太陽光発電装置

○装置の仕様は別図による（図面番号）
○PV直流用SPD ※設ける ○設けない
(5.1.7.1)

○その他の発電装置

○発電装置の種類（）
○装置の仕様は別図による（図面番号）

○現地負荷試験

現地負荷試験は監督員の指示による
(5.1.10.1)

○基礎

※本工事 ○既設利用 ○別途工事（図面番号）

○工事範囲

○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○監視方法

○警報盤による代表監視 ○中央監視制御装置による監視

○分電盤・制御盤・手元開閉器箱

仕様は別図による（図面番号）
SPD ○設置する ○設置しない
単位ユニットの電流計はコンデンサよりも負荷側に接続する。
自動連動回路は、試験運転にした場合連動をいものとする。

○インターロック

火災報知設備の受信機、連動制御器及びガス漏れ火災警報受信機と連動して空調機を停止させる。

○制御盤の散水試験

散水試験を行う。試験個数 ○全数 ○全体の()%

○電動機への接続

配線用支持架台 ※設ける ○設けない
(2.2.15.1)<2.2.16.1>

○総合動作試験

※実施しない ○実施する

○工事範囲

○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○適用JIS

○JIS A 4201-2003
○JIS A 4201-1997

○雷保護

○外部雷保護
○内部雷保護

○雷保護レベル

○Ⅰ ○Ⅱ ○Ⅲ ○Ⅳ

○接地

○A型接地極（板状接地極、垂直接地極及び放射状接地極）
○B型接地極（環状接地極及び網状接地極）
○構造体利用接地極（大地抵抗率測定用接地補助極を構造体下部に設ける。）
○雷保護設備において内部雷保護の等電位ボンディングを行う場合のC種又はD種接地工事の接地線の太さは8mm2 以上とする。
○電圧降下法による接地抵抗測定を行う。
(2.2.18.2)(2.2.13.2)(2.2.13.9)<2.2.19.2><2.2.14.4><2.2.14.9>

○鋼製突針支持管

○一段目の長さは ※400mm以上 ○ mm以上

○鉄骨及び鉄筋との接続

※圧着、ねじ締め、ボルト締め ○溶接
(2.2.17.3)<2.2.18.3>

○工事範囲

○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○受電電圧

※高圧受電(6.6kV) ○特別高圧受電(kV)

○配電盤形式

○キュービクル式配電盤 (3.1.1.3)(3.1.1.5)<3.1.1.6>
(○PF・S形(変圧器容量300kVA未満) ○CB形)（図面番号）
○高圧スイッチギヤ（図面番号）

○認定キュービクル

消防法に基づく登録認定機関による「キュービクル式非常電源専用受電設備」の認定を受けたものを使用する。

○設備容量

○変圧器総容量 kVA ○高圧電動機総容量 kW

○変圧器

「トップランナー変圧器2014」適用品を使用すること。
絶縁方式 ※油入 ○モールド付属品 ○防振ゴム ○ダイヤル温度計 ○移動車輪

○進相コンデンサ

○高圧側設置
○低圧側設置
○APFC(自動力率調整器) ※設ける ○設けない
絶縁方式 ○油入 ○乾式 (○モールド ○ガス入り)

○直列リアクトル

※6% ○13%
絶縁方式 ○油入 ○モールド

○高圧負荷開閉器

※手動操作式 ○電動式

○絶縁監視装置

仕様は別図による（図面番号）
(3.1.8.3)(3.1.8.5)
○高圧用 ○低圧用

○基礎

※本工事（図面番号） ○既設 ○別途工事（）

○接地の共用

A種接地、C種接地及びD種接地の接地極は共用し、接地抵抗値は10Ω以下とする。

○その他

○屋外キュービクルのネットフェンス ※本工事 ○別途工事
○停電作業に伴い、電気主任技術者を立ち会わせること。

○工事範囲

○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○工事種類

○直流電源装置
○交流無停電装置
○簡易形交流無停電装置
○電力平準化用蓄電装置
○分散型エネルギーマネジメントシステム

○機器の仕様

○機器の仕様は、別図による。（図面番号）

○工事範囲

○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○用途

○非常用発電設備 (5.1.1.4)(5.1.1.4)
○常用発電設備（※系統連系型 ○独立型） (5.1.4.1)(5.1.5.1)(5.1.7.1)(5.1.8.1)
○装置の仕様は別図による（図面番号） (5.1.1.1)(5.1.1.4)

○ディーゼルエンジン発電装置

○装置の仕様は別図による（図面番号）
(5.1.7.1)

○太陽光発電装置

○装置の仕様は別図による（図面番号）
○PV直流用SPD ※設ける ○設けない
(5.1.7.1)

○その他の発電装置

○発電装置の種類（）
○装置の仕様は別図による（図面番号）

○現地負荷試験

現地負荷試験は監督員の指示による
(5.1.10.1)

○基礎

※本工事 ○既設利用 ○別途工事（図面番号）

○工事範囲

○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設 ○取り外し再取付

○監視方法

○警報盤による代表監視 ○中央監視制御装置による監視

○分電盤・制御盤・手元開閉器箱

仕様は別図による（図面番号）
SPD ○設置する ○設置しない
単位ユニットの電流計はコンデンサよりも負荷側に接続する。
自動連動回路は、試験運転にした場合連動をいものとする。

○

令和4年版Ver.1.0

構内配線設備

情報表示装置

誘導支援設備

テレビ・防災設備

監視カメラ

監視カメラ

火災報知設備

中央監視制御設備

構内配線設備

○工事範囲

○配管

○配線

○機器取り付け

○機器移設

○取り外し再取り付け

○工事範囲

○配管

○配線

○機器取り付け

○機器移設

○取り外し再取り付け

○工事範囲

○配管

○配線

○機器取り付け

○機器移設・改設

○取り外し再取り付け

○マルチサイン

別図による(図面番号)

○出退表示設備

別図による(図面番号)

○時刻表示装置

親時計は、時刻補正機能を有するものとし、時刻補正の方式は、別図による(図面番号)

○時刻同期装置

時刻補正機能を有するものとし、時刻補正の方式は、別図による(図面番号)

○太陽光電池式

点灯時間及び不日照時の点灯保証日数は、別図による(図面番号)

ポール形屋外時計

時刻補正の方式は、別図による(図面番号)

○工事範囲

○配管

○配線

○機器取り付け

○機器移設・改設

○取り外し再取り付け

○機器仕様

別図による(図面番号)

●工事範囲

○配管

○配線

○機器取り付け

○機器移設・改設

○取り外し再取り付け

●機器撤去

○機器仕様

別図による(図面番号)

○工事種類

○非常放送設備

○一般放送設備

○放送設備の兼用

非常放送設備を一般放送設備と兼用する。

○通信用SPD

○設置する(カテゴリ○C2○D1)

○設置しない

○工事範囲

○配管

○配線

○機器取り付け

○機器移設・改設

○取り外し再取り付け

○音声誘導装置

別図による(図面番号)

○インターホン

別図による(図面番号)

○トイレ等呼出装置

別図による(図面番号)

○受付呼出装置

別図による(図面番号)

●工事範囲

○配管

○配線

○機器取り付け

○機器移設・改設

○取り外し再取り付け

●機器撤去

○UHFアンテナ

※UHF(全帯域用)

○UHF(帯域用)

○BS・CSアンテナ

○BS・11.0°CS

○CS

○通信用SPD

○設置する(カテゴリ○C2○D1)

○設置しない

○アンテナマスト

取付方法

○壁面取付形

○自立形

材質

※溶融亜鉛めっき

○ステンレス

○受信調査

アンテナ取付け予定位置及びその周辺で端子電圧、振幅周波数特性、等価C/N値、ビット誤り率、受信画質を測定及び調査する。

(測定チャンネルは別図による(図面番号))

その測定記録を監督職員に速やかに提出すること。

○工事範囲

○配管

○配線

○機器取り付け

○機器移設・改設

○取り外し再取り付け

○屋外形機器収納箱

○合成樹脂製

○アルミダイキャスト製

○鋳鉄製

○鋼板製

○事前調査

調査箇所数

箇所

建物建築前に路上で端子電圧、振幅周波数特性、等価C/N値、ビット誤り率、受信画質を測定及び調査する。

(調査チャンネルは別図による(図面番号))

○工事範囲

○配管

○配線

○機器取り付け

○機器移設・改設

○取り外し再取り付け

○機器仕様

別図による(図面番号)

○通信用SPD

○設置する(カテゴリ○C2○D1)

○設置しない

○工事範囲

○配管

○配線

○機器取り付け

○機器移設・改設

○取り外し再取り付け

○機器仕様

別図による(図面番号)

○工事範囲

○配管

○配線

○機器取り付け

○機器移設・改設

○取り外し再取り付け

○防犯設備

別図による(図面番号)

○入退室管理制御装置

別図による(図面番号)

●工事範囲

●配管

●配線

●機器取り付け

○機器移設・改設

○取り外し再取り付け

●自動火災報知設備

別図による(図面番号)

●地区警報装置

別図による(図面番号)

○自動閉鎖設備

別図による(図面番号)

○非常警報装置

別図による(図面番号)

○ガス漏れ火災警報設備

別図による(図面番号)

○通信用SPD

○設置する(カテゴリ○C2○D1)

○設置しない

○R型及び自動試験機能付きのP型受信機

○感知器等の増設や変更等に伴う設定は別図による(図面番号)

○工事範囲

○配管

○配線

○機器取り付け

○機器移設・改設

○取り外し再取り付け

○警報盤

別図による(図面番号)

○簡易型監視制御装置

別図による(図面番号)

○監視制御装置

別図による(図面番号)

○通信用SPD

○設置する(カテゴリ○C2○D1)

○設置しない

○工事範囲

○配管

○配線

○機器取り付け

○機器移設・改設

○取り外し再取り付け

○ふ設方法

○地中埋設式

○架空線式

埋設深さ

図面に記載なき場合は、GL(舗装がある場合は、舗装下面)

-600mm以下とする。

構内通信線路

一般事項

特別管理環境産業廃棄物の処理等

改修工事

石綿含有建材の分析調査

処

理

○高圧引込用気中負荷開閉器

用途

○架空引込用(PAS)

○地中引込用(UAS)

構造

○銅板製

○ステンレス鋼板製

内蔵機器

避雷器

○要

○不要

制御電源用変圧器

○要

○不要

SOG制御装置

○引込柱設置(ステンレス鋼板製収納箱・鍵付き)

○キュービクル設置

○自立開閉器基礎

※本工事

○既設

○別途工事

○マンホール及びハンドホール

構造、寸法は

※標準図による。

○別図による。(図面番号)

蓋の用途表示は

○奈良県高圧

○奈良県電気

○とする。

ケーブルが直接接触しない場合の金物は接地を省略しても良い。

ケーブル支持材

※設ける

強電弱電用セパレート

○設ける

○余長

高圧ケーブルは、マンホール、ハンドホールまたはキュービクル内等の1ヶ所で約3mの余長をとる。

○高圧ケーブル、がいし、端末処理

屋外で高圧ケーブル相互の接続または端末処理を行う場合は、被覆の伸縮対策を施す。

○外灯

用途

○一般用

○景観照明用

基礎

※本工事(図面番号)

○既設

○別途工事()

照明用ポール

表面仕上げ

○溶融亜鉛めっき

○塗装

○標準色

○指定色

接地

○各ポール毎に接地を施す

○開閉器

○配線用遮断器(引き外し装置なし)

○カットアウトスイッチ(素通しヒューズ)

○工事範囲

○配管

○配線

○機器取付

○機器移設

○取り外し再取付

○ふ設方法

○地中埋設式

○架空線式

埋設深さ

図面に記載なき場合は、GL(舗装がある場合は、舗装下面)

-600mm以下とする。

○マンホール及びハンドホール

構造、寸法は

※標準図による。

○別図による。(図面番号)

蓋の用途表示は

○奈良県通信

○とする。

○石綿作業主任者

適用する

[9.1.2]

●特別管理産業廃棄物管理責任者

適用する

[9.1.2]

○施工計画調査

特別管理産業廃棄物等の調査は次による(適用範囲：)

使用状況調査(製造所名、製造年、型式、種類、数量等)

処分条件調査(収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設等)

調査結果報告書の提出

[5.1.2]

○分析調査

微量PCBの測定を行う。(対象機器：)

[5.4.1]

●特別管理産業廃棄物の処理等

[5.4.1]

種

類

処

理

方

法

○廃石綿等

石綿含有建材の除去等による

○PCBを含む機器類

保管(保管場所：)

保管容器は別図による。(図面番号)

○PCB含有シーリング

保管(保管場所：)

○廃油

○中間処理施設再生処理

○焼却処分

●廃酸/廃アルカリ

製造業者又は専門業者(回収委託)

○中間処理施設再生処理

○中和処理

○焼却処分

○特殊な建設副産物の回収及び処理

[7.3.1]

種

類

処

理

等

○フロコン類

登録回収業者(回収委託)

○ハロン

設備設置業者等(処理委託)

○イオン化式感知器

製造業者等(処理委託)

○六フッ化硫黄(SF6)ガス

製造業者(処理委託)

○特定化学物質

処理業者(処理委託)

●特別管理産業廃棄物等リスト

別図による。(図面番号)

○石綿含有建材の調査

施工調査(石綿含有建材の有無)は監督員、工事監理者、受注者立会のもと行う。

目視及び設計図書等による製造年等の確認

[1.5.1]

○石綿含有建材の分析調査

分析方法

○JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有測定方法」による

※「建材中の石綿含有率の分析方法」(平成18年8月21日基発第0821002号、基安化発第0821001号及び平成20年2月6日基安化発第0206003号)による。

分析結果報告書を提出する。

[1.5.1]

○石綿含有保温材等の除去及び処分

除去工法

[9.1.3]

[9.1.4]

○手ばらし

○破碎して除去

除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置

※湿潤化

○固化

保管場所()

除去した石綿含有保温材等の処分

○埋立処分(管理型最終処分場)

○中間処理(溶融施設又は無害化处理施設)

環境配慮改修工事

石綿含有成形板等の除去及び処分

除去する石綿含有成形板の飛散防止措置

[1.3.12]

[9.1.5]

※湿潤化

除去工法

※手ばらし

※けい酸カルシウム板第一種においては、作業場の隔離養生を行う。

保管場所()

除去した石綿含有成形板等の処分(石綿含有せっこうボードを除く)

○埋立処分

○中間処理

○手続き等

所轄の労働基準監督署及び奈良県景観・環境総合センター(奈良市内においては奈良市保健・環境検査課)に必要な書類の届出を行うこと。また、その内容を周辺住民の見やすい場所に掲示すること。

[1.1.3]

[9.1.2]

○除去後の仕上げ

仕上げ表による。(図面番号)

[9.1.1]

○石綿含有建材リスト

○()

○()

○()

○()

機器取付高さ

※取付高さは標準であり、監督職員の承諾を受けて変更してもよい。

名

称

測

点

取

付

高

(mm)

電灯動力共通

引込用計器

地上～窓中心

1,800～2,000

引込開閉器

地上～中心

1,800～2,200

電

灯

分電盤

床上～中心

1,500

スイッチ(一般)

床上～中心

1,300

スイッチ(多機能トイレ)

床上～中心

1,100

スイッチ(自動扉用)

床上～中心

1,700

コンセント(一般)

床上～中心

300

コンセント(和室)

床上～中心

150

コンセント(台上)

床上～中心

1500～300

コンセント(車椅子用)

床上～中心

900

コンセント(機械室・車庫)

床上～中心

800～1,300

ブラケット(一般)

床上～中心

2,100～2,300

ブラケット(踊場)

床上～中心

2,000～2,500

ブラケット(鏡上)

鏡上端～下端

50

動

力

壁掛形制御盤

床上～中心

1,500

手元開閉器

床上～中心

1,500

操作スイッチ

床上～中心

1,300

構内情報通信網

壁付アウトレット(一般)

床上～中心

300

壁付アウトレット(和室)

床上～中心

150

構内交換

端子盤(室内)

床上～下端

300

集合保安器箱

天井下～上端

200

壁付アウトレット(一般)

床上～中心

1,300

壁付アウトレット(和室)

床上～中心

150

指電話機

床上～中心

1,300

情

報

表

示

表示盤

床上～中心

2,300

壁付発信機

床上～中心

1,300

ベル・ブザー・チャイム

床上～中心

2,300

壁掛形親時計

床上～中心

1,500

子時計

床上～中心

2,300

拡

声

壁掛形スピーカ

床上～中心

2,300

壁付アッテネータ

床上～中心

1,300

誘導支援

テレビインターホン(親機)

床上～下端

1,300

テレビインターホン(子機)

床上～呼出釦

1,300

外部受付用インターホン(親機)

床上～下端

1,300

外部受付用インターホン(子機)

床上～中心

1,000

外部受付用インターホン(呼出ボタン)

床上～中心

600以下

壁付押しボタン(ひも付)

便器座面～中心

400～550

(トイレ等呼出)

床上～中心

400

壁付振りボタン(トイレ等呼出)

床上～中心

1,100以下

壁付呼出表示灯(トイレ等呼出)

床上～中心

(天井高)×0.9

壁付復帰ボタン(トイレ等呼出)

床上～中心

1,300

壁付インターホン(一般)

床上～中心

1,300

壁付アウトレット(一般)

床上～中心

1,300

壁付アウトレット(和室)

床上～中心

150

テレビ共同受信

機器収容箱

天井下～上端

200

直列ユニット(一般)

床上～中心

300

直列ユニット(和室)

床上～中心

150

火災報知

受信機・副受信機

床上～中心

800～1,500

機器収容箱

床上～中心

800～1,500

発信機

床上～中心

800～1,500

ベル

床上～中心

2,300

表示灯

床上～中心

2,100

液化石油ガス用検知器

床上～上端

300

摘要

一級建築士設計事務所
総合建築設備事務所

一級建築士事務所
登録 2023 (イ) 第2615号

管理建築士
一級建築士 中辻 常泰

DATE

PROJECT NAME

DMGMOR I やまと郡山城ホールトイレ改修工事

TITLE NAME

【武道場】電気設備工事 特記仕様書 (3)

PROJECT CODE

SCALE

NON

No

E-03

大和郡山市城北町5番47号

TEL (0743) 55-6608



